

「無償＝無上の贈与」としての生涯学習

—または、社会の人的インフラストラクチャーとしての生涯学習—

牧 野 篤*

Lifelong Learning as a 'Priceless Gift' - Or Lifelong Learning as a Human Infrastructure for Society -

Atsushi Makino

In Japan and many other countries in the world, lifelong learning has become a political task. Behind this are the increasing globalization of economies, the rapid birthrate decline and the aging of societies. These changes correspond to the fact that society as we know it is shifting all over the world, from that of modern industrial states that need large labor forces and consumer markets to that of the fluid markets of information, finance, and services that satisfy the individual tastes of consumers. This may be paraphrased as follows: The way society transmits knowledge is changing from a school-centered society to a society where each individual uses such knowledge by modifying the way the knowledge is according to their own values, and thus produces his/her social values. In other words, knowledge is being modified from stock to flow. What attracts attention amidst such radical social changes is lifelong learning. Actually, the question we should ask here is the following: In which framework should we define lifelong learning, which was developed to face the shift of knowledge from stock to flow. What we intend to confirm in this paper is that the universal structure in the form of hands-on activities of education/learning in lifelong learning is a cycle structure where overachievement resulting from the self-recognition retrospectively induced by education/learning drives both the learner and the teacher to a higher level of learning and, through this process, creates a human infrastructure, and leads to the creation of new social values. We have to find a way to guarantee lifelong learning that would help such cycling, but such a way should not be conceived in the dichotomy of public/private, social right/civil liberty, etc.

目次

- I. 生涯学習をどうとらえるか
- II. 大学における市民への授業公開プログラム
 - A. プログラムの概要と受講動機・受講後の感想
 - 1. プログラムの概要
 - 2. 受講動機と受講後の感想
 - B. 自分の変化について
 - C. 大学の社会貢献について
 - D. 本プログラムから見られる市民の意識
- III. 高齢者世代の価値観
- IV. 「つながり」への希求
- V. 高齢者の関心事の構造
 - 1. 「健康」を求める意識
 - 2. 「社会的貢献・ボランティア」と重層的ネットワーク
 - 3. 「趣味」の楽しみの構造
 - 4. 「仕事」と責任感・倫理観
 - 5. 「家族」への複雑な思い
- VI. 結びついていること
- VII. 「自己の永遠化」へ
- VIII. 「無償＝無上の贈与」としての生涯学習と知識の社会循環へ

*生涯学習基盤経営コース 教授

I. 生涯学習をどうとらえるか

日本をはじめとして、世界各国で、生涯学習は政治的な課題として受け止められている。その背景には、経済のグローバル化の展開と少子化・高齢化の急激な進展が存在している。この二つの大きな変動は、また、経済のグローバル化の進展による一国の統合された国内市場の不要化・解体と雇用の不安定化がもたらす社会不安や、国家財政に依存する福祉政策の破綻がもたらす社会の動揺などとして、国内的には現れている。また、それは、国家間関係を基本とする世界秩序が崩れ、民族間の対立と宥和、さらにより小さなコミュニティ単位の経済とその競合・協調が課題として立ち上がってくるなど、世界全体を覆う単一の秩序の動揺・解体と結びついている。

世界単一秩序の動揺・解体は、大規模な労働市場と消費市場を必要とする近代産業国家の時代から、人々の個別な嗜好に対応する情報・金融・サービス産業を中心とした、個人をターゲットとする流動的な市場の時代へと、地球規模で社会のあり方が移行していることと対応している。一つの大きな物語が存在し、その共有を人々に求めることで国家的な統合、つまり統一市場を形成し、国家経済の規模拡大を競う時代から、大きな物語が崩壊し、人々が個別の価値をもって流動することで経済的な価値を生み出す時代、すなわち多元的で流動的な市場の形成が求められる時代へと社会は移行しているのである。

これは、また、次のようにいうことができる。「知識」を蓄え、共有することで、社会的な価値が高まる社会、つまり、国家が認定した価値観にもとづいて選ばれた画一的な「知識」を学校で伝達し、各個人がそれを蓄えることで、社会が統合されるという学校中心の社会から、各個人が自分の価値に基づいて、その都度、知識のあり方を組み換えて使うことで社会的な価値が生み出される社会へと、社会の知識伝達のあり方が変化しているのである。それは、知識のストックからフローへの組み換えであるといってもよい。

このような大きな社会変動の中で、注目されているのが生涯学習である。それは、一般的には、人々に、学校教育修了以降も、生涯にわたって学習を継続することで、新たな価値を生み出し続け、生活を向上させる機会を保障することと、そのための人々の継続的な学習実践であると理解される。それ故に、生涯学習は、人々の一生涯の生活や価値実現と関わる、つまり人々の生活の質のあり方と深く関わる、公的に保障されるべき権利であるとされる。すなわち、生涯学習とは、人々が個別の生活を豊かに生きるという自由権を保障するために、社会的

に保障されるべき社会権だというとらえ方である。

他方、生涯学習は上記のように個別化し流動化する個人の知識の組み換えの営みであるが故に、単一の価値観やそれにもとづく「知識」の伝達であってはならず、いわゆる公的な事業として保障されるべき権利にはなじまないという考え方もある。教育や学習が公的に保障されるのは、産業社会が人々に画一的な価値を保有することを求めるが故であって、国家もそれを保障するための機構でしかないというのである。今や、このような産業社会を基本とする社会システムは解体しているのであり、人々に産業社会と同じように、画一的な教育・学習を保障することは、価値の多元性と流動性を抑圧し、却って、人々の生活の質を損なうことになる。この論理では、生涯学習は、近代産業社会の次に来る価値多元的で流動的な社会に対応するものであるが故に、人々が自分の必要に応じて市場を通して調達すべき「商品」だとされる。そのため、生涯学習は自由権の一部としてとらえられ、「商品」購入の自由を阻害しないことが、公的な保障の一環であるとされる。この意味で、生涯学習は、新自由主義的な市場原理ときわめて親和的な一面をもっている。

生涯学習は、間違いなく、産業社会から次の社会へと移行しようとする世界において、社会的に要請されて生まれてきた新たな教育・学習のあり方（理念、制度、形式、内容、実践を含めて）である。しかし、生涯学習のとらえ方をめぐる議論に目を転じてみると、それは、上記のように、いまだに産業社会のもつ論理、つまり公的保障か市場原理か、公共性か私事性か、平等か自由か、社会権か自由権か、という二項対立の図式の中でなされているに過ぎない。これは、新自由主義的な議論においても同様である。

問われなければならないのは、知識のフロー化という状況に対応するために生まれてきた生涯学習を、どのような枠組みでとらえるのかということである。その枠組みとは、近代産業社会の価値観がもつ二項対立ではなく、その二項対立を乗り越えようとする論理をもつものである必要がある。生涯学習のあり方として、公共性なのか私事性なのか、社会権なのか自由権なのか、という議論ではなく、生涯学習における教育・学習の実践活動の本質とはいったい何であるのかということが問われなければならない。実践活動の本質とは、実践の形式がもたらすより普遍的な構造のことである。教育・学習の内容にかかわらず、上記の二項対立の枠組みを超える論理を導き得る形式そのものがとらえられる必要があるのだといえる。

この実践形式の本質という観点から、二項対立の枠組

みをとらえると、この枠組みが導くのは、教育と学習、そして伝えられるべき内容を導き出す研究のもつ事後性の否定である。つまり、教育・学習や研究が常にオーバーアチーブであることが否定され、逆に、事前に決められた価値にもとづく知識を、規定通りに社会へと提供することが求められるということである。

そして、このことは、新自由主義的な教育の「商品」化において、一層顕著であるといわざるを得ない。なぜなら、このようないわゆる知識のサービス化はまた、研究や教育の規格化を求め、その結果、研究や教育・学習の自律的で自動的な進展や進化を阻害するからであり、それとは逆に、研究や教育・学習という営みが、本来、常に、予期せぬ成果によって次の段階へと展開していきこうとするエネルギーを獲得するものであるからである。このような、エネルギー獲得の根底には、人間そのもののもつ知的な探求や労働に対するオーバーアチーブな性格が存在しており、その性格はまさに人間が集団生活において相互の贈与＝交換の関係におかれることによって形成されているのである。この意味では、価値多元性と価値の流動化を主張する新自由主義的な教育の市場化論は、きわめて画一的な教育観を下敷きしているといわざるを得ない。一見、「商品」としての教育・学習は規格化され、品質が保証された上で、多様な品種が準備され、消費者である学習者の自由な選択にゆだねられているように見えても、その「商品」は、学習者の事後的で自律的なオーバーアチーブな予期せぬ変化が学習者自身の新たな進化を駆動する可能性を組み込んだものではなく、つねに消費されることで、予定された満足を消費者にもたらすだけのものに過ぎないからである。

しかも、教育の「商品」化は、社会的な価値創造の基礎をも解体する。なぜなら、剰余価値説に依るまでもなく、この社会が富＝価値の創造によって再生産されていくことの人間的な基礎は、集団生活における贈与とその贈与に対するオーバーアチーブな答礼であるからである。価値の生産そのものがこの贈与と答礼との関係によって、事後的に私たちをオーバーアチーブの応酬という関係へと組み入れていくのである。私たちは、常に事後的にしか研究や教育・学習そして労働など、他者と贈与＝交換の関係にあるものが私自身にもたらす意味を認識し得ない。私たちは、その認識を通して、私とその贈与＝交換の関係においてこそ私であり得ることを心地よい感覚とともに受け止め、確認する。私たちは自分の存在をその関係において確認するが故に、その場において自我を確立し、自分をより高次に確立し続けるために、他者との間で、過剰に贈与＝交換を続けよう、過剰に答礼しようとするのである。

このことは、より通俗的な表現を使えば、学ぶことによって自分に予期せぬ変化が起こっていることを、学んだ後に感じて、わくわくする感覚をもつために、さらに学びたくなるということである。また、教えることによって相手に予期せぬ変化が起こり、それを感じ取ることで、自分がうれしくなり、もっと教えたいということである。学ぶことと教えることの相互作用において、教える者と学ぶ者の双方がより新たな変化を来していることを事後的に感受することで、その教え・学ぶという関係がより強化されていくということでもある。それは、知的な探求においても同様である。私たちが、あるものを探求することで、目的が達成されようがされまいが、事後的に自分の変化を感じ取ることで、常に内省的にその目的に向かって探求を進める自分が組み換えられていく、それをまた自分が感じ取ることによって、さらにその探求へのめり込んでいく、こういう関係が形成されているはずである。生産労働も同様である。しかも、そこには自分を支え、自分に支えられる、自分と他者との集団的な関係が存在することで、このメカニズムはさらに強められることになる。これこそが、研究や教育・学習さらには生産の自律的な展開を支えているものである。

知的なものの探求や教育・学習という営みは、知識を提供・享受するにとどまらず、その知識を得ることにおける自分の変化を組み込み、かつ自分を社会に開いていくものである。だからこそ、それは、事前に価値を評価できるものではなく、プライス・レスであるべき営みであったはずである。教育・学習という営みは私事性にもとづいていながらも、公共性をもつものであり、それ故に公的に保障されるべき性格をもったものなのである。それなしでは社会的な価値の創造と再生産は成立し得ない、こういうものが教育・学習なのだといってよい。この意味で、研究・教育をサービスとして評価する社会は、その人間学的な基礎を失い、自ら崩壊していつてしまう。

知識をストックすることが意味をなさない社会へと社会が移行している以上、私たちは従来のような教育機会の公的な一元的保障にとどまっていることはできない。機会保障という形式は、教育という営みにおいては、伝えられるべき内容及びそれを定礎している価値と深く関わっているからである。つまり、一元的な知識伝達の機会保障は、価値の画一性を前提としなければならないのであり、そのような知識伝達のあり方は、知識をストックすることで社会的な有用性を増す社会のあり方である。しかし他方、生涯学習を個人の好みの問題であると見なして、その機会保障を完全に自由市場にゆだねるこ

とにも無理がある。それは既述のように、社会を構成している人間関係という根本的な基盤を掘り崩すことになりかねないからである。生涯学習をとらえる枠組みとして、「私事的であるが故に、公共的である」という論理の構築が求められているのである。

今、私たちが直面しているのは、このような、ある意味で、社会的な大きな課題であるといつてよい。

本稿で確認しようとするのは、結論的には、生涯学習における教育－学習実践の形式がもつ普遍的な構造とは、教育－学習による事後的な自己認識にともなうオーバーアチーブメントが、学習者と教育者双方を駆動し、さらに高次な学習へと誘うことで、それが媒介となって、人的なインフラストラクチャーをつくりだし、それが社会的な新たな価値の創造に結びついていくという、循環構造が存在しているのではないかということである。そして、この循環を促すような生涯学習の保障のあり方を考える必要があるのであり、それは、公共性と私事性、社会権と自由権という二項対立の図式ではとらえられてはならない、新たな枠組みを必要とするものだということである。以下、筆者が関わったいくつかの実践から、代表的な二つの実践を紹介し、初歩的な知見を導くことを試みる。

II. 大学における市民への授業公開プログラム¹⁾

A. プログラムの概要と受講動機・受講後の感想

1. プログラムの概要

本プログラムは、筆者が所属していた名古屋大学大学院教育発達科学研究科で行われた、市民をモニターと位置づけて、学生・大学院生向けの授業の一部を市民に公開し、授業効果を測る実験である。それは、国立大学の法人化にともなって提起され始めた教育のサービス化の議論に対して、国立大学という公共性の高い教育・研究機関と市民社会との連携のあり方を模索し、大学における教育を私事性にもとづく公共的な営みとして構築するための基礎資料を得ることを目的に構想・実施されたものである。

この「市民への授業公開プログラム」は、一般に毎学期6～8科目、30～40名の定員で行われた。受講問い合わせ数は、毎回約200名、受講申込み者数は約120名であり、各授業の開講目的と応募市民の受講動機とを勘案の上、30余名の受講者が各授業担当者によって選ばれ、受講を許可された。

受講者の男女比は約50パーセントずつであり、年々、中高年男性の比率が高まる傾向にあった。年齢その他については、おおむね50歳代、60歳代が多く、とくに団塊の世代の大量定年を迎えて、60歳代前半の男性が目立ち

始めていた。

2. 受講動機と受講後の感想

受講動機については、申込み時点で用紙に記入され、担当教員による受講可否判断の材料となった動機を、受講後のアンケートにおいて再度振り返る形で回答を得ている。このアンケートは、受講申込み時点での自分の認識を振り返りつつ、受講後に自分がなぜこのプログラムを受講しようとしたのかという意味づけを導くための措置であり、またそれは、大学における学びの事後性という点にかかわって、市民受講者の自分への気づきを誘うためのものでもあった。

受講動機は、各授業担当者によって受講可否判断の材料に使われ、受講者は授業担当者のいわば価値的判断のもとで選ばれている。このため、アンケートに書かれた受講動機をもって受講希望者の動機の全体的傾向を分析することはできない。

アンケート回答者の受講動機に関する記述の大きな特徴は、個別の具体的な課題やテーマ、または興味・関心を持ちながら、自分に即した具体的な課題が、より深い社会的な課題や知的なものの探求へと深まっており、その意識の深みから自分をとらえて、動機を意味づけているということである。彼らは、自分固有の課題に対する意識の深みから動機を意味づけているが故に、また、このプログラムがその課題に答えるものであることによって、自分の内部で、予期せぬ変化を来しており、それを認識していることがうかがえる。彼らの課題の深さと教員が提供する授業の内容とがシンクロしつつ、彼らの新たな変化を導き出し、その変化を心地よいものと感じることで、自分に対して肯定的になっていく彼らの存在がそこにある。彼らは、このような自分への認識を繰り返すことで、さらに学ぶことへと積極的になっていくようであるし、そのような自分を心地よく感じつつ、大学の授業に対する評価を高める結果にもなっているように思われる。

このプログラムが、教育・学習の事後性(予期せぬオーバーアチーブメントへの気づき)を引き出していることがよくわかる。下記のような記述がある(*が動機、→が感想)。

*現在私は教育機関において教育相談を担当している。具体的には小・中・高校生とその保護者を対象にした電話相談、面接相談である。実際にケースにあたるごとに、見立てが大切だと日々実感している。アセスメントを学び、ケース理解に役立てたいと思った。

→私は教員養成の学部出身なので、心理学を系統的に学んでいない。養護教諭として勤務しながら、修士課程で心理学を専攻した。だから、大学院では背伸びしな

がら講義を受けたり、ゼミに参加したりしていた。本講義を受講して感じたことは、基礎を積み重ねていけば、着実な知識として身につけていくということである。現役の大学生と机を並べて学ぶという貴重な体験だった。

* 高度専門職業人コースの大学院で2年学び、修士論文を書いた。しかし、学び終えた感じが少しもせず、学び足りず、考え足りない感じばかりが残った。学びつづけ、考えつづける姿勢を自分の中で確かなものにするため、刺激の多い講義を定期的に聴くことは大いに意味があったと思っている。

→ 教育の問題が縦横に語られ、興味深かった。話題は、家庭・学校の内外を行き来し、子ども、青年の問題に限らず多世代にわたった。日本の国内、東アジア地域の問題にとどまらず、グローバルな視点からの話を聴いた。他では聴くことの出来ない話で、自身が直面する様々な問題の由来や背景を知ることが出来てよかったと思っている。

* 小学校で「心の相談員」として勤務していると、現在の子どもが抱えている悩み・考え・行動が見えてきます。相談員として子どもとどのように向き合い、どんな対応をしていくことが、子どもたちの心を開き、問題解決につながっていくのだろうか？専門的に心理アセスメントを学ぶことによって自分自身の考え方を深めてみようと思った。

→ 32年ぶりの大学の授業にわくわく感と同時に子どもと同年齢の学生たちと席をともにすることに気恥ずかしさもあった。講義の中味は仕事とかかわりがあり、興味を持って臨んだので、久しぶりにノートを取り、先生の話真剣にきく学びの時間がもてたのは、新鮮でした。名大の学生が大変まじめに講義を受けているのに好感を持ち、公開プログラムの人、科目履修の人とも友だちになれ、この人たちの向学心の熱さに驚き、共感し、語り合えたのも貴重な経験でした。

B. 自分の変化について

上記のように受講動機と受講後の感想を書いている市民受講者は、自分の変化をどのようにとらえているのだろうか。彼らは、様々な受講動機からこのプログラムに参加し、その受け止め方も様々である。しかし、彼らに共通しているのは、自分が事後的に変わっていることへの気づきと新鮮な驚き、そしてそこから発するさらに深く学問的な探求へと向かわないではいられない強い思いである。受講者は、次のように述べている。

* 子育てをし、家事に追われて過ごしていて、自分のために専門的な分野を大学という場所で学ぶということ

は、雑然としていた知識の中で、1本の道が開けたような感じがしました。大学に通うのも楽しかったです。学生たちが構内を歩く波に若さとエネルギーを感じ、意志を持って行動することは楽しいと感じました。改めて専門的な知識を学び、ノートをとったり、グループ討議することが新鮮で、「学び」の意欲が生まれたように思いました。同年齢の人と知り合い、探求心を持って生活している人と話すことで、自分もいろいろなことに興味を持って生きていきたいと思いました。

* 先生方の熱心で精力的な講義と多方面での教育活動。社会人を受け入れて開かれた大学をめざそうとする心意気。このプログラムに参加すれば必ず共感し、感化される。これが講義を受け、警咳に接する意義なのだろう。地域活性化活動に身を置く私は、愛知県主催「地域活性化プログラム」のコンペに企画書を応募し入選した。このメニューの一つとした地元小学校の総合学習に講師として参加した。これまで小学校にかかわったことがなく、自分の子供の教育は女房まかせ、PTAの会合ともまったく無縁であった私が、社会活動に参加し、学校評議員を引き受け、子供相手に小学校へ、いそいそと出かける。このように、自分自身を変えていこうとする姿勢は、この社会人参加プログラムで得られたもののように思う。

* 「結果」と「過程」、いつも悩まされてきた。ボランティア支援をしていたこともあり、「ワークショップ」を行うことがとても多かった。その時、いつも感じていたのが「結果」の出ない議論、「考え方の共有」「お互いを知ること」それがワークショップであり、参加者は結果までなかなか知ることができない。今回の授業の進め方も、ワークショップ形式であり、ストレスを感じるだろうと思っていたし、最初の方はストレスを実感感じていた。しかし、続けているうちに、これはこれでよいのだと感じるようになった。学生にとっては一つの答より、いろいろな人の意見・考え方を聞いて、そこからまた自分で勉強し、自分なりの答を見つけていけばよいのだから。「結果」重視で考えていた自分が少し考えさせられた感じがある。社会人と学生の大きな違いは「時間の流れ」だと思う。社会人には、仕事に対して期日がある。だからそこまで「結果」を出さなくてはいけない。そのため、「結果」ばかりに目がいって、その「過程」をおざなりにしているところが少しあるように感じるようになった。「過程」を限られた時間の中で、どれだけ充実したものに行えるかを考えていかなければならないと思う。

C. 大学の社会貢献について

さらに、大学の社会貢献のあり方について、たずねたところ、以下に例示するような回答であった。市民受講者は、大学のあるべき姿については、大学内部にいる研究者・教員とかなり近いイメージを抱いているものと見てよい。それは、つまり、大学は、研究の論理に支配された自律的で自治的な組織として、真理を探究し、その成果を学生教育をとおして社会に還元することこそが、その基本的な社会貢献機能であり、その上で、このプログラムのような市民への働きかけを基本とした知的な還元を行うべきだとするとらえ方である。このことは、研究と教育または学習という営みが、一見、私的な営みであるように見えながらも、その実、それは事後的に人々のオーバーアチーブメントを誘い、社会的な還元へと展開していく公共的なものであることを、受講者である市民が感じ取っていること、またはこのプログラムをとおして自己認識を深めることで、教育・学習が私事性にもとづく公共的営みであることに思い至っていることを示している。大学は、こうした市民たちと連携することによって、その研究の論理に支配された自律性と自治を、私事的な研究・教育機能を公共化することへとつなげ、教育をサービス化しようとする昨今の動きに対抗する知の公共圏へと自らを組み換えることが可能となる筋道が示されているようにも思われる。市民受講者は次のように書いている。

*実際のところ、まずは大学がやらなければならないことは、勉強を行いたい学生を集め、その学生を社会にしっかりとした社会人として送り出す、これが一番の社会貢献だと思ふ。それには、名大としての校風、理念等、名大でないといけないことの確立が必要だと思ふ。正直、義務教育の延長で大学まで来ている学生も多いような気がする。だから今は、大学が大学としてやるべきことをしっかり行い、それを社会に認めてもらうことだと思ふ。それなしには、社会貢献活動を行っても、大学のイメージupのためにやっているんだらうなとしか感じない。

*社会生活を営む中で、私たちは様々な困難にであつたり、疑問を持ったり、新たな興味の対象を見つめますが、その「根本」を知りたいと思ったとき、大学という場がそれらについて深く学び、新たな世界に出会える機会を与えて欲しいと思ひます。これから社会の戦力となる人を育てる役割と、社会人が物事の根本に立ち返る場を与える役割の、両方を果たしていくべきでは、と思ひます。このプログラムは社会人が本格的に学び直そうかと考える時の良いきっかけ、入口になるかと思ひます。

*大学1年の時、一般教養で受講した「学校保健」担当のA教授の人間や社会に対する真摯な姿勢は、教育に携わる者としていつも心にとどめている。A先生は臨床医（女性）であつた。戦後、高知県下を巡回診療されたとき、「日本が復興を遂げるためには教育こそ大切である」と確信され、臨床医から教育学部の教授に転身されたということであつた。大学は研究機関でもあるので、科学の進歩に貢献していただくのはもとより、次世代を担う若人を育てるという視点も大切にしていきたい。創造性、人間性豊かな人材を育てていただきたい。

D. 本プログラムから見られる市民の意識

本プログラムの実施によって得られた知見は、以下のとおりである。つまり、市民は、知識をサービス商品と化し、大学を教育サービスの提供機関と見なすのではなく、学問研究の高みから、市民生活の抱える課題の原理をとらえ、その課題を突き抜けて市民自身の存在そのものに関わるような原理や哲学を提示することを大学に求めており、しかも、そのような原理や哲学など、研究の成果を、学生教育を通して社会に還元してこそ、大学と社会との結びつきが確かなものとなるとらえているということである。つまり、「大学は知の論理で社会と結ばれるべきだ」ということである。それはまた、学問研究が、きわめて私事なことであるのに、それが社会的に開かれていく、その橋渡しを大学の授業ができるということであり、これこそが、大学を社会に開くということだということである。

しかも、市民受講者は、このプログラムを通して、大学で学ぶことが私事的な学びからいかにして公共性を持つようになるのか、その筋道を、彼ら自身の自己認識の展開において示してくれているといつてよい。彼らは、大学での学びを通して、授業の内容に触れ、自分の目を開かれ、思考を啓かされている。また、彼らは、同じ市民受講者とふれあい、学生たちと交わり、教員との間で刺激を受けることで、自分が大きく変化していくことを実感と驚きをもって受け止め、その変化を心地よいものとして感じ取り、さらに知的な探求へと向かおうとしている。この過程で、彼らは、大学に対して自分を開き、社会に対して自分の役割を示そうとし、それがまた自己認識へと還っていく。こういう自己認識の循環が形成されているのである。この知的な自己認識の循環こそが、本稿で示している研究・教育・学習の事後性にもとづくオーバーアチーブメントの実態なのであり、それこそがこの社会を支える人間的な基礎なのだといえる。大学における知的な探求とその伝達は、私事的でありながら常

に公共性へと展開し、その公共性が受講者自身の生活へと還ってくるという関係を創造するものである。この循環こそが、大学を、教育を私的なサービス商品としようとする動きに対抗する、私事性に定礎された公共圏へと形作っていくものといえる。この循環の節目に、市民が関与し得るのである。

このことを示している受講者のレポートの一部を以下に引用して、本節を閉じたい。

「参加してみて、このプログラムの主催者に対する認識を新たにした。最近の国際化や生涯学習社会に向けて、私学例えば関西では立命館大学などが積極的である。一方、国立大学は一般にそうではないようであった。「教職員の意識低下、公務に安住し、研究の名の下にノルマ減少を主張している」とこれまでは言われていた。／しかし、このプログラムに参加して認識を改めた。ここでは、外国人留学生が多く、社会人院生も多い。時代の風が感じられた。／こうした空気を私は地元を持ち帰り、コミュニティ活動にぶつけてきた。時代の風に合わせて、25年ぶりにコミュニティの組織替えを行い、規約を全面的に改めた。また愛知県の主催する「防災まちづくり活動」や「地域活性化プログラム」などのコンペに応募し、数々の入選を勝ち取った。それらの企画書は「防災まちづくり組織計画」「東部遊歩道利用計画」「わんわんパトロール」であり、愛知県より今年度新規に100万円の補助金を得た。このプログラムに参加しなければ、これらの活動は進展しなかった。／逆に、大学にとっては、社会人の受け入れは大きな刺激剤となり、新たな展開の突破口になれたら良いと思っている。つけ足式的に受け入れを許すのではなしに、むしろ大学の中枢部分として異質集団による新たな教育、研究の活動源として、大

規模な受け入れの方向へと進むべきだろう。こうして、国、県、地域、そして民間の教育エネルギーの総合的な組織化へ向けて駒を進めていくべきだろう。その中心が、この学部であることを期待します。」

Ⅲ. 高齢者世代の価値観

A. 「つながり」への希求

次に紹介するのは、筆者が関わっている高齢者向けのセミナー事業にみられる高齢者の価値観と学びとの関係である。たとえば、堀薫夫は高齢者の学習ニーズに関する調査にもとづいて、次のように述べている。「高齢期には喪失の事実（生理的機能の低下、退職、子離れ、親しい人との離死別など）がより顕著になるとともに、人生の有限性の自覚がより現実的になるという実存的特徴があり、この高齢者特有の実存的状态が「つながり」へのニーズを生むと考える……。このつながりには、過去とのつながり・未来とのつながり（あるいは悠久なものとのつながり）・社会とのつながり・他者とのつながり・異世代（次世代）とのつながりという側面が考えられるが、それぞれの位相において独自の学習展開方法があると考えられる²⁾。

堀はこれを整理して、〈表1〉にまとめている³⁾。

また、堀は、この高齢者の学習ニーズを年齢階層別に調査し、「つながり」を求める学習ニーズは質問項目の「ほとんどにおいて、60代よりも70代以上の者のほうに学習要求率が高いことが示された」という。堀は、これを高齢者の実存的問題の表れであると考え、「高齢者の学習ニーズは、エイジングの進行にとまない、……「つながり」において先鋭化する」のだと指摘する⁴⁾。

このような堀の調査結果とそれにもとづく見解は、筆

〈表1〉「つながり」を軸とした高齢者の学習ニーズ

ニーズ	つながりの方向	意味するもの	学習の事例
親和的ニーズ	他者	人間関係の充実化そのものが目的になる	他的高齢者などとの交流活動
ライフ・レビューへのニーズ	過去	自分の過去をふり返り、その意味と統合感を得る	ライフ・レビュー活動
超越へのニーズ	未来	身体能力の低下や余命の減少という制約条件を乗り越えたい	古典・歴史・文学・芸術などとのふれあい
社会変化への対応へのニーズ	当該社会	急激な社会変動に遅れないようにしていきたい	時事問題、ボランティア活動
異世代交流へのニーズ	異世代	次世代と交流し、自分の経験や知識を伝えていきたい	異世代交流活動

(堀薫夫「高齢者の学習ニーズに関する調査研究：60代と70代以上との比較を中心に」、堀薫夫編著『教育老年学の展開』、学文社、2006年(第6章)、p.124)

者の高齢者向けセミナー事業の実践とそこから導かれる知見とも、ある程度合致するものである。筆者は、岐阜市内で企業退職者を主たる対象としたセミナー活動、自主グループの形成と活動の促進、さらに社会貢献活動への展開を支援するプログラムを2001年より継続している。このプログラムにおけるアンケート調査と実践記録からは、高齢者の学習ニーズの基礎となる関心事は、基本的に「健康」「趣味」「社会貢献・ボランティア」「仕事」「家族」の5つの領域でとらえることができ、その各領域における高齢者の意識を貫くものとして「つながり」が存在していることがわかっている。

そこで明らかとなったのは、「健康」「社会貢献・ボランティア」「趣味」「仕事」「家族」に対する意識を通して、一つのテーマが存在するということである。それは、自分が人として他者と結びついていることと、人間としての尊厳、生きがい、社会貢献への思いとが還流しているということである。以下、この5つの領域に対する高齢者の意識を概観しておく。

B. 高齢者の関心事の構造

1. 「健康」を求める意識

「健康」は、高齢者世代にとって極めて切実なものとして受け止められ、関心が高い。しかし、健康は、健康そのものとして受けとめられているのではない。彼らは、自分の存在が家族や知人・友人そして社会の見知らぬ人々の「おかげ」で生かされてあることに感謝し、だからこそ迷惑をかけたくないと思い、そしてその他者との間に生かされてある自分を感じ取ることで、自分の人間としての尊厳を思い、他者の幸せを願っている。この意識の営みにおいて、「健康」が意識されているのである。彼らは、次のように述べている。

- * 3年前、脳溢血で入院しましたが、今では普通に健康で毎日元気にしておいて貰えて、家族楽しく暮らさまして、本当に有難うと感謝致しております。
- * 健康でいられることを心から願っています。家族に迷惑をかけないで生きたいと思う。仲のよい家族がいて、いい友だちがいて、自分の好きな趣味がある。とても幸せです。
- * 八三才です。皆様に迷惑をかけない様に健康に気をつけている位で何も出来なくて申し訳なく思っています。
- * いまからだの調子がよくありません。でも、ここまで生きてこられたのは人様のおかげです。このご恩に報いるためにも、ひとり暮らしの老人にボランティアでご飯を届けて、話し相手になっています。とても、喜ばれます。

2. 「社会貢献・ボランティア」と重層的ネットワーク

「社会貢献・ボランティア」も極めて高い関心度を示すものである。この「社会貢献・ボランティア」に関する自由記述からは、高齢者世代が多様で重層的な人的ネットワークのなかで生活し、そのネットワーク相互の間を軽やかに移動しながら、自分の社会的な役割を感じ取り、人生を楽しんでいることがうかがえる。社会貢献は、彼らにとって、自分の存在がそのネットワークのなかで他者と相互に認め合うものとしてあり、この相互承認関係を基礎に、肩肘張るのではない強い責任感と倫理観に支えられた生きがいとしてあるのである。彼らは、「社会貢献・ボランティア」にかかわって、次のように述べている。

- * 隣近所や社会の人々のおかげで、これまで生きてこれられました。恩返しをするために、ボランティアとしていろいろな地域の活動に参加したり、これまでの人生の経験を子どもたちに伝えたりしています。
- * いま、私は老人保健施設でボランティアをやっています。そこで、お年寄りの世話を焼く傍ら、自分の経験を若い人たちに話しています。
- * 私は13年間の軍隊生活と5年間のシベリア抑留の経験があります。この経験を若い人たちに伝えたい。平和な世界を作ってもらいたい。
- * 何か社会に役立つことをして、美しい心を作り出したい。いま、地域でお掃除の活動と子どもたちに本を読み聞かせる活動に参加しています。

3. 「趣味」の楽しみの構造

「趣味」に対する意識にも高いものがある。それは、趣味が第一義的に楽しいからであり、それが健康に結びつき、友だちに結びついているからである。「趣味」は、それそのものとして極めることで自分が高まることを実感でき、自分自身の存在をその中に見出すものとして、まずある。そして、それは、自分を他者へと結びつけるものとしてあることで、自分を社会的かつ歴史的に開いていくことにつながるが故に、生きがいへと結びついていくものでもある。「趣味」について、彼らは次のように記している。

- * 高齢となり、趣味を生かした横のつながりを大切にしています。横のつながりがあると友だちが増えます。横のつながりを通して、地域の活動に参加して、健康づくり或いは長生きに感謝して社会奉仕でご恩返しをしています。
- * 社交ダンスをしております。とても楽しいです。友達が出来ます。
- * 草花が好きで、山野草、球根・草花を交換して花の咲

く楽しさ、人の和が広がって生きる楽しさを味わっています。趣味を通して、幸せです。

*歌を聞いたり唄ったりすることが大好き、健康にもいい。習字を子供に教えることが生きがい、趣味をとおして子どもと仲良しになれる。

4. 「仕事」と責任感・倫理観

「仕事」も「趣味」と同様に、自分を社会的・歴史的に開いていくものとしてある。しかし、「趣味」と決定的に異なるのは、それが高齢者世代の人々一人ひとりのそれまでの生き方そのものの延長にあるということである。その意味で、「仕事」は泥臭いものとして、継続されており、しかもそれが社会的・集団的に強い責任をとるものとしてあり続けている。彼らにとって、「仕事」は、自分そのものであるが故に、自分の社会的・歴史的な役割や責務である。そして、その自分自身であるものが社会的・歴史的に開かれて自分へと還ってくるが故に、それは「天職」なのであり、生きがいでもあって、自己の存在証明でもあるのである。彼らは「仕事」について、次のように述べている。

*編み物をうちでやっています。編み物が大好きで、編み物は自分の天職だと感じています。お客さんにできあがったものをお渡しするときの笑顔に、とても幸せを感じます。

*家で仕事(洋裁)をいただき、ほそぼそと頑張っているのが楽しみで続けています。仕事をお客さんに手渡すときに、とても充実した感じがします。

*現在妻と二人で市営住宅に住んで居ますが、福祉関係の仕事に従事して、妻はパート、自分は通所者(学園の分場作業など)の送迎運転手をして居る。健康で妻と共に同じ職場で働ける事が生きがいと思っています。

*現役時代に取得した資格を生かして定年後、再就職している。パソコンで市のホームページ作成のボランティアや、写真を趣味とし、多くの友人とのコミュニケーションを図ることができ、健康にも恵まれ、今のところは充実した毎日を送っています。

5. 「家族」への複雑な思い

「家族」については、その家族が自分と切り離し難く存在していることによって、彼らには極めて切実に意識されている。彼らは、自分の存在と重なっているが故に引き剥がせないその人が自分から離れていかざるを得ず、自分もその人から離れて行かざるを得ない現実を受け入れることを強要されて戸惑い、うろたえている。だからこそ、彼らは子ども世帯との同居を望み、孫の世話をできることに幸せを感じる、つまり自分の命が繋がっていくことに自己の存在を確認しているかのように

見える。彼らは、「家族」を次のように語っている。

*妻を亡くしてから生き甲斐を感じずこともなく、2年が経過しました。やっと趣味の魚つりや旅行にも行くと思う様になりました。

*はじめての孫が誕生したばかりです。とてもうれしくて、満たされた感じがしています。孫一人でこんなにも感じがちがうなんて、思ってもみませんでした。人生が変化して行くことでしょう。しっかりと、そしてきちんとした生活をしてゆかなければ。

*三世同居で自分が何とか動けるうちは息子夫婦、孫達に少しでも役にたてる事があればと。これが私たちの役目です。

*夫は5年前に他界しまして息子夫婦は勤めに出ますので、家事と子守が私の大事な仕事です。おばあちゃんも孫の面倒がみれてうれしい!

C. 結びについていること

このように、自分の存在が社会的・歴史的に他者と結びについていることによって、自分の存在を位置づけ、感じ取ること、それが自分の人間としての尊厳や生きがい、そして社会貢献への思い・意欲へとつながり、彼らが自分を社会的・歴史的に他者と結びつけていく、この循環ができていくのが、高齢者世代の関心事への意識だといえるであろう。この彼らの意識は、何かモノを所有することで満たされるのではなく、自分の存在そのものが自分と他者によって承認され、受け入れられることで自分が満たされる存在欲求の充足へと展開していく。ここに、彼ら自身の新たな生き方の鍵が存在しているといつてよい。

この彼らの新しい生き方はまた、自らの存在そのものを自ら確認し、また他者によって承認されること、つまり社会的・歴史的に認められ、継承されることを求めている。彼らは、分業を基本とする産業社会の所有欲求を乗り越えて、自らの存在が生きていることそのものであり、自らの生活が生きていることそのものであり、自らの労働が生きていることそのものであるような、十全感を生きているといつてよい。それは、モノを持つことに幸せを感じる生き方ではなく、人とつながっていることに幸せを感じる生き方を選択するということである。この生き方は、彼らのもつ人間関係を通して獲得される自己への視点とそこから導かれる他者との間に息づいている自己という相互性の実存へと統合されるものであるといつてよい。

このような高齢者世代の存在のあり方は、たとえばキャリア教育の分野において Hoydt (Hoydt) のいう「働くこと」を人生において意味づけるとともに、「働くこ

と」そのものが人生において意味づいてくるという、自己実現の姿をそのまま彼ら自身の言葉によって語っているものといっただいであろう。たとえば、ホイトは次のように語っている⁵⁾。

「私が用いた「働くこと (work)」を正しく理解していただくためには、次のような関連概念の理解が必要である。／1. キャリア教育は、教育関係者のみによってなされるものではなく、社会全体の運動である。／2. 働くことを重んずる社会においては、有給にせよ、無給にせよ、すべての人々が働きたいと願っている。／3. 自分のなにがしかの行動は自分だけのためにやっているのではなく、他の誰かから望まれてもいるという事実を知り、行動に移し、それを達成したいと願う人間の欲求を示す事例が「働くこと」であり、キャリア教育はこの理解を前提とするものである。／4. 私たちは、有給・無給の別を問わず、生涯にわたる「働くこと」を通して、自分自身に対しても、他者に対しても、自分を最もよく表現することができる。／5. 「働くこと」をめぐる価値観については、人はそれぞれの個人的価値観に最もふさわしいものとして選択して内面化する。／6. 「働くこと」が可能な状態となるには、それをめぐる選択に必要なキャリア・スキルの獲得がなされていなくてはならない。／7. 「働くこと」に意義を持たせるためには、自分自身の「働き」が、自分自身に対しても社会全体に対しても利益をもたらしているという重要な事実について理解する必要がある。／8. 「働くこと」から満足を得るためには、働いた結果として得られる感覚を心地よいと感じる必要がある。」

「働くこと」が、その人個人の社会的な意義と存在価値につながるという関わりの中でとらえられていることは明白であろう。このような社会的な関係の中で、人々が自己の存在意義をとらえることができるが故に、この社会は、働くことを人々が尊重する社会であり得る。この社会では、人々が働くということは、単に自分のためだけにカネを儲けるというような利己的な行為ではなく、自分の社会的な存在意義を獲得するために行うことが社会のためにもなるという、人々相互の関わり合いの過程において、自己を実現しつつ社会をよりよく形成していく、その過程にかかわっている自分を感じ取ることであるといえる。だからこそ、ホイトは、人々は金銭的な報酬の有無にかかわらず、働きたいと願う、そういう社会が実現するというのである。

D. 「自己の永遠化」へ

このことは、端的に、社会の人間関係の中で生きてこ

られた、つまり人様のおかげで生きてこられた自分を感じ取るということであり、ここに生きていられる自分のあり方を、人との関わりにおいて確認することで、感謝するということに始まる、自己確認の姿である。そこから、感謝の気持ち、つまり恩返しとして、社会に貢献したいとの強い思いが生まれ、その思いを抱えている自分を確認することで、自分を意味づけることができる。その上で、実際に社会貢献に歩み出ること、彼らが、新たな自分を見つけ出し、自分の社会的な意味をより豊かに生み出すことにつながる。しかも、このような高齢者世代の人々の自己確認の行動は、無理をして他人に尽くすというものではなく、自分にとってかけがえのないもの、生きがいを感じるができるものを極めていくことで、それが結果的に、人様の役に立っているという形で実現していることを求めるものでもある。

それはまた、自分という存在を、人様との関係に開き、自分と他者との間で相互承認関係をつくりだして、自分の存在欲求を満たすだけではなく、自分が次の世代にかかわること、自分の存在を次へとつなげていきたいという欲求に定礎された、自己確認の行動でもあるといえる。これは、自分の人生を、人様との関わりの中で全うしながら、次の生へとつなげていきたい、自分が生きていくことの証を同時代において確認するだけではなく、次の世代においても確認しておいて欲しいという、自分に還ってくる確認の作業である。それは、同時代的な広がりや歴史的な連続性において、中心的な地位を占め、自分が生きていることを強く感じ取り、確認したいという、自己実現への欲求であるといえる。これは、また、自分は常に同時代的にも歴史的にも、人様との関係の中で生かされてあり、だからこそ、人様に対して「働くこと」ができ、その「働くこと」が人様からの認知を得ることにつながり、それがさらに自分を社会に生かしていくことにつながるという感覚である。

この感覚は、突き詰めれば、彼ら高齢者世代がホイトのいう意味での「働くこと」をいまだに続けているということの意味している。高齢者世代の人生への価値観や意識は、上記の新たな意味でのキャリアを積んでいる存在としての意識に他ならない。

高齢者の意識には、つねに、現実にいきいきと生き、人生のキャリアを、他者との関係の中で作り続けている自分の実存が息づいているのである。それはまた、自分を社会的・歴史的に位置づけ、生かしていこうとする、いわば「自己の永遠化」の作業に他ならない。

IV. 「無償＝無上の贈与」としての生涯学習と知識の社会循環へ

以上、筆者が関わった二つの試みを概観した。そこでは、市民は、大学における知識の還元を教育サービスの提供ととらえるのではなく、筆者たちが大学内部にいて自らに課すべき知識人としての立ち位置・態度と同じ観点を共有しつつ、大学における学びを経験し、学びの循環に参加できることを喜びと感じていることが示された。また、それは、市民自身が意識的にとらえていることというよりは、自分が学ぶことによって、事後的に自分が変化していることに気づき、その変化を心地よいものと感じることによって、より一層その変化の方向へと自分を展開していこうとする、ある種の過剰性によってもたらされている彼らの「態度」とでもいうべきものである。そして、この「態度」は、高齢者の生き方そのものでもあった。

そして、この「態度」こそは、私たちの社会を集団として価値の創造と再生産へと向かわせることになる人間的な基礎、つまり他者との贈与＝交換の関係に入ること、与えられたもの以上のものを答礼として返そうとしてしまうという人間存在のあり方を示し、かつ規定しているものである。しかも、この贈与＝交換のオーバーアチーブな関係は、与えられるものが事前にわかっており、自分自身がそれを得ることで何を得ることになるのかがわかっている関係の中では、形成され得ない。なぜなら、それは消費のための関係であり、モノやサービスを得ることは、ある条件を満たすものでしかないからである。それは、満足を越え出て、自分のより大きな変化に対して、社会的な感謝や申し訳なさなど、いわば自分認識の心地よさと、そこから生まれる他者に対する何か返礼をしないと居心地が悪いという感覚をもたらすものではない。サービスの購入は、自ら求めるばかりであって、与えることを生み出すことはないのである。

しかも、この贈与＝交換のオーバーアチーブな関係は、実は私たちの「自我」の構造に関わっている。自我の発生の当初から、私たちは、常に、言語を用いて自己を認識することしかできない。私たちは、その言語が自分のものでありながら他者のものでしかあり得ないことによって、常に言語の自己言及性に制約された自分の言及できなさに苛まれ続けている。私たちは自分の言及できなさを事後的に知覚しつつ、その言及できない私を言及しようとして、過剰に他者から言葉を与えられることを求めてしまう。つまり、他者を欲望してしまう。それは自己の他者化でありながら、他者を自己化してその自己をとらえようとする行為である。そのため、常に、認識しようとする自己つまり他者に投影されている自分へ

と過剰に自分を移しつつ、自分を認識し返そうとする循環を繰り返さざるを得ない。これが、贈与＝交換の循環の基本的な機制である。贈与＝交換の循環は、自己認識を求めようとする私たちの自我が他者を求めざるを得ず、他者へと自己を差し出さなければ自分をとらえることができないという自我構造のありように定礎されているのである。私たちは、他者を認識することなくして、自分を認識することはできない。

本稿中で述べている自己認識の喜びとは、実は、知ることによる居心地の悪さ、つまり自己の言及できなさに気づかされることによる、もっと知りたいという欲望に定礎されているとあってよい。それがまた、私たちを他者との関係へと歩み入らせることになる。贈与＝交換のオーバーアチーブな関係は、このことを基礎としているのである。

であるが故に、知的な贈与＝交換の循環は、贈与を受ける者に私とは誰であるのかという問を発しつつ、私を探求させ続けざるを得ず、贈与を行う者にも同様に私を探求させることになる。この二つの私の探求がリンクすることで、教育－学習の場所は、人々を、知識の探求と贈与＝交換の循環に組み込んで、社会集団の創造へと向かわせる基礎を構築することになる。それは、単に、教員－学生・受講者という関係にとどまるのではない。教員が行う研究活動が知的な価値創造の営みであることの基礎も、研究における贈与＝交換の循環の関係なのであり、そこにおいてこそ教員は社会的な責任を果たすことができる。また、学生・受講者が社会に出て知的な循環を形成し、知的コミュニティをつくり出し、社会を変革していくことも、知識の贈与＝交換の循環関係を基礎にもっているのである。

この関係は、社会的な価値の創造と再生産においても同様である。社会が価値の創造と再生産を繰り返しつつ、人々相互の関係を再生産・創造して、発展していくための人間的な基礎として、この知的な贈与＝交換のオーバーアチーブな関係が存在しているのである。

この知的な贈与＝交換のオーバーアチーブな関係は、すでに明らかなように、教育をサービス化し、市民を知的サービスの消費者と見なして、売買の関係にとらえようとする「改革」と呼ばれる動きとは根本的に原理を異にするものである。なぜなら、贈与＝交換のオーバーアチーブな関係の基礎はその事後性にあって、価値を事前に測れないところにあるが、知識の売買の基礎は価値評価の事前性にあり、オーバーアチーブな関係を形成することは不可能だからである。それ故に、知識を売買するような「改革」は、その「改革」が依って立つ基盤であるはずの人々の社会関係を分断し、人々を孤立化させな

がら、社会的な価値の創造・再生産を不可能とする社会へと社会を組み換えてしまいかねないのである。

以上の考察から改めて生涯学習をとらえ返すならば、生涯学習こそは、社会的な人的インフラストラクチャーの基礎であり、それは私事的な学習実践でありながらも、この社会の公共性の基礎である人間存在のつながりを生み出すものであるといえる。

しかも、この生涯学習においては、贈与を行う者が、贈与を受ける者と対等な立場にありながら、ともに存在していることが求められる。生涯学習は市民の孤立した、個別の必要にもとづいて消費される学習活動ではなく、市民が自らの必要にもとづいて、その必要を満たすためにこそ、他者を必要とするような関係の構築に赴く活動なのだといえる。これこそが学習の本質である。その意味で、生涯学習は、私事性—公共性、自由—平等、個別—全体、社会権—自由権といういわゆる近代産業社会がつくりだした権利の保障体系である二項対立の構図において理解されてはならず、この二項対立を架橋するものとしてこそ存在していると考えられるべきである。生涯学習の私事性こそは公共的に保障されなければならないし、生涯学習の私事性こそが社会の公共性の基礎となるべきものである。それ故に、生涯学習は、従来のいわゆるプライベート・セクターでもなければ、パブリック・セクターでもなく、ましてやサード・セクターでもない、新たな開かれた経営体によって担われる必要がある。この開かれた経営体はまた、市場原理にもとづく経営体あってはならず、しかし市場の外で行われる公共投資的な、または福祉的な事業であってもならない。むしろ、市場の内と外とを結ぶ中間的な領域に位置する性格を持つ経営体を構想し、生涯学習はその新たな経営体によって担われることが求められよう。

この新たな経営体とは、例えば、すでに明らかなように、私事性をベースにした公共的存在である大学、さらにはNPOや社会企業など社会貢献を進めることによって正当な対価を得る企業体が考えられる。このとき、この経営体は既述のホイットが指摘するような「働くこと」を体現するような組織であることが求められる。経営体として、金銭的な営利の大きさがその組織を駆動するのではなく、その存在が不可欠なものとして社会的に認知されることがその組織の活動を活性化し、駆動し続けるような、いわばオーバーアチーブメントを組織として実現するようなあり方である。それはまた、組織そのものが社会的に認知されることでオーバーアチーブメントを存在形態とするだけでなく、その組織の成員一人ひとりが組織内部にあって自己認識に還ってくるオーバーアチーブメントを自己の存在のあり方として獲得できるよ

うな組織のあり方でもある。今後、このような経営体のあり方とともに、それを担うアクターのあり方についての検討が求められる。

注

- 1) 牧野篤「大学は知の論理で社会と結ばれる—市民への授業公開プログラム— (2005年度前期・2006年度前期) アンケート報告」, 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属生涯学習・キャリア教育研究センター『モノグラフ・調査研究報告書No.5』, 2006年10月, 牧野篤「おとなが大学で学ぶということ—知の社会循環をつくり出す— (名古屋大学大学院教育発達科学研究科「知の社会還元」の試み)」, 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属生涯学習・キャリア教育研究センター『モノグラフ・調査研究報告書』No.6, 2008年3月などを参照。
- 2) 堀薫夫「高齢者の学習ニーズに関する調査研究:60代と70代以上との比較を中心に」, 堀薫夫編著『教育老年学の展開』, 学文社, 2006年(第6章), p.124
- 3) 同上。
- 4) 同上論文, 同上書, p.129。
- 5) K.B.ホイット編著, 仙崎武・藤田晃之・三村隆男・下村英雄訳『キャリア教育—歴史と未来』, 社団法人雇用問題研究会, 2005年, pp.62-63。

「過去」の架橋と対話に関する教育学的可能性

—歴史認識の対立を媒介とした日中の和解に向けて—

牧野 篤*

Bottleneck in the Perception of Asia in the Post-War Japanese Pedagogy - Toward a Reconciliation Without the Sharing of the Past -

Atsushi Makino

Is it really possible to *share the same past* between Japanese people and other Asian peoples who live in the area Japanese troops invaded in the period of World War 2 (Asia-Pacific War)? What should be questioned here is how we could achieve an acceptance that takes differences for granted, a tolerance that does not force others to *share the same past*, and a saving of souls that takes antagonism for granted. Rages mobilized by reason cannot take for granted differences in our sense of history. They always want it one and the same. This hurts the existence of the souls of the masses. Because such sense of history serves only to justify themselves of *the present*, leaving themselves bonded by *the past*. Straightforward admiration and glorification of *the past* block off the exit for their souls and lead them to intolerant reproach. Then, they have no choice but to continue being mobilized by reason, i.e. politics. Then, in a value-conscious place of activity called education, for example at school, how can we try to bridge the gap in the perception of history without sharing *the past*? What's essential is that there will be an emergence of *others* inside oneself that provokes the emergence of *self-reflecting self*. That is to say, we will, without the sharing of the perception of history with the peoples of other countries, start by having children read the text of a history textbook currently available and making each child aware of what they think of what he/she has read. There, *others*, classmates and Asian children, who perceive history differently from the child himself/herself, will emerge through his/her reflection and imagination as an existence indispensable for him/her to be aware of him/her *self* and to exist. Then a bridge is thrown over the gap in the perception of the past and we can start writing a new history called the future, while mutually accepting *others'* perceptions of history. It seems that our task in the field of history education is to create the cycle of such self-perception based on the imagination of others.

目次

- I. はじめに—「過去」を架橋する方途を
- II. 日本における中国近代教育史研究の基本的枠組み
- III. 「国家」の転倒
- IV. 戦後日本教育学における方法の理想化
- V. 江沢民訪日の衝撃
- VI. 戦後教育学のアポリア
- VII. 「過去」からの自己の救済

VIII. 「過去」の共有なき和解を

IX. 一つの試み

I. はじめに—「過去」を架橋する方途を

東アジアの民衆、とくに日本と中国の民衆は、歴史認識、なかでも過去の戦争に関わる加害と被害の歴史をめぐる認識を共有して、和解に至ることができるのであろうか。たとえば、ドイツとフランスとの間で行われたように、歴史認識をめぐる歴史学者の対話と協議を基礎に、共通教科書を編纂し、それを実践において用いる

*生涯学習基盤経営コース 教授

ことで、両国民衆の和解を導く取り組みが、日中の間で可能なであろうか。ここで、考えるべきは、このドイツの取り組みは、きわめて高度な政治的な判断と妥協によって、それが可能となっているということである。いわば、きわめて理性的に、歴史の共通認識を形成するという価値が政治的に選択されている、つまり民衆の感情を理性的な和解へと動員する方向が政治的に選択されているといつてよい。

対立の歴史を持つ二国（または加害国と複数の被害国）の民衆の間で歴史的な共通認識を形成しようとする多くの議論においては、政治が扱われ、その政治においては、理性がそれを支配していることが前提とされているかのように見える。その限りにおいては、理性的に歴史を処理していけば、歴史認識を共有することは可能であるといえるかのように考えられる。

しかし、反面、日本の小泉政権時代のように、政権はその政治的目的を達成するために、きわめて理性的に民衆の感情を動員することも事実である。それ故に、ドイツの取り組みも日本の小泉政権も、同じく、その目的を達成するために民衆の感情を動員しているという意味で同義であるということもできる。この意味では、民衆の歴史認識と呼ばれるものは、むしろ政権によって政治的に動員される民衆の感情の政治的な表現形態であり、政治の動向によって、和解にも対立にも向かうものであるといつてよい。それはまた、和解に向かうにせよ、対立に向かうにせよ、単一の価値が政権によって選択され、それを民衆が受け入れることを要請、さらには強要されることと同義である。

民主政体を採用する私たちの国では、それが民衆の意思を直接政治的に実現する制度ではなく、政権を運営する人々の意思を私たちが選択する制度であるということにおいて、私たちは、高度に政治的な価値判断については、判断停止を強いられるという逆説の中にいる。民衆の歴史に対する感情が、政治的に動員されることで、歴史認識として噴き上がることは、その一例であるといつてよいであろう。この意味では、歴史認識問題を政治的に解決する、つまり共通の歴史認識を持つことを政治的な判断によって選択して、民衆にそれを受け入れることを強く求めることも、同様の構造をもっているといわざるを得ず、それは、政権の価値選択にあり方によっては、歴史認識が再び対立を招く可能性を棄てきれないということでもある。

しかも、この政治によって煽られる民衆の感情は、それがあつた種の心性やルサンチマンのようなものと結びつくことで、その感情を動員した政治権力をもつても制御不能な噴き上がりを示し、かつその心性がその国が

よつて立つような価値観の秩序構造を基礎にもつているが故に、結果的には政権そのものが民衆の感情の噴き上がりを是認し、追従せざるを得なくなるという転倒を引き起こすものとしてある。政治によって煽られる民衆の感情は、政権と価値基盤を共有しつつ、政権の統治能力を無能化することすらあり得るのである。それは、いわゆる被差別階層の民衆の方が、一般論として、好戦的であることや、一時期の中国民衆の激烈な反日デモなどにその一例を見ることができるといえる。それはまた、戦前の日本においても、戦意高揚への民衆の自発的なコミットメントとして表出されたものでもあるといつてよい。

私たちに、今、問われているのは、政治状況によって判断停止にならないような歴史的な価値選択のあり方を模索することであり、かつ民衆の心性の噴き上がりを誘うのではない、過去との対話のあり方を模索することである。噴き上がりかねない心性を持つ民衆自身が、他者を通して自己認識へと還る、そのまなざしを、過去が相互に媒介しつつ、相互に他者＝相手を認め、その他者から自己をまなざす私を立ち上げることで、その心性を相互性の中で自己を実現する方途へと転換することを模索することである。それはまた、過去から自己の心性を救い出すことで、政治によって慰められる必要のない自己を立ち上げることもである。すなわち政治的な解決に持ち込まない形で、たとえば日中両国の二つの異なる「過去」を架橋しつつ、和解、つまり未来に向けた志向性を互いに語り合いながら、手を携へあえる関係を築いていくことなのではないであろうか。それは、「過去」への認識を一つにした上で、許し合い、和解するというのではなく、むしろ、未来に向けての和解、つまり「過去」の違いを違いとして認め合いながら、共通の将来に向けての対話を許し合う関係としての和解、それを模索するということでもある。そのための基礎として、「過去」の共有ではなく、互いの「過去」に架橋すること、そのことの可能性を模索することが求められているのだといえる。対話とは、この意味におけるものである。それ故、この作業は、民衆の自己認識のあり方を問うものでもあり、その意味で、きわめて教育的な営みであるといつてよい。

以下、この問題を教育学の立場から考えるに当たつて、戦後日本の教育学がもつアジア認識の枠組みを示し、それが自らを高みに措く「贖罪」の歴史観であることを指摘して、その枠組みでは真の意味での歴史の共有は不可能であり、また「過去」への認識の違いを認め合つて、「過去」を架橋することはできないことを述べつつ、むしろ教育実践の場における歴史を共有しない和解のあり方の筋道を模索することが必要であることを示した上

で、そのための基礎的作業を構想する試みを行いたいと思う。そこでは、政治的に動員される民衆の感情が「過去」を語るのではなく、〈いま〉の自己を慰撫するためにも、その「過去」が政治的に動員されざるを得ないことを指摘するとともに、そうではない自己救済のあり方、つまり「過去」を「他者」が語り継いで架橋することによって、自己を「過去」から救い出して〈いま〉に生かしていく方途を教育実践の場において実現する可能性を、人の自己認識の構造をとらえることによって探求する試みを進めることになる。

II. 日本における中国近代教育史研究の基本的枠組み

従来、日本の中国教育史研究（とくに近代教育史）の主流を形成していた基本的枠組みは、「ヨーロッパ—アジア」という二分法と、それに基づいて形成された、ヨーロッパによるアジアへの侵略、そしてアジアによるヨーロッパの内在的克服という近代史認識であった。この時、「ヨーロッパ—アジア」という二分法は、等価なもの質的差異ではなく、価値の序列的な二分法である。しかも、それは先験的に与えられた二分法であって、アジアをヨーロッパより低い価値としておきながら、アジアによるヨーロッパの克服は、革命という予定されたものとしておかれる。「ヨーロッパ—アジア」とは、ヨーロッパを価値基準とおき、アジアをそのヨーロッパよりも低い価値とおく概念であり、アジアの発展・進歩とは、ヨーロッパ的価値の非ヨーロッパ的貫徹、つまりアジア的貫徹の形態として析出されてきた。「ヨーロッパ—アジア」という二分法は「ねじれて」いる（小谷汪之）のである。つまり、ヨーロッパとアジアの価値的な差異を、優劣または高低の秩序へと組み換えて、その優劣・高低の秩序を歴史発展の段階論へとねじ込んでいるのである。それ故、たとえば、中国近代教育思想研究において、ヨーロッパ近代教育思想の受容と克服をとらえるとき、それは「「民族の土壤」への回帰（斎藤秋男）」という内在的な過程であるとされるが、この「民族の土壤」とは、ヨーロッパ近代的価値によって見出されたアジアであることになる。それは、研究者の持つヨーロッパ近代的な価値によって見出された、アジアの主体性の根拠という価値である。ここでは、アジアの主体性がヨーロッパ近代の価値を基準に評価されていることは、研究者に意識されてはいない。

この枠組みにおいては、中国近代教育史をとらえる場合、ヨーロッパ近代が中国に影響・衝撃を与えた事実が前提化され、そこが研究の出発点となる。この図式では、第一に、ヨーロッパ近代教育に接する前の中国教育の実態や思想的展開、及びそれらの近代以降の展開・変

容とのつながりが明確に意識されることはない。研究者によって見出された「民族の土壤」は、ヨーロッパ近代に対して見出されたアジアの自己意識として、ヨーロッパ中心の価値秩序の中へと還元されてしまうのである。

第二に、それ故に、アジアによるヨーロッパの受容は、ヨーロッパ的価値がアジアの中に実現していることだとされる。そこでは、アジアが、ヨーロッパ近代を自らの固有価値につなげて組み換え、新たな価値へと転生している具体的な姿は描き出され得ない。ヨーロッパ近代がアジア的に実現していると研究者によってとらえられた価値を、その基盤であるはずのアジア固有の価値に対置させ、アジア固有の価値を否定することになる。つまり、この否定を進歩・発展と見なす傾向を持つことになるのである。

そして、第三に、中国によるヨーロッパ受容後の新たな価値創成の過程を、「ヨーロッパ—アジア」の二分法に基づいて、ヨーロッパ近代の克服としてとらえるため、それが中国近代史の中に置き直される時、中国の近代は「改良から革命へ」という単純化された直線的図式へと還元される。ここにおいて、中国教育史研究では、新たな価値を創成する中国は、ヨーロッパ近代によってその主体性を見出される客体へと転じてしまう。しかも、ヨーロッパ近代によって見出されるアジアとしての主体性＝「民族の土壤」への回帰を、ヨーロッパの内在的克服とおくことは、「ヨーロッパ—アジア」という価値秩序において、価値体系を変えずに、序列を転倒させることへと転化せざるを得ない。

III. 「国家」の転倒

中国がヨーロッパの衝撃を受け、自らをアジアと認識する以前、中国には「国家—国民」の概念は存在していなかった。そこにあるのは、倫理的な天一民（天下—生民）という体系のみであった。この思想風土にヨーロッパが侵入し、その国家が対置されるに至り、中国はそれとの対抗上、否応なしにヨーロッパの国家—国民と相似の「国家—国民」を創り出さざるを得なくなった。つまり、ヨーロッパの侵略に対抗する必要上、方法として「国家—国民」の形成が選択されたのである。こうして、観念上、天下は「国家」に、生民は「国民」に同値されることとなった。つまり、政治体制としての「国家—国民」が、道徳的・倫理的体系としての天一—生民を取り込み、道徳・倫理制度を政治体制内に包摂しつつ、それを実践し、政治的に実現するという閉じられた循環構造が形成されるのである。

この体制においては、中国儒教のもつ天本思想が、相關倫理としての「万物一体の仁」つまり平等観と結びつ

くことで、人間個人を、天の意志にもとづくあるべき人のあり方を経て、家と国家そしてその上に連続する形で天下の安定へと連なる「大同」へと媒介する。個人の道徳を天下へと媒介する装置として、「国家」がおかれ、「国家」そのものが天理の実現態として、目的である「大同世界」の实在へと展開するのである。侵略への抵抗のための方法であった「国家」が実現されるべき目的へと転化してしまうのである。

しかも、この目的としての「国家」は、個々の人間の生存を、天が求める人間の平等性を基本として、実現することが求められる。「国家」が天と同じ役割を担うことになるのである。ここにおいて、「国家」は、天と同じ意味を付与され、「国家」の目的は個の生存の全き保障、つまり「国民」の形成として立ち上がることになる。

こうして、ヨーロッパ列強の侵略への抵抗を目的として、方法として導かれた「国家—国民」の枠組みが、その目的によって方法から目的へと転倒するのである。

しかも、この「国家—国民」が現実の国家に対峙するとき、その「国家」が分裂することとなる。既述の「国家—国民」概念においては、それは天下一生民の道徳・倫理制度を体制内化したものとして、その「国家」は、「国民」の根拠である天理の実現態として目的化された「国家」でしかあり得ない。それは、「国民」の自己形成を取り込んだものとして、自己目的化し、「国民」の自己形成と同値された概念としておかれている。これに対して、現実の国家は、たとえば、政治的に腐敗した権力であり、民衆の「国民」化を実現し、その生存を完全に保障し得るものではない。つまり、現実の国家は目的としての「国家」へと変革されるべき対象へととらえ返されるのである。「国家」が既存の変革されるべき国家権力と、民衆の「国民」化とともに実現されるべき目的としての「国家」の二つに分裂する。しかも、ここでは既存の国家が民衆の立場から相対化され、変革されるべきものとおかれる一方で、目的としての「国家」は、「国民」の自己形成と同値されたままなのであり、目的としての「国家」は既存の国家へのアンチ・テーゼとして対置される。体制内の倫理制度が、自らを実現できなくなった政治制度に代位しようとするのである。ところが、既存の国家に対置される目的としての「国家」が「国民」の自己形成と同値されているために、目的としての「国家」は「国民」へと閉塞してしまい、既存の権力関係においては民衆の側、つまり被支配者へと転じてしまう。そして、この支配関係からの民衆の解放を求めることは、現実には、既存権力からの逃避を意味することとなる。しかも、この逃避は、その目的としての「国家」をもたらしたヨーロッパ近代を理想化する、つまり既存の国家打

倒を夢見つつ、ヨーロッパを志向する逃避でしかあり得なくなるのである。

こうして、「国民」は目的としての「国家」を内在させた目的として立ち現れるが、それが、既存の国家権力に対置される価値概念であり、しかも、既存の国家が中国というアジア（遅れたアジア）の固有性を背負い込んだもの（たとえば、封建的）であることにより、「国民」形成のあり方は、それらに対置される価値、つまりアジアを遅れたアジアとして価値づけ、そのアジアから改めて先進的で民主的と価値づけられたヨーロッパに依拠することとなるのである。

ここに、新たな転倒が形成される。ヨーロッパの侵略からの解放を求め、そのために利用すべき方法として受容されたはずのヨーロッパ近代が、中国（アジア）の固有性を否定する一方で、中国の近代化の目的となるのである。この構図では、中国の近代化はヨーロッパ化でしかあり得ず、ヨーロッパを乗り越えようとすることは、「ヨーロッパ—アジア」の二分法において、この二分法を転倒する「中国革命」であると理解されることになる。

IV. 戦後日本教育学における方法の理想化

日本の教育学がその形成以降保ち続けているであろう「ヨーロッパ—アジア」のねじれた二分法に、同じくヨーロッパの衝撃下にあつて、解放を志向してきた中国近代教育が持つ二度にわたる方法としての「国家」の目的化という転倒が、すっぽりとはまり込んでいるのである。日本の戦後教育学において、中国近代教育史はヨーロッパ近代化という価値において解釈されてきた。しかも、この近代教育史研究の傾向は、戦後、強固なものとなる。そこには、日本の敗戦・加害責任、社会主義中国の成立、冷戦体制の存在という内外の情勢において、日本の中国教育研究者たちが、自覚的に中国近代教育を選び取るという主体性に関わる問題が存在している。ここでいう自覚的または主体性とは、戦後の冷戦体制下にあつて、理念的に後退していく（端的には、アメリカの影響の下、反民主化へと転換していく）戦後教育改革の現実と直面して、ヨーロッパ近代を克服して成立した（と価値づけられた）社会主義中国の、抵抗と解放の歴史を方法として用いることで、そしてそれを日本の戦争加害責任を問うことと重ね合わせることで、日本の教育の現実のあり方に警鐘を鳴らす役割を自らに引き受けるといふことである。

冷戦期とは、1920年代末のスターリニズムの形成に端を発し、工業化の進展、大恐慌後の国家の都市化と民衆の群衆化、国家の軍国主義化と群衆の政治的動員とが同時に進行しつつ、都市計画・社会計画が世界を覆って

いく時代と重なりながら、戦後に連なっている。つまり、民衆の国民一般化と人間一般の概念が成立し、社会科学・教育学が確立する、近代化が世界に貫徹していく時代を背景に成立したのが、冷戦期であった。しかも、日本にとっての冷戦期は、この近代化の歩みの過程で、自ら発動した戦争に敗れるという、加害と敗戦の痛みを引きずったまま、東西冷戦の主役の間に否応なく他律的におかれることになった歴史的現実としてあった。

近代化の過程で自ら加害の責任と敗戦・被害の痛みとを背負い込まざるを得なかった日本の教育学研究者にとっては、冷戦期とは、近代化という普遍的な歴史の必然的流れにあって、意識的に加害責任と被害の痛みとを引き受けるべき主体性の問題をはらむ時代状況としてあった。それ故、中国近代教育の研究とは、日本においては、冷戦体制下に日本の教育現実を照らし出すもの、告発するものとして、研究者によって自覚的に選択された研究対象であらざるを得ないという複雑性を帯びることになる。

ここにおいて、このような二重の主体性（過去の戦争への責任と戦後の教育現実への責任）によって選択された中国近代教育は、その責任を問うための歴史法則を体現したものとして受け止められることになる。中国近代教育は、「ヨーロッパ・アジア」の近代史認識に組み込まれ、アジアによるヨーロッパの受容と克服という直線的な歴史観の中にねじ込まれるのである。しかも、それは、ヨーロッパ近代克服への過程と見なされることで、その過程が導く結果としての社会主義中国が、日本の教育現実を告発する方法として、理想化され、さらにこの理想化された社会主義中国から、過去のヨーロッパ近代の受容と克服とが解釈され返すという、研究者の認識構造を導くこととなっている。

この認識構造においては、戦争における国民の加害責任は歴史発展の法則が導く敗戦によって免罪され、無謀な戦争を引き起こし、またそれを国民に強いた指導者の責任だけが、国内的に問われることになる。

このような日本の教育学研究者の立場を担保していたものの一つが、中国共産党の歴史観であった。中国共産党は、日中国交回復以降一貫して、軍国主義者と日本人民を分け、軍国主義者に侵略戦争の非を負わせ、人民を犠牲者であるとして免罪してきた。つまり、人民との大同団結という普遍的理念の高みに立って、社会主義中国が日本人民を免罪するという構図が採用されていたのである。

V. 江沢民訪日の衝撃

上記のような日本の中国教育研究者の理論枠組みに打

撃を与えたのは、1998年の江沢民の訪日であった。もともと、江の訪日に際して、日中の外務当局が描いたシナリオは、日中平和友好条約締結20周年を記念して、この20年間の日中関係の緊密化を基礎に、過去の戦争問題とくに日本の侵略と歴史認識の問題を決着させ、21世紀に向けた新たな日中関係の構築を宣言するものであったと聞く。しかし、江の訪日後の言動は、このシナリオから大きくはずれ、基本的に日本の過去の侵略の非と歴史認識の問題を指摘し、一方的な批判に終始するものであった。

従来、日本の戦争責任・歴史認識の問題については、中国の指導者たちは、この問題は中国の対日外交の原理原則であるとして、必ず言及してきた。しかし、それは、2000年にわたる友好往来における不幸な一時期として、また、日本人民と軍国主義者とを截然と分け、軍国主義者の罪を批判し、日本人民も被害者であるとして免罪する文脈の中で、触れられるのが常であった。つまり、日本の加害責任や歴史認識の問題を、日中の二国間で問いつながりながらも、それらを常に相対化し得る視点との関わりの中でとらえることによって、自らの位置づけを常に普遍へと開いておこうとする姿勢が保たれていたといえる。彼らは、戦争の加害者であり、かつ被災体験をも持つ日本の民衆との接点を常に開く形で、日本の指導者の戦争責任を問おうとしていたのである。それは、世界の人民との大同団結という原則において、常に自らを普遍へと開き、その高みから特殊二国間問題を処理しようとする態度である。

しかし、江の言動は、これとは異なるものである。彼は一方的に日本の侵略戦争の非を問い、歴史認識の問題を指摘するのみで、過去やここ20数年間の友好の歴史、国交回復以前や以後の日本の友好人士の積極的な活動などについてはほとんど触れることはなかった。これまでの中国の指導者たちが持っていた普遍への回路を断ち切り、内向していく論理を一方的に押し出した上で、自らを正統であると強弁し、その正統性から日本を批判するという論理に終始したのである。

江沢民の日本批判の論理は、日本への不満を下敷きにしたものであったとはいえ、中国政府の一方的な論理にもとづいてなされたものだという性格を持っている。たとえば、江沢民政権のテーゼである「三つの代表論」（2000年）に見られるように、中国共産党は階級政党としての自己規定を放棄し、国民党への脱皮をはかっていたのであり、江の訪日は、共産党が従来の歴史観における階級闘争の論理を棄て去ろうとしていた時期に当たるのである。それ故、中国の国内的には、従来、全面否定されていた国民党の国家建設や近代化さらに日中戦争

において果たした主導的な役割などに対する評価が高まるとともに、日本に対しても、軍国主義者と人民という分け方をせず、日本国民の多くが支持した侵略戦争における日本軍の侵略として、その責任を問う動きが出てきていたのである。そして、この観点は、2006年に発行された歴史教科書（上海版）の記述によって、部分的ではあるが現実のものとなっている。

いわば、日本の教育学研究者は、普遍に開かれた正統しての中国という価値に自らを仮託することで、逆に自らの正統性を日本国内において主張する根拠を得ていたが、その根拠そのものを江の訪日が否定してしまったのである。しかし、視点を変えれば、普遍に開かれた正統としての中国という過去の論理も、中国の論理に基づいた歴史解釈によって一方的に提示されていたものに過ぎず、江の訪日における言動は、日本の教育学研究者とくに中国教育研究者の主体性の根拠が、外在的なものでしかなかったことをあからさまにしてしまったという側面をもっている。

このことは、日本の教育学が、民衆を対象化し、その国家の価値秩序を共有するが故に、同じく価値秩序を共有する民衆が、まさにそれ故、既存の政権を解体しかねない心性を持っていることをとらえていないことと同義であり、かつそれが結果的に、自らを政権に対峙させながら、その一方で民衆の心性を抑圧し、政権を維持することへと作用してしまうという矛盾した構図を持たざるを得ないことと同義であることを示しているといつてよい。

VI. 戦後教育学のアポリア

この江沢民訪日の衝撃は、そのまま日本の戦後教育学のアポリアの一つを指し示していると考えられる。

戦後教育学のもつ国内的な思想枠組みは、国家—国民の対抗的相補関係または相補的な二分法である。この枠組みの中で、戦後の教育学は主体としての国民の形成を目指そうとしてきた。戦後教育学は、国家と国民とを安定的に対置させつつ、戦争責任に関わる倫理的価値を国民に担わせ、その高みから国家の政治的責任を問うというスタンスを採用したといつてよい。こうして、国内的には、国民が倫理的な高みから国家の戦争責任を相対化し、追及するという構図が形成される。しかし、それは、対外的には、国民を集合名詞である「日本＝日本人」として表出することを求めてしまうという図式を形成している。国家の政治から超越し、国家を倫理的に批判しつつ、自らの戦争責任を国家に仮託するという国民による戦争責任追及の国内的構図は、対外的には、「日本＝日本人」の戦争責任という形で展開するため、日本国家の

政治的責任を問うことはそのまま私たち「日本人」の戦争責任を問うことに他ならず、それは私たち日本人一人ひとりの倫理的責任を問うことであるという図式へと横滑りしてしまう。

しかも、これは、ある種の裏返しのナショナリズムと結びついている。私たち個人である日本人が倫理的責任を担うためには、その根拠として、自らの倫理観つまり贖罪の念を担保するものを求めざるを得ない。そこから、私たちは、アジア諸国に対して、「貧しいアジア」「遅れたアジア」を求めてしまう。それは、アジアの人々の自尊心を見ないことと同じである。つまり、見下すことにおける反省とでもいえる構図である。それはまた、既述の「ヨーロッパとアジア」の二分法において、自らを「ヨーロッパ」の側におきながら「アジア」を見下しつつ、しかも自らを「アジア」とおいて、戦争による犠牲者だと感受しつつ、その犠牲者である立場から同じく「アジア」に同情を寄せようとする意識の発露であるといつてよい。この優越感に絡まれた被害者意識は、また、日本が「アジア」の先進国であることによって、戦争犠牲者を自らの責任で弔うことなく、彼らを忘れようとするかのように繁栄を謳歌してきたことへの後ろめたさによつても絡みつかれている。倫理的に死者に絡みつかれたままになってしまい、死者そのもののまなざしから政治を問えないのである。

この国民の思想的な反省の構造は、実際には無反省を招いていることはすでに明らかであろう。つまり、この構造をそのままに、国民を戦争責任を担う主体へと確立しようとする、個人の倫理的責任を基礎に国家の政治的責任を問おうとする国内的構図を、国家間の政治の場において展開する論理を導き、結果的に、国家の政治的責任を免責し、無限に肥大化しつつ個人化していく国民の倫理的責任に、すべてを還元してしまうことになるのである。ここにおいて、国家の政治的な責任は免責されてしまう。すべては、私たち国民一人ひとりが担うべき倫理的、道義的責任なのだということである。

これは、「ヨーロッパ—アジア」という二分法において、ヨーロッパ近代を克服したと前提される社会主義中国によつて正統と見なされた中国近代教育（革命的教育）を用いて、社会主義中国の教育を正統と位置づけ、日本教育批判の方法として用いるという認識の循環構造が形成されていることと同じことである。それ故、歴史観は受容から克服へ、または改良から革命へと直線的にならざるを得ず、方法が理想化されることは避けられない。

江沢民訪日の発言がえぐり出したのは、国家の政治的責任を個人の倫理的責任へと転嫁してしまう日本の戦後

教育学が持つ論理であり、かつそれが中国政府の公式見解に依拠することで手に入れていた正統という価値の欺瞞性であった。問われるべきは、国家の政治的責任を問い得る私たちの視座、さらには私たち自身が政治的責任を担い得るための論理を構築する視点の獲得である。

VII. 「過去」からの自己の救済

私は、満州国時代の生活を、当時を生きた人々から聞き取る過程で、次のような場面に幾度も遭遇している。私との面談の中で、口を極めて日本人を罵っていた農民が、お茶を飲んで、ほっと一息つき始めたとき、身体を震わせ、涙を流して、次のように語りはじめた。「今日、解放後初めて日本人にあって、自分の体験を話した。あなたを見てみると、当時の自分が目に浮かんでくる。いつも日本人地主の子どもと一緒にいた。仲良しだった。日本人の地主は、小作の私たちにもよくしてくれた。それが懐かしくて仕方がない。」「日本人の入植者も悲惨だった。日本人を守るといわれた日本軍は、先に逃げてしまった。そこにソ連が入ってきて、めちゃくちゃになった。多くの日本人が殺されたし、自害した。私の友だちも殺されてしまった。こんな悲しいことがあるか。」「中国人も日本人を痛めつけた。戦争中にいじめられた仕返しなどではない。ただ、強いものの尻馬に乗っただけだ。恥ずかしいと思うけれど、それが何百年もずっと為政者に虐げられてきた百姓というものだ。」「文革の時に、お前たちは日本人地主に苦しめられたのだから、日本人の罪行を罵れ、といわれた。父と母は、そんなことはできない、と拒んだ。中国人地主よりもよくしてくれた日本人地主を何で罵ることができるのか、と。農民の純心だった。そうしたら、売国奴だといわれて、私たちも子どもなのに、父母を批判した。そうすることが愛国的行為だと信じていた。」「日本人でたくさん農民は戦争を嫌がっていた。私たちも、戦争は嫌だ。苦しめられるのはいつも民衆なのだから。」「日本人のことを罵倒した。それは悪意ではないことをわかって欲しい。」

支離滅裂に見えるこの一人語りの論理に、私たちは何を読み取るべきなのだろうか。彼らは、「過去」を語っているのだろうか。そうではない。彼らは、私という聞き手を前に、「過去」を語りながら、その実、自分の〈いま〉を語っている。〈いま〉において〈過去〉を生きている自分の存在を、死者の死からまなざし、私という聞き手との間に立ち上げ、その自分を確かめようとする情念に突き動かされているように見える。だからこそ、彼らのコトバは、「過去」を語りつつも、「過去」を語っているのではなく、〈いま〉この場所で、「過去」に自分が関わった、すでに亡くなっている人々の魂を救済するか

のようにして、強く、激しく語られつつ、そうすることで自分そのものを救おうとするかのような衝動をとまなつたものとして、私という聞き手に迫ってくる。

私たちが見なければならぬのは、情念・魂の救済とそれが「過去」から〈いま〉生きている自分を救い出すことでもあるという関係において、民衆は感情を表出しており、その感情は「過去」に属するのではなく、〈いま〉に属しているということである。これが、民衆の心性の一部を構成しているといつてよい。

このように見てくると、反日デモに参加し、日本への抗議行動をとる中国の若者や、日本政府のパフォーマンスに煽られて、反中・嫌韓の意思を表明する日本の若者の持つ歴史感覚と、私が接した戦争体験を持つ人々の感情と歴史感覚とは、明らかに違うが、両者の間には一つの共通項があることに気づかされる。その共通項とは、どちらも感情や感覚さらには魂というものに属するものを基礎としているということ、しかも、その感情や感覚・魂つまり心性に属するものは、それが個人の存在と深く関わるが故に、強固であり、かつ脆く、しかも「過去」に対する感情でありながら、それは〈いま〉のものだということである。

戦争を知らない世代の場合、彼らの「過去」は知識としての過去でしかない。しかし、彼らはその「過去」を語ることで、彼ら自身の〈いま〉を語っている。だからこそ、この彼らの「過去」への言及は、むしろ、激しい現在の彼らの表出とならざるを得ず、それ故に、政治的に動員され、政治的に慰められ、正当化され続けることを求めざるを得ない。

VIII. 「過去」の共有なき和解を

たとえば、精神分析家のラカンは次のようなことをいっている。象徴は事物を殺すものとして現れる。そして、死者こそが主体の内部に、欲望の永遠の循環運動を築き上げることができる、と。これをここで議論に引きつけば、ある種の郷愁の感覚が、〈いま〉の個人的内的な欠損を補填するために動員されるということであり、歴史的な過去と〈いま〉の「過去」とをつなぐ紐帯が完全に切断されていなければならないほど、それは有効に作用するということである。ここで問われているのは、〈いま〉の〈わたし〉が自分の内的な欠損を埋めようとする精神の運動として、郷愁＝死者のつくり出す欲望が動員され、それは私たち個人の存在を固有たらしめる他者＝死者への欲望であるが故に、その運動は押しとどめがたく展開し、激情を喚起せざるを得ない。いわば、精神的には、境界例的に「過去」への同一化を激発することで〈いま〉の自分へと還って行かざるを得ない精神運

動として立ち上がる他はないのが、この歴史的な自己主張なのだということである。

ここでは、中国の被害者たちが語り、また今の若者たちが語っている歴史問題は、ともに「過去」ではなく感情を激発し、自分の存在の欠損を穴埋めしないではいられない自分の〈いま〉という共通項だということが重要である。そして、この構図においてこそ、政治は個人の感情を動員することが可能となる。つまり、政治は「過去」を利用しつつ、個人の存在の固有性そのものを動員することが可能となるのである。

このような構図に対しては、加藤典洋の議論が注目される。加藤は、侵略戦争のために無意味に死んだ自国の死者を無意味なままに深く弔う仕方を探し出すこと、そうすることで歴史の断絶を埋め、国民としての連続性に立ちつつ、「他者」に出会うための「自己」を立ち上げよという。戦死の意味を見出そうとすれば、侵略戦争に義があったことをいわざるを得ないが、義を語ることは、倫理＝道義を政治に従属させつつ、政治を倫理に解消することに他ならない。それは、優位性に定礎された反省、見下す視点における責任の感受という構図を導くことになってしまい、論理的には、日本国家の政治的な責任を問うことはできなくなる。

この加藤の論理は、国家によって棄てられ、国民によって棄てられた自国の死者の死を、その意味を問うことなく、つまりその死を倫理化することなく、そのまま、つまり政治的行為による死として、国民が自らの責任において引き受けつつ、自己をまなざす他者へとおき直すことで、他国の犠牲者への視座を切りひらく可能性を示唆している。他国の犠牲者に対して、政治的責任を負う私たちの視座が開かれるのである。

ここで問われるべきは、対立を前提とした受容、「過去の共有」を強要しない寛容、対立を前提とした魂の救済のあり方であり、さらにいえば、政治が対立を煽れば煽るほど、傷つけられる魂が寛容へと傾く、そのあり方を考えることである。

理性によって動員される激情は、歴史感覚の対立を前提できない。それは、単一の歴史感覚を求めるだけである。このことが、民衆自身の魂の存在を傷つける。なぜなら、この歴史観は、過去を過去として今の自分を正当化するために使うことができるのみで、今の自己を過去に呪縛させてしまうからである。単純な過去の賛美や美化は彼らの魂の出口をふさぎ、寛容なき譴責へと彼らを陥れてしまう。彼らは理性＝政治によって激情を動員され続けないと、救済されなくなってしまう。こうした悪循環に陥るのである。既述の政治による共通の歴史認識の試みは、この意味での危うさを抱え込んでいるといっ

てよい。

そうではなくて、民衆は〈いま〉において「過去」を語ることで、〈過去〉を生きる自分を「過去」から救い出して、〈いま〉において存在せしめることを求めている。私たちは先の悪循環から抜け出すためにこそ「過去」を語り、〈いま〉において〈過去〉を生きようとしているはずである。

ここに、「過去」を共有することなく歴史を架橋するものが見えては来ないだろうか。つまり、その「過去」を〈いま〉において語り続け、語り継ぐこと、そうすることで、魂を救済し続けることである。

IX. 一つの試み

では、教育という価値志向的な営みの場、たとえば学校において、この「過去」の共有を経ずして、歴史を架橋する試みはいかにして可能なのであろうか。それは既述のラカンの議論にもとづけば、〈いま〉の〈わたし〉の欠損を埋めて、私を固有たらしめる他者つまり死者への欲望を、教育という営みの中において、いかに満足させることができるのか、言い換えれば、私へと還ってこざるを得ない他者を教育という営みにおいていかに立ち上げるのかということである。それはまた、加藤の議論における「他者」に出会うための「自己」を立ち上げること、つまり自分をまなざす他者、さらにいえば他者を通して自分をまなざす自分をいかに作り上げるのかという問題とつながっている。

そして、この他者の立ち上げは、教育実践における省察的な自己の立ち上げと深く関わっている。省察的な自己とは、他者への認識を開かれた私が、私と他者との間に立ち上がることで、他者を通じた自己の目から私自身をまなざすことができるようになる私のことである。これを、歴史教育の場における認識の展開としてとらえた場合、その実践はどのような展開になるのであろうか。そこでは、省察的な自己を立ち上げるための他者を自己の中につくり出すことこそが鍵となる。つまり、歴史認識を他国の民衆と共有することなく、現今の歴史教科書を用いつつ、その歴史記述を読んだ自分がどのように思うのかを子どもたちに意識させることから、それは始められる。

そこでは、自分を意識する自分が立ち現れ、それを自分が意識することになる。学んだ歴史記述が自己認識の媒介として存在していて、自分を二重に意識すること、つまり自分を他者化しつつ、自分に還ってくる自分を意識するという認識の構造が生まれている。しかも、同じ日本人であるという認識を共有しているクラスメートが、「自分と同じ」／「自分とは異なる」意見を持って

いることを、クラスにおける議論を通して、認めることになる。自分が自分を意識しながら、「自分とは違う人が、同じ日本人であるという理由で、なぜ同じ意見を持つのか」／「自分とは同じ日本人なのに、なぜ、自分と友だちとでは認識が異なるのか」が問い返されることになる。友だちが、自分を意識する媒介として立ち現れ、その過程に、学んだ歴史記述が介在することになる。歴史記述に対する認識の異同が問題になるのではなく、友だちが他者となって、その友だちとの間で、歴史認識について意識している自分が立ち上がることになる。このとき、自分の歴史認識は、友だちという他者を通じた自分の意識によって、意識化され、相対化されている。そこから、さらに、想像力を羽ばたかせて、では、たとえば中国の子どもたちがこの歴史記述を読んだとしたら、どう認識するだろうか、考えさせてみる。それは、中国の子どもたちという他者を思い描きながら、歴史認識を想像している自分を、想像した中国の子どもたちを通して自分の意識で、意識化することと同時に、自分の歴史認識そのものを、自分が想像した中国の子どもの認識から、意識化し、相対化しようとするということでもある。

こうして、子どもたちは、自分の歴史に対する認識を意識化することで、無限に他者をつくり出すことができ、その他者を通して、その他者を認識している自分とその自分が持っている歴史認識を意識化し続けることができる。それは、また、常に他者との間で、歴史認識を媒介として、自分を他者からまなざして確定している自分を、作り続けることと同義である。自分を埋めるためにこそ他者を必要とし、自分をまなざすためにこそ他者を必要とする私は、歴史記述を意識化し、それを意識化している自分を意識化することで、常に自分へと還ってくる自分をつくり出す他者との間に生きようとするようになる。私が、「過去」から救い出され、〈いま〉、他者との関係性において息づいていくことになる。

自分とは異なる歴史認識を持った他者、クラスメートであり、中国の子どもたちである他者が、自分の省察と想像によって、自分が自分を意識し、存在するために不可欠の存在として立ち上がることになる。そこに歴史認識が介在する。つまり、「過去」が架橋されることになる。こうして、私は、他者と想像的に歴史認識を認め合いながら、新たな歴史つまり未来を記述することへと歩みを進めることになる。

このような他者への想像力に定礎された自己認識の循環をつくり出すこと、これこそが歴史教育における実践の課題なのではないだろうか。

<参考文献>

- * 小谷汪之『歴史の方法について』、東京大学出版会、1985年。
- * 溝口雄三『方法としての中国』、東京大学出版会、1989年。
- * 加地伸行『儒教とは何か』、中公新書、1990年。
- * 丸山真男『日本政治思想史研究』、東京大学出版会、1983年。
- * 竹内好「方法としてのアジア」、武田清子・編『思想史の方法と対象—日本と西欧—』、創文社、1961年。
- * 竹内好『近代の超克』、筑摩書房、1983年。
- * 竹内好『内なる中国』、筑摩書房、1987年。
- * 上原専祿『国民形成の教育学』、新評論、1964年。
- * 斎藤秋男『陶行知生活教育理論の形成』、明治図書、1983年。
- * 牧野篤『中国近代教育の思想的展開と特質—陶行知「生活教育」思想の研究』、日本図書センター、1993年。
- * 加藤典洋『敗戦後論』、講談社、1997年
- * ジャック・ラカン、宮本忠雄他訳『エクリ』、第1巻、弘文堂、1972年
- * ファルク・ビンゲル、近藤孝弘『ファルク・ビンゲル—和解のための歴史教科書』、NHK出版、2008年
(本稿は、International Conference “History Education and Reconciliation- comparative perspectives on East Asia”, Georg-Eckert-Institute for International Schoolbook Research (Germany) in cooperation with the Northeast Asia History Foundation (South Korea), October 13-15, 2008, Georg-Eckert-Institute for International Schoolbook Research, Braunschweig, Germanyにおける発表*Bottleneck in the Perception of Asia in the Post-War Japanese Pedagogy-Toward a Reconciliation Without the Sharing of the Past-* を日本語訳し、加筆修正したものである。)

明治・大正期の映像メディアにおける娯楽と教育

—写し絵・幻灯・活動写真—

青山貴子*

The Screen Images as recreational/educational media in Meiji and Taisho Era

; transfer pictures, magic lantern, and kinoscope

Takako AOYAMA

This paper considers the historical relationship between recreation and education, through taking up several screen images in Meiji and Taisho Era; transfer pictures, magic lantern, and kinoscope.

In Meiji Era, with developing of screen technology, the Ministry of Education utilized screen images as a means to educate the public. This policy divaricated slide projection into transfer pictures as recreational media, and magic lantern as educational media.

Meanwhile, in Taisho Era, with a prevalence of kinoscope, National Policy Agency tried to control the "morally unfit" films, and the Ministry of Education tried to reclaim "educationally unfit" films. The education policies gradually shifted from reclaim to exhortation of films. The former policy will be said "educational use of recreation media", and the latter will be said "recreational use of educational media".

Behind these policies are the various statements that tried to specify the essence of recreation and education. Strained relationship between recreation and education identified the social position of screen images.

目次

- I. はじめに
- II. 明治前期～後期の映像メディア
 - A. 娯楽の写し絵と教育の幻灯
 - B. 文部省によるメディア利用—教育幻灯会の開催—
- III. 明治後期～大正期の映像メディア
 - A. 活動写真の登場
 - B. 活動写真と教育政策—規制から奨励へ—
- IV. 娯楽と教育をめぐる言説—権田保之助と橘高広の娯楽教育観を中心に—
- V. おわりに

I. はじめに

本稿の目的は、近代日本の教育制度の成立過程において、民衆の娯楽と教育がどのように結びつけられていったのかを、写し絵から活動写真まで、明治・大正期の映像メディアに焦点を絞って、その系譜を追うなかで検討することにある。

これまで筆者は、「教育的メッセージ」を視覚に訴えながら伝達するメディアをく「視覚教育メディア」と捉える視点から、明治期の教育錦絵や絵双六などを教育史に位置づける試みをおこなってきた¹⁾。そこでは、学校教育における「教具」や「教材」におさまらない、さまざまな「教える」あるいは「学ぶ」ための道具立てを教育的視点から再検討してきたが、以上の問題意識においてく「視覚教育メディア」の射程を人々の生活全般にまで広げるならば、「遊び」や「娯楽」といった生活文化と「教育」との接点をどのように捉えるのかといった問題が浮

*生涯学習基盤経営コース 博士課程

上してこざるをえない。

とはいえ、それぞれのメディア装置について、何が「教育メディア」で何が「娯楽メディア」であるかを分類すること自体にはあまり意味はない。むしろ問うべきは、「教育」であり「娯楽」であるような装置なり活動なりにおける、両側面の関係のありかたや人々のまなざしであり、そこから生成されてくる「教育」「娯楽」概念の抽出ではないだろうか。〈教育メディア〉という視点は、学校や教材といった、ともすると形式的な教育の枠組みに囚われない「教育」のありようを浮かび上がらせることができるのではないか。本論では以上の問題関心から、メディアにおける「教育」「娯楽」の緊張関係を描き出すことを試みたい。

明治大正期の娯楽については、倉田喜弘や石川弘義らの先行研究²⁾にあるように、講談・寄席・相撲・歌舞伎・落語・芝居・浪花節などさまざまなものが挙げできるが、本稿では以上の問題意識に鑑み、「教育」と「娯楽」の関係性をよりよく浮かび上がらせる目的から、数ある娯楽の中でも特に写し絵・幻灯・活動写真に対象を限定し、これらを「光と影によって映像を映し出す装置＝〈映像メディア〉」の系譜のなかで捉えることとする。暗い空間に人々が集まり光と影によって映し出された映像を眺める経験空間を表出するというメディア特性上の類似がありながらも、受容された時代背景や状況によって、人々にとっての娯楽としての位置づけや教育的利用への捉えられ方がどのように変遷していったのかを把握することを目指す。

本論の構成は以下の通りである。

まず、明治前期から後期における映像メディアとして写し絵と幻灯を取り上げ、両者が「娯楽」的存在や「教育」的存在として人々の生活にどのように位置づいてい

たのかを確認する(Ⅱ-A)。また、そうした映像メディアが文部省を中心とする教育政策においてどのように利用されていたのかを教育幻灯会を事例に探る(Ⅱ-B)。ここでは明治期における「娯楽」の教育的利用の特質を明らかにするとともに、教育であり娯楽であるようなメディアが、人々に果たしていた複層的な機能を浮き彫りにすることを目指す。

続いて、明治後期から大正期における映像メディアとして、当時日本に移入され急速に広まった活動写真に焦点を当て、幻灯や写し絵からの変遷をたどるとともに(Ⅲ-A)、民衆に圧倒的な人気をもって迎えられた活動写真と教育政策との関わりを、規制から奨励への流れの中で確認する。ここでは、娯楽による風紀の乱れを矯正しようとする「娯楽の教育化」の動きと、娯楽を利用した通俗的な教育を目論む「教育の娯楽化」の動きとが混在しながら、教育政策において活動写真がどのように扱われていったのかを確認する(Ⅲ-B)。

さいごに、活動写真に代表されるような新しいメディアが民衆娯楽として普及・浸透する中で、あらためて生じてきた「娯楽」と「教育」の関係性をめぐる言説を検討し、そうした「娯楽」と「教育」をとりまくメディアに対する議論の中から、その後の社会教育行政に連なる「娯楽」概念および「教育」概念がどのように醸成されていったのかを考察する(Ⅳ)。

Ⅱ. 明治前期～後期の映像メディア

A. 娯楽の写し絵と教育の幻灯

写し絵(関西では「錦絵」と呼ばれた)は、本体(フロ/風呂)・種板(スライド)・レンズ・光源・スクリーンなどからなり、(図1,2)光と影を利用した遊びとして、江戸中期には走馬灯、影絵遊び、覗きからくり(レ

図1：写し絵のフロと種板

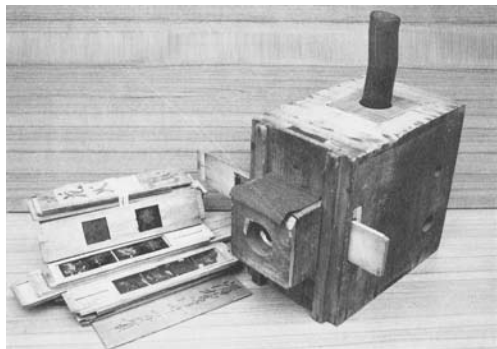
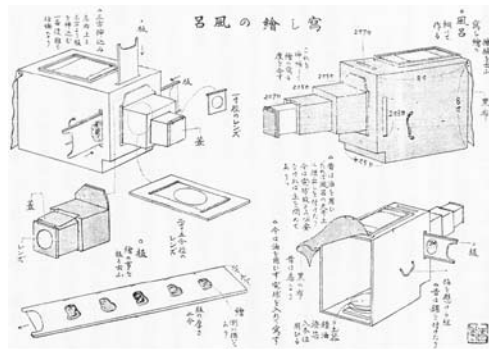


図2：写し絵の構造



(図1,2 出典：山本慶一『江戸の影絵遊び』草思社、1988年、pp146-147.)

ンズを張った穴から中の絵などをのぞいて楽しむ箱形の装置) などとともに、庶民の子どもの身近な玩具や見世物として親しまれていたとされる。写し絵に関する文字史料は多くはないが、例えば幕末の風俗誌である『守貞謾稿』(喜多川守貞著)には写し絵に関する記述として以下のように書かれている。

影画ト号ケテ、小玉板二種ノ画ヲカキ、画ノ周りヲ黒クシ、又風呂ト号ケテ、小筒前二穴ヲ穿チ、玉二重ヲ張り、箱中二灯ヲ点ジ、灯ト玉ヲ張ル間ニ、絵ヲ逆ニ挟ムニ、前ノ玉ニ映ジテ逆ナラズ、同物二三枚ヲ画キ替テ、人物等種々動作アルガ如シ。是亦寄ニ出テ、銭ヲ募ル、専ラ児童ヲ集ム³⁾

上記のような構造をもつ写し絵の装置は、西洋幻灯機であるmagic lanternがオランダを通じて日本に移入されたとされているが、詳しい経緯は不明である。岩本憲児によれば、1760年～90年にかけて日本に登場した西洋幻灯は、類似品・模造品・販売品が出回る中で製法・技法・内容の日本化が進み、写し絵興行として普及したという⁴⁾。

写し絵の演目については、明治期以降に伝わった種板を調査した山本慶一および小林源次郎によると、「忠臣蔵」「石川五右衛門釜煎」「花鳥四季」「名所尽し」「化け物」など多種あるが、おおまかに「自然」「名所」「舞踊」「怪談」「軍記」「伝承」「滑稽」「艶もの」などにわけられる⁵⁾。いずれの演目も語りものが中心で、伝統的な歌舞伎・浄瑠璃・軍記・説教節・講談などからとられた題材が多く、内容としては気晴らし、余興的な要素が強かったといえよう。

一方、江戸時代に日本化した「写し絵」とは別に、明治の初期に新たな経路で移入されたのが「幻灯」(図3)である。幻灯は写し絵と構造はほぼ同様であるが、江戸時代に移入された写し絵は、映写する内容が日本の伝統的な芸能・文化と深く結びついて認識されていたのに対し、幻灯は映写される内容も含めて、写し絵とは異なる装置として改めて日本に移入されることとなった。幻灯の移入については、石井研堂の『明治事物起源』に、文部省官吏である手島精一(1849～1918年)が1874(明治7)年にアメリカ視察からの帰国に際して持ち帰ったとの記述がある⁶⁾。手島精一は沼津藩から派遣された留学生で、帰国後は東京開成学校に勤務、のちに教育博物館長を勤めるなど一貫して教育に携わった人物であり、のちの回想録に「先生が、特に力を盡されたのは、種々なる物品の効用を明らかにし、且つ、これを製造し若くは、製造の方法を教示する點であつた。かくの如きは

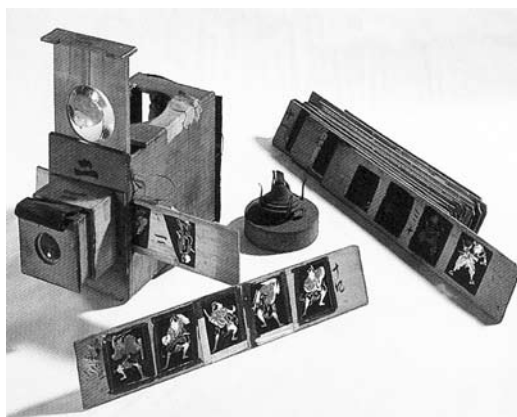
(中略) 一種の工業教育に他ならぬのである⁷⁾と述べているように、幻灯機を持ち帰った目的として当初から教育的利用が明確に意識されていたといえる。『明治事物起源』においても、この頃の幻灯について「教育幻灯のはじまり」⁸⁾とみなしており、専ら娯楽の要素の強かった従来の写し絵とは異なる位置づけを与えている。

手島は、1880(明治13)年に各府県の師範学校に奨励して幻灯機を頒布しようとしたが、頒布にあたって、写真業者の鶴淵初蔵と中島待乳(真乳)に製作を依頼している。鶴淵初蔵がスライド販売用に作成したカタログ『教育学術 改良幻灯器械及映画定価表』(鶴淵幻灯舗、明治25年頃)からは当時どのような内容のスライドが販売されていたのかを確認することができる(表1)。

これらのスライドの内容は、天文・物理・医学・生物といった学問を解説するもの、国内外の地理・歴史・風俗を紹介するもの、修身関係のものなどに分類でき、おもに「文明開化」の新知識を伝達する啓蒙的内容と、倫理道徳を説く教化的内容の2本柱で内容が構成されていたことが分かる。これらは学校教育で教授する内容と重複する部分が多く、特にこの中に「幼学綱要」が含まれていることは、当時の学校教育における修身教授との関連が注目される。文部省の依頼を受けて製作したという性格上、これらが学校で使用された可能性も推測されるが、いずれにせよ、学校教育と軌を一にする具体的な教授内容を確認することができる⁹⁾。

なお、「家庭教育、子供ノ教へ方、感化余談、飲酒ノ弊害」などの項目は明らかに成人を対象としたものであり、学校教育制度の成立過程において、幻灯が就学対象とならない(あるいは就学を終えた)大人を対象とする

図3：幻灯機のフロと種板



(出典：岩本憲児『幻燈の世紀 映画前後の視覚文化史』森話社、2002年、口絵)

表1：『教育学術 改良幻燈器械及映画定価表』

組物	天文、物理、自然現象、人身解剖、妊娠解剖、衛生、各国動物、植物、蚕桑病理、蚕体生理、幼学綱要、神代歴史、教学要語、釈迦一代記、曹洞開祖承陽大師之伝
バラ売り	修身、古今歴史、佛教、草花、各国有名人物、万国風俗、古人肖像、日本貴顕、内外婦人肖像、外国著名建築、内外国地理、尾濃震災実況、北海道一般状況、教育衛生修身狂画

『教育学術 改良幻燈器械及映画定価表』（『説明書付きのスライド』）

地理歴史教育、地文地理修身、修身談、欧米教育大家史伝、善悪自動原因結果、家庭教育、子供ノ教へ方、感化余談、飲酒ノ弊害、庭訓三人娘、教訓実録美談、護国美談元寇之役

（岩本憲児『幻燈の世紀 映画前夜の視覚文化史』森話社、2002年、pp.141-142.より作成）

成人教育の教具としても機能していた様子が窺えよう。

明治20年代になると、幻灯を教育教材として活用するための、ハウツー本も種々出てくるようになる。例えば1889（明治22）年の教育品製造会社による『幻灯使用方法』では、緒言において、「幻燈ハ我邦従来ノ「ウツシエ」の精巧ナルモノニシテ（中略）細小ナル影像ヲ放大ニ現出シテ之ニヨリテ博物・天文・地質・自然現象・生理・衛生・歴史・修身等ノ演説又ハ講義ヲ為シテ聴聞セシムレバ其裨益大ナルベシ」と紹介し、「殊ニ婦幼又ハ俗人ニ講義ヲ為スニ當テ之ヲ用フルトキハ倦厭ヲ生スルコトナク不識不知其理ヲ會得スルニ至ルヘシ」「学校及家庭ニ於テハ實ニ關クベカラザルノ要具ナリ」と、上映の対象者について「婦幼又ハ俗人」といった識字率の低い集団等を具体的に想定したうえで教育上の効用を解き、幻灯機の使用法について丁寧の説明している¹⁰⁾。使用法については、「先ツ幻燈ヲ函ヨリ出シテ塵埃ヲ拂拭シ…」¹¹⁾と、幻灯を触ったことのない者の使用を想定しており、後述するように、幻灯機の使用が教育幻灯会などで教員などを中心に普及するにつれ、誰でも手軽に使用できる手引きが求められていたのだと推測される。

『幻灯使用方法』でも幻灯機の説明において従来の写し絵を引き合いに出しているように、装置の構造としては写し絵と幻灯機は非常に類似しているが、幻灯は写し絵以来の娯楽文化の延長上に位置づきつつも、写し絵とは異なる「教育的」な装置として、意識的に移入された。写し絵と幻灯は、明治末期～大正初期に活動写真が民衆娯楽として広がる際に急速に下火になってゆくことになるが、それまでの時期は内容的に棲み分けをしつつ、映像メディアとしては「娯楽の写し絵」「教育の幻灯」という大きく二つの流れが並行して存在していたといえる（図4）。

B. 文部省によるメディア利用—教育幻灯会の開催—

次に、文部省が幻灯を具体的にどのように教育的に利用していたのかをみていく。幻灯の教育的利用については、社会教育史研究において通俗教育の一形態としてこれまでもしばしば指摘されてきたが、娯楽と教育の関係から改めて注目すべきは、幻灯というメディアが娯楽的要素を呼び物として学校教育理念の普及に利用されていたという点である。

1886（明治19）年に文部大臣森有礼が四つの学校令（小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令）を公布し、近代学校教育制度の基礎を確立しようとするにあたり、義務教育の就学率向上のために父兄に教育とは何か、学校とは何かを理解させる目的から、学校教育、特に義務教育を補完すべきものとして通俗教育が登場した¹²⁾。幻灯会は、当時既に全国的に広がりを見せていた教育会に属する教師たちを中心として、父兄を対象とする通俗教育懇談会（談話会）とともに開催されることが多かった。

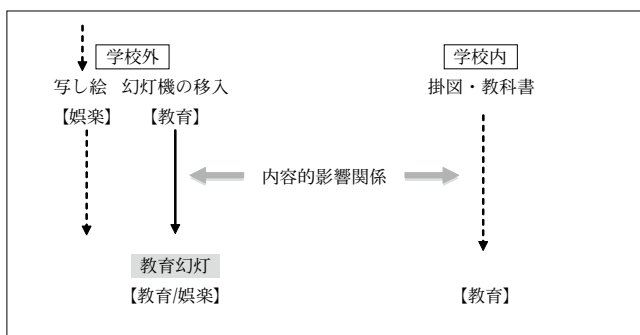
例えば、富山県礪波郡の通俗教育談話会の記録からは当時の談話会における具体的な幻灯の利用状況を窺うことができる。

会場ノ装置ハ（中略）先ツ正面ニハ演壇ヲ備ヘ右側ニハ花瓶左側ニハ幻燈機ヲ据付ケ官吏警察官其他受付等ノ席ヲ設ケ就学児童ヨリ男女ノ席ヲ分チ場内ニハ庶務理場接待ノ三委員ヲ置キ之ヲ整理ス（中略）傍聴人ハ入場中心得ヲ能ク遵守セリ其員数地方ニ依リ多少異ナリト

雖モ概シテ多人数ナリ扱テ一着ニハ其ノ注意ヲ演説シ次ニ幻燈機ヲ使用シ斯ク順次一談話終ル毎ニ幻燈機使用セシハ傍聴人ノ厭忘ヲ恐ルレハナリ¹³⁾

同通俗教育談話会における演説の題目には「児童ヲ欠席セシムルノ害・授業料ヲ怠ルヘカラサルコト・児童ノ学芸ノ復習ハ毎日家内ニテ督促スルコト・体操ノ必用ヲ知ラサル人ニ告ク」¹⁴⁾とある。ここからは、学校や教育

図4：写し絵，幻灯，掛図の関係



についての理解を促す題目が中心となり、その合間に聴衆が飽きないように幻灯を用いていた様子が窺える。「聴衆ハ老若男女都テ校下ノモノニシテ其始メ主トシテ幻灯ヲ観ルカ為メ来ルカ如シ」¹⁵⁾とあるように、幻灯は一種の呼び物としての役割を果たしていたといえる。

先に幻灯スライドの内容が学校教育との関連が強いことを指摘したが、教育幻灯会が父兄を対象とした夜間開催であることに鑑みるに、教育幻灯会は父兄に学校教育の内容を周知させるとともに、就学を奨励する目的が強かったことが窺える。

さらに、松田武雄は通俗懇談会や教育幻灯会について「小学校の就学率が徐々に上昇して行く中で、親に対して学校や教育の重要性を通俗的に説くだけでなく、子どもの教育を効果的に行っていくための教師と親との連絡の必要性がしきりに語られる」ようになり、さらに日清戦争を機に国民の愛国心の形成や「尚武教育」を目的とした幻灯会が実施され、国民意識を鼓舞していたと指摘している¹⁶⁾。

実際、『東京府教育会雑誌』には、1895(明治28)年に、日清戦争を題材にした幻灯会について複数記録されている。東多摩郡杉並村では2月11日に「日清戦争教育幻灯会」が実施され、学校生徒や近隣住民700名程が集まったという。当初小学校を開催予定地としていたが参観者が多くなることを見越して神社にて夕方6時から夜12時まで開催された幻灯会は、「天皇陛下万歳海軍陸軍万歳大日本帝国万歳ヲ三唱」するところから始まり、教員らにより日清戦争に至る経緯や戦闘の様子が幻灯を用いられながら説明され、「分捕品」などの図の説明もあったという¹⁷⁾。同年2月2日には、北豊島郡板橋小学校でも「教育衛生幻灯大会」が開催され、生徒・父兄250名程が参加したという。同会では日清戦争についての幻灯スライドとともに、従軍した教員による体験談も話され、父兄懇談会も同時に行われた¹⁸⁾。

以上のように、この時期の通俗教育会においては親へ

の就学奨励から、戦争を支持する国民意識の形成に重点が置かれるようになっていったといえる。教育と娯楽の関係性に注目するならば、幻灯はスライドに写された内容を分かりやすく伝える純粋な教具というよりは、幻灯のもつ娯楽の魅力や、集団体験的な特質を利用して、国民意識の形成といったメタメッセージを伝える教育メディアとして機能していたといえるだろう。描かれた絵や写真そのものの情報を伝達したり鑑賞したりする以上に、集団で見聞きするという共同体験は新聞や雑誌などの紙媒体とは異なるプロパガンダ機能を果たす。

また、「聴衆ハ老若男女都テ校下ノモノニシテ」という記録にみるように、教育幻灯会の多くが小学校で開催されたことは、幻灯会が学校区をまとまりとした地域住民による共同体験であったことを示している。写し絵がもつばら見世物として好奇心に即して鑑賞されるものだったことと比較すると、(教育)幻灯は、識字率の低い人々も含めて、地域社会の連帯感を深める共同体メディアとして機能したともいえるだろう。

Ⅲ. 明治後期～大正期の映像メディア

A. 活動写真の登場

活動写真は、1896(明治29)年に神戸市の高橋新治が輸入した「キネトスコープ」と呼ばれる映像機器を、神戸滞在中の小松宮彰仁親王に見せたものが始まりとされている¹⁹⁾。1897(明治30)年の『風俗画報』「神田錦輝館活動大写真の図」(図5)はよく取り上げられる図であるが、1903(明治36)年に浅草公園の電気館が国内最初の活動写真常設劇場を開設して以降、活動写真は民衆の娯楽として主要な位置を占めるようになる。

当時の民衆娯楽研究者である権田保之助によれば、活動写真(映画)の入場員数は明治40年代に入ってから急増し、1907(明治40)年に347万人、1908(明治41)年に521万人、1909(明治42)年には731万人、1912(大正元)年には1277万人を記録している²⁰⁾。また、文部省

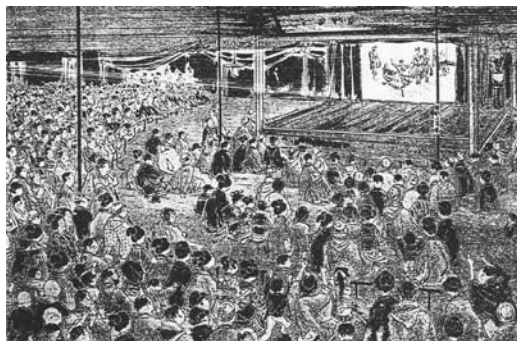
普通学務局第四課が大正10年に実施した第一回全国民衆娯楽調査によれば、各府県の都会部における興行物のなかで、「活動写真」は他の娯楽を圧倒して47府県中39の地域において愛好の首位を占めている（表2）。権田は以上のような娯楽に於ける活動写真の急速な拡大を「革新的勢力」と呼び、以下のようにその勢いについて述べている。

活動写真と称する風雲児の出現し来るや、其の内容の直観的な所と、其の形式の安価にして時間を要せざる所とよりして、新らしき民衆の娯楽として甚恰好のものとなり、三大民衆娯楽中、其の始め最下位を占めたる観物業をして、十数年にして遙かに最上位を占めしむるに至ったのみならず、（中略）民衆娯楽の範囲を拡大せしめたのである。²¹⁾

活動写真が民衆娯楽として急速に広まるにつれ、見世物としての写し絵は特に都市部において急速に衰退していくこととなる。吉見俊哉によれば、日本の興行界の主役は明治40年を境に見世物から活動写真へと移行していき、この頃の見世物小屋は次々と活動写真館に変わっていったという²²⁾。他の娯楽とともに、写し絵は次世代の映像メディアである活動写真に完全に席を譲ることになったのである。

映像メディア上の「風雲児」の登場を受け、写し絵だけでなく、それまで教育メディアとして盛んに利用されてきた幻灯も衰退を余儀なくされた。同時に、新たに活動写真と教育の関係がクローズアップされていったであろうことは想像に難くない。「娯楽」として不動の地位を占めるに至った活動写真は、「教育」とどのような連関をもつこととなったのであろうか。以下、活動写真と

図5：「神田錦輝館活動大写真の図」



（出典：『風俗画報』132号、明治30年3月25日）

教育政策との関連をみていくこととする。

B. 活動写真と教育政策—規制から奨励へ—

活動写真と教育との問題がはじめにクローズアップされた事例としては、フランスのエクレール社が製作した映画劇『ジゴマ』が有名であろう。怪盗ジゴマが大暴れするこの映画は1911（明治44）年に浅草で公開されて以来、和製版『ジゴマ』が続々制作されるなど大変な人気を博するが、子どもたちへ教育上悪影響を及ぼすという理由で1912（大正元）年に警視庁が上映禁止の措置をとることとなった²³⁾。『ジゴマ』および和製版『ジゴマ』上映の取締にあたり、警視庁は以下のように犯罪と児童心理上の問題を指摘している。

活動写真の映画は昨年頃迄は多く仏国物のみなりしに近時漸く日本化せる者を上場するに至り、犯罪を誘発助成するの媒介たる虞あり、又児童心理上に及ぼす影響も少

表2：都会娯楽としての興行物的娯楽の種類及び其の愛好順位に於ける府県数

	1位	2位	3位	4位	5位	計
活動写真	39	5	1	—	—	45(22.6%)
芝居	5	23	10	2	1	41(20.6%)
浪花節	1	9	19	4	2	35(17.6%)
義太夫	—	4	9	10	3	26(13.1%)
講談	1	—	—	1	—	2(1.0%)
角力	—	—	—	2	1	3(1.5%)
落語	—	—	—	—	2	2(1.0%)
その他	1	6	7	18	13	45(22.6%)
計	47	47	47	37	22	199(100.0%)

権田保之助『民衆娯楽論』1921年（権田保之助著作集第2巻、文和書房、1974年、p.264.）より作成

なからざれば、(中略)断然新たな願出を禁止することにした²⁴⁾。

『ジゴマ』を始めとする活動写真が子どもに及ぼす影響については、警察の一方的な規制ではなく、活動写真が普及し始めた頃から新聞でも大きく取り上げられ、社会問題化してきていた。明治45年の「東京日々新聞」では、「活動写真と児童」と題した連載記事を10回にわたり掲載し、密閉した館内の喚起の悪さによる酸欠症状や不鮮明なフィルムの使用による児童の視覚的疲労、視神経の酷使による発熱、犯罪映画や恋愛映画の内容に児童が感化され模倣することの弊害などが指摘されている²⁵⁾。

このジゴマブーム以降、活動写真は、民衆の主要な娯楽として位置づくと同時に、視力の低下や頭痛を招くといった健康上の問題から、盛り場における公序良俗に反する雰囲気への批判まで、様々な視点から批判の矢面に立たされてゆく。特に、以下の批判に代表されるような、活動写真館の場がもつ「非教育的」雰囲気に対して子どもへの悪影響を危惧する声が集まった。

活動写真館内の児童は映画そのものの影響を受ける外に活動写真館そのものの影響も受ける。(中略)電気の薄暗いを利用して、男女互いにみだりがましき接近にいたり、甚だしいのは、殆むど抱擁せむばかりのものもあり、さては、女給に戯れる観客、乱雑なる観覧振り、不良少年の右往左往、弁士の野卑なる説明、薄暗いみだらな光景など児童に悪影響を及ぼさずにをかないものばかりである。²⁶⁾

以上のような活動写真の教育における否定的側面への注目には、犯罪・非行などの治安対策とも関わりながら、フィルムの規制へとつながってゆく。

大正元年のジゴマ映画の上映禁止措置に続き、1917(大正6)年に、帝国教育会は文部省に活動写真取締建議を提出し、同年8月には警視庁が活動写真取締規則を施行する。活動写真取締建議では、「教育的活動写真の興行及び之に必要なフィルムの製造を保護奨励すること」といった活動写真の積極的利用に関する条項もあるが、多くは「教育官庁と警察官庁との間の連絡を尚一層親密」にすること、「フィルムの検閲に関しては特に教育上の意見」を重視すること、「十六歳未満のものをして夜間は入場せしめざること」「児童生徒の父兄に注意を與ふる」ことなど、活動写真を積極的に教育に利用するよりは、規制をすることで子どもたちへの悪影響を防ぐ意図が強い²⁷⁾。急速に普及がすすむ「ニューメディア」

に慌てて対策を講じているという印象が拭えない。

「映画の年少者に及ぼす影響」と題し、映画研究会員の日高秀は、映画が社会に及ぼす影響としては「映画が見たいと云う欲望の衝動」によるものと、「映画を見てからの衝動」によるものに大別できるとし、それぞれの動機に基づいて窃盗・万引き・放火・忍術の模倣による事件などを取り上げているが、犯罪・事件と活動写真との関連については強引なこじつけも散見される²⁸⁾。たとえば、路上で14歳の少年がピストルで19歳の少女を脅迫した事件について「若しも加害者が此際金品を取る事が出来れば、必ず活動館で消費する事を想像するに難くない」とコメントしたり、良家の女学生が友人を誘い学校へも行かずに活動館へ通い、遂にはハワイに行くという遺書を残して家出したという事件について「映画による海外への憧れである」と述べたりするのは、著者の憶測の域を出ない。

しかし、ここで重要なのは、子どもへの悪影響の議論を通じて活動写真が不良・犯罪の温床として、警察の取締の対象へと焦点化し、教育者がこれらの理論的援護者としての役割を担っていたという事実である。

「映画に示唆せられ、不良・犯罪行為を行ふものさへ生ずるに至って、世の識者、教育者は愕然として眼をこの新しき事象に見開いたのである」²⁹⁾とあるように、活動写真の影響力の大きさは、識者・教育者に娯楽と教育の関係性を改めて問い直す契機を与えたといえるだろう。

一方で、活動写真を教育に積極的に利用していこうとする動きがなかったわけではない。むしろ、言説上では娯楽としての活動写真の教育利用は活発に議論されるようになっていく。例えば、1921(大正10)年に文部省社会教育研究会により創刊された雑誌『社会と教化』(大正13年より『社会教育』と名称変更、昭和19年廃刊)では、活動写真の工学的解説記事や教育現場への利用方法の検討が議論され、推薦映画の提示や説明者(弁士)講習会なども検討された。『社会と教化』の創刊以降、大正年間における活動写真関連記事を見ると、活動写真に関する記事は毎号のように掲載され、記事の内容も規制というよりは、活動写真の教育的利用について積極的に言及しているものが多い³⁰⁾。

山根幹人は同雑誌中において「活動写真によって、多くの少年が、犯罪を犯したとすれば、それ程活動写真なるものが、大きな力を持って居るということを認めなければならない。然らばこれを逆に使って、有益なるフィルムを見せたならば、少年青年は、その本質的に持って居る大きな感化力によって、善導せられることは論を待たない。」³¹⁾と述べ、映画における描写の根拠や適切な

解説があれば、悪影響のあるとされるフィルムも人心善導のフィルムに転じさせることが可能であると主張している。このように、映像メディアのもつ影響力の大きさを認めたくて、教育上有用な活用方法を研究すれば、活動写真は強力な教育機能を発揮するという認識が、文部省をはじめとする教育関係者に徐々に浸透していくこととなった。

活動写真取締建議の直後に、文部省が活動写真の積極的利用へと動いた要因としては、文部官吏乗杉嘉寿の存在が大きかったと推測される。乗杉は通俗教育の主任官などを経て1919（大正8）年6月にできたばかりの普通学務局第四課の課長に配属されると、民衆娯楽の改善指導を社会教育に必要な施策として積極的に展開した。

乗杉は「趣味の問題は道徳問題」であり、「民衆娯楽の改善は即ち社会進歩の一大必要要件」との認識に立ち、優良なフィルムの「推薦映画」認定、弁士などフィルムの解説者の自覚修養、学校における趣味涵養などが必要であると提唱した³²⁾。また、活動写真に対する誤った認識を是正する目的から、活動写真展覧会を1921（大正10）年にお茶の水の東京博物館で開催した。同展覧会の入場者は3週間で12万7千人にのぼったという³³⁾。中田俊造によると同展覧会を契機に「世間の映画を見る眼は、これで一変した³⁴⁾というが、規制機運から始まった活動写真と教育との関係は、大正中期にかけて、再び積極利用へと傾いていったといえるだろう。

IV. 娯楽と教育をめぐる言説—権田保之助と橘高広の娯楽教育観を中心に—

活動写真はその登場以来、フィルムの規制と奨励など、教育言説において繰り返し語られるなかで、娯楽を教育のなかでどのように扱うかという論題を浮上させることとなった。ここでは、活動写真に代表されるような新しいメディアが民衆娯楽として普及・浸透する中で、あらためて生じてきた「娯楽」と「教育」の関係性をめぐる言説を検討する。

大正時代には、活動写真のみならず、文学・演劇を含め、民衆の生活を反映する新しい芸術のありかたとして「民衆芸術論」や「民衆文化主義」といった言葉が流行し、「文化」や「民衆娯楽」といった用語が使用され始める。権田保之助は、「民衆娯楽」という用語が流行していた状況を以下のように皮肉を込めて述べている。

此頃は出鱈目に「民衆娯楽」と云う言葉が流行する。「おい君、僕は一寸、民衆娯楽に行ってくるからね」とか、「昨夜は一寸、民衆娯楽ってなす法でね」とか云う会話が用いられるようになり、「民衆娯楽」と云う肩書

を持った寄席の雑誌が発行されたかと思うと、「民衆娯楽」という表題の雑誌が出るという勢である。³⁵⁾

権田は以上のような風潮のなかで（児童）教育と民衆娯楽問題を安易に結びつける教育論に反対し、「民衆娯楽の問題は単に児童教育の見地だけで片付けて仕舞うような小さな問題ではない。それは（中略）民衆の実生活そのものに関する重大問題なのである」³⁶⁾と述べ、民衆娯楽が民衆生活を作るのではなく民衆生活が民衆娯楽を作るのであること、民衆娯楽はできあがったものではなく常にできあがりつつあるものであり、自律的な発展にまかせるべきであることを力説する。

そもそも、権田にとって「民衆娯楽」とは、資本主義社会における機械工業が日本社会に浸透するなかで、労働者が機械の一部となり、労働そのものが無趣味で単調なものとなったことから生じたものであり、「慰安としての娯楽」は「新しき民衆の新しき要求」であった³⁷⁾。したがって、「民衆が民衆自身生み出したその儘の娯楽は粗野やもの不純なもの」であるという理由によってそれらを「陶冶純化」しようとするのは、「知識階級の論理」であり排斥すべきものであった。

斯くの如くにして其の純化ができあがるとすれば、それは知識階級の思考の方から云へば誠に結構なものに知り得よう、しかし乍ら其れと同時に、それは既に民衆娯楽でも何でも無くなって仕舞った時であることを忘れてはならぬのである。³⁸⁾

と主張する権田は、自身が文部省の社会教育調査委員を務めながらも、狭義の教育に縛られない民衆による娯楽を守ろうとする立場をとっていたといえる。

一方、映画通の新聞記者から警察庁検閲課に転じた経歴をもつ橘高広は、娯楽を民衆の思うがままにさせることは社会秩序の維持にとって危険であるとし、娯楽は国家による制御のもとでこそあるべきものであるとの意見を持っていた。橘は娯楽のもつ芸術的価値と警察が維持すべき社会的価値について以下のような見解を述べている。

警察官の行ふ社会的価値批判は、倫理的価値批判や、芸術的価値批判に対して、一步も譲る必要なく、国家存立の根本から言へば、倫理的芸術的価値批判は、社会的価値批判に従属すべきかも知れぬ。（中略）故に取締に従事する警察官は、不健全な娯楽に対する一種の防塞であり、番兵である。³⁹⁾

橘は芸術的価値と道徳的価値の問題については、常に対立的であるのではなく、基本的に「芸術は自由であるべき」であり、むしろ「道徳と芸術は無関係なものではない、その本領は違っているが、相親しむで行く可き性質のものである」と、両者の調和を説く。しかし、一方で「芸術も道徳的内容を具備することに依って芸術的である、即ち美は善を内容とすることに依って始めて美である、と云うのは美は善の奴隷となる訳である」⁴⁰⁾と述べ、最終的に道徳的価値の優位を譲らない。

こうした姿勢の背景には、民衆が娯楽に対して盲目的に魅了されてしまうことへの危惧がある。橘は民衆の娯楽に対する態度の危うさを理由に「民衆娯楽の取締の根本儀」を以下のように説明する。

民衆が娯楽に対する時の態度は、本能の発動した時であって、無批判の裡に、美しいならば、甘いならば、快感を与えるならば、之を不識不知の間に呼吸して仕舞ふ、(中略) 無批判の呼吸は、同化作用が完了したものと見られ、伝播されたものに依っては危険此上もなく、(中略) 有機的に享樂者を動かす。⁴¹⁾

橘は以上のような理由から、娯楽の取締はやむを得ないものと考える一方で、「予防警察の精神を徹底する上から演劇も勸善的であって欲しいので、場合に依っては推賞する」⁴²⁾とも述べ、取締上有益と考えられる限りにおいて、教化的内容を含む娯楽を望ましいと考えていた。橘にとっては、飽くまで社会秩序の維持が至上目的であり、その「社会的価値」と符合する範囲において、娯楽は位置づけられるべきであること、また、「社会的価値」を補完する役割を果たすものとして、娯楽の教育的側面を評価していたといえる。

以上のように、前述した雑誌『社会と教化』におけるような、活動写真などの娯楽メディアを教育に積極的に利用していこうとする乗杉嘉寿を中心とする文部省の立場、民衆の生活と自律性を重んじる権田保之助の立場、社会秩序と国家的価値を重視し検閲もやむを得ぬとする橘高広に代表される警察庁の立場など、大正期には娯楽と教育をめぐるさまざまな言説が拮抗していた。新聞記者などのメスメディア関係者、現場の教師や子どもをもつ親の娯楽観など、とりあげるべき言説は他にも様々あり、ここで各論を詳しく検討していくことはできないが、娯楽と教育をめぐる言説が蓄積されるなかで、「娯楽」「教育」に関する概念(理念)が精緻化されていったことは注目されてよい。大正期にさまざまな娯楽論(教育論)が生起した背景に、活動写真という新しいメディアの登場があったことは言うまでもないが、人々が

新しいメディアと出会い、そのメディアとの関わりかたを探る過程で諸概念を規定していくという意味で、活動写真は教育的メッセージの伝達メディアであるだけでなく、教育概念の醸成メディアとしても機能したといえるだろう。

V. おわりに

以上、明治・大正期の映像メディアの系譜をたどるなかで、映像メディアをめぐる娯楽と教育の関係について本稿では以下について検討してきた。まず1点目に、明治初期には、写し絵→幻灯というゆるやかなメディアの推移がみられるものの、両者は内容的に棲み分けをしつつ、明治中後期まで「娯楽の写し絵」「教育の幻灯」という大きく二つの流れが並行して存在していたこと。2点目に、写し絵がもつばら見世物として鑑賞されるものだったのに対し、教育幻灯は、識字率の低い人々も含めて、地域社会の連帯感を深める共同体メディアとして機能したこと。3点目に、活動写真における教育への注目には、犯罪・非行などの治安対策とも関わりながら、フィルムの規制から、大正中期にかけて、再び積極利用へと傾いていったこと。4点目に、大正期には娯楽と教育をめぐるさまざまな言説が拮抗し、活動写真は教育的メッセージの伝達メディアであるだけでなく、教育概念の醸成メディアとしても機能したこと。

本論での考察は、メディアを縦糸として「娯楽」と「教育」が織りなす模様を巨視的に把握する試みだったといえる。しかし、以上にみてきたように、写し絵・幻灯・活動写真という映像メディアは、「娯楽を享受する民衆」と「娯楽を教育に利用する教育関係者」という二分的な媒介作用ではなく、また「娯楽」的要素や「教育」的要素だけで成り立つ媒介構造でもなく、いわば複層的な機能と構造が錯綜する「媒介的複合体(media complex)」であり、「娯楽」「教育」の区分自体の問い直しを迫るものであるといえる。

今回は映像メディアを「教育」「娯楽」の緊張関係からその社会的機能を読み解くことを試み、そこから両者におさまりきらないが両者に重要な影響を与えもする、共同体連帯や概念醸成といったメディアの複層的な側面について抽出してきたが、こうした機能を改めて「教育」「娯楽」に逆照射することが、今後のく教育メディア>研究として求められるといえるだろう。

なお本論では、「光と影によって映像を映し出す装置＝く映像メディア>」というメディアの系譜に即した「教育」と「娯楽」の関係性の考察に焦点を当てたため、対象とする時期や領域が広く、また、紙芝居・パノラマ・写真といった近接したメディアの存在を捨象してしまっ

ているなど、課題も多い。また、メディアと教育の関係性を規定する鍵となる人物たちの検討も不十分であり、今後も継続して史料にあたっていきたいと考えてる。

注

- 1) 錦絵や双六を教育メディアの視点から論じたものとして、たとえば以下のものがある。古屋貴子「明治初期の視覚教育メディアに関する考察—教育史における文部省発行教育用絵図の位置づけをめぐって—」『生涯学習・社会教育研究』（第31号、2006年、pp.73-82）、同「遊びと学びのメディア史—明治期の教育双六における「上がり」の思想を中心に—」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』第2号、2008年などがある。
- 2) たとえば倉田喜弘『明治大正の民衆娯楽』岩波新書、1980年、および、石川弘義編著『娯楽の戦前史』東書選書、1981年など。
- 3) 『守貞謄稿』第五巻、朝倉治彦・柏川修一編、東京堂出版、1992年、pp.102-103.
- 4) 岩本憲児『幻燈の世紀 映画前夜の視覚文化史』森話社、2002年、pp.88-95.
- 5) 小林源次郎『写し絵』中央大学出版部、1978年、および、山本慶一『江戸の影絵遊び』草思社、1988年参照。
- 6) 石井研堂『明治事物起源』増訂版、春陽堂、1926年.
- 7) 手島工業教育資金団『手島精一先生傳』1929年、p.26.
- 8) 石井研堂、*op.cit.*, pp.247-249.
- 9) 学校用掛図と教育幻灯の比較および影響関係については、古屋貴子「明治前期の道德教育メディアにみる学校と社会—教育錦絵・学校用修身教材・教育幻灯の比較分析—」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』第1号、2007年、pp.135-156.を参照。
- 10) 教育品製造会社『幻燈使用法』1889年.
- 11) *Ibid.*, p.1.
- 12) 義務教育の補完としての通俗教育概念の成立過程については、松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会、2004年に詳しい。
- 13) 『富山県学事通報』（1887年）15号、p.22.
- 14) *Ibid.*, 16号、p.10.
- 15) *Ibid.*, 6号、pp.10-11.
- 16) 松田、*op.cit.*, pp.118-119.
- 17) 『東京府教育会雑誌』第65号、1895年2月28日、pp.46-47.
- 18) *Ibid.*, 第66号、1895年3月28日、p.49.
- 19) 同年11月19日付の「神戸又新日報」では「ニーテスコップ（電気作用寫眞活動機械）之儀今般小松宮殿

下御來港ニ際シ御照覧ニ奉供候」という記事になった。

- 20) 権田保之助『民衆娯楽問題』1921年（権田保之助著作集第1巻、文和書房、1974年、p.26.）
- 21) *Ibid.*, p.30.
- 22) 吉見俊哉『都市のドラマトゥルギー 東京・盛り場の社会史』弘文堂、1987年、p.206.
- 23) ジゴマ映画の流行と上映禁止処分の経緯については、永嶺重敏『怪盗ジゴマと活動写真の時代』新潮社、2006年を参照。
- 24) 「時事新報」1912（大正元）年、10月10日.
- 25) 「東京日々新聞」1912（明治45）年、2月6日～20日.
- 26) 海野幸徳『学校と活動写真』内外出版株式会社、1924年、p.17.
- 27) 文部省社会教育局、*op.cit.*, pp.13-14.
- 28) 日高秀「映画の年少者に及ぼす影響」『社会教育』3巻9号、1926（大正15）年、pp.89-97.
- 29) 文部省社会教育局『本邦映画教育の発達』1938年、pp.10-11.
- 30) 雑誌『社会と教化』（後に『社会教育』）の創刊以来、大正年間における活動写真に関する記事については、論外末尾の一覧（表3）を参照。
- 31) 山根幹人「教育と活動写真」『社会と教化』1巻5号、1921年5月、p.78.
- 32) 乗杉嘉寿「民衆娯楽の改良と誘導」『社会と教化』1巻3号、1921年3月、p.12-14.
- 33) 全日本社会教育連合会『社会教育論者の群像』1983年、p.114.
- 34) 中田俊造「乗杉嘉寿氏を憶う」視聴覚教育時報、1968年4月号.
- 35) 権田保之助「民衆娯楽の基調」1922年（『余暇・娯楽研究基礎文献集』第1巻、大空社、1989年、p.156.）
- 36) *Ibid.*, p.37.
- 37) *Ibid.*, pp.14-15.
- 38) *Ibid.*, pp.64.
- 39) 橘高広『民衆娯楽の研究』警眼社、1920年、p.6.
- 40) *Ibid.*, pp.14-15.
- 41) *Ibid.*, p.20.
- 42) *Ibid.*, p.18.

表3 雑誌『社会と教化』『社会教育』における活動写真関連記事一覧

『社会と教化』

掲載タイトル	執筆者	巻号	発行年月日
活動写真雑話	保篠龍緒	1巻1号	大正10(1921) 1.1
活動写真と農業教育	—	1巻1号	大正10(1921) 1.1
活動写真映画の推薦	—	1巻2号	大正10(1921) 2.1
文部省推薦映画	—	1巻3号	大正10(1921) 3.1
活動写真の説明者講習會	—	1巻3号	大正10(1921) 3.1
活動写真の時代	—	1巻3号	大正10(1921) 3.1
フィルム使用の学校教育	—	1巻4号	大正10(1921) 4.1
活動写真の時代	—	1巻4号	大正10(1921) 4.1
活動写真辨士講習會の實況	—	1巻4号	大正10(1921) 4.1
教育と活動写真	—	1巻5号	大正10(1921) 5.1
学校と活動写真	—	1巻6号	大正10(1921) 6.1
教育活動写真と線畫の應用	—	1巻7号	大正10(1921) 7.1
視覚光線の新發見	—	1巻8号	大正10(1921) 8.1
活動写真説明者協會	—	1巻8号	大正10(1921) 8.1
活動写真展覽會のぞ記	森川生	2巻1号	大正11(1922) 1.1
民衆娛樂としての活動写真	乗杉嘉壽	2巻2号	大正11(1922) 2.1
活動写真は果して兒童の教育を妨げるか?	田口櫻村	2巻3号	大正11(1922) 3.1
民衆娛樂殊に活動写真に就て	權田保之助	2巻3号	大正11(1922) 3.1
教化活動写真の危機	山根幹人	2巻12号	大正11(1922) 12.1
趣味の教育と娛樂の教養	乗杉嘉壽	3巻6号	大正12(1923) 6.1
我國に於ける民衆娛樂大觀	乗杉嘉壽	3巻6号	大正12(1923) 6.1
学校と映畫及び教會映畫について	—	3巻6号	大正12(1923) 6.1
推薦映畫解説	—	3巻7号	大正12(1923) 7.1

『社会教育』

掲載タイトル	執筆者	巻号	発行年月日
民衆教化機關としての活動写真と辨士の養成	勝亦太平	1巻1号	大正13(1924) 1.26
文部省推薦映畫解説	—	1巻1号	大正13(1924) 1.26
教育上に於ける活動写真フィルムの利用	社會教育調査室	1巻8号	大正13(1924) 11.10
活動写真による悪感化	—	1巻8号	大正13(1924) 11.10
映畫觀衆の心理状態	仲木貞一	2巻4号	大正14(1925) 4.1
映畫觀衆の心理状態	仲木貞一	2巻5号	大正14(1925) 5.1
教育活動写真に就て	中島仁	2巻6号	大正14(1925) 6.1
教育活動写真に就て	中島仁	2巻7号	大正14(1925) 7.1
文部省懸賞募集映畫劇脚本梗概要約	文部省	2巻7号	大正14(1925) 7.1
教育活動写真に就て	中島仁	2巻8号	大正14(1925) 8.1
幼年及少年向映畫	文部省社會教育課調査	2巻9号	大正14(1925) 9.1
文部省推薦活動写真映畫	松平覺義	2巻10号	大正14(1925) 10.1
文部省推薦映畫	松平覺義	2巻11号	大正14(1925) 11.1
映畫の正しい觀方	松平覺義	3巻1号	大正15(1926) 1.1

文部省推薦映畫	松平覺義	3卷1号	大正15 (1926) 1.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷2号	大正15 (1926) 2.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷3号	大正15 (1926) 3.1
社会教化と活動寫眞	小路玉一	3卷3号	大正15 (1926) 3.1
文部省推薦映畫	松平覺義	3卷3号	大正15 (1926) 3.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷4号	大正15 (1926) 4.1
社会教化と活動寫眞	小路玉一	3卷4号	大正15 (1926) 4.1
活動寫眞と青年	青木誠四郎	3卷5号	大正15 (1926) 5.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷5号	大正15 (1926) 5.1
文部省推薦映畫	—	3卷5号	大正15 (1926) 5.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷6号	大正15 (1926) 6.1
文部省推薦映畫	—	3卷6号	大正15 (1926) 6.1
文部省推薦映畫	—	3卷7号	大正15 (1926) 7.1
映畫の年少者に及ぼす影響	日高秀	3卷8号	大正15 (1926) 8.1
映畫の年少者に及ぼす影響	日高秀	3卷9号	大正15 (1926) 9.1
文部省懸賞募集映畫劇脚本	—	3卷9号	大正15 (1926) 9.1
観衆を通して観たる映畫	松平覺義	3卷10号	大正15 (1926) 10.1
文部省懸賞募集映畫劇脚本	—	3卷10号	大正15 (1926) 10.1
観衆を通して観たる映畫	松平覺義	3卷11号	大正15 (1926) 11.1
文部省推薦映畫	—	3卷11号	大正15 (1926) 11.1
観衆を通して観たる映畫	松平覺義	3卷12号	大正15 (1926) 12.1

社会活動の公共性に関する考察

—「関係論アプローチ」の観点から—

荻野亮吾*

A Study on the Publicness of Social Activities: From the Viewpoint of “Relational Approach”

Ryogo OGINO

Social activities have been justified by the theory of rights. But with this approach, we can't figure out relationships with others that serve as a basis of rights. I think that we have to reconsider the publicness of social activities built upon relationships with others. Briefly speaking, I'll propose to consider the publicness from the viewpoint of “relational approach”.

We must begin with examining H. Arendt's strict distinction between “the public sphere” and “the social”. By positioning “otherness” in “the public sphere”, she raised her original concept of “action”. But her theory had two questions. First, is it true that “the public sphere” has no connection with “the social”? Second, isn't it necessary to consider the issue on participation in “the public sphere”?

On the first point, I examined the “the politics of need interpretation” raised by N. Fraser. With this concept, we can understand the connection between “the public sphere” and “the social” through uninterrupted discussions about needs. On the second point, I examined A. Sen's concepts of liberty. His concepts implied imagination about others' circumstances.

Through these arguments, we can connect the publicness neither with personal interests nor cooperativity, but with “otherness”.

目次

- I. 研究の背景と目的
- II. 「他者性」への関心—アレントの「公共性」論—
 - A. アレントの「公共性」論
 - B. 「社会」と「公共性」のつながり
- III. 他者への批判と応答—「ニーズ解釈の政治」—
 - A. 「ニーズ解釈の政治」
 - B. ニーズと権利の関係
 - C. ニーズ間の衝突の可能性
- IV. 他者への想像カーセンの「自由」論—
 - A. 潜在能力アプローチ
 - B. 「構成的」自由
- V. 「関係論アプローチ」に基づく社会活動の「公共性」

I. 研究の背景と目的

本論文の目的は、社会活動の「公共性」を「関係論アプローチ」に基づき考察することにある¹⁾。

これまでの社会活動の研究においては、社会活動の「公共性」とは、権利との関係から問われて来た。例えば、似田貝香門は環境問題についての住民運動の「公共性」を「〈必要〉＝絶対条件→『公共性』＝『環境権』の絶対的保護」という点に見出している²⁾、藤岡貞彦は地域教育運動とは、「国民の教育権を守る」ためのものであり、「生活権擁護の住民運動」との関連性を持つことによって「公共的性格」を有するに至ると述べている³⁾。これらの議論では、社会活動の「公共性」とは、人が持つべき権利を前提とした上で、その権利が侵害されている状況において、その状況を改善することを求めて行くことに見出されていたと言える。このようなアプ

*生涯学習基盤経営コース 博士課程

ローチは社会活動の「公共性」に対する「権利論アプローチ」と総称することができる。

しかし、このような「権利論アプローチ」は大きな問題を2つ抱えている。第1に、権利を権利主体が所有するものとして想定し、権利そのものが社会的な合意の産物であるということ、つまり権利は所与のものではなく、他者との関係の中で社会的に構成されるものであることを見落としていることである。「公共性」を証明するためには、私的な利害関係や、集団的な利害関係を越えて、他者を説得しうるような普遍的な理由が存在することを証明することが必要になるが、「権利であるから」という理由は循環論法に陥っており、十分な説明の理由たり得ない。第2に、このアプローチでは、他者の存在は自らの自由を制約する障害物として描かれるか、自らの価値観に同化・包摂されるべき客体として描かれ、自由の存立のための不可欠な存在として他者が位置付けられていない⁴⁾。つまり、これまでの「権利論アプローチ」においては、他者との関係が「公共性」の中に位置付けられてこなかったという問題があると言える。

そこで本論文では、社会活動の過程で不可避に取り結ばれる他者との関係に注目し、「関係論アプローチ」の観点から社会活動の「公共性」の一端を明らかとすることとする。このアプローチでは、社会活動の「公共性」は、他者の存在を前提としつつ、他者との批判的応答や葛藤・対立を経た過程の中に描かれるものとなる。

このアプローチの妥当性を検証するために、以下の各章では、「関係論アプローチ」に関わる課題を「他者との関係」という軸から検討していく。IIでは、他者への「現れ」と他者の「複数性」のパスpekティブに、つまり他者の「他者性」に「公共性」の基盤を見出すH.アレントの議論を取り上げ、その視点の重要性と課題を指摘する。次に、IIIでは、アレントの問題提起を受け、他者への批判と応答の関係について、ニーズと「公共性」の関係という観点から検討する。さらにIVでは、アレントが見逃している「政治」への「参加」の課題について、A.センの「自由」論を取りあげることで、他者への想像力を媒介にして、「共同性」から「公共性」への架橋がなされる可能性について論じる。最後にVでは、「他者性」や他者への批判的応答、及び他者への想像力という「関係論アプローチ」の要点をまとめた上で、今後の研究課題について述べる。

II. 「他者性」への関心—アレントの「公共性」論—

A. アレントの「公共性」論

アレントの「公共性」は、2つの次元によって構成されている。その1つは、「現れの空間」であり、もう1

つは「共通世界」である。まず、「現れの空間」について、アレントは、「公共的に現れるあらゆるものは各人によって見られ、聞かれるということ、したがって、最も広範な公開性 (publicity) をもっているということの意味」し、「私たちにとっては、現れ—私たちのみならず他者にとっても見られ、聞かれるもの—がリアリティを構成している」ことを指摘する⁵⁾。この「現れの空間」は、「人々が言論と活動の様式をもって共生しているところでは必ず生まれ」⁶⁾、人々が他者の前で行為や言論を営む限り存続するものであるとされる。このような「現れの空間」は「他人と取り替えることのできない真実の自分を示しうる唯一の場所」であり⁷⁾、ここでは、人々が「何 (what)」であるかではなく、「誰 (who)」であるかという点から存在が確認される。自分と他者は共約不能な存在として処遇され、他者は自分の「現れ」のために不可欠な存在として位置付けられるのである。

一方、「共通世界」という意味での「公共性」について、アレントは以下のように述べている。

公共性のリアリティは、数知れないパースpekティブとアスペクトが同時に存在することにかかっている。そうしたパースpekティブとアスペクトのうちに共通世界は提示されるのであり、それらに対して共通尺度や共通分母を案出することはできない。この公共的領域のリアリティは、あらゆるニーズを充足する共通分母としての貨幣をその唯一の基礎とする「客観性」とは異なっている。というのも、共通世界は、あらゆる人びとが会おう共通の場所であるが、そこに姿を見せる人びとはそこで異なった場所を占めているからである。2つの物体が同一の場所を占めえないように、ある人の立場が他者の立場に一致することはない。他者によって見られ、聞かれるということが意義を持つのは、あらゆる人びとが異なった立場から見聞きしているという事実のゆえである。ここにこそ、公共的な生活の意味がある。⁸⁾

アレントは「複数性」のパスpekティブを「公共性」の観点から擁護する。人々が生まれることによって「世界」に新たなパースpekティブが持ち込まれ、絶えず「世界」が更新される可能性がある一方で、「世界」への関心の喪失は人々の「間にある (in-between)」空間を消失させることになる。つまり、他者の存在は「複数性」の擁護のために肯定されていくこととなる⁹⁾。

つまり、アレントの「公共性」論にとって、他者とは二重の意味で重要な存在である。1つは、自らの「現れ」のために他者の存在が不可欠であるという点であり、も

う1つは「複数性」のパースペクティブを維持していくためにあらゆる他者の存在が肯定されるという点である。つまり他者は自分と同じでないからこそ重要な存在なのであり、他者はその「他者性」ゆえに尊重されることとなる。このような「他者性」への関心は、社会活動の「公共性」についての「関係論アプローチ」の基盤となるものであると考えられる。

しかし、ここで注意すべきなのは、アレントが「社会 (the social)」を「公共性」と別の次元に位置付け、「社会」を他者の「他者性」を否定するものとして捉えた点である。アレントは、近代を「社会」の広がりという点から把握し、「今や、社会は、一定の共同体の成員をすべて、平等に、かつ平等の力で、包容し、統制するに至っている」と述べる¹⁰⁾。アレントのいう「社会」とは、「ただ生命の維持のためにのみ存在する相互依存の事実が公的な重要性を帯び、ただ生存にのみ結びついた活動力が公共的領域に現れるのを許されている形式」のことを指し¹¹⁾、「社会」の中では、「活動 (action)」の存在する余地はなく、「それぞれの成員にある種の行動を期待し、無数の多様な規制を押しつけ」、「これらの規則はすべてその成員を『正常化』し、彼らを行動させ、自発的な活動や際立った成果を排除する傾向をもつ」ことが指摘される¹²⁾。アレントにとって、このような「必要＝必然性 (necessity)」の広がり、人間の「複数性」を否定するものとして捉えられ、「社会」の広がりに対して「公共性」を守り、「画一主義」の進展に対して人間の「複数性」を担保していくことこそ重要とされた。

このようなアレントの認識は、自由についての議論に明確に表れている。アレントによれば「解放 (liberty)」と「自由 (freedom)」という2つの自由の意味は大きく異なることとされる。「解放」とは「欠乏と恐怖からの自由」¹³⁾、つまり「必然性の軛からの解放」を指し¹⁴⁾、社会経済的な価値を示す。一方で、「自由」とは、「たんなる解放に加えて、同じ状態にいる他者と共にあることを必要とし、さらに、他者と出会うための共通の公共的領域、いいかえれば、自由人誰もが言葉と行いによって立ち現れうる政治的に組織された世界を必要とする」ものである¹⁵⁾。このような「自由」は、「政治に固有の〈間の領域〉でのみ存在」し¹⁶⁾、「自由であることと活動することとは同一の事柄」であるとされる¹⁷⁾。つまり、「自由」は、「解放」とは異なり「公共性」の次元に位置づけられる概念である。

また、「意見 (interest)」と「利益 (opinion)」が全く異なる現象であることも指摘される。「利益」は集団のものであるのに対し、「意見」は個人のものであり、「利益」は代表され得るが、「意見」は各人に固有のもの

される¹⁸⁾。「社会」の中で重要なものであり共約可能な価値である「利益」と、人びとの「複数性」を担保し共約不能な価値を示す「意見」とが明確に区別されるのである。

アレントは、「政治的な生が生命を超えたところで生きられるのではなく、生命が政治の主題となる時代」である近代に対して批判的認識を有し¹⁹⁾、生の「必要＝必然性」を「公共性」の次元から排除するべきものとして考えたのである。アレントの「公共性」論においては、社会活動といった概念自体が存在せず、「活動」は「社会」ではなく「公共性」の次元において営まれるものと考えられていたことに留意する必要がある。

B. 「社会」と「公共性」のつながり

このようなアレントの「公共性」の捉え方は、他者の「他者性」を肯定し必要とする点で、「関係論アプローチ」の基盤となる。しかし一方で、2つの課題を有している。

第1の課題は、アレントにおいては、「公共性」の次元において営まれる他者との相互的な関係と、「社会」で営まれる様々な行為は別のものとして捉えられていることである。この「社会」と「公共性」を別の次元に位置付ける思考の妥当性が問われなくてはならない。これについては、2つの批判が存在する。

一方に、生の多様性に基づく批判が存在する。これについて、市野川容孝は『人間の複数性』を開くためには、まさに政治的なものによって、民主主義によって、生命そのものを多様なものたらしめねばならないと述べ²⁰⁾、「政治」によって「社会」の内実を多様化していくという方向性を提示する。このような認識は、現代の排除の問題は「社会」の過剰な広がりによって説明されるのではなく、「社会」の後退を示すのではないかという視点に基づく²¹⁾。ここではアレントの議論は、「身体 (生命)」と「言説」の不可分なつながりを明らかにする議論として引き取られることとなる²²⁾。

他方で、「社会」と「公共性」との間の異なる関係性を問う批判も存在する。齋藤純一が、「アレントが自然なものとして描いた生の位相にも政治が存在すること、したがって、彼女が公共性の領域としては描かなかった次元にも別種の公共性が成立すること」を指摘するように²³⁾、またN.フレイザーが「社会」を「画一化」を押し進める場としてだけでなく、「多価的で論争的」な場として捉え返す必要があると述べているように²⁴⁾、「社会」の中に「公共性」が形成される可能性を探るアプローチである。アレントのように、「社会」を「公共性」と切り離してしまうことで、社会活動の中で他者との関係が取り結ばれたとしても、そこに「公共性」を見出す可

能性がなくなってしまうことが問題なのである。社会活動の中で、他者の前に「現れ」、他者の異なるパースペクティブに触れるのであれば、たとえ活動の契機が「社会」の次元に位置する利害やニーズであったとしても、そこに「公共性」形成の契機を見出すことが可能なのではないかと考えられる。この他者への批判と応答の関係について、ニーズと「公共性」の関係に焦点化しながらⅢで詳述する。

第2の課題は、「政治」への「参加」の問題である。これはアレントの「政治からの自由」についての議論と密接な関係がある。アレントは、「ポジティブな自由 (freedom)」から区別される「ネガティブな自由 (liberty)」のうちの「政治からの自由」を肯定的に記述しており²⁵⁾、「政治」への「参加」については、強制するべきものではないと考えていた。また、「政治」で必要とされる能力も、「公共的領域での討論の訓練を通して、後天的に形成」されるものと考えられていたと判断され²⁶⁾、「政治」への「参加」について働きかけを行うことは特に重視されていなかったと考えられる²⁷⁾。

しかし、「政治」への「参加」については、経済的・社会的な状況が「政治への自由」を規定しているという点を見逃すことはできない。いくら「公共性」の次元において他者との相互関係に基づいた言論や「活動」が営まれるとしても、そこに「参加」できる人が一部に限られているのであれば、それは本当に他者への関心を継続させ、「他者性」を尊重していくことと言えるのだろうか。それは「公共性」の次元を縮減させてしまうのではないだろうか。これはアレントの「公共性」論を「関係論アプローチ」として引き取ろうとする本論文にとっても重要な課題である。この「参加」を巡る問題についてはⅣで詳述する。

Ⅲ. 他者への批判と応答—「ニーズ解釈の政治」—

A. 「ニーズ解釈の政治」

重要なのは、アレントのように「社会」の次元に位置する利害やニーズといったものを全て必然的なものとして「公共性」の次元から排除するのではなく、「社会」と「公共性」の次元の関係を、他者への批判と応答という観点から問い返すことにあると考えられる。

例えば、ニーズについて考えてみると、ニーズが「ある主体にとって何らかの望ましい状態を想定することができる」という状態に照らしてみても何らかの客体が欠けている状態にある²⁸⁾、何らかの望ましい状態の判断、そしてその状態に比べて何が欠けている状態にあるという判断は必然的に定まるものではなく、他者への批判や応答の結果定まって行くものである。

そこには他者との不断な関係が想定されるのである。

フレイザーは、このような他者との批判と応答の関係を「ニーズ解釈の政治 (the politics of need interpretation)」として概念化した。フレイザーは、ニーズを巡って言説を用いた解釈の政治が展開されることを指摘し、欲求の分配としての政治ではなくニーズの解釈についての政治を焦点づけることが重要であるとした。この政治ではニーズそのものではなく、「ニーズについての言説」が重要とされる²⁹⁾。フレイザーによればこれまでの欲求の分配の議論の問題点は、第1にニーズを所与のものとして見なし議論の対象としない点に、第2に誰がどのような観点からニーズを解釈するかを問題としない点に、第3に多数派によって形成された言説を正当なものとする点に、第4にニーズ解釈の過程の社会的・制度的過程を問題としない点に求められる³⁰⁾。これに対し、「ニーズ解釈の政治」の目的は、政治的、経済的、家族的な領域の間の境界線を移動させることにあり、ニーズを「政治化」する言説と、「脱政治化」しようとする言説の抗争のプロセスこそが重要であるとされる。アレントと異なるのは、「社会」を、画一化を押し進める場としてではなく、ニーズを巡る他者との批判と応答の場として捉え、「社会」を起点にした「公共性」の出現の可能性を示唆している点にある。

以降、このフレイザーの「ニーズ解釈の政治」に内在する課題を2つの局面に分けて考えることとする。1つはニーズの権利への翻訳という局面であり、もう1つはそれぞれのニーズの間の優劣の判断や調整という局面である³¹⁾。それぞれの局面で他者との批判と応答が持つ意味を見ることが目的である。

B. ニーズと権利の関係

まずニーズの権利への翻訳という局面について考える。ここで重要なのは権利とニーズを排他的なものとして捉えないことである。権利とは、「対立する当事者が共に熟議するための手助けとなる共通の枠組み、共通の参照点をつくりだす」ものであると考えるならば³²⁾、権利とは他者と議論するための暫定的な合意点として捉えられる。さらに、権利そのものを「関係論的」に捉えるならば³³⁾、権利が生み出される過程、人びとの間の合意や葛藤の過程に焦点が当てられることになる。つまり、「ニーズ解釈の政治」においては、これまで権利とされてこなかったニーズが権利に翻訳されたり、ニーズと権利の境界線が問い直されたりすることを通じて、ニーズと権利との関係が断絶的なものではなく連続的なものとして捉えられることになる。

さらに、ニーズと権利の関係を考える上で重要なことは、ニーズの中には権利に翻訳しにくい(できない)ニーズが存在することである。例えば、このようなニーズとして、尊敬や友情、愛情についてのニーズが挙げられる。このようなニーズが満たされるためには他者の承認を必要とするが、他者にこの承認を強制することはできない。そのようなことをしても決してニーズは満たされないからである。

このような権利に翻訳しえない(が他者との関係を必要とする)ニーズの存在を指摘したのはM.イグナティエフである。イグナティエフは、「権利の話法」ではなく「ニーズの話法」を採用すべき理由について、「ニーズについて語ることによって、また権利要求に応えるだけでは満たされないようなケアと配慮をもとめる人びとのニーズを明らかにすることが可能になる」ことを挙げる³⁴⁾。もちろん、イグナティエフはこれまで福祉国家のシステムの中で、「見知らぬ人(strangers)」への無関心が維持されつつも、直接的にはなく間接的な資源の再分配によって、ニーズがある程度満たされてきたことを認める³⁵⁾。このシステムは、齋藤純一によれば、「非人称の連帯のシステム」や「セキュリティ・ユニット」と³⁶⁾、武川正吾によれば、再分配の諸制度が前提とする構成員間の「連帯」と、諸規制を通じた「承認ないし相互承認」として捉えられている³⁷⁾。つまり、見知らぬ人同士の「連帯」を基盤として、設定された権利に基づき「再分配」を行われてきたシステムが福祉国家なのである。

ここで問題は、福祉国家によって認定される衣食住などの基本的な権利は、人びとが必要としているニーズを全て表すものではないということである。これについて、イグナティエフは、「政治的および社会的権利の言語によって特定されるニーズとそうではないニーズとの区別」の重要性を述べる³⁸⁾。「わたしたちは権利を保有する生き物より以上の存在であって、人格には権利よりもっと尊重されて然るべきものがある」のであり、「友情、愛情、帰属感、尊厳、そして尊敬の念、これらが権利のひとつとして数え入れられないからこそ、わたしたちはそれをニーズとして特定すべき」であるとされる³⁹⁾。ここでイグナティエフは、権利では汲み取れないニーズの存在、そして権利には翻訳できないニーズの存在を指摘し、それが権利と認定されないにしても他者から不断に応答がなされるべき価値を持っていることを指摘しているのである。権利が設定されることで他者のニーズが満たされたと考えて他者への関心を失うのではなく、自分と異なるニーズを持つ他者への関心を常に持ち続けることができるかどうかがこの鍵となる。

C. ニーズ間の衝突の可能性

一方で、イグナティエフが「他のニーズをある程度犠牲にしなければ充足されえないようにいくつかのニーズが存在する」ことを指摘していることも注目に値する⁴⁰⁾。これは、ニーズの間の衝突の可能性を示すものであり、「ニーズ解釈の政治」のもう1つの局面を構成するものである。この問題は、フレイザーの「承認と再分配のジレンマ」という議論に典型的に示されている。

フレイザーは「今日の正義は再分配と承認の両方を必要として」おり、「文化的承認と社会的平等が相互に傷つけ合うのではなく支え合うようにする形で概念化する方法を探ること」を提案する⁴¹⁾。そして、フレイザーは、「社会の政治経済的な構造に根ざしている経済的不公正」と、「文化的あるいは象徴的な」不公正の2つの不公正が、現実には密接な関連を有することを認めながらも、分析にあたってこの2つを区別することを提案する⁴²⁾。同時に、前者に対する対処方法である「再分配」と、後者に対する対処方法である「承認」の峻別が必要であると述べる⁴³⁾。なぜなら、「再分配」が個々の集団の同定を基盤として行われるものであるのに対して、「承認」は集団の脱差異化を促進するという関係にあり、この間には「承認と再分配のジレンマ」が見られるからである⁴⁴⁾。

フレイザーは、I.M.ヤングの「抑圧」の定義の中にも、このジレンマを見出す。ヤングは「抑圧」を「ある人々が、社会的に認められた設定の中で、十分に広範なスキルを学び、それを用いることを妨げる制度的なプロセス、もしくは他の人々とプレーし、コミュニケーションする、あるいは、社会生活の中で他者が聞き取ることができる文脈で自らの感情やパースペクティブが表現できる能力を抑圧する制度的プロセスの内にある」ものと定義する⁴⁵⁾。ヤングは、分配という観点からではなく「抑圧と支配の除去」という観点から正義を把握すべきことを提唱し、諸集団の異質性を肯定し、その意見を尊重する「差異の政治」を主張する。これに対し、フレイザーは、「再分配」と「承認」の問題を「差異の政治」という1つの枠組みで捉えようとしたヤングの試みは成功していないことを指摘する。なぜなら、「抑圧」の文化的側面は、抑圧された人々が十分な評価を受けられないという「過小評価」の問題であるのに対し、政治経済的側面は抑圧された人々が自らの能力を増大させていく機会に苦しんでいるという「未開発」の問題であり、「これら2つの抑圧理解は、明らかに互いに緊張関係にある」からである⁴⁶⁾。また、ヤングの定義する5種類の抑圧—「搾取」、「マージナル化」、「無

力さ]、「文化帝国主義」,[暴力]⁴⁷⁾—も結局は「経済的に根ざした抑圧」と「文化的に根ざした抑圧」に分けられ、両者は「互いに緊張関係にあり、前者が後者と干渉し合っている」とされる⁴⁸⁾。つまり、ヤングの「差異の政治」も実際には「承認」だけでなく「再分配」の問題をも対象としており、「承認と再分配のジレンマ」を回避できていないとされる。

一方、ヤングは、このフレイザーの二分法的な枠組みを批判する。ヤングは、「承認と再分配のジレンマ」への適切な対処法は、「政治経済的な問題を承認的な問題とつなぎ直すこと」であり、「政治経済と文化、もしくは再分配と承認を対立させることによって、社会の現実や政治問題の複数性、複雑性を歪曲してしまうことになる」ことを懸念している。ヤングによれば、確かに「承認」を要求する集団の中には「再分配」の問題を無視する集団があることも事実であるが、実際の様々な活動は経済的正義や社会的平等の手段として機能しており、フレイザーは一部の事実を誇張し過ぎているとされる⁴⁹⁾。つまり、フレイザーが理論的に「再分配」と「承認」の問題を対置することで、問題の解決の筋道を模索しているのに対して、ヤングは現実の社会活動に即してその問題の一元的な把握を目指そうとしていると言える。

以上のようなフレイザーとヤングの論争は、「承認」と「再分配」という他者への批判と応答を要する2つの社会活動の間に深刻な対立が存在することを鋭く指摘したものである。「ニーズ解釈の政治」では合意の可能性を予定調和的に想定することはできず、集団の同質性と異質性の緊張関係とも関わって、かえって人びとの間の対立や葛藤が激化する可能性が含まれているのである。しかし、このような対立や葛藤は避けられるべき問題ではなく、ニーズや権利を巡る自身の価値観が揺るがされつつ、他者との間に相互に批判と応答が不断に繰り返されて行く過程に「公共性」への可能性が開かれていると考えられる。

IV. 他者への創造力—センの「自由」論—

A. 潜在能力アプローチ

Ⅱで述べたように、アレントの「公共性」論には、社会活動に「参加」するためにそれぞれの人に与えられている「言説的な資源」や「解釈とコミュニケーションのための社会文化的な手段」⁵⁰⁾が平等ではないという課題が残っていた。次にこの課題について検討する。

この課題は、「適応的選好形成 (adaptive preference formation)」の問題と密接に関わる。これはJ.エルスターなどによって提起された問題であり、人びとの選好が環境に応じて形成されるという問題を指す⁵¹⁾。例えば

劣悪な環境に人が置かれると、主体性が低下し、環境に合わせて自分の選好を低い方に移動させることで満足感を得てしまうといった問題である。

この「適応的選好形成」の問題は、人びとの効用をもとに分配を行うことを志向する「厚生主義」批判の文脈で提起されたものであるが⁵²⁾、それだけでなく、本来持っていたはずの切実な選好が環境に合わせて低下することにより、社会活動に積極的に参加して生活環境改善の要求を行うべき人が、「参加」しにくく（できなく）なるというジレンマを良く表すものでもある。

この問題の解決のために提起されたのが、A.センの「潜在能力 (capability)」アプローチである。センは、従来のニーズに関する3つの代表的なアプローチを批判する⁵³⁾。第1に功利主義のアプローチでは、総効用の集計値に注目し分配の問題を解決できないこと、効用関数という考え方は人間の多様性や差異を無視していること、「適応的選好形成」の問題を解決できないことが問題であるとされる。第2に「厚生主義」のアプローチは、分配の量や人数の問題について関心を向けないことが問題であるとされる。第3に基本財の分配を中心とするJ.ロールズらのアプローチも、財を実際の福祉へと転換する能力に個人差があることを看過していることが問題とされる。これらのアプローチのように「基本材と効用についての情報を用いるだけでは、ニーズの概念にさえ適切な適用範囲を指示することができない」とされる⁵⁴⁾。

これら3つのアプローチに欠けているのが「基本的潜在能力 (basic capabilities) —一人がある基本的な事柄をなしうるということ—についての何らかの観念」であるとされる⁵⁵⁾。このような能力は例えば、「身体を動かして移動する能力」や「栄養補給の必要量を摂取する能力」、「衣服を身にまとい雨風をしのぐための手段を入手する能力」、さらに「共同体の社会生活に参加する権能」のことなどを指す。

さらにセンは「潜在能力」と「機能 (functioning)」の関係を論じる。個人の福祉を、「その人の生活の質、いわば『生活の良さ』」として把握するセンは、生活を「相互に関連した『機能』(ある状態になったり、何かをすること)の集合」として見なす。そしてこの「機能」の概念と密接な関係を持つとされるのが「潜在能力」である。これは「人が行うことのできる様々な機能の組み合わせ」のことを表し、従って「潜在能力」とは『様々なタイプの生活を送る』という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合」として定義され⁵⁶⁾、「形式的自由」ではなく「実質的自由」を表すとされる⁵⁷⁾。

このようなセンの「潜在能力」アプローチは、「自由」

の概念を、基本財の量や各人の効用という観点からではなく、各人の「実質的な自由」の拡大という点、つまり「生き方の幅」⁵⁸⁾という観点から再定義したことに大きな意義がある。

B. 「構成的」自由

しかし、本当に、センの「潜在能力」のアプローチにおいて、社会活動に参加するための資源が確保されるのだろうか。この点についてはさらにセンの「構成的」自由の考え方を見ることが必要となる。

センは「福祉」と「潜在能力」の関係を2通りに捉えている⁵⁹⁾。一方で『「潜在能力」は『福祉を達成するための自由（あるいは機会）』であるということであり、他方で『「達成された成果」を『潜在能力』に直接結びつける』ことである。後者の観点からは、選択の機会が増すこと自体が人びとの生活を豊かにし、福祉の増進に直接貢献することに「潜在能力」の意義が見出されるのだが、問題は前者の手段的な自由が何を指すのかということである。これについてセンが提示しているのが「構成的」自由という考え方である。センは自由の持つ役割を、「潜在能力」に関連し人間生活にとって持つ「直接的な重要性」、政治的な主張の表明や支持に果たす「道具としての役割」、そして「ニーズの概念化」に果たす「構成的な役割」の3つに分けている⁶⁰⁾。このうち自由の「構成的な役割」は以下のように説明される。

ニーズについての私たちの考え方は、いくつかの剥奪状態が防ぐことのできる性質を有していたのではないかという私たちの思いと、そのために何ができるかについての私たちの理解とに結びついている。こういった理解や信念を形成するにあたっては、公共的な討論が決定的な役割を果たしている。したがって、表現の自由や討論の自由といったものを含む政治的な権利は、経済的ニーズに対する政治的応答を引き出す上で枢要であるだけでなく、経済的ニーズそれ自体の概念化にとっても中心的なのである。⁶¹⁾

つまり、「構成的」自由とは、社会活動に参加するための資源となるような政治的権利・政治的自由のことを指す⁶²⁾。このことから「構成的」自由は「潜在能力」のうちに含まれると考えられる。

しかしここでさらに注目すべきことは、センは自由を、「福祉 (well-being)」と「エージェンシー (agency)」という2つの観点からも説明し、自由の概念をより広く捉えていることである。センの「エージェンシー」という概念は「人は自分自身の福祉の追求以

外の目標や価値を持つことができる」ことを説明したものである⁶³⁾。ここで「エージェンシーとしての自由」とは「ある個人が価値を認めるものを達成するための自由」のことを、「福祉のための自由」とは潜在能力の集合として捉えられるものを指す。また「エージェンシーとしての達成」とは「その人が追求する理由があると考えられる目標や価値ならば、それがその人自身の福祉に直接結びついているかどうかに関わらず、それを実現していくこと」を指し、「自分自身の福祉の達成」とは区別される⁶⁴⁾。このような論点はすでに「社会的コミットメント」の議論の中にも見られるものであるが⁶⁵⁾、この概念を主張する意義は「人間が合理的経済人であることを意識しつつも、同時に経済合理性を越えようとするところに人間の自発性や主体性を見出そうとする点」にあるとされる⁶⁶⁾。

そして、センは「エージェンシー」という概念と「福祉」という概念は対立する可能性があることを指摘する。

「エージェンシーとしての自由」を推進すること（例えば、自分が推進したいと考える目標を推進する能力が高まること）が、福祉のための自由を減らすこと（それに対応して、福祉の達成度が落ちること）につながるかもしれない。エージェンシーと福祉の区別が重要であるのは、まさにそういった対立のためなのである。⁶⁷⁾

では前述した「構成的」自由は、「福祉のための自由」として捉えるべきなのか、それとも「エージェンシーとしての自由」として捉えるべきなのか、つまり、自らの福祉を増進するために社会活動に参加することを担保する自由として捉えるべきなのか、それとも自らの福祉の増進を越えた目的を達成するために、社会活動に参加していく自由と考えるべきなのかが問題となる。

セン自身は、「エージェンシー」と「福祉」は密接に関係すると述べている。なぜなら、「自分自身の『福祉を達成するための自由』を実際に行使するか否かは、その人自身のエージェンシーとしての目的に依存している」からである⁶⁸⁾。桂木隆夫の言葉を借りれば、「エージェンシー」の概念とは、「人間が悔いのない自分なりに善き生を自発的に選択する際の主体性を意味」し、「この主体性は、自分の福利の考慮とは一応区別されるとはいえ、それとの密接な連関の中で発揮されるもの」であり⁶⁹⁾、「福祉のための自由」と「エージェンシーとしての自由」は究極的には一致するものと考えられる。つまり「構成的」自由は「福祉のための自由」と「エージェ

ンシーとしての自由」の両方に含まれ、2つの自由を架橋する自由として捉えられる。

この2つの自由の関係は、社会活動の「公共性」に対する捉え方にも大きく関わる。社会活動の「公共性」を、各人による利害やニーズの主張と、それへの批判と応答という点から考えるならば、「構成的」自由とは「福祉のための自由」のみを示すものとなる。つまり社会活動への参加を保証する政治的権利・政治的自由としてこの自由は捉えられる。一方「構成的」自由に、「エージェンシーとしての自由」を、つまり自らの福祉を越えた目的を追求する自由を読み込むことも可能である。この時、社会活動の「公共性」とは、利害やニーズを主張する他者への批判と応答のみに求められるだけではなく、利害やニーズを越えた部分、つまり他者の状況に想像力を働かせることに、そして自分の利害を度外視した判断や行動を行うことにも拡張されることになる⁷⁰⁾。この想像力が、同じ集団に属しない他者の状況へと向けられることになれば、「共同性」を超えた普遍的な「公共性」への可能性が開かれる。そして、このことによって「参加」の問題を見落としていたアレントの「公共性」論が補われ、「政治」と「自由」の課題の解決の方向性が示されることになると考えられる。

V. 「関係論アプローチ」に基づく社会活動の「公共性」

ここまで、社会活動の「公共性」をさまざまな観点から論じて来た。まず、従来の「権利論アプローチ」においては社会活動の「公共性」が権利の実現という点に見出され、他者との関係が捨象されてきたことが問題であり、他者との関係を含んだ「公共性」へのアプローチ（「関係論アプローチ」）が必要であることを指摘した（I）。次に、「関係論アプローチ」の根底をなす考え方として、「社会」と「公共性」の次元を明確に分ち、他者の「他者性」を基盤とすることによって「公共性」が成立することを指摘したアレントの議論を取りあげた。しかし、アレントの議論には、①「社会」の中から立ち上がって来る別種の「公共性」の存在を捨象してしまうこと、②「公共性」の次元への「参加」が社会経済的に規定されていることを見逃していることという2つの課題が存在していた（II）。そこで次に、①についてフレイザーの「ニーズ解釈の政治」を取りあげ、権利とニーズの翻訳の局面や、ニーズ間の衝突の調整の局面において、他者との間に不断の批判と応答がなされ、自らの価値観が見直される過程に、アレントの考える「公共性」とのつながりを見出すことが可能であることを指摘した（III）。さらに②の「公共性」の次元への「参加」を巡っては「適応的選好形成」の問題を取り上げた上で、

その解決のためにセンの「潜在能力」アプローチと「構成的」自由という考え方を概観し、センの「自由」論に他者への想像力という契機を見出し、ここにアレントの「公共性」論を補完し、「共同性」と「公共性」を架橋する可能性が示されていることを論じた（IV）。

このように見て来ると、本論文では試論的ながら、社会活動の「公共性」を、自らの権利や、利害やニーズの主張という観点からではなく、他者との関係性の中で捉え返して行く可能性が示されたのではないかと考えられる。本論文で明らかになった社会活動の「関係論アプローチ」の要点は以下のようにまとめられる。まず、社会活動の中で他者との関係を取り結ぶことは、他者の「他者性」に触れるという意味で「公共性」の基盤として位置付けられる。次に、他者は他者であるがゆえに、自らと同じ価値観を有しておらず、そこで対話は対立や葛藤に満ちたものとなるが、そこで批判と応答を通じて自らの価値観が問直される過程が重要である。さらに、その過程の中で他者への想像力が働くこととなれば、他者の窮状を見ていられないという感覚や、そこで自らの利害を超えた判断や行動をする主体性が生まれ、そこに「私事性」や「共同性」を越えた「公共性」の形成の可能性が開かれるものと考えられる。

このような「公共性」への「関係論アプローチ」はまだ十分なものではなく、今回得られた論点を今後深めて行くことが課題となる。主な課題は、4点にまとめられる。第1に、「共同性」と「公共性」の関係についての言語論的な解釈である。今回取りあげたアレントの「公共性」論、「ニーズ解釈の政治」、センの「自由」論をつなぐのは言語論的な関係である。他者の「他者性」を認め、他者への批判と応答を繰り返し、他者の状況へと想像力を働かせることは、言語によって定礎されている。つまり「公共性」は、言語という「共同性」を根拠とし、かつそれによって制約されるものとなっているのである。このような言語論的な観点をもって「共同性」と「公共性」の関係を考えていくことが必要である⁷¹⁾。

第2に、「権利論アプローチ」と「関係論アプローチ」の関係についてである。今回は「権利論アプローチ」と「関係論アプローチ」を対比させて論じたが、両者は本来対立するものではない。他者との関係を権利概念の中に位置付けることで、「権利論アプローチ」の可能性が開かれることとなる⁷²⁾。これに伴い、従来の「権利論アプローチ」に基づいて解釈されてきた、住民運動や教育運動、さらには市民活動といった様々な社会活動を「関係論アプローチ」によって見直して行く作業も必要となる。社会活動の中で、他者との関係性に基づく「公共性」が具体的にはどのように立ち上がって来たのかを見直す

ことにより、それぞれのアプローチの妥当性が検証できる。

第3に、主体像の問い直しが挙げられる。本論文で提起された主体像は、従来の、権利を保有する存在としての主体像や、市場的關係で想定されるような合理的な主体像と異なり、他者との相互關係を基盤とした新たな主体像を示すものである。ここから他者への見返りを持たない主体、他者への「贈与」を行う主体といった像が立ち上がってくることも推測される。この主体像についてさらに検討を深めていく必要がある。

第4に、IVで示したように、社会活動へと参加する「自由」を保障していくことは、「公共性」を担保する条件として重要なものであるが、その保障の中には政治・経済的な保障だけでなく、教育的な働きかけも含まれると考えられる。これは、社会活動に「参加」するための「構成的」自由という観点から社会教育の意義を論じて行く可能性を示すものである。本論文ではこの論点を十分深めることができなかつたので今後の課題としたい。

注

- 1) 本論文では、住民運動や社会運動、市民活動などのさまざまな社会的な活動を総称して社会活動と呼ぶ。
- 2) 似田貝香門「開発政策＝計画と住民運動—住民運動の提起している諸問題—」松原治郎・似田貝香門編『住民運動の論理—運動の展開過程・課題と展望—』学陽書房、1976、pp.237-238。
- 3) 藤岡貞彦『教育の計画化—教育計画論研究序説—』総合労働研究所、1977、pp.120-121。
- 4) この点については、井上達夫『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム—』創文社、1999、及び、大澤真幸『〈自由〉の条件』講談社、2008、参照。
- 5) Arendt, H. 『人間の条件』[*The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958]志水速雄訳、筑摩書房、1994、p.75-79。
- 6) *Ibid.*, p.321。
- 7) *Ibid.*, p.65。
- 8) *Ibid.*, pp.85-86。
- 9) アレントの「公共性」論における他者の位置付けについては、小野紀明『政治理論の現在—思想史と理論のあいだ—』世界思想社、2005、pp.125-146、参照。
- 10) Arendt, H. 『人間の条件』*op.cit.*, p.64。
- 11) *Ibid.*, p.71。
- 12) *Ibid.*, p.64。
- 13) Arendt, H. 『革命について』[*On Revolution*, Penguin Books, 1963]志水速雄訳、筑摩書房、1995、

p.43。

- 14) *Ibid.*, p.112。
- 15) Arendt, H. 『過去と未来の間—政治思想への8試論—』[*Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, Penguin Books USA Inc., 1968]引田隆也・齋藤純一訳、みすず書房、1994、p.200。
- 16) Arendt, H., Ludz, U. ed. 『政治とは何か』[*Was ist Politik?: Fragmente aus dem Nachlaß*, Piper Verlag GmbH, 1993]佐藤和夫訳、岩波書店、2004、p.6。
- 17) Arendt, H. 『人間の条件』*op.cit.*, p.206。
- 18) Arendt, H. 『革命について』*op.cit.*, pp.367-368, p.426。
- 19) 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000、p.55。
- 20) 市野川容孝『社会』岩波書店、2006、p.238。
- 21) これについては統治の様式自体の変化が指摘されることもある。渋谷望『魂の労働—ネオリベラリズムの権力論—』青土社、2003、参照。
- 22) これについては、田崎英明『無能な者たちの共同体』未来社、2007、参照。
- 23) 齋藤純一『政治と複数性—民主的な公共性に向けて—』岩波書店、2008、p.106。
- 24) Fraser, N. *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, Cambridge University Press, 1989, p.185。
- 25) Arendt, H. 『革命について』*op.cit.*, p.441-442。
- 26) 仲正昌樹『「自由」は定義できるか』バジリコ株式会社、2007、p.220。
- 27) このような議論は、市民間の自由なコミュニケーションが「市民文化」を構成するという点を重視し、啓蒙的な社会教育の存在を否定するに至った松下圭一の議論とも重なり合う。松下は理論の展開の中で、「参加」の問題を論じなくなるが、これは「市民の自由な文化活動」が一定の層の中で営まれることを想定するようになったからであるとも考えられる。松下の議論については、荻野亮吾「市民社会における社会教育の役割に関する考察—『社会教育の終焉』論の再検討—」『東京大学教育学部研究科紀要』第47巻、2007、pp.23-32、参照。
- 28) 武川正吾「社会福祉と社会政策」井上俊他編『社会構想の社会学』岩波書店、1996、p.37。
- 29) Fraser, N., *op.cit.*, p.163。
- 30) *Ibid.*, p.164。
- 31) *Ibid.*, p.181。

- 32) Ignatieff, M. 『人権の政治学』 [*Human Rights as Politics and Idolatry*, Princeton University Press, 2001] 添谷育志・金田耕一訳, 風行社, 2006, p.58.
- 33) Minow, M. *Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law*, Cornell University Press, 1990.
- 34) Ignatieff, M. 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 [*The Needs of Strangers*, Sheil Land Associates Ltd., 1984] 添谷育志・金田耕一訳, 風行社, 1999, p.5.
- 35) *Ibid.*, pp.15-16.
- 36) 齋藤純一 『政治と複数性』 *op.cit.*, p.112.
- 37) 武川正吾 『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家—』 東京大学出版会, 2007, p.51.
- 38) Ignatieff, M. 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 *op.cit.*, p.20.
- 39) *Ibid.*, p.21.
- 40) *Ibid.*, p.26.
- 41) Fraser, N. 『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察—』 [*Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge, 1997] 仲正昌樹監訳, 御茶の水書房, 2003, p.20.
- 42) *Ibid.*, pp.22-24.
- 43) *Ibid.*, pp.24-25.
- 44) *Ibid.*, p.26.
- 45) Young, I. M. *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press, 1990, pp.33-38.
- 46) Fraser, N. 『中断された正義』 *op.cit.*, pp.293-294.
- 47) Young, I. M., *op.cit.*, pp.48-63.
- 48) Fraser, N. 『中断された正義』 *op.cit.*, pp.303-304.
- 49) Young, I. M. "Unruly Categories : A Critique of Nancy Fraser's Dual System Theory," *New Left Review*, No.222, 1997, pp.156-158.
- 50) Fraser, N. *Unruly Practices*, *op.cit.*, p.164.
- 51) Elster, J. "Sour Grapes : Utilitarianism and the Genesis of Wants," in Sen, A. and Williams, B. eds. *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press, 1982, pp.219-238.
- 52) 若松良樹 『センの正義論—効用と権利の間で—』 勁草書房, 2004, pp.39-41.
- 53) Sen, A. 『合理的な愚か者—経済学=倫理的探究—』 [*Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 1982] 大庭健・川本隆史訳, 勁草書房, 1989, pp.225-251.
- 54) *Ibid.*, p.252.
- 55) *Ibid.*, p.253.
- 56) Sen, A. 『不平等の再検討—潜在能力と自由—』 [*Inequality Reexamined*, Oxford University Press, 1992] 池本幸生・野上裕也・佐藤仁訳, 岩波書店, 1999, p.59-60.
- 57) *Ibid.*, p.70
- 58) 川本隆史 『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ—』 創文社, 1995, p.88.
- 59) Sen, A. 『不平等の再検討』 *op.cit.*, pp.60-61.
- 60) Sen, A. 『自由と経済開発』 [*Development as Freedom*, Oxford University Press, 1999] 石塚雅彦訳, 日本経済新聞社, 2000, p.167.
- 61) *Ibid.*, p.174.
- 62) この側面を見ると、センの「構成的」自由とは、井上達夫の「人格構成価値」に極めて近い概念である。井上は「『善く生きるとはどういうことか』という問いの解答に関わる価値」を「人格完成価値」, 「かかる問いを発し追究しうる道徳的人格の可能条件に関わる価値」を「人格構成価値」と呼び、双方の価値の区別を主張する。井上達夫, *op.cit.*, p.106.
- 63) Sen, A. 『不平等の再検討』 *op.cit.*, p.85.
- 64) *Ibid.*, pp.85-86.
- 65) Sen, A. 「社会的コミットメントとしての個人の自由」 ["Individual Freedom as a Social Commitment," *The New York Review of Books*, June-14, 1990] 川本隆史訳, 『みすず』 第358号, 1991, pp.68-87.
- 66) 桂木隆夫 『市場経済の哲学』 創文社, 1995, p.146.
- 67) Sen, A. 『不平等の再検討』 *op.cit.*, p.90.
- 68) *Ibid.*, p.106.
- 69) 桂木隆夫, *op.cit.*, p.147.
- 70) この点についてはセンが、「共感」と区別して、非利己主義的な「コミットメント」を位置付けていることも参考となる。Sen, A. 『合理的な愚か者』 *op.cit.*, pp.133-138.
- 71) この点については、牧野篤『〈わたし〉の再構築と社会・生涯教育—グローバル化・少子高齢社会そして大学—』 大学教育出版, 2004, pp.140-267, 参照。
- 72) 例えば、このようなアプローチを示すものとして、大江洋『関係の権利論—子どもの権利から権利の再構成へ—』 勁草書房, 2004, 参照。

近年の「子どもの放課後」をめぐる政策的変容に関する一考察 —「生活の場」としての学童保育の位置づけをめぐって—

佐藤 晃子*

A Study of the “After-school” Policy after 1990's : Focusing on the After-school “Care”

Akiko SATO

The purpose of this paper is to clarify the transformation of the “after -school” policy’s idea after 1990’ s. This paper analyzes it through the development of education policy and social welfare policy from 1990 to the present, by focusing on the after-school “care”.

There are two big changes of the idea of the after-school policy in these about ten years. First, the target is not (only) child who is absence of care in the daytime but all child. And the project offers many activities including learning activities, but do not offer “a space of life” based on the idea of care. Second, children become to spend after school hours at school, but not other spaces.

These changes may cause to reorganize the relation between school and family. The functions of child rearing, educating and living are integrated to school.

目次

はじめに

- I 90年代以降の教育・福祉政策における「子どもの放課後」をめぐる関心の高まりとその推進
 - A 福祉政策における学童保育の推進
 - B 教育政策における子どもの「居場所づくり」の展開
 - II 「子どもの放課後」をめぐる教育・福祉政策の一体化による制度的改変のこころみ—「放課後子どもプラン」の登場
 - A 「放課後子どもプラン」登場の背景
 - B 「放課後子どもプラン」の具体的内容
 - C 「放課後子どもプラン」実施後の量的変化
 - III 「放課後子どもプラン」の理念的インパクト
 - A 「子どもの放課後」の位置づけの変容—「保育に欠ける」子どもの「生活の場」から「すべての子ども」の活動の場へ
 - B 「学校」という場の浮上
- おわりに

はじめに

近年、共働き家庭や単親家庭の増大、働き方の多様化等を背景として、学童保育の社会的なニーズはますます高まっている。しかし、社会的ニーズの大きさに施策が追いつかず、多くの自治体において待機児や大規模化等の問題を抱えている。メディア言説においては、こうした共働き家庭において小学校入学と同時に浮上する子どもの放課後問題が「小1の壁」なる言葉によって提起されている¹⁾。

こうしたなか、少子化対策としての子育て支援政策の推進という社会的な流れを受けて、学童保育は1997年に法制度化が実現し、その後、箇所数、登録児童数は大幅に増大している。10年前と比較して、箇所数は約2倍近く、登録児童数も倍以上に増加している。

ところが、こうした制度的整備と量的拡大と同時に、学童保育の周辺、すなわち子ども、とりわけ小学生児童の放課後（ここで「放課後」とは平日の授業終了後の時間だけでなく、土曜日など学校休業日等の時間も含む概念として使用する）をめぐって政策的関心が高まる中、もともと多様であった自治体ごとの学童保育の施策、制

*生涯学習基盤経営コース 博士課程

度がより多様化し、学童保育の性質を変えようような動きもみられるようになっていく。

その最も端的な例として、「保育に欠ける」子どもの「生活の場」としての機能、役割が求められてきた学童保育事業を、「すべての子ども」の放課後対策として再編しつつ、その制度、内容や方法を変化させようとする動向を見ることができる。1990年代以降、政令市や東京都23区などでおこなわれ始めたいわゆる「全児童対策事業」がこれにあたるが、こうした自治体の動きを国の施策として新たな形で引き取ったものが、2007年に文部科学省・厚生労働省合同で始められた「放課後子どもプラン」であるといえる。ここには「子どもの放課後」をめぐる政策理念の変容が象徴的に示されていると考えられる。

しかし、子どもの放課後、とりわけ学童保育をめぐる先行研究は研究としてはほとんどない状況にある。学童保育の全国的な運動団体である全国学童保育連絡協議会や各地の学童保育運動に関わる研究者、実践家たちが雑誌、書籍等を刊行している（たとえば定期刊行物として、全国学童保育連絡協議会編『日本の学童はいく』、学童保育指導員専門性研究会編『学童保育研究』など）が、これらは実践記録や資料的なものが主である。「放課後子どもプラン」についても、全国学童保育連絡協議会と大阪保育問題研究所がそれぞれ書籍を刊行している²⁾が、これらは各々立場を若干異にしつつも、両者とも運動論的な視点から見た実践的政策批判にとどまっており、「放課後子どもプラン」をこれまでの政策、施策のなかに位置づけて俯瞰し、とりわけその理念レベルで問題を抽出する作業はなされていないといえる。

そこで本研究では、90年代以降、「放課後子どもプラン」にいたる「子どもの放課後」をめぐる主として国レベルの教育・福祉両政策の展開を概括し、放課後子どもプラン以降の学童保育とその関連事業の量的な変化を把握した上で（Ⅰ～Ⅱ章）、放課後子どもプランに象徴される「子どもの放課後」をめぐる政策理念上の変化とそのインパクトについて、学童保育の位置づけの変容という視点から考察していく（Ⅲ章）。文部科学省、厚生労働省発行の政策文書、報告書や雑誌類等の二次資料を主とし、今年度、筆者が自治体の放課後事業の担当者におこなったインタビューデータや施設での観察記録の一部も補足資料として用いて分析、考察をおこなう。

Ⅰ 90年代以降の教育・福祉政策における「子どもの放課後」をめぐる関心の高まりとその推進

A 福祉政策における学童保育の推進

90年代以降、「子どもの放課後」をめぐる政策的関

心が高まっているといえる。その第一に、福祉政策における学童保育の推進があげられる。

1990年の「1.57ショック」をインパクトに少子化対策／子育て支援政策が国家的に推進されるようになるが、94年のエンゼルプラン以降、放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育事業）はその重点施策のひとつ、両立支援の一方策として位置づけられるようになり、これを大きな契機としてとりわけ量的な拡充を見ている。

学童保育は、1950年代後半から民間運動として出発し、自治体ごとに制度化され、すすめられてきたという経緯がある。この間、何度か国に対する学童保育制度化の請願がなされたが、その必要性は認められず制度化は見送られ続けてきた。しかし、少子化対策を契機に、その文脈において学童保育の必要性が認識され、1991年には学童保育固有の補助金である「放課後児童対策事業」が創設され、1997年の児童福祉法改正において国により制度化されるに至ったのである。ここにおいて学童保育は「放課後児童健全育成事業」として、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」に対する「遊び及び生活の場」を提供する事業として法的に位置づけられた。

制度化によって法的位置づけを得た学童保育はその後、共働き家庭の増大等により学童保育に入れない待機児童の問題を背景に、クラブ数の増設（量的拡大）が主たる政策的課題となった。たとえば、国の少子化対策／子育て支援計画である「新エンゼルプラン」（1999年12月）や「新・新エンゼルプラン」（2004年12月）において、放課後児童健全育成事業はその重点施策のひとつ、両立支援の一方策として、具体的な数値目標が掲げられている。

こうした政策的推進によって、補助額の増額など施策が拡充され、クラブ数、登録児童数は大幅に増大し、1998年には9729ヶ所、35万人であったそれらの数が、2008年には17583ヶ所、79万人に達している³⁾。

しかし、こうして制度化以降、クラブ数は大幅に増大したが、希望者増による待機児童の問題と、希望者受入れのため定員枠の撤廃や緩和などによって多くの児童を受け入れたクラブでは大規模化の問題が起こった。しかも、そもそも単独の施設を持たず公共施設や民家・アパートを「間借り」し、スペースも狭小であるところが多い学童保育の施設環境において、1クラブ70人以上のところは15%弱を占めているという状況にある⁴⁾。それゆえ、スペース、施設の確保という問題が生じ、その場所として学校の空き教室が活用されるようになった。「余裕教室活用指針」策定（1993年5月）以降の文部／文部科学省の余裕教室の有効活用のための政策的取組⁵⁾

や安全への社会的関心の高まりなどを背景に、現在約半数（48.3%）のクラブは学校内に設置されている⁶⁾。

また、90年代後半以降、行政改革推進を背景に、待機児童解消という名目のもと、政令市（大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市など）や東京23区などにおいて、学校を使ったいわゆる「全児童対策事業」が実施されている。全国で展開されている全児童対策事業のあり方はさまざまであるが、教育委員会または福祉部局所管で、小学校の余裕教室等を活用し、その小学校に通う1年生から6年生まで希望するすべての児童を対象とした遊び場であるというのが共通した特徴である⁷⁾。そして、この全児童対策事業の中に学童保育事業を吸収、統合するところが出てきたのである。その方法は自治体により様々であり、学童保育の対象となる児童について、一般児童と登録を分け、活動内容もわけるところから、それらを一緒にし、一体化して運営しているところまである。

こうしたなかで、国レベルでも「全児童対策事業」と学童保育の関係が問われた。それに対し厚生労働省は、2001年3月の全国児童福祉主管課長会議上で「全児童を対象とする事業に対する放課後児童健全育成事業の取り扱いの基本的な考え方」を示し、定員の設定、人数、開設日数、専用室・スペース、専任職員の配置、設備、出欠確認等の8項目をクリアすれば全児童対策事業でも放課後児童健全育成事業としての補助金の対象として認めるとした⁸⁾。つまり、これら8項目を放課後児童健全育成事業実施上の必要条件としながらも、それがクリアされる体制であれば全児童対策事業のなかでも実施可能であるとの見解を示したといえることができる。

このように、子育て支援の推進という追い風の中で、学童保育は政策的に推進され箇所数は大幅に増大していった。しかし、ニーズの増大には追いつかず、折からの行政改革のあおりを受けて、学童保育システムのあり方に変化をとめないながら、量的拡充が図られてきたと言える。その変化とは、学校という場の活用であり、すべての子どもを対象とした放課後事業のなかに学童保育事業を同居させるという形態の登場である。

B 教育政策における子どもの「居場所づくり」の展開

「子どもの放課後」への政策的関心として第二に、教育政策における「すべての子ども」の放課後への関心の高まりがある。学校完全週五日制導入を契機に、すべての子どもを対象とした地域での様々な「居場所づくり」活動を支援する取り組みが政策的にすすめられている。

学校五日制導入による主として土曜日対策として、教育政策においては、地域社会の諸資源の活用による体験活動を通した「生きる力」の育成が目指された。

1996年7月の中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）では、「生きる力」の育成のため第一に、「学校・家庭・地域社会での教育が十分に連携し、相互補完しつつ、一体となって営まれること」、第二に、「自然や社会の現実に触れる実際の体験」が重要であると述べられた。その上で、「今日、子供たちは、直接体験が不足しているのが現状」であり、「こうした体験活動は、学校教育においても重視していくことはもちろんであるが、家庭や地域社会での活動を通じてなされることが本来自然の姿であり、かつ効果的であることから、これらの場での体験活動の機会を拡充していくことが切に望まれる」と提起がなされた。

そして、これは具体的に施策として進められていくことになるが、2001年の池田小児童殺傷事件、その後の子ども・青少年にかかわる事件の続発を契機に、「安全、安心な居場所づくり」として政策的に提起され、実施されていくこととなった。

これが具体化されたのが、2004年に開始された「子どもの居場所づくり新プラン」（2005年から「地域教育力再生プラン」に名称変更）における「地域子ども教室」事業であろう。同プランは「全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、子どもの居場所を確保」するものとされ、家庭、地域、学校が一体となつての取り組みが目指された。その中心として位置づけられた「地域子ども教室」事業は、すべての小・中学生を対象に、学校を活用してさまざまな体験活動や地域との交流活動等をおこなうものである。そして、その安全管理や活動指導のために地域の大人がボランティアとして協力することが想定された⁹⁾。

この事業は3年の期限付きの委託事業（国が全額負担）として、初年度2004（平成16）年が70億、2005（平成17）年が87億、2006（平成18）年が66億という予算が投入された。実施箇所数は、2004年5321校、2005年7954校、2006年8318校と年々増え、利用児童・生徒数も、964万人、2468万人、2117万人と2年目には倍以上に増加した¹⁰⁾。また、対象は55%が小学生のみ、小・中学生が33%で、主たる対象は小学生であった。場所は、学校が57.7%で最も多く、実施回数は60回未満が約6割で、週一回もしくは土曜日のみなどの開催が多かったようである¹¹⁾。

こうして広がりを見せていった地域子ども教室に対しては、高い評価がなされた。『「地域子ども教室推進事業」実施報告書』では、子ども、保護者、指導員、学校長などへのアンケート結果から事業の効果分析がなされているが、地域の大人や異年齢の子どもとのかかわり、事業への参加による子どもの成長、家庭教育の充実などと

いった面で高い評価を受けている¹²⁾。

ただ、地域子ども教室事業についても、事業開始とともに、同じ小学生児童を対象とする事業として「類似」するものであるとして、学童保育事業との関連がしばしば問われた。両者の関係について、文部科学省、厚生労働省関係者はともにそれぞれは別物であると説明したが、同時に両者の「連携」の重要性も指摘された（たとえば、2005年10月20日第163回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会における答弁）。

こうして、教育政策においては、対象となる子どもを限定しない、学校を活用した居場所づくりがすすめられていき、特に期限付きで始められた地域子ども教室事業が高評価を受けたことにより、継続の声が高まり、制度や事業内容の全く異なる学童保育事業との「連携」が具体的に模索されていくこととなった。

このように、90年代に入り、教育政策と福祉政策という異なる方面から、異なる文脈において「子どもの放課後」への関心が高まり、それぞれ別の形で施策が推進されてきた。しかし、その流れはひとつに合流し「学校を活用しての、すべての子どもを対象とした放課後支援」という大きな方向へと向かおうとするのである。

II 「子どもの放課後」をめぐる教育・福祉政策の一体化による制度的改変のこころみ—「放課後子どもプラン」の登場

A 「放課後子どもプラン」登場の背景

学校を活用しての、すべての子どもを対象とした放課後支援へと方向付ける施策として構想されたものが「放課後子どもプラン」である。放課後子どもプランの登場により、これまで福祉政策と教育政策においてそれぞれにおこなわれてきた施策をひとつにすることが試みられたといえる。

放課後子どもプランの創設が発表されたのは2006年5月9日のことである。当時の少子化対策特命大臣である猪口大臣の発案によりトップダウンで進められ、それに文部科学省、厚生労働省が合意する形で進められた。子ども、青少年にかかわる犯罪の頻発を背景とした安全・安心へのニーズと、政策的推進にもかかわらず下げ止まらない少子化への対応策として出されたものと言える¹³⁾。

こうして内閣府の主導により、文部科学省と厚生労働省は各省で進めてきていたそれぞれの事業を連携し、一つのプランとして進めていくこととなった。しかし、「当時の内閣府と文部科学省と厚生労働省の抱えてきた事情がある中で、その事情を斟酌した事業を作ろうと言うことで合意した」という文部科学省担当者の言葉にあるよ

うに¹⁴⁾、放課後子どもプラン発表時の大臣会見の発言にはその「事情」の違いを見て取ることができる。

厚生労働省の側としては、放課後児童クラブの量的拡大（「全小学校区での実施」）を主眼に置いていた。川崎厚生労働大臣（当時）は、放課後子どもプランについての記者会見の中で「可能な限り早急に全国のすべての小学校区において放課後児童対策を実施する、学校の積極的な関わりなどを通じて事業内容の充実を図る、要は、私どもが担当していた仕事から両省の共管という形で新たに推進し、内容の充実とスピードアップ、すなわち全部の小学校区でこれを来年実施することを目標にしたいということで方針を打ち出させていただきました。」と述べている¹⁵⁾。

他方、文部科学省側としては、「居場所づくり」をすすめ、特にそのなかに学習支援を導入したい考えがあった。小坂文部科学大臣（当時）は、会見の中で「私としては、その取組の中で、かねて申し上げておりますように、学ぶ意欲のある子どもたちが学習の機会を得られるように、学習の場を提供するという意味も含めまして、しっかりと進めていきたいと考えております。」と述べている¹⁶⁾。

このように、それぞれの省庁における思惑には「ずれ」があるものの、「放課後子どもプラン」という形で小学生の放課後対策がひとつの施策として集約されることとなった。

B 「放課後子どもプラン」の具体的内容

放課後子どもプランは、2007年度から文部科学省・厚生労働省合同ですすめられている。安心・安全な居場所づくりと学校を核とした地域コミュニティの再生を目的とし、具体的には、各市町村において、教育委員会主導のもと、学校等を活用し、交流活動、体験活動や学習などのプログラムをおこなう「放課後子ども教室」（文部科学省管轄、地域子ども教室を引き継ぐ事業¹⁷⁾）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省管轄）を「一体的または連携して」おこなう「総合的な放課後対策事業」として位置づけられた。

なお、このなかで、放課後子ども教室の活動内容として「学習」がひとつの柱とされ、公的な学習支援の場として位置づけられた点は特徴的である。その支援者（「学習アドバイザー」）としては、退職する教員OBに期待がなされている。

予算規模と実施数の目標として、初年度2007（平成19）年度は、文部科学省：68.2億、10000箇所、厚生労働省：158.5億、20000箇所、今年度2008（平成20）年度は、文部科学省：77.7億、15000箇所、厚生労働省：

186.9億、20000箇所となっており、両方、もしくはいずれかの事業の全小学校区での実施が目指された。

ところで、「一体的または連携」しておこなわれるとされる、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業は、様々な点において違いがある。

そもそもバックボーンにある制度、目的が大きく異なっており、放課後児童健全育成事業は児童福祉法に定められた法定事業として、「保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童（1～3年生）」と限定された対象に対しおこなわれる福祉事業である。それゆえ、一定の入会基準にもとづく審査により許可された登録児童が毎日夕方まで生活する場として開設される。毎日通うべきものとして出欠確認がなされ、おやつも提供される。また、こうした配慮や援助をおこなう担当の職員が配置される。ここでは、遊ぶだけでなく、家庭の代わりとなる「生活の場」としての機能が求められている点が重要である。

他方、放課後子ども教室は補助事業であり、主としてその実施小学校・中学校の児童・生徒を対象とした、遊び、学習などの活動の場として位置づけられる。活動日数は週1回程度のところがほとんどである。またスタッフは主としてボランティアであり、安全管理や講師などの形でかかわることになる。

このように、両事業は小学生を対象とした放課後事業という大きな枠組みでは同じであり、机上では容易に一緒にすることができるようにみえるが、そもそもの目的からして大きく異なるものであり、異なる事業をいかに「一体的または連携して」おこなうのか、その方法は大きく問題となった。

放課後子どもプランがプレス発表された直後の衆議院青少年問題に関する特別委員会（2006年6月1日）においてもそうした疑問が続出した。しかし、完全に一体化するのではなく、場所も公民館や児童館を活用するなど地域の実情に応じた方法によってすすめていくこと（馳文部科学副大臣の答弁）、また、法制度化されている放課後児童健全育成事業については、その役割・機能が損なわれない形でおこなわれるようにする旨説明がなされた（北井厚生労働省児童家庭局長の答弁）。

具体的な「一体的」や「連携」の実施方法としては、例として①別々の場所（建物）で連携して実施、②同じ建物内で、部屋を分けて連携して実施、③同じ建物内・同じ部屋で一体的に実施の3つが示された¹⁸⁾。しかし、とくに③の形態については、例として品川区の事例が挙げられているように¹⁹⁾、学童保育事業を統合し、一体化した全児童対策事業が想定されており、学童保育関係者の批判、心配の的となった。

そうしたこともあって、学童保育対象児童に対する配慮については、文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名通知『『放課後子どもプラン』の推進について』（2008年3月14日）において、『放課後児童クラブ』対象児童に対する配慮』の項目が設けられ、『放課後子どもプラン』を実施するに当たって、『放課後児童クラブ』に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適切な運営の確保を図るものとする』として「適切な指導員の配置」など「サービスの内容（案）」²⁰⁾が提示されている。これは、全児童対策事業との関係が問われた際と同じ方針を引き継ぐものであると言えるが、加えて、同時期に策定された「放課後児童クラブガイドライン」（厚生労働省、2007年10月）が学童保育対象児童への配慮という点において大きな担保になると考えられる。

C 「放課後子どもプラン」実施後の量的変化

では、放課後子どもプランの開始により、実施箇所数、方法等に量的変化はみられるだろうか。文部科学省・厚生労働省合同の調査結果（2007年12月現在）²¹⁾をみると、放課後子ども教室の実施、また両事業の連携や一体化は思うようには進んでいない状況にあるといえる。

現在の実施状況としては、21874小学校区中、16547小学校区（75.6%）はいずれかの事業を実施しているが、放課後子ども教室のみを実施しているのが5707小学校区（26.1%）、放課後児童クラブのみを実施しているのが14993小学校区（68.5%）で、両事業を実施しているのは4153小学校区（19.0%）にすぎない。

放課後児童クラブはもともとの実施数とほぼ変わらないが、放課後子ども教室に関しては前事業である地域子ども教室の最終年度（2006年度）の実施数（約8300校）から大きく減少している。

放課後子ども教室を実施していない理由について、同調査によると、第一が指導員等の人材確保が困難であること（1019件/64%）、第二に、実施場所の確保が困難であること（745件/47%）、第三、第四はともに財政上の問題であり、予算の確保が困難（648件/41%）、文部科学省の補助金が継続されるか不安（596件/38%）と続いている（回答数1538自治体）。放課後児童クラブを実施しない理由と比べ放課後子ども教室のそれに関して特徴的なことは、補助金の継続性の問題も含め財政上の問題が大きく、その点で実施に二の足を踏んでいるところが多いことが分かる。

また、実施場所は、放課後子ども教室については4156小学校区（同事業実施校区の約70%）、放課後児童クラブについては7766小学校区（同事業実施校区の約50%）

が小学校内で実施している。

さらに、両事業をおこなっている4153小学校区のうち、両事業を「一体的」におこなっているところが569小学校区、「連携」しておこなっているのは1672小学校区にとどまっており、半数以上にあたる2481小学校区では別々に実施している。

以上を総合すると、放課後子どもプランとして最も理想的に想定するような小学校内で、両事業を「一体的」または「連携」しておこなっているのは、全小学校区の約2%（1672小学校区）にすぎない。また、「一体的」運営をおこなっているのは、すでに先行して全児童対策事業をおこなってきた自治体、地域がほとんどである。特に、放課後子ども教室の実施はまだ多くの自治体が様子見をしている段階である。

このように、放課後子どもプランの事業はまだ展開途中にあると言える。すでに述べたように、学童保育事業と放課後子ども教室の目的や役割、機能がそもそも違うこと、また学童保育事業の運営や実施の形態が自治体ごとに多様であり、それに加え、地域によって小学生児童を対象とした施設や事業、活動に差もあり、連携や一体化をしない、またはできないところも少なくない。こうした現実のなかで、文部科学省の来年度（平成21年度）の概算要求資料には、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の「一体的または連携」の文字は消え、「総合的な放課後対策事業」をめざした当初の形での放課後子どもプランの構想はゆらぎをみせており²²⁾、今後の国レベルでの政策動向が注目される。

Ⅲ 「放課後子どもプラン」の理念的インパクト

A 「子どもの放課後」の位置づけの変容―「保育に欠ける」子どもの「生活の場」から「すべての子ども」の活動の場へ

こうしてみると、放課後子どもプランの登場による量的変化はまだあまりみられないことがわかる。

しかし、放課後子どもプランは90年代以降の「子どもの放課後」をめぐる教育・福祉それぞれにおいて進められてきた政策・施策を、新たに国レベルの制度として具現化したものとして象徴的に位置づけることができ、その理念的なインパクトをいくつか指摘することができる。具体的には以下の2点である。

第一に、「すべての子ども」を対象とし、学童保育対象児童も含め均一の対象としようとした点である。

これまで、共働き家庭等の子ども（特に低学年児童）については、いわゆる「保育に欠ける」子どもとして位置づけられ、その福祉的なニーズに応えるものとして学童保育がおこなわれてきた。それが、すべての子どもの

安心、安全な居場所づくりが目指される中で、一定の区別が意識されながらも、その「すべて」のなかに学童保育対象児も含みうるものとされた。

そしてその上で、学童保育事業とすべての子どもを対象とした放課後の事業を「一体的または連携して」運営する方法が目指されている。すべての子どもを対象とするものとして、学童保育事業を含む一体的な事業をおこなうか、学童保育事業とすべての子どもを対象とした事業を何らかの形で連携して、ともにおこなっていくことを打ち出したのである。

同時に、支援の前提となる「子どもの放課後」の位置づけにおいて、学童保育対象児童が家庭に代わり放課後の時間を過ごす「生活の場」としての側面がうすめられ、遊び、体験・交流活動などの活動の場を強調するものへと変化した。

学童保育は、その役割、機能として、子どもが家庭に帰る代わりに学童保育に「帰る」ものであるということをもととして、家庭に代わる「生活の場」としての位置づけが重要視されてきた²³⁾。国の法制度上も「放課後児童健全育成事業」は「遊び及び生活の場」として位置づけられている。

しかし、放課後子どもプランにみる制度は、学童保育対象児童も含みこみつつ、すべての子どもを対象とし、遊びや体験・交流活動などの活動をおこなうものとして子どもの放課後に対する積極的な教育的関与の志向性をより強く持つものであるといえる。また、そこで子どもに関わるのは専門的知識を有する指導員というよりも、地域住民などであり、地域の子どもを「見守る」または、地域の子どもの「交流する」存在として措定されている。

さらには、これらのことと関連して、保護者や家庭に対する支援や関係に関する側面はほとんど捨象されているといえる。指導員とともに子ども（たち）を育てるという視点や、困難な家庭を支援するといった点はみられない。

こうした放課後子どもプランに対しては、学童保育運動の関係者から、「事実上の学童保育の廃止につながる危険なもの²⁴⁾」だとして批判がなされている。その中心は、「生活の場」としての学童保育の役割、機能の保持のため完全な一体化への批判である²⁵⁾。

他方で、逆のベクトルからの懸念も見られる。猿渡（2007）は、横浜市の全児童対策事業の事例から、全児童を対象とした放課後対策事業の学童保育との一体的実施について、「学童保育への強いニーズに反比例して、本来の目的であった自由な子どもの遊びの場としての機能が縮小せざる危険性ははらんでいる」とし、学童保育対象児童が多数を占めてしまうことによって、それ以外

の子どもが利用しづらくなるなど、すべての子どもの遊び場としての機能が薄まってしまふことを指摘している²⁶⁾。

これらの両方向からの一体化に対する見解にみるように、放課後対策をすべての子どもを対象とした遊びなどの活動の場とすることについて、学童保育の対象となる子どもとそれ以外の子どもそれぞれの視点からの検討が求められると言える。

また、保護者や家庭への支援や関係づくりという視点の薄いなかで、すべての子どもの放課後を支援すべき対象とすることは、家庭の事情等に関わらず家庭での子育てをある意味「肩代わり」するものともなりうる。

筆者は2008年7月～9月にかけて、東京都品川区の放課後対策事業「すまいるスクール」²⁷⁾にかかわる自治体関係者や利用保護者にインタビューをおこなった。そのうち、A小学校の「すまいるスクール」の指導員へのインタビューでは、保護者がすまいるスクールを「託児所」や「カルチャーセンター」のようにして利用させている様子が語られた²⁸⁾。こうした保護者の意識があるとすれば、子どもが一日中「預けっぱなし」や「まかせっきり」の状態になる可能性も考えられる。

B 「学校」という場の浮上

第二に、子どもが放課後過ごす場を「学校」に集約させようとしている点である。特に安全面や施設の有効活用という側面から、学校という場を積極的に活用することが掲げられている。

保護者のニーズとしても、就労の有無にかかわらず、子どもの安全確保への関心は非常に高い。ベネッセ教育研究開発センターの調査結果によると、小学生をもつ母親の子育て上の「気がかり」の第一位は「犯罪や事故に巻き込まれること」(16.3%)となっている²⁹⁾。そうしたなかで、放課後における事業を学校でおこなうことは、移動なく放課後の時間も過ごせるゆえ、保護者への安心を与えるものであろう。小学生児童の保護者を対象にした別の調査では、放課後の事業をおこなう場として「小学校内がよい」という答えが最も多いという結果が出ている³⁰⁾。

しかしながら、学校という場で放課後まで子どもが過ごす／子どもを預かることによるさまざまな影響を見ていく必要があると考えられる。

実践レベルでは、学校という場を使っておこなうことによる「学校的なもの」(たとえば学校のルールや規範、学校での仲間関係等)の影響が考えられよう。また、学校の管理職や教員の事業への理解など、教員らとの関係が当然問われてくる。学校の管理職の理解度が施設利用

や活動内容の幅を左右するというは良く聞かれるところである。

これまでも学童保育の実施場所として学校が多く使われてきた経緯があり、学校利用の問題は学童保育の問題としても長らく存在し続けてきた。たとえば、父母・指導員向けに発行されている『日本の学童はいく』(1974年創刊、77年より月刊誌)をみると、「学校」特集がこれまで9回取り上げられており、主として施設・設備、教師との関係という点において実践上の課題、取り組みについて議論がなされている。

また、筆者がフィールドワークをおこなった品川区の「すまいるスクールA」(前出)では、事業展開ないしは子どもへの指導という文脈において「学校だから～ができる／～しなくてはならない」、「学校だけど、放課後の時間であるから…」といった学校という場を強く意識することはが指導員から聞かれ、そうした指導も見られた。たとえばその一例として、「すまいるスクール」では、希望者に対し学年ごとに国語・算数の補習的な学習をおこなう「勉強会」が設けられているが、学校の中にすまいるスクールがあるからこそ、その存在意義の問題として、そうした学習活動が求められることが指導員のインタビューから明らかになった³¹⁾。

ただし、「放課後子どもプラン」自体、それは学校教育とは異なるものであることは明確にされている。放課後子どもプラン実施にあたり、2007年3月に文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省官房文教施設企画部長・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名で『放課後子どもプラン』の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」が出されている。このなかで、「学校との連携・協力について」という項があるが、ここでは、学校関係者に対し、事業管理者との連携・協力への依頼はなされているものの、「(放課後子ども教室事業、放課後児童健全育成事業の)「両事業は学校教育の一環として位置づけられるものではない」と明確に示されている。

また、放課後子ども教室については教育委員会の所管でなされるものとされるが、なかでも「学校教育か社会教育かといわれれば社会教育」というように、学校教育からの切り離しがおこなわれている(2008年6月3日第169回国会参議院文教科学委員会)。法制度上も社会教育法に位置づけられている³²⁾。

特に事故等、安全面での責任の所在をめぐって、学校がそれを回避するために、放課後の事業を制度上学校管理下に置かないという方針がとられたといえる。

つまり、放課後も学校という場を積極的に活用しようとするものではあるが、学校教育システムのなかに放課

後支援を位置づけるという方向へは進んでいない点は特記すべき点である。

以上のように、放課後子どもプランの理念上のインパクトとして、第一に、支援の対象を「すべての子ども」とし、そうした「すべての子ども」に対する「子どもの放課後」の位置づけにおいて「生活」という側面が衰退し、教育的活動が強調されていること、第二に、放課後の活動の場として「学校」という場が浮上してきたことの二点が挙げられる。これらは、「生活の場」としての学童保育という役割、機能を変質させうるものであり、学童保育の果たすべき「生活の場」としての目的・役割、機能、その実践的方法論について、そのあり方が改めて問われていると言えよう。

おわりに

ここまで見てきたように、近年学童保育にかかわる「子どもの放課後」の位置づけとその支援のあり方をめぐって、とりわけ政策理念的に大きな変化がみられ、新しい制度が国レベル、自治体レベルで構想され、すでに展開されてきている。「放課後子どもプラン」の登場はこうした一連の動きを象徴するできごととしてとらえられるだろう。

具体的には、いわゆる「保育に欠ける」子どもを対象とする福祉的配慮をベースとした生活の場から、すべての子どもを対象とする積極的な教育的関与を下敷きとした活動の場へと子どもの放課後の位置づけに変化がみられる。また、子どもが放課後を過ごす場として学校という場がよりいっそう大きく浮上してきたことも大きな変化であるといえる。

つまり、子どもの放課後をめぐる政策の変容をひとことでまとめるならば、子どもの生活が学校と家庭という場に収束されようとしている状況にあるといえるのではないだろうか。すなわち、「子どもの放課後」という軸において、新たに学校・家庭間関係を創出するものであると考えられる。子どもの放課後を支える担い手の中心を「社会的なもの」³⁴⁾である専門的職員から非専門職である地域住民に移し、地域資源としての住民を動員して、学校という場を、地域を含みこんだ「コミュニティ」とする新たなコミュニティ構築のころみであるといえよう。さらに、家庭での子育ても「肩代わり」されるならば、家庭の機能もそこに包摂されることとなる。いわば、学校という場が地域を取り込みつつ、子どもたちの生活全般を浸食しようとしている。

しかも、以上のような、放課後子どもプランに見る近年の子どもの放課後政策は、あるひとつの明確な意図を持ってすすめられてきたとは言い難い。行政改革、少子

化対策、家庭での養育・教育機能の「向上」への社会的意識や安心・安全へのニーズの高まりなど様々な政策的、社会的な要因が絡み合うなかで、ひとつの政策として集約され、現実化されてきたというある種の複雑さを抱えているといえる。

しかしすでにみたように、放課後子どもプランの想定した形での事業展開は、実際のところあまり進んでいない。とはいえ、全児童対策事業、地域子ども教室事業が登場したときがそうであったように、すべての子どもを対象とした放課後の事業と学童保育事業について、両者は一緒にできるもの／すべきものという主張は根強く、今後なお学童保育事業を全児童を対象とした事業と一体化する道を選択しようとしている自治体も見られる。また、放課後子どもプランの影響を受け、もともと自治体ごとに多様であった学童保育事業の実態はさらに多様化している現実もある。

以上のことから、今後の課題として、第一に、学童保育を中心とした子どもの放課後事業の制度的実態を自治体ごとに詳細に明らかにしていくことが必要である。第二に、学校という場において子どもの放課後事業をおこなうことによる実践上のミクロな影響を、学校との関係、家庭との関係、子どもと職員等との関係などにおいて精緻にみていく必要があるのではないだろうか。特に学童保育の問題を中心にすえて考える際には、これまでの実践的議論も踏まえながら、総合的問題としての「施設問題」として捉える視点が必要である³⁴⁾。その上で、学童保育対象児童に対して「生活の場」がどのように保障されているか／いないのかについて検討していかなければならない。

実践の多様性や実践上のミクロな影響を見ることが重要であり、事業の現場レベルにおける丁寧なサーチャが求められよう。これらは今後の課題としたい。

*本研究は、東京大学大学院教育学研究科付属学校教育高度化センターの助成研究「放課後対策事業に見る学校・家庭間関係再編の動態に関する研究」（指導教員／牧野篤教授、プロジェクトリーダー／佐藤晃子）の研究成果の一部である。

【注】

- 1) たとえば、「働く母を拒む『小1の壁』 保育園も時短勤務もなく」（『AERA』2005年10月17日発行）など。
- 2) 全国学童保育連絡協議会編『よくわかる放課後子どもプラン』ぎょうせい、2007年、中山徹他編『放課後子どもプラン』と学童保育』自治体研究社、

2007年

- 3) 厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」※平成20年5月1日現在の調査結果
（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/10/h1016-1.html>）
- 4) 全国学童保育連絡協議会編『学童保育の実態と課題 2007年度版実態調査のまとめ』2007年, pp.38～39。また、児童数の割合で換算すると、71人以上の規模のクラブに通う児童が3割にのぼると推計されている。
なお、1クラブにおける集団規模としては40人程度が望ましいことがいくつかの調査研究から明らかになっている。たとえば、『放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究』財団法人こども未来財団, 2008年, pp.49～51など。
- 5) 文部科学省初等中等教育局施設助成課「余裕教室活用のためのQ&A（第二次改訂）平成13年5月」
（文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/05/010508.htm）
- 6) 前掲、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」
- 7) そもそも児童館が、全児童対策の役割を持っているといえる。しかし、児童館の数は全国に4718箇所（2006年10月1日現在）で、その数は小学校数約23000に比べると非常に少ないことが分かる。また、各自治体によって数に大きく偏りがあり、児童館の整備されていない地域で全児童対策事業が展開され始めた。その後、学童保育の待機児対策として東京都特別区等にも広がってきたという経緯がある。
- 8) 全国学童保育連絡協議会編『「すべての児童の健全育成施策」と学童保育』2001年, p.59。
なお、学童保育事業と全児童を対象とした事業との関係は運動や研究のレベルでも問われていた。それは、「全児童対策事業」の登場による学童保育事業の吸収や統合という文脈だけでなく、それに先行して進められていた児童館と学童保育事業の「一体的運営」においてである（同上。他に、児童館・学童保育21世紀委員会編『児童館と学童保育の関係を問う「一体化」「一元化」をめぐる』萌文社, 1998年など）。
- 9) 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課「解説 子どもの居場所づくり新プラン」『教育委員会月報』55（12）、第一法規出版, 2004年, pp.26～29
- 10) 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料 平成18年9月20日」
- 11) 『「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書』財団法人日本システム開発研究所, 2007年, pp.35～40
- 12) 同上, pp.45～158。また、増山他（2007）では、中野区を事例に、地域子ども教室の積極的評価がなされている（増山均他『「地域子ども教室推進事業」の展開とその可能性—東京都中野区の事業展開を手がかりに一』『早稲田教育評論』21（1）、2007年, pp.1～14）。
- 13) このプランの原型は、猪口大臣主宰の委員会である、少子化対策推進会議専門委員会報告「これからの少子化対策について」（2006年5月16日）のなかみることができる。
- 14) 文部科学省生涯学習政策局放課後子どもプラン連携推進室の江崎氏へのインタビュー記録（2007年10月18日実施、東京大学教育学部教育行政学コース編『地域力・企業力を取り入れた学校教育の新たな形態—放課後子どもプラン・民間人校長調査—』2008年, p.217より）。
- 15) 「平成18年5月9日 川崎厚生労働大臣閣議後記者会見概要」
（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2006/05/k0509.html>）
- 16) 「平成18年5月9日 小坂文部科学大臣会見概要」
（文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/06051617.htm）
- 17) ただし、理念的に両者は異なるという指摘もある。例えば増山（2007）など（増山均『地域の子育てと『放課後子どもプラン』』前掲、全国学童保育連絡協議会編『よくわかる放課後子どもプラン』pp.87～88）。
- 18) 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料 平成19年2月7日」
- 19) 「『放課後子どもプラン』取組事例」（平成19年12月17日中教審生涯学習分科会配布資料）
- 20) 「サービスの内容（案）」としては、適切な指導員の配置、専用のスペースの確保、保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保、出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施、家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施等とされている。
- 21) 文部科学省・厚生労働省「放課後子どもプラン実施状況調査について 平成20年6月」

- (厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/06/h0623-1.html>)
- 22) 文部科学省生涯学習政策局「平成21年度概算要求主要事項の説明 平成20年8月」
 - 23) たとえば、下浦(2002)など参照(下浦忠治『学童保育一子どもたちの「生活の場」』岩波ブックレットNO.565, 岩波書店, 2002年)。
 - 24) 全国学童保育連絡協議会編『学童保育情報 2007-2008』2007年, p.6
 - 25) 前掲, 全国学童保育連絡協議会編『よくわかる放課後子どもプラン』, 前掲, 中山徹他編『「放課後子どもプラン」と学童保育』など。
 - 26) 猿渡智衛「放課後子どもプランの展開に関する一考察」『社会教育』62(10), 2007年, 全国社会教育連合会, pp.94~98
 - 27) 「すまいるスクール」はいわゆる全児童対策事業である。2001年1校から始まり, 現在全38小学校で実施されている。活動内容の目玉に, 「勉強会」や書道教室, 体操などの「教室」がある(品川区教育委員会庶務課「すまいるスクール利用のしおり 平成20年度版」など参照)。なお, 品川区では, すまいるスクール開設と同時に公設公営の学童クラブはそこに吸収される形で順次廃止された。もっともラディカルな形で学童保育事業との「一体化」がすすめられた自治体であるといえる。
 - 28) すまいるスクールAにおける担当指導員へのインタビュー記録(2008年7月24日, 8月7日実施)より。
 - 29) ベネッセ教育研究開発センター編『第3回子育て生活基本調査報告書—小学生・中学生の保護者を対象に—』ベネッセコーポレーション, 2008年, pp.16~19
 - 30) 『放課後子どもプラン実施状況調査報告書』財団法人日本システム開発研究所, 2008年, p.211, 220
 - 31) すまいるスクールAにおける担当指導員へのインタビュー記録(2008年7月24日, 8月7日実施), ならびに, すまいるスクールAでの観察記録(2008年8月14日, 9月3日実施)より。
 - 32) 2008年6月の社会教育法改正により, 第5条13項に「主として学齢児童及び学齢生徒に対し, 学校の授業の終了後又は休業日において, 学校, 社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他活動の機会を提供する事業の実施ならびにその奨励に関すること」が教育委員会事務として追加された。同条文については, 改正教育基本法第13条を踏まえ規定したもので, 「放課後子どもプラン, 放課後子ども教室もその形態の一つだということができる」と思います」と説明がなされている(2008年6月3日第169回国会参議院文教科学委員会における加茂川・文部科学省生涯学習政策局長の答弁)。
 - 33) J.ドゥルーズ「あとがき 社会的なものの上昇」J.ドンズロ [宇波彰訳]『家族に介入する社会』新曜社, 1991年, pp.280~281
 - 34) 野中(1990)は, 学童保育を施設という面からとらえる場合, 次の①~⑦の7つのことが総合的に検討される必要があるとしている。それは①館・室の規模・内容や設備について, ②館・室そのものの立地条件や, そこを中心に展開される実践とのかかわりからみた環境条件について, ③館・室に入所する対象(そこで生活する子どもたち)の入所基準や定員等について, ④館・室の管理について, ⑤館・室で働く人(指導員)について, ⑥館・室の子どもたちと指導員によってつくり出される運営や実践のありようについて, ⑦地域全体からみた館・室の適正な配置(充足度)についてであり, これらは実地調査をする際の重要な枠組みとなると考えられる(野中賢治「学童保育運動と施設問題」全国学童保育連絡協議会編『学童保育年報13』一声社, 1990年, p.104)。

中国都市部における「社区学院」の動向に関する考察

—北京市西城区社区学院を事例に—

馬 麗 華*

A study of the trend of “Community college” in urban area of China: *a case of Beijing West-City Community College*

LiHua Ma

After middle of the 1980's, in urban area of China, “Community”, in place of the interpersonal relationship which had been mainly connected around “Danwei or dan wèi” (office) before, came to be valued increasingly as the most basic unit in the society.

As life multipolarity and economy development, the community education began to be placed as an important part of “Community construction”. Starting with the provinces or cities where the economy highly developed such as Beijing and Shanghai, some experiment grounds of community education had been set up in the 1980's. “Community college” is placed in a center organization of the community education.

14 years had passed in 2008 since the community college was born in 1994. “Community college” is promoted, as a station supplying higher vocational education, adult higher education, vocational training, continuing education, and various social cultural life educations for residents of community. The community college still in the first stage of development has been faced to various problems.

This thesis By taking up the Beijing West-City Community College as a case, to pay attention to “Community College” in urban area of China, aims to clarify the character of the community College and the problem that has faced, from the establishment details and activities.

目次

- I. はじめに
- II. 「社区学院」の設立の背景
- III. 「社区学院」における取組み
—北京市西城区社区学院を一例にして—
 - A. 西城区の概要と西城区社区学院の設立
 - B. 西城区社区学院の位置づけと管理システム
 - C. 西城区社区学院の現状
 - D. 西城区社区学院の機能と役割
- IV. 「社区学院」の特質と今後の課題
 - A. 社区学院の特質
 - B. 社区学院の今後の課題
- V. むすび

I. はじめに

本稿は、中国都市部における「社区学院」に注目し、北京市西城区社区学院を事例として、その設立経緯、事業内容の分析から、中国都市部における社区学院の性格及び直面している課題を明らかにすることを目的とする。

1980年代半ば以降、中国都市部において、かつて「単位」(職場)を中心に結ばれていた人間関係に代わって、「社区」が社会における最も基礎的な単位としてますます重視されるようになり、生活の多元化と経済発展に伴い、社区教育は「社区建設」の重要な一環として位置づけられはじめた。1980年代到北京、上海などの経済が発達した省・市を皮切りに、いくつもの社区教育の実験地が設置されてきた。1990年代からは市場経済への転

*生涯学習基盤経営コース 博士課程

換につれ、「社区」機能が強化され、社区教育はかつてない発展を遂げた。表1のように、2008年現在まで、中国の半数以上の省・市において「社区教育実験区」が設けられ、中国教育部設置の「社区教育実験区」は総数で114個所に達した（うち34個所は社区教育模範区に指定されている）。

社区教育の中心的機関に位置づけられた多くの「社区学院」¹⁾は、社区居民に高等職業教育・成人高等教育・職場訓練・継続教育及び多彩な社会文化生活教育を提供しようとするものである。現在、中国においては、従来の職業大学・夜間大学・師範大学と技術学校を合併し、社区の実情に応じながら設立された「社区学院」が比較的多い。それは、教育資源の統合だけでなく、学校教育と社区教育を統合した新しい教育形態であるといえる。現在の中国都市部における社区学院には地域住民のために主として社区教育の学習機会を提供し、学習型社会実現に向かっているものが多い。

表1. 中国教育部設置の「社区教育実験区」推移図

設置回	第一回	第二回	第三回	第四回
設置年	2001年	2003年	2006年	2007年
「社区教育実験区」設置数	28	33	20	33

出典：『中国教育年鑑』（2001年～2007年）年により筆者が作成。

1994年末、上海で市政府に許可された実験型の金山社区学院設置後、経済的先進地域において既存の教育資源の統合やその組み合わせによって「社区学院」が相次いで誕生し、全国に広がる趨勢が見られる。2002年の『教育統計年鑑』によると、社区教育学校（中心）が2400箇所に達し、そこで教育を受けた人数は570万人で、2003年には700万人を超えた。

社区学院は気軽に立ち寄れる場として存在し、社区居民に学習機会を提供する社区教育の中心施設になっているといえる。この社区学院はますます重視されるようになり、社区教育と生涯学習システムの重要な一環として位置づけられている。とすれば、「単位」から「社区」への転換、市場化によって流動する中国社会に生きる人々は、どのようにして自分の生活を成り立たせようとしているのだろうか。さらに、伝統的な学校教育以外の場において、かれらはどのような教育を受けているのだろうか。社区教育の重要な一環をなす社区学院の本質を正しく把握することによってこのような問題の一端を明らかにできる。

しかし、社区教育の展開以降、中国における社区教育に関する研究は数多くあげられるが²⁾、社区教育ネット

ワークにおける「竜頭」（主導的施設）に位置づけられる「社区学院」に関する研究はあまりみられない。今までの主要な研究としては、牧野篤による上海市の社区学院を一例とした「社区学院」設置の背景とその機能に関する研究³⁾、新保敦子による各街道や鎮に設置される「社区」教育ネットワークの「骨幹」（基幹的施設）である「社区学校」の研究⁴⁾しか挙げられない。しかし、これらの研究では、「社区学院」の設置背景とその機能には触れているが、現在の社区学院が直面している課題については言及されていなかった。中国都市部社区教育展開のためには、中国の歴史と土壌の中で生まれた、社区教育ネットワークにおける重要な一環としての社区学院の特質と今後の課題を究明する必要がある。

以下、本稿では、社区学院の特質と今後の課題を明らかにすることを目的として、まず、中国都市部に焦点をおき、社区学院の設置背景の検討後、北京市西城区の社区学院を例にして、社区学院の機能について言及してみたい。これらを踏まえて、社区学院における現状分析を行うことにより、社区学院の特質及び直面している課題について論じたい。

II. 「社区学院」設立の背景

中国では、1990年代以来、上海、北京を始め、都市部で社区学院が次々と設立されてきた。2000年に全国で北京の朝陽社区学院、南京の秦淮社区大学、上海の南寧社区学院、闸北社区学院、長寧社区学院及び金山社区学院など6校の社区学院が設立され、2000年12月からは、教育部が全国的規模で社区学院の設立を推進し始める。

社区学院が推進されるようになってきたのは、社会の変化に深く関係し、時代に応じるものであったからである。牧野は上海市闸北区行健社区教育学院に関する考察を通して社区学院の設立背景を、主に社会の流動化への対応、経済格差拡大への懸念緩和に対する行政的責任の見地から述べた。牧野によると、「社区学院」の設置には、次のような要因が存在している。一つめは社会の急激な流動化とそれに伴う人々のあり方の急速な変容である。二つめは社会の変化に伴って、中国語で「社区」と呼ばれる地域コミュニティが行政的関与の対象となってきたということである。三つめは、社会の大きな変貌に伴って、「社区」住民の間に新たな学習活動が組織され始めていることである⁵⁾。

つまり、牧野の分析によると、社区学院の設立は社会の急激な流動化につれ人々自身のアイデンティティの変容・文化生活の多様化及び「社区」機能の強化に関係していると捉えられよう。確かに、改革開放後、特に1990年代に入ってからには国营企業改革、市場化の進展に伴

い、人々の就職先が多様化し、住宅制度改革⁶⁾が始まり、「単位」システムも大きな変革を迫られるようになった。こうして、社会の基礎組織としての「社区」建設が注目を浴びると共に、教育・学習機会も計画経済下の「単位」から市場経済下の「社区」へと転換されはじめた。また、「社区」建設のための教育も必然的に要請されるようになってゆく。最初、社区教育は、学校を中心に構想され、学校教育の充実・拡充のために、特に、教育経費の不足と青少年道德教育の不十分さという当時の学校教育の最大課題を解決するために、児童・生徒の「第二の教室」作りという学校支援的性格が強かった。その後、さらに社区住民を組織し共同学習、社区建設への共同参加を実施するための新しい教育機関が必要になりつつある事態に応じ、社区教育のネットワークにおける中核的機関として「社区学院」が旧職業学校などを借りて設立されるようになった。

また、人々の価値観の変化、人口流動化に対応するために、調和社会の建設、及び生涯学習社会・学習型社区の構築も呼びかけるようになった。中国では、1995年の全国人民代表大会で採択された「中華人民共和国教育法」の第11条⁷⁾において「生涯教育は今後の社会の発展の大勢である」とされ、さらに、1999年の第三次全国教育会でも、同様の確認が行われ、生涯学習社会構築へ向けての体制づくりは大きく進展した。こうして、生涯教育理念を背景に社会人対象のリカレント教育推進に重点的に取り組むべきであるなどとされ、社区住民にとって入学しやすい社区教育の牽引役としての「社区学院」に、生涯教育、学習型社区構築推進を目標にして、積極的に社区住民を学習者として受け入れる方策を講じていくことが求められる。

社区学院の設立の要因・背景について牧野の論じた点以外に、民衆の高等教育への要求の高まりもある。1980年代以来、経済の急速な発展により、中国の高等教育は、1999年から2006年まで、在学者数が年ごとに大きく増加し、そのスピードは国民経済の成長率を上回っている。高等教育の在学者数は、1998年の640万人から2006年の2,500万人に増大した。高等教育進学率も、1998年の9.8%から2006年の22%へ上昇したのである⁸⁾。これまでの中国高等教育発展の遅れは、政府の大学運営経費への投資不足と大学運営体制の画一性にある程度相関していると思われる一方、今後、普通大学の学生募集拡大を通じて高等教育大衆化を促進することは可能であるが、まだ発展途上国である中国にとって、単に政府の資金投入だけで巨大な教育基盤を支えることは極めて困難である。そのため、その資金不足が高等教育大衆化の進展を抑制するだけでなく、教育の需給関係の矛盾を増大さ

せる可能性もある。⁹⁾したがって、現実的条件のもとでの効率的な学生募集の拡大、高等教育大衆化の目標実現、高等教育規模拡大の順調な確保には、授業料を低く抑え、入学条件を緩和するなどを通じて、あらゆる人々に門戸を開き、多くの社区住民に大学教育を受けるチャンスを与えることができる社区学院が要請されるようになったのである。また、市場メカニズムを利用し高等教育の改革と活性化が迫られていることは言うまでもないが、市場需要に合わない専門課程を卒業しなかなか就職できない大学生が少なくない。それに対して、就労保障に関わる資格訓練・再就職教育などを行う高等教育機関としての「社区学院」の設置が必要になったといえよう。

III. 「社区学院」における取組み

—北京市西城区社区学院を一例にして¹⁰⁾—

2001年に教育部により全国社区教育実験区として指定された西城区は、2002年5月に北京市教育委員会によって北京最初の「社区教育推進と学習型建設模範区」に認定された。さらに2008年には教育部によって「全国社区教育模範区」と命名され、北京だけでなく、全国でも先頭を切って社区教育活動が推進されている。社区学院の政策面と実態は常に変化しつつあるが、中国都市部における社区学院を動的に考察するうえで、社区教育進展の最先端を代表しているが故に、有効な視点が得られる、モデルとしての北京市西城区社区学院を取り上げることは一定の意味があるといえる。従って、以下、西城区社区学院を研究対象として、社区学院の管理システム、経費、職員状況、カリキュラムの実際、機能・役割などの紹介を通じて社区学院の特質と課題を究明してみたい。

A. 西城区の概要と西城区社区学院の設立

西城区は区面積が31.66平方キロメートルであり、戸籍人口数と流動人口数を含めた総人口は87.8万人である。北京市の四つの中心区の最大区として55%の地域は市中心部にあり、経済発達、交通便利、通信発達が顕著な地域である。公安部の統計によると、2007年の地域国民総生産は1,082億元（2001年より12.7%増加）、一人当たりのGDPは162,712元（22,320ドルに相当）、平均可処分所得は21,107元に達している。

西城区社区学院の設立について言えば以下のようになる。1998年以来北京市西城区区委、区政府は①北京市テレビ大学西城分校②北京市電大西城区中等専門学校分校③西城区職工大学④西城区財貿中等専門学校⑤西城経済科学大学⑥西城区職工中等専門学校など六つの既存地域成人教育機関のうちで学歴授与資格を持った学院・学

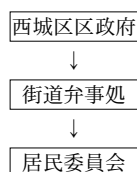
校を合併し、新たに「北京市西城経済科学大学」と命名した。さらに地域成人教育機関の社区教育機能強化のため、この2000年に合併した「北京市西城経済科学大学」の施設内にまた、「西城区社区学院」と「西城区文明市民学校総校」を設けた。そのため、一つの学校ではあるが、三つの学校名を持つ教育施設が成立したのである。つまり、「三块牌子一帮人馬」（三つの看板が掲げられ、職員は共有される）という新形態の教育組織が設立されたといえる。特に、「社区学院」と「文明市民学校総校」の一体化によって社区建設と精神文明建設の機能が有効に結合されるようになったのが注目される。

B. 西城区社区学院の位置づけと管理システム

西城区社区学院は全区市民文明素質教育と街道社区教育の「竜頭」として、7つの社区教育学校、7つの文明市民学校中心校及び152ヶ所の居民委員会市民学校の教育を管理している。西城区社区学院は高等職業教育、成人高等教育、継続教育、通信教育、職業資格訓練、在職訓練及び社会文化生活教育を含め、総合的・社会的な、開放的・多層式の教育機関であると位置づけられている。

西城区では、区社区教育の管理体制については、現在、

図1. 西城区における党・政府指導体制の構図

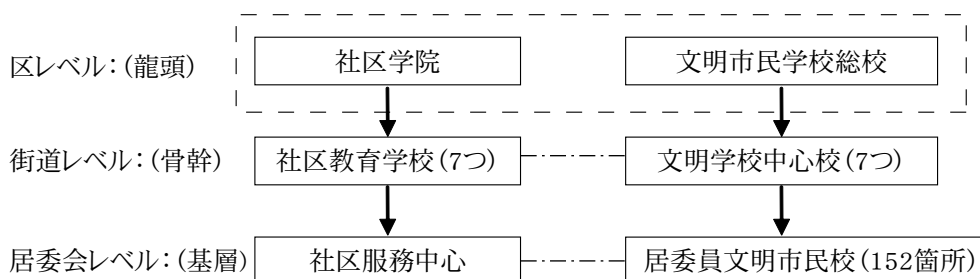


注：矢印は指導関係を示しているが、街道弁事処の社区居民委員会への指導関係は強制的なものではない。

図1のような党・政府による指導体制をとり、それは「区→街→居」（区政府→街道弁事処→居民委員会）という流れを形成している。この三層管理ネットワークの要としての区レベルにおける社区教育管理を強化するために、区政府は住民自治の原則に基づいて社区教育協会を育成援助し、社区教育弁公室を設置した。区内の民間成人教育関係者及び社区教育関係者の呼びかけによって2001年11月5日に結成され民間人主導の社区教育協会（民政部から社団法人として正式に認可された）は、西城区の社区教育の展開において、極めて重要な意義を持っている。その意義は、この協会が、住民は社区教育の主体であり、住民参加なしには社区教育が成り立たないという考えを基底に据えている点にある。協会は主に社区教育管理運営の社会化の研究と実践を進め、この協会の発足は社区教育の推進体制が単一的な政府主導型から政府と社会組織共同推進型に転換しつつあることを意味しているといえる。

社区教育の学校も三層ネットワークによって設置されている。図2のように行政管理体制と党の指導体制があり、行政指導体制の側面では、区レベルの教育機関としては「社区学院」が設置され、区下の街道に「7つの社区学校」設置され、その下の居民委員会に「社区服務中心」（社区奉仕センター）が設置されている。こうして、社区教育の運営ネットワークが形成されているのである。2000年6月に、社区学院が区政府によって設立されるとともに、社区学院は「西城区文明市民学校総校」の事務機構として、前述のように職員と施設を共有している。例えば、西城区文明市民学校総校では、校長が区党委員会副書記に、常務副校長が社区学院院长に選任されている。つまり、社区学院と区文明市民学校総校は一体化されているのである。行政指導体制と同じように党指導体制の側面でも、北京市で真っ先に「文明市民学校総

図2. 西城区における三層社区教育ネットワークの構図



出典：西城区社区学院の現場調査により筆者が作成。

注：矢印は指導、協力の関係を示している。点線は連携の関係を示している。

注：社区学院と文明市民学校総校は職員と施設を共有しているので、「社区学院」と統一的に呼ばれている。

校]、「7つの文明市民学校中心校」,[152の社区文明市民学校]という整った文明市民学校の三層ネットワークが作られた。

C. 西城区社区学院の現状

1. 社区教育経費に対する区政府の財政支援

社区教育の経費を確保するために、区政府は2001年から社区教育専用の予算を設け、一人当たり毎年1元の基準で支給することを開始した。また政府は、予算のほかに、多様な方法で社区教育経費を賄うことを奨励している。さらに、区は社区教育の指導監督強化と奨励の制度化を図った。区の教育監督部門は2001年に「学习型社区」の評価基準を作り、毎年、各街道の社区教育の実施状況の評価し、社区教育において好ましい成果を上げた団体・機構と個人を表彰することにした。2006年には一人当たり毎年2元の基準で160万円の社区教育経費を支給している。2007年の教育、文化、医療、体育などに費やした支出は10.2億元、社区教育専用予算の支出は9.2億元で、西城区財政総支出額の24%である。

区政府の施設整備への予算投入重視によって、社区教育学校は近年大規模化の傾向を示している。7つの社区教育学校の総面積は16140平方メートル、区政府の投入金は3000万元である。全区で活動参加の住民は毎年60万人に達している。

2. 職員の状況

西城区社区学院は2000年に設立され、2008年現在、教師は200人を超えている（内訳は専任教師が100人に近く、大学卒業歴以上の教師は80%強）。学歴教育の在校生は5,738人で、34の専門コース、126のクラスに分かれて学んでいる。

卒業した四年制の本科・専攻科生総人数は約12,000人、非学歴教育としての育成訓練の卒業生は毎年2万人に達している。学習者の85%以上は西城区内の労働者、住民である。

3. 多様な教育・学習活動及びカリキュラムの展開

社区学院で実施している多様な教育は学歴教育、社区教育（この社区教育は文化素養教育を指す）と育成訓練にまとめられている。高等学歴教育には会計、商業、コンピューター、英語、広告芸術などの34の専門コースが設定されている。社区教育には、社区文明礼儀、ピアノ、将棋、囲碁、ピンポン、合唱、金融理財、美術、書道、京劇、国学、詩の鑑賞、声楽などのコースが設定されている。育成訓練・資格取得の学習では、主に社区の要請によって住民の要望に応じながら実用的な教育訓練を行っている。

表2. 徳勝社区学校におけるカリキュラムの設置

クラス	学習内容	学習時間(Hrs)	学費(元)
コンピューター(初級)	Windows操作入門 漢字入力方法	20	100
コンピューター(中級)	Word操作 web学習	20	100
コンピューター(PHOTOSHOP)	フォト処理	20	100
工芸	紙芸、布芸、飾り物、環境保護のための廃物利用	20	100
英語(初級クラス)	英語入門、オリンピック英語100句	20	100
トレーニング(中年向け)	エアロビクス・ダンシング	20	100
トレーニング(高齢者向け)	舞踊基礎、ヨガ基礎	20	100
声楽レッスン	声楽基礎、合唱団練習、演じ出しハーサル	20	100
電子オルガン	入門、音楽基礎理論、楽曲練習	20	100
中国画	写意中国画、密画中国画(中国画の手法の一つ)	20	100
書道	書道基礎練習、顔体楷書、欧体楷書	20	100
デッサン	デッサン基礎、静物・人物の写生	20	100
親子美術クラス	親は一人の子供(5才~12才)を連れて、一緒に民間伝統的な工芸美術作品を作ること	10回、毎週日曜日の午後	100

出典：徳勝社区学校へのインタビューにより作成。

注：顔体楷書は唐代の名書家として知られる顔真卿の書体である。欧体楷書は楷書の流派の一つ、唐の欧陽詢及びその子欧陽通の書体である。

特に社区教育の側面について言えば、7つの社区学校では、各区の実情によって教育資源を統合し、地域なりの特色を持つ教育カリキュラムを用意している。例えば、清朝時代の王府に位置している金融街社区学校は王府の残された古風な建築を利用し、「中華宮廷雅樂」(洋琴、箏などの古代の楽器)の教育を行っている。科学技術園から近い徳勝社区学校では、青少年向けの科技楽園、科学普及のための展覧事業を実施している。表2の徳勝社区学校のカリキュラム編成から社区学院と社区学校の社区教育が体系的に推進されている側面が伺える。

社区学院・社区教育学校のカリキュラム編成は住民の要求に応じて区の現有資源を統合しながら変化している。また、学院の教師・大学の研究者・企業の代表などで構成される課程づくりグループもあり、カリキュラム編成の研究プロジェクトもある。カリキュラムの編成の仕方は、まず全国的な経済・教育のマクロな調査とミクロな社区の発展実態調査・住民へのアンケート調査を行い、課程づくりグループ員の検討を通じて、社区教育委員会・社区学院・社区学校の評価と審査に合格した後、実施するというプロジェクトによっている。つまり、調査→カリキュラム設計→報告→評価・審査→実施とい

う教学・研究・実際を結合するプログラムを通じてカリキュラムが具体化されているのである。

4. 社区学校の状況

西城区では、市民教育を体系化、規範化するため、2005年に教委によって街道ごとに社区学校（社区教育学校とも呼ばれる）¹¹⁾が設立された。社区教育学校の教育的機能は以下のように分けられる。①区レベルの社区教育委員会と所在街道社区教育委員会の配置による住民向けの各種育成訓練活動②早期教育、校外教育、流動人口のための教育、高齢者教育、女性教育などの専門的教育③在職訓練④社区委員会基層市民学校と指導・協力して実施する訓練⑤市場ニーズに応じつつ、所在街道の実情とにらみ合わせて行うその他の訓練と理論研究。社区学校における教育・訓練内容は、主に科学知識普及教育、文化素養教育、再就職訓練、政治徳育教育などに分けられる。科学知識普及教育は健康・体力づくり・計画出産・生活改善・旅行・環境保護などに関係するクラスや講座などで展開される。文化素養教育は定年退職者と小中学生を主な対象として、音楽・演劇・書道などの教育を通して文化芸術に関する知識・技能を社区住民に伝えながら、社区住民の芸術的教養を高めようとするものである。再就職訓練はレイオフ状態にある労働者、また市外からの出稼ぎ者に対して、多様な再就職教育・訓練、経営実務教育を展開する。政治徳育教育では思想政治教育を中心に社会道徳・法律法規などの教育を展開し、社区住民の政治的素養を高め、家庭の調和、近隣の融和・人間関係の円滑化を促進しようとしている。

D. 西城区社区学院の機能と役割

牧野は上海闸北区行健社区教育学院の機能について、理論研究、社区学校に対する人的資源の提供、当該区の

「社区」教育指導者の養成、模範講義や啓発活動による社区教育の充実、社区学校のための教材編集、区または県住民の学習・活動の拠点化の六点にまとめている。¹²⁾

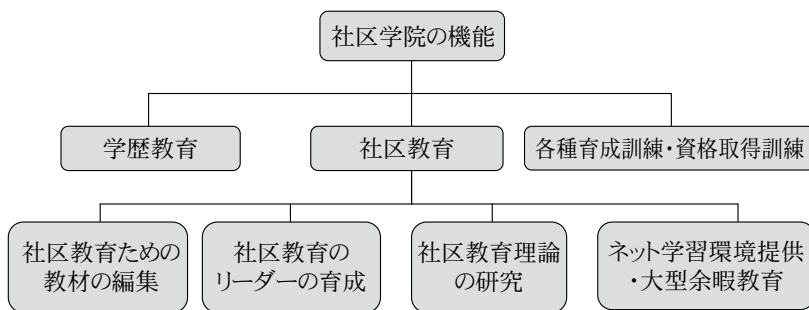
西城区社区学院の機能は牧野の論述した上海闸北区行健社区教育学院とほぼ同じである。西城区社区学院も卒業資格を授与する大学の正規の授業（学歴教育）とともに、社区住民の教育訓練を目的に学校卒業資格授与を目的としない教育・訓練（非学歴教育）としての社区教育を同時に担っている。したがって、西城区社区学院の機能と役割については、図3のように学歴教育、社区教育、各種育成訓練・資格取得訓練に分けられる。

ここで改めて、これまで検討してきた西城区社区学院の機能と役割をまとめておきたい。それは以下のようになるのではない。

1. 多様化する住民の学習ニーズに応じるため、学歴教育を展開すること。

西城区社区学院において展開された高等学歴教育は多様に進められ、現在、34の専門コースと126のクラスが設けられている。社会の要請に適應するため、専門コースの増設が試みられているのである。北京市教育委員会の認可によって設立された社区学院では、入学は登録制で自由であるが、大学専攻科・四年制の本科レベルの学歴を取得するためには、社区学院で学習後、国家の独学学歴試験を受験する必要がある。但し、合格後獲得したものは教育行政系統で認定される学歴ではなく、労働行政系統で認定される資格である。このように、社区学院は高等学歴獲得のための予備校的機能を持っていると考えられ、現在、社区学院は大学転入学教育の面で、模索を重ねているところである。即ち、社区学院で単位制をとる課程を受講し、単位を取得して、大学三年に転入学していく方式の試みなどがそれである¹³⁾。

図3 西城区社区学院の機能



出典：西城区社区学院における現地調査により筆者が作成。

注：ここにいう社区教育は学歴教育・育成訓練以外の資質、文化、教養教育などを指す。主に社区の実情によって行われた教育。

2. 社区の実情に応じ社区教育を展開すること。

1) 教材編集。そこでは、社区学校のための教材編集だけではなく、地域住民の性格・特徴に即して、各種の教材を編集している点が注目される(表3参照)。

表3. 西城区社区学院における社区学校のための教材編集の内容

教材種類	例
2008年オリンピックに向けた英語教材	『西城区指導者向けの常用英語』、『西城区市民向けの百句英語』、『オリンピック英語—外国人に会う時使う英語100句』、『オリンピック英語—北京市民向けオリンピック英語100句』など
住民素質向上のための教材	『西城区文明市民素質教育概論』、『西城区市民道德建設輔導材料』、『道德物語新編成』、『市民礼儀』、『礼儀知識の応答ハンドブック』など
「四進社区」活動展開のための教材	『四五法律普及教育輔導材料』、『電子西城—コンピューター大衆読本(1~6冊)』、『心脳血管病及び予防』、『足裏保健知識』、『亜健康及び予防知識』など

出典：西城区社区学院におけるインタビューにより作成。

注：「四進社区」活動とは、科学普及教育、文化体育活動、法律知識普及教育、医療活動(健康知識を含める)が社区に進出する活動を指す。2002年に全国で展開された。

2) 社区学校に対する人的資源の提供、社区教育の担当者・幹部養成の推進。

社区学院は全区社区教育の担当者・幹部及びボランティアの訓練を担当しているため、定期的に訓練クラスを開催する。例えば「英語小教員訓練班」、「礼儀教育教師訓練班」及び社区教育者向けの「実用文の書き方」講座、「社区活動企画」講座の展開などがそれぞれである。また30ぐらいの専門コースを広く紹介し、64名の教師の担当授業内容をもとに作成されたパンフレットを195箇所の社区に配布することを通して、社区教育活動の内容面からも、社区教育担当者・幹部及びボランティアの社区学校展開を支援した。

3) ソフト面・ハード面の理論的研究と計画の策定。

社区教育はこれまでの中国では未経験の新形態の教育であるため、ソフト・ハード両面にわたる理論的研究と計画策定を行うことが必要である。例えばそのために、2004年には学習型社区構築推進のための『西城区教育2004~2010年発展綱要』が制定されている。また、生涯学習理念を活用し、2004年には「市民生涯学習得点記録カード制度」が試行されている。

4) 社区教育におけるインターネット学習の環境提供による大型余暇教育と娯楽活動の実施。

社区教育の宣伝・充実のため、「北京市西城区社区教育ホームページ」が作られている。2002年度から積極的に社区学院の学習ウェブサイトの制作を進め、最新情報

や開講情報を提供するだけでなく、英語、パソコンなどの学習機能を提供している。2008年ホームページでは西城区社区教育を素質教育・育成訓練・学歴教育に分類し分かりやすくその内容を紹介している。

社区学校が多様な余暇活動を実施しているのに対して、社区学院は主に大型の娯楽活動と余暇活動を主催している。例えば、年一度の「市民学習週間」活動を行った期間に、全区189校の市民学校は650回にわたり文化・体育活動(例、市民文化広場、市民学校文化・体育試合、市民学校書道撮影展覧会など)を実施した。参加人数は10万人を超えている。

このような大型余暇活動以外に同社区学院では、余暇のためのカリキュラムも編成されている。

3. 社区の経済発展推進のための各種育成訓練・資格訓練の実施。事実、社区学院では「実際、実用、実効」を理念として多彩な育成訓練と資格訓練が実施されている。

IV. 「社区学院」の特質と今後の課題

A. 社区学院の特質

西城区社区学院の動向を中心に、中国都市部における社区学院の性格を究明してみると、その特色は地域性、教育資源の統合性、教育内容の多様性としてまとめられる。

第一の特質は地域性である。これは社区学院の設立目的、機能及び学習者の構成からも明らかである。

社区学院の設立背景について、これまで社会組織の多様化と「社区」機能の強化、高等教育大衆化の急速な進展、生涯学習社会の構築という側面から言及してきた。「社区」機能の強化につれ、社区学院の設立が可能になるといえる。特に、社会組織の多様化、また地域経済の発展、人口の流動化による地域人口構造の多元化、レイオフの増加、人材需要の多様化、精神生活上の要求の高まりなどによって、社区教育の充実が要請された。これらの動向が著しくなるにつれ、社区学院が設立されるようになったと言ってもよい。一方、社区学院設立目的の一つは社区経済発展と住民生活の質向上を推進することである。西城区社区学院では社区の全体発展企画、人口構成、経済状況、住民の進学・就職の実態、学習要求及び変貌する社会メカニズムの要請などによって必要なカリキュラムを編成し、状況の変化に応じて調整している。前述のように、社会の要請に適應するため、専門コースの増設を試みている点が注目される。例えば、2006年に増設した「室内デザイン」コースなどは住民から高く評価されているコースの一つと言える。

また、西城区社区学院の機能の一つである各種育成訓

練・資格訓練は社区経済発展推進のためという色合いが濃厚である。社区発展の多様な需要に応じ、社区教育は積極的に各種人材を養成することにより、街道発展に必要な人材を提供することを目指している。そのいくつかの例として、1,000人が参加した公務員の英語学習活動、2,000余人が参加した西城区社区専門職員の在職訓練、600人が参加した国有企業改革理論と実務研修班などが挙げられる。

また、高齢者のための教養教育や資格訓練を受ける学習者はほぼ西城区の住民であることは言うまでもなく、四年制の本科・専攻などの学歴教育を受けるのも主に西城区での労働者、住民である。ここにも豊かな地域性が示されている。

第二の特質は教育資源の統合性である。物的資源、人的資源をめぐる現状から教育資源の統合性が明確に窺える。

社区学院の設立パターンは多様であるが、社区における職業大学、専門学校、通信大学などの教育資源を統合して設立した社区学院は全体の半数以上に達している。上述の西城区社区学院は六つの既存地域成人教育機関を合併したものである。

教育資源の統合は設立時期だけに止まらず、設立後も、活動の活発化のために地元の人的資源（退職者、文化人）・物的資源（小中学校の施設）統合の努力が展開されている。例えば、上述のように、社区学院は社区学校へ人的資源を積極的に提供している。そのために、小中学生を活用するだけではなく、全区2,500名のボランティアを活用するとともに、2004年には社区学院は本学院教師を「社区学院教師の社区ボランティア」活動に組織した。また、「実際・実用・実効」の理念のもとで育成訓練と資格訓練を実施している例を挙げれば、学院は西城漢方薬業種会社と共同で、中医学の専攻コースを開設し、西城区商委・建委と共同で「合同法」（契約書の書き方）の訓練を行った。いずれも社区学院における教育資源の統合性を典型的に示すものである。

第三の特質は教育内容の多様性である。上述の西城区社区学院の機能に関するまとめから、社区学院の教育内容には高等学歴教育、文化素養教育を中心とした社区教育及び各種育成訓練・資格訓練があることが分かる。

西城区社区学院は、生涯学習社会と調和社会構築のために、流動人口の増加と高齢化の進展¹⁴⁾に対応しながら、子どもや青年、働き盛りの世代、高齢者、流動人口も含めて、地域住民全体が気軽に参加できる形で、人間力向上などを中心に社区教育カリキュラムを総合的に提供する拠点となることを積極的に意図して事業を実施している。例えば、上述の社区教育のインターネット上に

は、主に、年齢によって早期教育、校外教育、リカレント教育、高齢者教育、対象によって外来人口、女性、障害者など、また内容によって医療、健康、家庭、旅行、法律など、多様な学習活動に役立つ20あまりの社区教育関連項目欄が準備されている。

また、前述したように住民の生涯学習機会を増やし、生涯学習人口を増加させる新たな工夫も試みられている。2004年における「市民生涯学習得点記録カード制度」の試行以来、現在2,160人がこのカードを持って生涯学習に積極的に参加している。特に、数多くの高齢者教育を行い、「老いても学ぶことができ、老いても楽しく生きることができ、老いても貢献することができる」教育を提供できるように、生涯教育システムの構築・カリキュラム編成のための有意義な模索を行ってきた。思想道徳、科学知識、法律に関する教育などもまた、住民の文化素養及び住民全体の資質向上に貢献している。

さらに、職業教育と資格訓練は社区学院の際立った特徴の一つであり、社区学院の教育内容は多彩であるだけではなく、高い職業性も持っている。失業者の再就職のために、各種の家政訓練クラス、ケンブリッジ英語一・二級クラス、コンピューター学習クラスなどで技能訓練の場を提供している。育成訓練の内容が需要に応じて変化しているのも特徴的である。

以上のような社区学院の特質を見れば、社区学院が伝統的な学校教育とは異なる新たな教育・学習の場を切り開いたと言えるだけでなく、中国の歴史と土壌の中で生まれた社区教育の中核機関として、中国における生涯学習の推進と高等教育の普及・大衆化に大きく貢献していることが理解できる。言い換えれば、まず、社区学院は地域性を考慮しながら運営されているため、社区の経済発展と住民の教養向上に学校教育には代替されえない役割を果たしているし、社区の地域的特色を積極的に取り入れて事業を計画・実施しているので、人口流動化によって多様化する住民の学習要求への満足度を高めているのである。また、人々の学習要求に対応しきれない場合には、関係機関相互の連携推進を強め、人的資源、物的資源、財的資源などを相互に補完しあって事業を展開し、施設問題を解決し、経費不足をある程度補っているのである。

B. 社区学院の今後の課題

1994年に上海金山社区学院が最初に誕生してから、中国の社区学院は2008年までに14年の歩みを刻んできた。しかしまだ、多かれ少なかれ、依然として以下のような課題に直面している。

1. 国の政策・法による「社区学院」展開の公的保障

が求められている。とりわけ、生涯学習法や社区教育法の制定は切実な要求となっているといえよう¹⁵⁾。中国では社区学院の設立と管理に関する法規が全くないため、社区学院の設立基準を混乱させているからである。例えば「社区学院」、「社区教育大学」及び「社区大学」など、名称そのものが統一されていないだけでなく、社区学院を設立する実力が無いにもかかわらず、無理やり設立したため運営体制の不健全さや教師不足を来し、本来の役割をあまり果たしていない区もある。

また、上述のように、西城区の社区学院では、大学専攻科学歴教育を実施しているが、既にふれたように、教育行政系統からはその学歴を認められていない。社区学院における学歴教育は高等教育に属しているものの、直接教育部の審査・指示を受けない形になっているからである。とすれば、高等教育大衆化推進のためにも、社区学院の位置づけの見直しは急務である。

2. 経費不足は社区学院が直面している大きな課題の一つである。事実、前述のように、西城区では区政府が2001年の一人当たり1元を2006年の一人当たり2元の基準に引き上げて社区教育経費を支給し、社区教育施設の規模は拡大傾向を示しているが、経費不足は依然解決されていない¹⁶⁾。例えば、2007年の教育・文化・医療・体育などに費やした支出10.2億元は西城区財政総支出額の24%に達しているが、支給された社区教育経費160万元は10.2億元の0.15%しか占めていないからである。また政府からの社区学院に対する補助金は直接支援ではなく、政府の社区教育向け補助金からの支給による間接的なものであるため、市・区の財政収入によっては経営が不安定になっている。特に、近年の経済・社会の発展は、人口や産業の集中化により、経済格差が拡大させ、新しく設立された社区学院あるいは経済的基盤の弱い区では経費が確保できず、社区教育面で大きな課題となっている。経費不足のため、無料の教育活動の実施が制限され、低所得者の教育機会を確保できない場合も少なくないからと言えよう。例えば、前述のように、住民の学習要求に対応するために、西城区社区学院では学習ウェブサイトの制作を進めている。しかし、このネットは外来人口や生活困窮者などには、まだ縁遠い存在であるといわざるを得ない。社区建設・社区住民の学習要求充足などを目指して、安価な学費、便利な通学、学習内容の弾力化・実用化などの特徴を持つ社区学院が求められている現在、経費不足の問題は、そのような社区学院発展にとって大きな足かせとなっているといわざるを得ない。

また、社区教育には非営利であることを基礎に、円滑な運営の実施が期待されている。現在では、学習者からの学費収入を増やす方向で「受益者負担」の方針が明示

されているが、社区教育において学費を多く徴収すると、社区学院の「社区性」と「公益性」を抑制するばかりでなく、学習者の学習意欲を高めるにも有益でないことは言うまでもない。学費の増加により、入学者数が減り、その結果さらに経費不足になるという悪循環に陥る恐れがあるからである。西城区社区学院の張主任は「教育費の私的負担の増加は家計を圧迫し、教育機会の均等、とりわけ低所得層の教育機会に影響を及ぼす可能性があると考えながら、有限の経費を利用し、できる限り多くの活動を実施することに努力するしかない」と発言している。経費増のためには、今後、企業支援のルートを通じて収入を増やす工夫もしていかなければならない。とすれば、例えば投資法規の制定、企業との連携などが必要であろう。

3. 協調的な社区教育管理組織の設置が求められている。社区教育の専門管理機構はまだ発展の初期段階にあるため、政府の教育行政部門との関係が明らかにされていない。例えば、西城区において2001年に結成された社区教育協会は主に社区教育管理運営の社会化の研究と実践を進めているが、この協会の発足は社区教育の推進体制が単一的な政府主導型から政府と社会組織共同推進型に転換しつつあることを意味している。しかし、この社区教育協会の機能と管理体制におけるその位置づけはまだ不明確なままである。

また、縦と横の管理ラインが不明確で、業務上の指導が徹底されていないという現状が社区教育の発展を制約し、社区学院の推進にも影響を与えている。前述のように、西城区社区学院では政府の教育行政機構によって管理されるが、具体的に高等教育機構、職業教育機構、成人教育機構及びその他の機構のどちらから管理されるかが不明確である。実は、社区文化、社区衛生、社区体育、社区サービスはそれぞれに対応する文化、衛生、体育、民政部門に管理されているが、社区教育は経済、社会、科学技術などと緊密な関係を持つことによって、管理職責はその他の組織部門と重なる場合もあり、管理範囲が確定されにくくなる。前述のように、西城区社区学院は西城区旅行局オリンピック向け専門職員の訓練基地としてオリンピック成功のために専門職員の礼儀・英語などの訓練を実施していた。オリンピックの直前、旅行局は市政府に指示された任務を仕上げるために積極的に社区学院と協力したが、経費不足の現状ではオリンピック後にも、この積極性を維持できるかどうか危惧されている。諸機関が相互に協力しているが、規範的な管理体制の不明瞭、管理機能の不明確な状況下では、社区教育の展開が制約されるばかりではなく、政府の計画実施にも影響を与えている。これらの問題を考慮し、政府の管理

と住民の自治管理権限をどのように調整するか、政府の管理をどのように明らかに規定するかは今後の課題である。

流動人口の増加と高齢化の進展に対応し、住民の学習権・教育機会均等の実現のために、政府は最下部の組織に位置付く区レベル社区教育の実施状況を把握し、管理を強化し、より高いレベルの管理機構を設置しなければならない。この政府からの管理ラインには、「指揮」型ではなく、「指導—協調—参画」型という住民自治を強める方向性が必要である。

V. むすび

社区学院は社区における住民の学習機会保障を中心に据え、社区の需要と学習者のニーズに対する配慮、社区資源の統合などを下敷きにしながら学術的、社区的な多元化された課程を開設するものである。中国都市部における社区学院は創設時から14年を経ており、区によっては社区学院の格差があることは否めない。しかし、政府の経費補助の増加、社区学院の設立数と学習者人数の大幅な増加を始め、ようやく具体的な成果を挙げてきている。これらの成果には協力者としての社区学院運営スタッフの熱心な働きを見落とすことができない。教育と研究との二つの仕事に向いている普通の四年制大学教員より社区学院教員のほうが研究や課題が少なめなため（特に有名大学では、教育より研究を重視している教員は少ない）、教育に専心することができるようになってきている。とすれば、社区学院の増設により、四年制大学教員や管理者は、将来的には学生に対する上級学部教育、大学院レベルの教育及び高度な研究に集中することが可能になるとも考えられるのではないか。

しかし、上述の西城区社区学院のように、日常生活に最も近い社区の実態に即した教育・学習活動展開を推進しているところもあるが、全国的に言えば、社区学院はまだしっかり社区に根を張っておらず、様々な課題に直面している。社区教育に関する法規の制定、施設の設置・運営を中心とした社区教育行政による「環境醸成」、十分な経費を獲得し公益性を維持する多彩な社区教育活動の展開、地域の特色を重視した学習内容の充実以外に、社区学院に関する理論的研究、及び社区学院が十分に認識されるための宣伝・世論誘導なども求められている。

中国都市部における社区学院では、グローバル化・情報化の進展に応え、国際的視野に立ちながら社区化、大衆化された生涯学習機構構築への対応策が取られつつある。しかし一方で、農村部における社区教育、社区学院は未発達であり、地域格差を解消し、地域の実態に適合

した社区教育、社区学院発展のための対応策を打ち出す必要があるといえるだろう。農村部における社区教育、社区学院の普及とそのあり方に関する研究は今後の課題にしたい。

注

- 1) 中国では、「社区学院」の概念について多くの学者や現場専門職員によって論じられている。例えば、李继星は“社区学院は社区において、地方の教育行政の許可と指導を受け、社区居民に高等教育、職業技術教育と社会的な文化生活教育などを提供している教育・育成訓練実体である”と論じている（李继星『我国社区学院建设刍议』、高教探索、2002年第3期p.66）。また、楊応崧は“社区学院は社区作りのために、教育、社会、文化、娯楽を統合している新型高等教育機構であり、社区と教育の協力を体現し、特に社区教育と高等教育による協働である”（楊応崧『論創建中国特色社区学院的几个焦点』、教育发展研究、2000年）p.56）としている。
- 2) 例えば、吳遵民・小林文人・末本誠編著『当代社区教育新視野』、上海教育出版社、2003年『中国上海・無錫・蘇州「社区教育」調査報告書』、東京・沖縄・東アジア社会教育研究会、2002年中田スウラ“現代中国における地域教育活動の展開—北京市「社区」教育・承德市成人教育活動を中心に—”（『日本社会教育学会紀要』、No.32、1996年）pp.114—123、新保敦子“中国の生涯教育施設の発展と現代化—補習教育から学習社会実現へ向けて—”（小林文人・佐藤一子編著『世界の社会教育施設と公民館』、エイデル研究所、2001年）pp.187—200、などが挙げられる。
- 3) 牧野篤“都市部社会のセーフティネット・「社区」教育の展開—上海市の「社区」教育を一例として—”（牧野篤『中国変動社会の教育—流動化する個人と市場主義への対応』、勁草書房、2006年）pp.233—285。
- 4) 新保敦子“中国における社区教育の現状と課題—上海の社区学校に焦点を当てて—”（教育・生涯教育学編『早稲田大学教育学部学術研究』、2006年2月第54号）pp.1—11。
- 5) 牧野篤、*op.cit.* pp.268—274。
- 6) 中国の都市住宅制度改革は1978年にまで遡るが、1998年6月に開催された「全国都市住宅制度改革・住宅建設工作会議」では、かつての職場から職員に住宅を供給する制度が改変され、代わりに住宅商品化の方針が確認された。

- 7) ここで、社会主義市場経済の発展と社会の進化に応じ、教育改革、教育機関の連携を促進し、生涯教育を実施するべきであると指摘された。
- 8) ここでの数値は『中国教育統計年鑑』による。
- 9) また、経済格差による教育・文化格差は、主に大都市、省都に設置された高等教育機関の地方に「へりくだらない」とする伝統的運営体制の下で、さらに拡大されている。高等教育の受益度については、都市は農村より高く、大都市は小・中都市より高いのが現状である。これによって、高等教育の機能は十分に発揮されず、高等教育の展開範囲の拡大も制約されている。
- 10) 以下の調査内容は2008年5月28日～6月5日の西城区社区学院張主任、西城区教育協会の張会長、西城区社区教育委員会の職員、社区教育学校の校長・職員、社区学院・学校の在校生へのインタビューと西城区社区学院と徳勝社区教育学校、新街口社区教育学校、金融街区教育学校、月壇社区教育学校の見学調査などによる。
- 11) 7ヶ所の社区教育学校が設置され、それは徳勝社区教育学校、展覽路社区教育学校、新街口社区教育学校、金融街社区教育学校、月壇社区教育学校、西長安街社区教育学校、什刹海社区教育学校である。
- 12) 牧野篤, *op.cit.* pp.275-278.
- 13) 例えば、朝陽区職工大学の基礎の上に発展した北京朝陽区社区教育学院は、全日制の大学に入学できなかった若年層へ高等教育の機会を提供し、区の普通高等教育機関（北京工業大学、北京聯大機械工程学院、對外経貿大学）と連携し、大学転入学教育のため、大学前期二年間の教育提供を試みている。しかし、このやり方はまだ極めて少なく、限られた資源を活用して高等教育以外にも、独学試験のための学歴補助教育を実施している。その他、ここでは社区の実情を踏まえて、外国語・パソコン学習・美術・武術・ダンス・書道・ピアノなどのコミュニティづくりのための講座・授業や事業を実施している。
- 14) 2007年における北京市総人口は1,700万人で、そのうち流動人口は510万人で総人口の30%を占めている（新聞『北京青年』2007年8月21日）。また、第5回国勢調査（2000年）によると、都市部と農村部における60歳以上の高齢者の割合はそれぞれ34.2%と65.8%となっているが、北京市の高齢化率は全国第4位となっている。2002年の「全国老年人口健康状況」によれば、50%以上の高齢者にとって社区は日常生活のすべてであり、コミュニティは多くの高齢者にとって最も重要な「場」となっている
- 康越“中国都市部における高齢者対策—北京市のコミュニティサービスを中心に—”（西村成雄・許衛東編『現代中国の社会変容と国際関係』, 2008年3月）pp.88-89を参照。
- 15) 一方、社区教育の先進地である直轄市・上海市でも2004年及び2005年に開催された市人民代表大会第12期第2回及び3回会議において、生涯教育関係の条例づくりが多くの代表の連名によって提起された。そのため、上海市がすでにその制定に着手しようとしていた「上海市生涯教育条例」（仮称）が正式に人民代表大会常務委員会の5年間の立法計画の一環にとりいれられたのである。このことについては、毛放“上海における生涯教育法制化前期活動の始動”（福建農林大学終身教育研究所・高等教育研究所・成人教育学院編刊『終身教育』, 2005年第3巻第4期）pp.69-70, を参照。
- 16) 西城区社区学院の経費は主に政府（市政府・区政府街道弁事処）が提供した資金、学習者から徴収した学費及び住民・社会の寄付金で支えられている。

カルチャーセンター研究史

—生涯学習・社会教育研究における趣味講座の位置づけをめぐる試論的考察—

歌川光一*

The Examination of the Studies on “Culture Center” to 1990: On the Appreciation of Classes and Courses in Hobbies in studies in lifelong learning and adult education

Koichi UTAGAWA

In Japan many adults enjoy courses in hobbies as lifelong learning. However, studies in lifelong learning and adult education have failed in catching the meaning of those courses. The purpose of this paper is get a frame of reference to that meaning through the review of the studies on “Culture Center”, which is a private institution that offers adult education courses mainly in hobbies.

“Culture Center” came into fashion in the middle of the 1970s and was particularly popular till 1990s. Its popularity was too shocking to the researchers on social education for them to reflect on the significance of courses in hobbies. At the same time those who think of the popularity as natural by tradition haven't tried to contemplate on it either.

Thus we see us confronted by two difficulties. The first is whether courses in hobbies should be politically accepted as a sort of artistic activities. The second is why Japanese have become apt to practice or exercise for pleasure.

目次

- I. 問題設定
- II. カルチャーセンターと行政社会教育の比較考察における趣味講座の位置
 - A. 朝日カルチャーセンターのインパクトと行政社会教育
 - B. 行政改革とカルチャーセンター
 - C. 生涯学習政策批判とカルチャーセンター
- III. 「お稽古事の伝統」を踏襲するカルチャーセンターの趣味講座
 - A. 民間営利企業としてのカルチャーセンター
 - B. 「お稽古事の伝統」という視点
- IV. 今後の課題

I. 問題設定

2008年に内閣府によって実施された「生涯学習に関する世論調査」(以下、「世論調査」)によれば、「この1年間の生涯学習の実施状況」(複数回答)は、健康・スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)22.5%、趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道など)19.8%、以下、パソコン・インターネットに関すること14.0%、教養的なもの(文学、歴史、科学、語学、社会問題など)10.2%となっており、前回調査(2005年)の傾向を引き継いでいると言える。日本においてこのように自己充足的とされる学習が生涯学習実践の高い割合を占める事実はいまさら指摘するまでもなく、その支援においても、生きがいや自己実現を目的とする点はしばしば「日本型生涯学習」として強調される¹⁾。また、将来の展望として、「生涯学習をしてみたい理由」(複数回答)としても「興味があり、趣味を広げ豊かにするため」が59.1%(以下、「健康・体力づくりのため」40.5%、「他

*生涯学習基盤経営コース 修士課程

の人との親睦を深めたり、友人を得るため」38.1%、「教養を高めるため」34.9%）を占めている。実際の学習機会に着目した場合、以上のような自己充足的とされる学習は「公民館などにおける都道府県や市町村などの自治体の講座や教室」（複数回答、33.1%）、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育」（29.3%、以下、「自宅での学習活動（書籍など）」29.3%、「同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動」26.8%）によって行われており、情報機器の発達・普及が叫ばれる今日においても未だ、学級・講座形式の学習がその中心的な役割を占めていることがわかる。

一方、生涯学習・社会教育研究（以下、生涯学習研究）において、趣味講座²⁾は研究対象として必ずしも十分認識されてきたわけではない。これは一般には、渡邊洋子が総括しているように、戦後、行政社会教育が民主的な学習機会の提供を目的としてきた中で、趣味講座は得てして「必要悪」である（住民のニーズがあるのだからそれに対応して提供されるのは理解できるが、そのような講座自体に特に重要な意味は認められないという認識）³⁾と考えられてきたからである。研究者や行政職員を中心とする社会教育関係者の言説を検討した遠藤和士・友田泰正も、生涯学習研究においては、趣味講座を単に楽しみとして終わらせるのではなく、如何に教育的活動（例えば「話し合い」や「科学的学習」⁴⁾）に発展させるかに議論が終始してきた傾向を指摘し、“個々の参加者が学習なり趣味・おけいごとの活動を行う際に、何を志向するのか（例えば、楽しみのためなのか、主体形成のためなのか）は、個々の参加者が決めるべき事柄であり、教育する側が一つの価値観のみを強制し、それに従わない人を排除することは許されないのではないだろうか”⁵⁾と課題を提起した。

しかし、上記の生涯学習研究における趣味講座の位置づけをめぐる状況の把握は、的確ではあるものの、主に行政社会教育の価値志向的な性質によって趣味講座が度外視されやすいことを印象論として述べているに過ぎない。冒頭の世論調査を振り返れば、実際は、趣味講座は民間事業者にも委ねられていることから、官民という違いを自覚的に捉えた上で、改めて生涯学習研究における趣味講座の位置づけをめぐる課題を洗い出す作業が必要であろう。本稿は、生涯学習研究において趣味講座を提供する民間事業者の中でも、その代表格として扱われてきた⁶⁾カルチャーセンター⁷⁾に対する議論の構造を確認することによって、その作業を行おうとするものである。

カルチャーセンター研究の動向を整理した生津知子によれば、1974年の朝日カルチャーセンター登場以降の

カルチャーセンターのブームを背景に、バブル崩壊の1990年に至るまでの研究は、“カルチャーセンターのもつ社会的な影響力を看過できない現状をふまえ、そのどういった側面が個人々々をひきつけ、発展しているのか、またそれは、公的な社会教育の機会と何がどう違うのか、という点から出発している点では共通している”⁸⁾。一方、1990年以降は、バブルの崩壊だけではなく、生涯学習振興法の成立などによって、カルチャーセンターに対する議論も生涯学習政策における官民連携の是非に関する議論にシフトした⁹⁾。同時に、1989年11月には全国民間カルチャー協議会が発足したことなどによって、言説の主体にも変化があったと考えられる。従って、カルチャーセンター研究史を、その登場から今日に至るまで一貫したものとして捉えることは不可能だと考える。また、バブル崩壊以前のカルチャーセンターが隆盛を極めていたと考えられる時期の方が、それに対する議論も活発化することは容易に想像がつく。以上から本稿では、生涯学習体系がその萌芽を見せつつ、カルチャーセンターの講座の意義が直接的に議論されていた1990年までの研究の中で、趣味講座がどのように位置づけられてきたかを検証したい。

具体的に、本稿は以下のように展開する。まずⅡ章において、行政社会教育との比較を念頭においたカルチャーセンター研究において趣味講座がどのように理解されたかを確認する。結論をやや先取りすれば、都市部から郊外へと広がる行政社会教育衰退への危機感を投影したカルチャーセンター研究においては、趣味講座は容易に「教育・学習」活動と読み替えられ、趣味講座の議論が十分展開しなかった構造を確認する。続いてⅢ章では、カルチャーセンターの特性に着目した議論の中でも特に、従来の個人教授所を並列化したものとしてカルチャーセンターの講座を理解する議論の中で、趣味講座の位置づけを検討する。Ⅳ章では、Ⅱ章、Ⅲ章における議論の構図の違いを考察する上で、生涯学習研究における趣味講座の把握のために、今後どのような視点が重要であるのかを課題として提示したい。なお、カルチャーセンター史に関して特に断りのない限り、山本思外里『大人たちの学校 生涯学習を愉しむ』（中公新書、2001）を参考にした。

Ⅱ. カルチャーセンターと行政社会教育の比較考察における趣味講座の位置

1990年以前のカルチャーセンター研究を概観したとき、その大半を占めるのが、都市部を中心とした行政社会教育衰退への危機感と、その打開策を念頭に置いた各種調査である。ここでは、カルチャーセンターの発展と

行政の動きを時代区分として、カルチャーセンター研究において趣味講座の位置づけをめぐる議論がどのように行われたか検討したい。

A. 朝日カルチャーセンターのインパクトと行政社会教育

生涯学習研究において本格的にカルチャーセンター研究が開始される契機となったのが、「朝日カルチャーセンター」の登場である。朝日カルチャーセンターは朝日新聞社を母体とし、東京・新宿副都心の超高層ビルに140の講座を揃え、1974年4月1日に開講したが、同年2月1日の申し込みには、応募者が殺到したという¹⁰⁾。従来の趣味的、実用的な講座に加え、大学院レベルにも匹敵するような教養講座が特色であった。

この社会現象とも呼べるカルチャーセンター人気を受け、基礎的なデータ収集のための調査が行われる。例えば、朝日カルチャーセンターのみならず地方新聞社主催の教育事業の基礎的なデータの収集と、行政婦人教育事業との比較考察を試みたもの¹¹⁾、社会教育行政職員が朝日カルチャーセンターを訪問見学し、公民館のあり方を提示したもの¹²⁾が挙げられる。ここで挙げられた問題はカルチャーセンターが公民館に比べ、多彩で高度なプログラムを提供できる、学習者の満足度が高い、学習機会としてのPR力があるといった点に集約されるが、佐藤進らが「ただのものはつづかない」、「ただでいい先生は無理」、「金をとつても質のいいものを」、「これをはねのけきれない社会教育の現実」に「もどかしさを感じ」¹³⁾じたとするように、結果として行政社会教育の積極的意義を見出すには至っていない。

ところで、以上の研究において、何故行政社会教育とカルチャーセンターが比較され、行政社会教育の課題の提起がなされるのかは「現状の把握」以外に特に断りがなく、むしろカルチャーセンター人気に対する素朴なインパクトから研究が開始されている。しかし、たとえいくらその人気が目についたとしても、それらが全く違う性質の機関と判断されれば、比較すら行われなければならない。この点に関して、その視点を考察するために佐藤進らの論考の見出しを並べてみると、以下のようなものである¹⁴⁾。

1. 都会のなかのひろば
2. カルチャーセンターは、こんなところ
(1) 事業のあらまし—メニューはあなたの注文どおり
センスある学習デパート
学習はお好みしたい
多彩な会員
- (2) カルチャーセンターの施設内容—豪華な施設に
びっくりする
3. 都会のおとなが求めるもの—インタビューの印象
から—
何を求め、何があったのか
住んでいる地域と学ぶこと
地域の社会教育とその批判
4. 感じたこと—地域で学ぶものとして
(1) 住民の権利としての学習、つまり公費支弁に関
わって
(2) 公的社会教育が模索している住民参加・住民主体
についてはどうか
(3) 学習と地域と生活との関わりについてはどうだろ
うか

以上の見出しを一瞥すればわかるように、カルチャーセンターとは「教育・学習のデパート」であり、その講座の多様さと施設の豪華さに「都会のおとな」が惹き付けられている、といった認識の下、行政社会教育関係者の立場から即座に公民館講座の模索へと議論が展開する。この段階において、カルチャーセンターの中心となっている趣味講座は、「住民の権利としての学習」と比較可能な「教育・学習」活動として認識される。ここでは、朝日カルチャーセンターが与えたインパクトが、学習内容の議論を飛び越える形で、「講座・学級形式」である点を共通項として、行政社会教育とカルチャーセンターの比較的視点をもたらした経緯の一端がうかがえる。

B. 行政改革とカルチャーセンター

1980年代にカルチャーセンターは黄金時代を迎える。既存のカルチャーセンターはどの教室も満員となり、平成5年の時点からして、約半数が1980年代に開設されている¹⁵⁾。このカルチャーセンターの着実な成長を背景に調査の規模も拡大し、全国的なカルチャーセンターの特質と課題が挙げられるようになる。「生涯教育」の理念の検討と展開とともに、現実に地域における社会教育の計画を策定する科学的な手続きの確立を目指した大阪大学人間科学部社会教育論講座は、大・中・小の規模

別¹⁶⁾、新聞社・百貨店といった事業主体別に、カルチャーセンターの調査報告を発表した¹⁷⁾。これは関西地域のみならず、全国のカルチャーセンターの開設講座の動向も含み、行政社会教育との関係に関しても総括を行った点で画期的であり、その後の引用も多い研究となった。1980年代前半においては、一次報告の調査目的として“民間レベルの教育文化産業は、社会の変化に応じてすばやく希望者の要求に応えることができ”、“理念的に考えた場合にも、社会教育の実施主体は単一であるよりも、むしろ複数であり、多様である方が望ましい”¹⁸⁾となっているように、特別な問題意識というよりは文部省『民間における社会教育・文化事業の概況』(1978)を継続する形で、全国規模でカルチャーセンターの実態を把握することに主眼があった¹⁹⁾と言える。

1980年代に入り、上記のような大規模調査が行われる中で、それらを利用した行政社会教育への課題提起が積極的に行われた。早くは吉川正通が、“昨今(1981年一筆者注、吉川)の行財政改革政策に則り、地方公共団体が設置し、管理し、運営してきた各種施設を民間に委託する動き”²⁰⁾の中にカルチャーセンターの盛隆を見据え、社会教育法における民間社会教育機関の位置づけを確認した。吉川は、社会教育法第10条の「社会教育関係団体」の英訳として「private organizations」が用いられていることを、藤原英夫が「NGO's」を、政府が設立したものではない機関という意味で『非官設機関』と訳すことができる、とした議論になぞらえ、“社会教育関係団体とは、民間の社会教育に関する団体だけでなく、社会教育機関としての私立の施設、事業体がすべて包含されることになる”²¹⁾という解釈をした。また、山本慶裕・堀薫夫は“[行政改革]の進行にともない、民間教育文化事業が「民間の活力」として利用され、それによって都市自治体の社会教育事業の拡充が阻害される危険性がある”²²⁾として、都市自治体の社会事業とカルチャーセンター事業の受講者層の事例調査を行い、①大都市では官民に関わらず、“有識者を対象として通勤の動線上に、しかも受講可能な時間帯により多くの講座を開設していくこと”②カルチャーセンターの受講者層が一定層に偏る傾向から、行政社会教育はそれまで“あまり学習機会が保障されなかった層(低学歴層、低所得層など)に対して、どのような形で、いかなる学習サービスを提供していくか”を課題とすべきこと③調査からすれば、カルチャーセンターでは「職業上の知識・技能を得るため」が、行政社会教育事業では「ボランティア活動のため」がそれぞれ大きな比重を占めたことから、“提供されるべき学習内容について、両者にはそれぞれの役割がある”²³⁾ことなどを提案した。友田泰正も、一次・

二次報告を受けて、行政社会教育の課題を提起するが、上記の「受講者層の棲み分け」「学習内容の棲み分け」とは別の視点として、④小学校区などの日常の行動範囲内で「地域志向的」な草の根レベルの学習機会を拡充していき、大都市においては①と同様に、通勤や買い物をする者を取り入れるためにシステム化を図ること²⁴⁾⑤棲み分けに固執するのではなく、むしろ趣味関係の学習を促進すること²⁵⁾を挙げた。特に⑥に関しては“経済的・時間的・肉体的な理由などのよって個人の教室や「民間総合文化教室」(本稿で言う「カルチャーセンター」一筆者)で学習できない人びとに焦点をあてる”こと、“流動的な都市社会の中で相互に孤立化した人びとを結びつけるうえで、趣味的な講座が重要な役割を演じる”可能性、オイルショック以後は趣味的な講座も“よりよく生きるための市民の生活条件の一部門”として積極的に位置づける必要があることなどの理由とともに、“現実的な視点に立って、自治体の社会教育を推進しようとするれば、民間セクターとの重複ということも、ある程度避けられない”²⁶⁾と、趣味講座に対する評価の見直しを迫っている。以上は、基礎データを元にした問題提起であり、「官民の棲み分け」に関しても一巡した時期であったと言える²⁷⁾。

以上のように、量的データの蓄積によって学習者像(性別、年齢、属性、学歴、学習経験)や機関に対するイメージが明らかにされる中で、友田の議論に見られるように趣味講座の時代的位置づけを見直す議論も展開され始めた。しかし、行政改革への懸念が増したこの時期、II A同様、何故行政社会教育とカルチャーセンターが比較され得るかは議論されないままであった。むしろ各種調査が明らかにしたのは、行政社会教育とカルチャーセンターの受講者層の違い、特にカルチャーセンター受講者の学歴の高さ(と相関関係を持つと考えられる収入・自由時間・学習意欲・学習習慣の傾向も含む)²⁸⁾や、イメージの入れ違い(例えば、カルチャーセンターの利用者は行政社会教育に対し「統一性がない」「つまらない」というイメージを持つ一方、行政社会教育の利用者はカルチャーセンターに対して「金がかかる」といったイメージを持つといったような状況²⁹⁾)であり、カルチャーセンターとの比較によって行政社会教育の課題を提起したからといって、カルチャーセンターの受講者を獲得できるとは考えづらかったはずであり、カルチャーセンターが都市部だけでなく郊外にまで進出し始めたことに起因する、行政社会教育衰退の危機感だけが取り残される形となったのである。従って、趣味講座に関しても、友田の議論に見られたように、行政社会教育がカルチャーセンターから洩れる学習者像を受け入れるといっ

たものや、内容の専門性（行政社会教育では入門的な内容を教える、といったもの）の議論が進展し、趣味講座の位置づけは内容的な側面ではなく、官民をめぐる機能的な側面から行われた。

別の言い方をすれば、比較調査の蓄積は、“カルチャーセンターには非日常性が期待されている”³⁰⁾、つまりカルチャーセンターは、地域に密着した公民館とは別の、都市的な存在として人気を博しており、「棲み分け」はすでに十分なされている可能性を結果として示していた。

C. 生涯学習政策批判とカルチャーセンター

一方、臨時教育審議会において生涯学習体系が提唱され、具体的な施策の準備が進む中で、行政社会教育との比較の視点に立ったカルチャーセンター研究は、生涯学習政策批判の一端として行われるようになる。『月刊社会教育』編集部は1988年5月号において、文部省の生涯学習振興法の成立に向けた一連の動きに対して“戦後、市町村を中心とし、住民参加で「自治」と「創造」をすすめてきた憲法・教育基本法体制による社会教育行政を解体し、「現代版社会教化体制」づくりを意図している”³¹⁾した上で、カルチャーセンターを含む「民間活力の活用」を批判する。また、実際に生涯学習振興法が成立すると、姉崎洋一は、法制批判に際して、カルチャーセンターに関して、“学習経験が少なく所得が低い人にとっては、ますます教育・学習の機会から遠ざけられる”こと、“学習者を個別の「生涯学習」の消費的購買者に区分することを余儀なくさせ、〈中略〉参加・自治・連帯・共同的創造の契機は限りなく希薄にされる”こと、“教育・学習のプロセスや価値には主要な関心はない”こと、“需要の波動性ないしは不規則・不安定性”³²⁾を有することなどから批判を徹底させた。ここでカルチャーセンターは、その企業的側面のみにおいて批判されたため、実質的にカルチャーセンターを成り立たせているのが趣味講座であることとは無関係に議論が展開されている。

以上のように、1990年に実際に生涯学習施策が準備されるまでの行政社会教育との比較考察を中心としたカルチャー研究においては、当初からその比較作業が自明視され続けた中で、カルチャーセンターの中心を占める趣味講座の位置づけは検討されなかった。むしろ、II Cのように、時に「教育・学習」活動と一括された上で、消費活動としての側面を批判された。このような批判は、行政社会教育論において趣味講座の「教育・学習」活動としての位置づけがなされていた場合には可能で

あるが、実際にはそのような根拠が示されておらず、政策批判を念頭においた批判のための批判であったと言える³³⁾。

III. 「お稽古事の伝統」を踏襲するカルチャーセンターの趣味講座

本章では、II章とは別の視点、すなわち、民間営利企業としての特質という点から議論が行われたカルチャーセンター研究において趣味講座がどのように位置づけられたか検討したい。ここでは、政策の転換が議論に影響しないため、年代別ではなく、研究の視点ごとに研究史を概観する。

A. 民間営利企業としてのカルチャーセンター

カルチャーセンターがブームとして定着したと考えられる1980年代、II章で見たように生涯学習研究におけるカルチャーセンター研究の主流となっていた行政社会教育との比較的な視点へ懐疑を示す論考も登場した。

例えば、企業としてのカルチャーセンターに着目し、その概観と問題点を述べた瀬沼克彰の論考が挙げられる。瀬沼はカルチャーセンターが①教育システムとしての法的根拠を持たない②運営に強力な資本力を必要とする③運営が画一的で地域性に乏しい④経営の効率性が優先される⑤受講生の間で横の関係が保ちにくく、文化創造へのエネルギーが結集しにくい⑥マスプロ授業になりやすく、個人の学習要求が満足されにくい³⁴⁾ことを問題として挙げたが、企業主体の視点を持ち合わせた点で特徴的であった。

また、山本慶裕は以上のような、カルチャーセンターが“私企業という経済組織によって運営されているという性格（以下これを企業性と呼ぶ—筆者注、山本）”に加え、“教育行政機関の所轄外にありながら、意図的、組織的な教育活動を行っているという性格（以下これを非定型性と呼ぶ—筆者注、山本）”³⁵⁾を“教育的特性”として整理した（表1³⁶⁾参照）。

これらは、山本慶裕の“そこ（カルチャーセンター—筆者）で実施されている活動はまぎれもなく成人や児童による学習活動であり、カルチャーセンターがその学習活動のために必要なプログラムを案出し、施設、講師を配置する意図的活動を行っているという点では、組織的な教育機関としての性格を十分に有している”³⁷⁾という認識や、友田の“教育のように、理念やイデオロギーや倫理性が大きな比重を占める領域で、正統—非正統という分類が「官—民」という分類と結びつくとき、これら二つは両極に分裂して収拾がつかなくなる”³⁸⁾といった認識に見られるように、単にカルチャーセンターの特性

表1. カルチャーセンターの特性とその効果

	正の効果	負の効果
企業性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化が顧客サービスの向上や学習の効率化をもたらす ・企業の冒険的性格が教育的革新をもたらす 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が営利を目的とすることを重視するあまり、売上げ中心の運営をはかり、顧客のサービスが低下し、教育の質より受講生の大量確保に走る
非定型性	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者の多様なニーズに応えるため、その学習内容や学習方法が特定化されず、型にとらわれない自由な教育形態をとることができる（学習方法の例としては、通信制の教育、短期講習など。事業主体の例として新聞社、放送局、百貨店、電力会社など。また、講師の職業や受講者の学歴、資格なども自由である。） ・学習が即時的で現在志向的である ・個人が自発的に参加し、その組織も自律的な性格を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の主体や客体が多様であるため、一定の教育水準の維持や指導の方法が困難である ・全体社会の状況に合わせた計画的な教育が行われにくく、特に、資本主義社会における企業の競争的性格を考え合わせたとき、提供される文化もきわめて市場的である

を挙げるというより、社会教育の公共性が行政に担われるべき、といった観念へのアンチテーゼとしての総括であったと言える³⁹⁾。しかしここでも趣味講座が「教育・学習」活動であるという前提のため、アンチテーゼの域を出ず、単にカルチャーセンターの企業性・非定型性を支持するか否かの議論に留まった。

B. 「お稽古事の伝統」という視点

カルチャーセンターが趣味講座を中心とすることに關して、最も体系的に整理された論考が友田泰正“教育文化産業の現状と課題”⁴⁰⁾である。友田はカルチャーセンターを含む“教育文化産業は、日本の風土の中で、いわば自然発生的に生まれ、発展してきたもの”という理解の下、その趣味講座について以下のように理解する。すなわち、カルチャーセンターの特性として守屋毅の“すこし乱暴にいうと、結局のところ、企業としてのカルチャー・センターをなりたたせているのは、広狭各種のお稽古事（趣味でならいおぼえる芸事—筆者注、守屋の定義、以下この定義に従う）にほかならない”⁴¹⁾といった認識を支持し、さらにカルチャーセンターが“特定の家元に都心の教室を提供”し、“他方その家元は、そこへ講師を派遣して新たな学習者（弟子）を獲得する”といった“共存関係が見られる”⁴²⁾といったように、伝統的システムとしての「家元制度」にも着目する。友田の認識としてはカルチャーセンターとは“それまで個人の教室において「一品料理」として提供されてきた教育内容を、大都市の都市において組織化し、総合化した”ものである、という第一の特徴の上に、“大学開放講座や

自治体主催の学級講座事業などで提供されてきた、新しい教養領域が追加される”⁴³⁾ところに第二の特徴が見いだされている。また、趣味講座を受講するという行為に關しても、「お稽古事の伝統」から説明される。すなわち、“一般に日本人では、一般庶民のレベルで見ると、一つの領域を深く学ぶことが、その人の生き方だけでなく、人柄そのものとも密接に關係するとみなされてきた。就職のために提出する履歴書に、趣味の欄が設けられているのは、その好例であろう。”⁴⁴⁾という表現に現われているように、「お稽古事の伝統」を内容としてだけではなく、学習観としても理解する。

ところで、1970年代後半にかけて、カルチャーセンターが隆盛を極めた点に關して、「お稽古事の伝統」はどのように關っているだろうか。まず友田は、企業がカルチャーセンターを含む教育文化産業に進出した理由として、“企業利益の社会的還元、企業の社会的責任の遂行、企業のイメージアップ、顧客の拡大、企業の人材や施設の活用”に加え、学習者側からの需要の要因として以下のように述べる。

戦争直後の時代には、人びとは貧困からの脱出を求めて働き、それに続く高度経済成長の時代には、より多くの「モノ」を求めて働いた。しかしオイルショックを一つの契機として、市民の目は「モノ」から「ココロ」へと転換した。商品にしても、画一的で安いものではなく、むしろ個性的でオリジナルなものが求められ、ひいては「モノ」を越えて、文化・学習活動そのものが求められるようになった。コピーや複製品では

なく、「ほんもの」や「なま」を求める市民が増加したのである。⁴⁵⁾

これは山崎正和の“かうした（1970年代に人気が出た、生涯教育講座を含む諸一筆者）機関が提供するものは、その内容の点では、人間の基本的生存を支える物質ではなく、なんらかの知的、情緒的な満足がそれに加はったもの”、“形式の点では、それ（文化的サービス一筆者）が提供するものは、人間から人間へ直接手渡されるサービスで”⁴⁶⁾ある、といった議論を敷衍したものであるが、友田によれば、高度経済成長によって“子どもが自立した後の主婦”や“退職後のサラリーマン”がその生き方を問われるようになった際、“日本には、それ（精神的充足一筆者）を趣味や習いごとを求める長い伝統があり”、“企業がこの点に注目して、教育・文化の「商品化」を試みたとしても、不思議なことではない”⁴⁷⁾と把握した。

以上のように、友田は民族学的な「お稽古事の伝統」という視点を導入することで、趣味講座もまた「伝統」として位置づけた。本節ではこの視点を軸にカルチャーセンター研究を整理したい。

1. 「お稽古事の伝統」とカルチャーセンターの趣味講座

カルチャーセンター研究史において、その趣味講座が「お稽古事の伝統」を引き継いでいる点を検討したと言えるのが、岩崎三郎・林三平・幸田三郎の論考である。岩崎らは、“内容で集まってもらうべき各種の成人講座の潜在的な学習者の特性を明らかにするとともに、彼らを顕在的な学習者に変えていく条件の解明が求められている”⁴⁸⁾として、都心のカルチャーセンターを例に、そこで学ぶ人々の人口学的特性、受講動機、学習行動などについて調査した結果を、講座種目（内容）を中心に分析している。ここでは、例えば20代独身女性にとって「料理」講座が「花嫁修業」と捉えられていたことに代表されていたように、必ずしも“その学習に対する「社会的期待や要請」が、個人の主体的な学習要求に転化していない”⁴⁹⁾点、そして「料理」だけでなく“伝統的なおけいこごとにも共通する”ように、“現実の学習行動と実質的効用期待との間にギャップがある”⁵⁰⁾点が明らかにされている。つまり、「花嫁修業」の背景にあると考えられる良妻賢母的な規範⁵¹⁾が必ずしも女性の主体性に転化しない状況を問題視している。これは部分的な例ではあるが、趣味講座を内容別に考察する中で、修養的な役割を果たすものとしての「趣味」を取り上げた点において「お稽古事の伝統」の視点を有している。

2. 生きがいの模索としてのカルチャーセンター

友田によれば、カルチャーセンター発展は、以上のよきな、「お稽古事の伝統」を単に引き継いだためではなく、「モノからココロへ」という消費の質の変化が生じたためであった。実際、カルチャーセンターの流行が見られた当初、その研究においても、趣味講座を「現代人」の切実な要求と受け止め、その可能性を論じた論考が登場した。例えば、朝日カルチャーセンター職員によるものとして、“公民館ではないが、事実上実際に公民館的な役割を果たしている場所、施設”⁵²⁾として、その活況から、“勉強時代”の到来を称えたもの、同様に、同施設へのアンケート結果を用いた現況報告⁵³⁾がある。緒方は、当時の中年層に対して、“骨身を削って一生働いて、やっと家一軒建てればそれで終わり、という苛酷な経済状況”、“隣は何をする人ぞ、といった都市的な生活環境の郊外への拡大”、“子どもたちはどんどん成長し、やがて家を離れていくという寂しさ”などの“自己疎外の状況”⁵⁴⁾に遭っているという認識から、その盛況ぶりを説明している。また、研究者としての印象と展望を述べたものとして宮原誠一・室俊司の論考が注目される。宮原らは“ハイセンスを誇る成人教育の展開”⁵⁵⁾として朝日カルチャーセンターに通うことが一種のステータスシンボルとなっている、という現象面に触れつつも、“しかし、だからといって朝日カルチャーセンターが一部の恵まれた人たち、とくに家庭婦人の「ヒマつぶし」の場になっている、と結論するのであれば、成人の学習の可能性をゆたかに認識したことにはならない。木を見て山を見ず式の考え方は避けよう。知的なかわきをいやしたいという欲求や自己向上心は誰にとっても自然なことであり、むしろ、それらがなくなることのほうが人間としての退化であろう。”⁵⁶⁾と述べ、受講生の意欲の高さに留まらず、講師の感想や職員の専門性の豊富さも指摘し、“人生経験・職業・専門のちがうおとなたちの交流”⁵⁷⁾と解釈した。“高学歴化・高齢化社会の成人教育”⁵⁸⁾のあり方としてカルチャーセンターを積極的に評価したと言える。実際、朝日カルチャーセンターで駒田信二の小説講座を受講し、1979年の芥川賞を受賞したことで話題になった重兼芳子（1925～）⁵⁹⁾は以下のように述べる。

私は試験と名のつくものに合格した経験は一度もない。女学校は戦争中で勉強はろくにできず、社会が落ち着いてから大学の通信教育を受けようとした。しかしそれには高校卒の資格が要る。それでは高校からやり直そうと、定時制高校を受験してみたが、根っからの試験ばかの私はどこにも入れない。（中略）カルチャーセンターのチラシを見たとき、私の胸は躍っ

た。無資格、無試験、老若男女の区別なし。私はサンダルをつっかけて家から10分ほどの高層ビルに走りこみ、48階まで一気にのぼった。若いころから耽読していた小説をきちんと整理してみたい。できれば創作にも手をつけたい。(中略) 試験なしで学ぶことができるだけでも、金と時間が惜しいとは思わなかった⁶⁰⁾。

このエピソードにおいて示唆的なのは、時代的制約から、重兼にとってカルチャーセンターが中等・高等教育機関の役割を果たし、“半端ものも許容する器”⁶¹⁾と感ぜられた点である。当時、これらのブームに対しては、“むしろ、家庭からフラフラとさまよい出たものの行方定まらぬ‘主婦難民、たちを、ともかく生徒として’救済、しているところこそ、この学校の存在価値がある一なんて見方も出て来ているのです”⁶²⁾といったように、“一見、箸にも棒にもかからないような有閑夫人”⁶³⁾といった学習者像が敷かれる場合があったが、一方で、生涯学習研究において、趣味講座が時代状況の変化を反映した「生きがい」として理解されていたことは注目に値する。

IV. 今後の課題

本稿のカルチャーセンター研究史を踏まえ、生涯学習研究における趣味講座の位置づけをめぐる課題を提示したい。

II章・III章で明らかにしたことを確認すれば以下のようなになる。すなわち、カルチャーセンター登場のインパクトは、都市部を中心とした行政社会教育の衰退の危機感を募らせ、カルチャーセンターと行政社会教育の比較考察が行われた。ここではカルチャーセンターの営利性が強調されたが、生涯学習研究において、行政社会教育における趣味講座の位置づけが十分になされていたわけではないため、カルチャーセンターの趣味講座は便宜的に「教育・学習」の「商品化」として認識された。一方で、カルチャーセンターを「お稽古事の伝統」を踏襲するものとした場合、その趣味講座への出費も、それ自体は問題とならず、むしろ、国民的レベルで「生きがい」が必要になった時代状況が注目された。実際には上記の二つのカルチャーセンター研究の系譜が混在していたため、カルチャーセンターが趣味講座を多分に提供しているにも拘わらず、議論が錯綜し、生涯学習研究における趣味講座の位置づけは明確にならなかった。ここで、趣味講座の把握をめぐる取り残された課題を提示したい。

第一に、II章とIII章の議論のカルチャーセンター研究の視点のずれ違いに着目したとき、行政社会教育が趣味講座を(アマチュア的な)芸術文化活動として位置づけ

てこなかったことが課題として浮かびあがる。つまり、行政社会教育の枠組みにおける「お稽古事の伝統」の吟味が十分行われなかったことにより、カルチャーセンターの趣味講座に対して「教育・学習」活動としてしか把握できない状況が起こった。酒匂一雄が1977年の時点で述べたように“お茶、生花、あるいは詩、短歌をつくるといったような非常に身近な文化活動というものが、行政の側でもやや軽視されているし、民間の民主的な運動の側でも軽視されて、その谷間に落っこちゃって”⁶⁴⁾いたのである。

第二に、III章で前提とされた「お稽古事の伝統」を歴史的・社会的に検討することである。特に、III B 1における「花嫁修業」の議論のように、特定の「趣味」がある時代に、学習者にとってどのような存在であるかは、本質主義的に規定することはできない。生涯学習研究における「お稽古事の伝統」に関わる研究では、友田のように民族学的な議論を援用することで「日本的」な「学び」を追認する傾向がある⁶⁵⁾が、各種芸芸技能の習得の意味が学習者の視点から問い返されていないため、III B 2における重兼のようにカルチャーセンターの講座が「生きがい」と成り得たことも、単に時代状況一般を反映したものとしてしか把握されない。

本稿では、「教養講座」を「趣味講座」から切り離して議論を展開したが、これは明確に分けられるものではない。カルチャーセンターの教養講座の位置づけをめぐることは、大学の公開講座との関わりが考察されるべきと思われるし、またNPO等が提供する学習機会も無視できないだろう。今後の課題としたい。

【注・参考文献】

- 1) 例えば、生涯学習振興のモデルとして、“労働者の継続教育が中心”である「西欧モデル」、 “基礎教育の普及率・修了率の低さを補うことが中心”である「途上国モデル」に対し、“生きがいや精神的な面での生活の質の向上が中心”の「日本モデル」を提示する岡本の理解(岡本薫“生涯学習振興の国際的特徴”『社会教育』全日本社会教育連合会、Vol.50、No.2、1995、pp.6-11.、岡本薫“日本型生涯学習支援論”〈シリーズ 生涯学習社会における社会教育 第1巻 鈴木眞理・松岡廣路編『生涯学習と社会教育』特論1、学文社、2003) pp.159-168.)や、学習意欲の強い国民性・国主導の色彩・大学の生涯学習システムの弱さ・民間企業の進出といった点に“日本型生涯の特徴”を見出す見解などがある。寺脇研・落合裕之・瀬沼克彰“民間生涯学習事業と行政—民間企業に対する行政の生涯施策の取り組

- み一『社会教育』全日本社会教育連合会, Vol.47, No.5, 1992, pp.44-50.
- 2) 本稿では, 世論調査における「趣味的なもの」と「教養的なもの」の区別を念頭に置き, 「趣味講座」として, 臨時教育審議会(二次答申)で「生活文化」として総称されたような「茶道, 華道, 書道, 武道から和歌, 俳句, 園芸など」や, 世論調査における「家庭生活に役立つ技能(料理, 洋裁, 和裁, 編み物など)」といったような, 身体的な鍛錬をも含む技芸技能を想定している。
- 3) 渡邊洋子「「趣味・習い事」学習の実態と課題—「参画」「共生」をめぐる問題構図—」(研究代表者: 渡邊洋子『『男女共同参画』『異文化共生』を展望する『趣味・習い事』プログラムの研究』(課題番号16530501)平成16年度~平成17年度 科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書, 2006) p.6.
- 4) 井上暉宗・藤田良三・東静可・若槻英隆・酒匂一雄・片野親義“≪座談会≫芸術文化活動はサシミのツマか?”『月刊社会教育』国土社, Vol.11, No.243, 1977, pp.78-81.
- 5) 遠藤和士・友田泰正“社会教育に対する文化行政論からの問題提起について—梅棹忠夫氏の文化行政論と『月刊社会教育』との比較考察』『大阪大学大学院人間科学部研究科紀要』Vol.26, 2000, pp.107-121.
- 6) 実際, 2005年の経済産業省「特定サービス産業実態調査」によれば「趣味・けいこごと」と「家庭教育・家庭生活」を合わせて, 延べ講座数, 延べ受講者数の約半分を占める。一般的に, 戦後の専門のカルチャーセンターの原型ともされる1955年開業の産経学園も「一流講師のおけいこ百科」をキャッチフレーズにしていたように, カルチャーセンターは一貫して趣味講座を中心に据えてきた。(山本思外里『大人たちの学校 生涯学習を愉しむ』中公新書, 2001, p.103.)
- 7) 「カルチャーセンター」は, そもそも「朝日カルチャーセンター」に由来する固有名詞だが(「カルチャーセンター」と名づけられた経緯に関しては, 矢野俊一遺稿集刊行委員会『私のカルチャー考 矢野俊一遺稿集』朝日新聞東京本社朝日出版サービス, 1984, pp.39-42.参照), 本稿ではカルチャーセンターが「総合文化教室」の形態を採ることに着目し, 全国民間カルチャー協議会の以下の定義に従う。
- 1 恒常的, かつ継続的に開講していること。
 - 2 講座が複数のジャンルにわたっていること。
 - 3 固定した教室と, しかるべき設備を持っていること。
 - 4 専門職員によるサービス体制を有すること。
 - 5 不特定多数の人に門戸を開いていること。
 - 6 有料であること。
- (全国民間カルチャー協議会ホームページ <http://www.culture-center.gr.jp/2009-2-23>)
- 8) 生津知子“生涯学習機関としてのカルチャーセンター—先行研究および関連調査の動向から—”(研究代表者: 渡邊洋子, 前掲 研究成果報告書,) p.12.
- 9) 鈴木眞理“生涯学習支援に関する民間営利機関の役割”(シリーズ 生涯学習社会における社会教育 第5巻 鈴木眞理・津田英二編『生涯学習の支援論』第3章, 学文社, 2003) pp.47-64.
- 10) 当時, 受講受けを行ったところ, 初日にして1051人の応募があり, 開始2時間で定員を満した講座もあったという。“初日で1000人を超す 朝日カルチャーセンター受け付け”1974年2月2日付 朝日新聞
- 11) 多田治夫・古野有隣“民間教育事業の実態に関する調査”『社会教育研究』金沢大学社会教育研究室, Vol.15, 1976, pp.63-125.
- 12) 佐藤進・田中洋寿・浜住治郎・保坂みどり・山崎功“朝日カルチャーセンターにみるおとなの学習”『月刊社会教育』国土社, Vol.21, No.236, 1977, pp.53-61.
- 13) *Ibid.*, p.61.
- 14) *Ibid.*, pp.53-60.
- 15) 『平成5年 特定サービス産業実態調査報告書 カルチャーセンター編』(通商産業大臣官房調査統計部, p.5.)
- 16) この他に, 都市の規模に着目したカルチャーセンターの調査として, 渋谷憲明“教育文化産業の地域進出と公民館”『月刊社会教育』国土社, Vol.24, No.11, 1980, pp.47-54., 山本慶裕“カルチャーセンターの地域特性に関する調査研究”『東海大学文明研究所紀要』Vol.6, 1986, pp.13-33., 野島正也“中規模都市スクールビジネスのパフォーマンス—公民館事業に示唆されるもの—”『民間生涯教育事業の現状と課題』日本生涯教育学会年報No.7, 1987, pp.73-87., 山本慶裕“郊外都市社会型カルチャーセンターの事例研究—『地域における民間教育関連産業の実施状況に関する事例研究』報告書より—”『社会教育』全日本社会教育連合会, Vol.44, No.1, 1989, pp.41-53.
- 17) 大阪大学人間科学部社会教育論講座『民間教育文化

- 事業—大阪朝日カルチャーセンターに関する調査研究—(第一次報告)』1981, 同『民間教育文化事業—総合文化教室受講者に関する調査研究—(第二次報告)』1984, 以下, それぞれ「一次報告」「二次報告」引用は二次報告, *Ibid.*, はしがき
- 18) 一次報告, *op.cit.*, p.3.
- 19) 他にも, 岡本包治・坂口順治・辻功・山本恒夫・水谷修・渡辺一久“民間学習機関の生涯教育活動に関する調査”『地域の中の生涯学習』日本生涯教育学会年報No.5, 1984, pp.221-233.
- 20) 吉川正通“当面する社会教育の課題—公的社会教育のあり方と民間社会教育—”『社会問題研究』Vol.31, No.2・3・4, 1982, p.78.
- 21) *Ibid.*, p.80.
- 22) 山本慶裕・堀薫夫“民間教育文化産業と公的社会教育の受講者に関する調査研究—大阪朝日カルチャーセンターと大阪市市民教養ルームを事例として—”〈島田修一編『行政改革と社会教育』日本の社会教育Vol.27, 東洋館出版社, 1983) p.74.
- 23) *Ibid.*, pp.84-85.
- 24) 友田泰正“教育文化産業と自治体社会教育の問題”〈伊藤三次編『生活構造の変容と社会教育』日本の社会教育Vol.28, 東洋館出版社, 1984) pp.91-96.
- 25) 二次報告, *op.cit.*, pp.141-143.
- 26) *Ibid.*, p.141.
- 27) 他にも, 社会教育行政職員からの問題提起として, 桑名淑子“朝日カルチャーセンター〈東京〉を訪れて”『社会教育』全日本社会教育連合会, Vol.40, No.6, 1985, pp.25-31.
- 28) 二次報告, *op.cit.*, pp.136 - 139.
- 29) 山本・堀, *op.cit.*, p.84.
- 30) 鈴木, *op.cit.*, p.58.
- 31) 編集部“生涯学習関連資料 都道府県・民間教育産業と一体化の方向にすすんでいる「生涯教育体制」”『月刊社会教育』国土社, Vol.32, No.5, 1988, p.76.
- 32) 姉崎洋一“生涯学習振興法と民間事業者・民営化問題”『社会教育研究』社会教育推進全国協議会, No.9, 1990, pp.14-15.
- 33) 同様の指摘として, 岡田拓“教育文化産業と公民館”『公民館・コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所, 2006, p.187.
- 34) 瀬沼克彰“民間生涯教育事業の動向と展望”『生涯教育の展開』日本生涯教育学会年報No.1, 1980, pp.100-101.
- 35) 山本慶裕“生涯教育機関としてのカルチャーセンター—その教育的特性に関する考察—”『東海大学文明研究所紀要』Vol.7, 1987, p.1.
- 36) *Ibid.*, pp.1-2より作成
- 37) *Ibid.*, p.1.
- 38) 友田泰正“生涯学習と教育文化産業の実態”〈生涯学習実践講座⑤ 元木健・小川剛編『生涯学習と社会教育の革新』第4章, 亜紀書房, 1991) p.146.
- 39) 山本慶裕は他にも総括的な研究を行っている。山本慶裕“民間の生涯学習事業の可能性と問題点—カルチャーセンターと専修学校・各種学校を中心に—”『生涯学習社会の総合診断』日本生涯教育学会年報No.10, 1989, pp.145 - 162., 山本慶裕“生涯教育機関としてのカルチャーセンター(2)—『社会教育事業における公共と民間の役割分担論』再考—”『文明研究所紀要』Vol.10., 1990, pp.7 - 22.
- 40) 友田泰正“教育文化産業の現状と課題”〈日本社会教育学会編『生涯教育政策と社会教育』日本の社会教育Vol.30, 東洋館出版社, 1986) pp.129-138.
- 41) 守屋毅“「芸能の文明史」へのこころみ”〈梅村忠男・石毛直道編『近代日本の文明学』中央公論社, 1984) pp.299-300.
- 42) 友田泰正(1986), *op.cit.*, p.132.
- 43) *Ibid.*, pp.132-134.
- 44) *Ibid.*, p.135.
- 45) *Ibid.*, p.130.
- 46) 山崎正和『柔らかい個人主義の誕生—消費社会の美学』中央公論新社, (1984→) 1987, p.58.
- 47) 友田泰正(1986), *op.cit.*, p.131.
- 48) 岩崎三郎・林三平・幸田三郎“都市における成人講座受講者の学習行動に関する一考察—新宿区における事例調査—”『青山学院大学女子短期大学紀要』Vol.30, 1976, p.104.
- 49) *Ibid.*, p.136.
- 50) *Ibid.*, p.137.
- 51) 小山静子は「花嫁修業」を以下のように定義している。
“結婚前に習得すべきだと考えられている女性のたしなみを身につけること。花嫁修業ということはが使われるようになったのは20世紀に入ってからと考えられる。良妻賢母となることが求められた中間層以上の女性は, 裁縫や料理などの家事全般の知識や技術を身につけ, 茶道, 華道, 書道, 日本舞踊などのお稽古に通って結婚に備えるべきだとされた。(以下略)”(小山静子“花嫁修業”『岩波 女性学事典』井上輝子ほか編, 岩波書店, 2002)
- 52) 磯山浩“朝日カルチャーセンター 勉強時代”『社会教育』“レポート マチの中の公民館—その役割

- と魅力の分析—”全日本社会教育連合会, Vol.29, No.7, 1974, pp.4-21.
- 53) 緒方正一 “「生涯学習」に集う人びと一朝日カルチャーセンターの現況—”『社会教育』全日本社会教育連合会, Vol.30, No.12, 1975, pp.35-37.
- 54) *Ibid.*, pp.36-37.
- 55) 宮原誠一・室俊司 “朝日カルチャーセンターと生涯教育”『月刊社会教育』国土社, Vol.22, No.246, 1978, p.62.
- 56) *Ibid.*, p.63.
- 57) *Ibid.*, p.66.
- 58) *Ibid.*, p.67.
- 59) “カルチャーセンターの花開く 既成の教育と学問を超えて”〈昭和 二万日の全記録 第15巻 『石油危機を超えて：昭和47年～50年』講談社, 1990) p.201.
- 60) 重兼芳子 “カルチャーセンター”〈朝日ジャーナル編『女の戦後史Ⅲ 昭和40・50年代』朝日新聞社, 1985) p.86.
- 61) *Ibid.*, p.90.
- 62) “芥川賞で注目された「朝日カルチャーセンター」の『主婦難民』救済”『週刊新潮』新潮社, 1979年8月2日号, pp.156-157.
- 63) *Ibid.*, p.157. ちなみに、この記事は “(朝日新聞は一筆者) かねてから女性の地位向上にも熱心なご様子ですし、ここは「朝日カルチャーセンター」にとどまらず、文化活動の一環として「朝日ホストクラブ」「朝日女性向けトルコ」などの開設を、真剣に検討すべき”と結ばれるように、学習者というより業者を特定した揶揄であることも付記しておく。
Ibid., p.159.
- 64) 井上暉崇ほか, *op.cit.*, pp.68-69.
- 65) 広渡修一 “地方家元制度史研究の視角—日本社会教育史研究における伝統芸能の位相—”『徳島大学大学開放実践センター紀要』Vol. 4, 1993, pp.13-27., 丸山登 “家元制度の師弟関係にみる日本人の伝統的人間関係とひらがな「いえもと」についての提案”『流通経済大学大学院社会学研究科論集』Vol. 1, 1994, pp.79-94., 渡邊洋子 “学びの様式と伝統文化—現代日本における「学び」理解の一試論として—”『京大学生涯教育学・図書館情報学研究』Vol. 4, 2005, pp.65-75., 渡邊洋子 “沖縄における「伝統芸能」と生涯学習・社会教育”『京大学生涯教育学・図書館情報学研究』Vol. 7, 2008, pp.63-81., 渡邊洋子 “伝統芸能という「共有知」とローカル・アイデンティティの可能性—沖縄県島尻郡南風原町の民俗芸能復活の取り組みを手がかりに”〈日本社会教育学会編『<ローカルな知>の可能性—もうひとつの生涯学習を求めて—』日本の社会教育Vol.52, 東洋館出版社, 2008), pp. 130-144.

過疎・高齢地区における住民の生活と今後の課題

——豊田市合併町村地区調査報告——

東京大学社会教育学研究室調査チーム

(牧野 篤^{*1}・佐藤智子^{*2}・青山貴子^{*2}・北川庄治^{*2}・荻野亮吾^{*2}・歌川光一^{*3})

A Study on Life and Culture in Depopulation and Aged Area in Japan: A Surveillance Study to Suburban Area in Toyota City

Atsushi MAKINO, Tomoko SATO, Takako AOYAMA, Shoji KITAGAWA,
Ryogo OGINO, & Koichi UTAGAWA

目次

はじめに

第1章 豊田市分権型社会構築の課題と合併町村地区の概況

第2章 小原地区の概況と住民生活の課題

第3章 足助地区の概況と住民生活の課題

第4章 旭地区の概況と住民生活の課題

第5章 下山地区の概況と住民生活の課題

第6章 稲武地区の概況と住民生活の課題

第7章 課題の整理と今後の方向性

おわりに

はじめに

日本社会の構造的な改革により、各地で市町村の合併が進められている。1999年に3223あった基礎自治体は、2006年4月には1820、2010年2月には1772にまで再編されることとなった。この合併は地方自治体の必要から自発的に行われるものというよりは、むしろ国政課題として、なかば強制的に進められているものである。それは、次のような社会の構造的な要因を背景としている。つまり、経済のグローバル化にともなう日本経済の構造改革によって、また少子高齢化の急速な進展と

いう人口構成の急激な変容によって、さらには社会の大衆消費社会への移行にともなう価値観の多様化と経済のサービス化の進展によって、従来のような産業社会における大量の若年労働力の確保と巨大な国内市場の形成が不要化し、かつそれらを保障し得る条件が日本国内から消えるにともない、政府が国民を保護し、福祉を拡充することに対する熱意を急速に失ってきているということである。加えて、上記の経済構造の変容が導く税収の急激な落ち込みと膨大な財政赤字の恒常化が、政府の福祉領域からの撤退を余儀なくしている。

今日のいわゆる「平成の大合併」に先立つ「昭和の大合併」は、戦後改革において、新制中学校の設置管理、社会福祉・保健衛生の市町村事務化、市町村消防・自治体警察の創設など、いわば住民生活の基盤を整備する諸事務が自治体の役割とされることにより、新制中学校の設置単位である人口8000名を基本とする自治単位＝町村を創設し、効率的に行政事務を処理することを目的としていた。しかし、上記のような社会構造の変容によって、それらを保障する意味と客観的な条件が崩れ始め、従来の行政システムに替わる効率性と自己決定・自己責任を基本とした広域的な行政システムの形成が国主導で進められることとなったのである。市町村合併に先立って進められた消防・警察および福祉・衛生の広域化、そして合併にともなって急速に進められている学校の統廃合がそのことを如実に物語っている。これが「平成の大合併」だといってよい。福祉・衛生・安全・教育という人々の生活そのものに直接関わる行政領域の効率化、つまり

*1 生涯学習基盤経営コース 教授

*2 生涯学習基盤経営コース 博士課程

*3 生涯学習基盤経営コース 修士課程

行政的な負担軽減が目指されているのである。

それ故に、今回の合併は、合併を行う自治体が、どのようにして住民生活を保障し得るのか、そして住民自身が自らの自治体の負担を軽減しつつ、いかに自覚的により自治的な市町村を作り出していくのかという点が問われざるを得ない。しかし現実には、政府の必要からなかば強制された合併であるがために、自治のあり方についてのコンセンサスを、基礎自治体レベルで得ることが困難で、現在のところ、どの自治体も合併が成功しているとはいえない状況にある。

このことは、本稿で取り上げる豊田市においても例外ではない。豊田市は昨今のトヨタ自動車の業績低迷の影響で税収の大幅な減少（法人市民税約500億円減収）にあえいでいる。しかし、基本的に、財政力のある中核都市としての豊田市が過疎と高齢化に悩む周辺の町村を合併し、さらに合併後、都市内分権を実施して、新たな分権型都市を創り出し、行政的な効率と住民自治の向上を両立させ、自立的な住民生活を実現しようとする試みを進めている。これが、豊田市における「平成の大合併」の基本的モチーフである。豊田市が周辺町村を合併したのは、水系を共有する上流水源の環境保全の必要と中核都市として経済圏を同じくする周辺町村への責任からであるといわれる。もともと旧豊田市そのものが合併を繰り返してできあがった都市であり、上述のような新たな社会構造において、広域行政を展開するために、逆に地域住民の地元コミュニティへの自覚的な意識を高めることで、住民自治をより確かなものとする必要があるとの判断から、豊田市では合併を機に、旧豊田市も含めて都市内分権を進める態勢を整えてきた。この過程で、旧豊田市に設置されていた住民の自治組織であるコミュニティ会議のほか、地域住民の自発的な自治意識を吸い上

げて各地域のまちづくりに住民自身が取り組むための組織としての地域会議、さらにそれらを財政的に支援する「わくわく事業」などを立ち上げ、合併町村地区を基本的な対象とした住民の自立を促す施策を展開してきた。また、過疎化・高齢化に悩む合併町村地区に対しては、コミュニティバスを運行するなど、生活の利便性を高める措置をとり、またいわゆる公民館施設である生涯学習センター「交流館」を設置し、旧豊田市と同じように専任職員を配置して、地域住民の学習とまちづくり、さらに地域振興を支援する態勢を整えるよう努力が重ねられてきている。

しかし、他方、各旧町村役場の市役所支所化と職員の削減、担当業務がいわゆる窓口業務と地域振興に限られるなどの措置、さらに学校の統廃合による地域文化の中心の喪失などによって、住民の地元地区に対する心理的な求心力の低下がもたらされ、合併後、都市内分権とは逆のベクトルが作用して、合併町村地区が急速に疲弊する傾向が明らかなものとなっている。それは、(1)合併町村地区において、豊田市中心部への通勤圏（自動車で30分から1時間圏）で急速な若年人口の流出、つまり過疎化と高齢化が起きていること、(2)住民の自治組織の崩壊が著しく、行政サービスが末端まで行き渡らない問題が発生していること、(3)地域資源の急速な枯渇化が進展しており、合併町村地区は人が住むに魅力のない地域へと変貌しつつあること、などとして立ち現れている。

このような状況に直面して、今後、豊田市が合併町村地区に対してどのような施策を採用して、市町村合併の本来の理念を実現しようとするのか。このことを検討するための基礎的なデータを得ることを目的として行われたのが、「生活文化（人の暮らしぶり）に着目した過疎地域の調査研究」である。この調査は、量的な調査では

予備調査（意見交換会）
2008年6月21日 足助支所にて

地区名	役職名	氏名
藤岡地区	迫町自治区長	××××（ここでは伏せ字）
足助地区	足助自治区長	××××（同上）
小原地区	大平自治区長	××××（同上）
下山地区	三巴自治区長	××××（同上）
旭地区	築羽自治区長	××××（同上）
稲武地区	小田木町自治区長	××××（同上）
東京大学大学院	教育学研究科 教授	牧野 篤
東京大学	大学院生	5名
自治振興課	課長	天野正直
同	係長	寺田 剛

第1回調査

地区名	月 日		集合時間	集合場所	会場
小 原	8月3日(日)	視察	午後3時00分	小原支所	小原地区内
		会議	午後6時		2階 第2会議室
足 助	8月4日(月)	視察	午後1時30分	足助支所	小原地区内
		会議	午後7時		2階 会議室
下 山	8月5日(火)	視察	午後1時30分	下山支所	下山地区内
		会議	午後7時	下山交流館	1階 11会議研修室
旭	8月6日(水)	視察	午後1時30分	旭支所	旭地区内
		会議	午後7時	旭交流館	2階 中会議室
稲 武	8月7日(木)	視察	午後1時30分	稲武支所	稲武地区内
		会議	午後7時		2階 団体会議室

なく、筆者を含めた研究室の大学院生からなる研究チームが各対象地区に入り込んで、関係者との交流を進めながら、インタビューを繰り返し、当該地区の住民が抱えている課題や問題、今後どのような生活を望んでいるのかなど思いや感情を汲み取りながら、当該地区の新たなまちづくりの方向性や可能性を探ろうとするものである。対象地域は、豊田市の合併町村地区6地区のうち、豊田市中心部のベッドタウンとして急速な人口増を示している藤岡地区を除く5地区、つまり足助・小原・旭・下山・稲武地区である。調査対象者と日程は、以下の通りである。

予備調査は、各地区自治区長会長に集まってもらい、合併町村地区全体の概況と各地区個別の課題を理解し、かつその後の各地区に対するインタビューの感触を得るために行われた。

第1回調査は、各地区の状況を視察するとともに、住民自治組織である各地区自治区の区長を招集してもらい、自治区長に対する集団的なインタビューを行い、各地区の世話役的存在であり、また顔役的存在である自治区長が地域に対してどのような思いを抱き、どのようなことを考えているのかを聴取した。

第2回調査以降は、第1回調査をもとに、各地区を訪問し、宿泊しながら、各関係者にインタビューを繰り返し、各対象者がどのような思いを抱いて当該地区で生活しているのかを聞き取り、各地区の課題と可能性を検討するデータを収集した。

第2回以降の調査スケジュールと対象者は以下の通りである。

第2回調査

小原地区

8月21日	10:00~12:00	老人クラブ会長4名
	13:30~15:30	中学2年生5名
	15:30~17:30	元村長3名・元村議2名
	20:00~22:00	地域の若者3名
8月22日	10:00~12:00	子ども園父母会会長ほか3名
	13:30~15:30	地域の視察
	15:30~17:30	女性(太鼓同好会・民生委員OGほか)4名
	18:00~	地元JC(青年会議所)関係者約20名

第3回調査

旭地区

9月1日	16:00~18:00	昔をよく知る高齢者5名
9月2日	10:00~12:00	女性8名
	13:30~15:30	地域のキーパーソン9名
	15:30~17:00	地域視察
	17:00~19:00	森林組合職員(1ターン者ほか)4名
9月3日	10:00~12:00	若者(商工会青年部)7名

第4回調査

足助地区

11月10日	14:00~18:00	地域視察
--------	-------------	------

18:00～ 地域住民と懇談（地域のキーパーソン、自治区長、老人クラブ、商工会青年部、地域の女性リーダー、「里山耕流塾」その他）

11月11日 9:00～11:00 豊田市長と懇談

第5回調査

下山地区

12月1日 14:30～16:00 高齢者4名
 16:00～17:30 地域視察
 17:30～19:00 地域のキーパーソン3名
 19:00～ 商工会青年部約5名

12月2日 10:00～11:30 女性5名

11:30～ 中学生（下山中学2年C組社会科の授業）

第6回調査

稲武地区

12月15日 13:30～15:00 若い女性（子ども園母の会・小学校PTA）13人
 15:00～16:30 Iターン者16名
 16:30～18:00 地域のキーパーソン11名
 19:00～ 商工会青年部14名

12月16日 9:00～10:30 昔をよく知る高齢者13名
 10:30～12:00 女性12名

各調査におけるインタビューを通じた対話の内容は、それが、各会合における対象者の属性や質問に対する対象者の反応と対話・議論の流れによってそれぞれ規定され、構成される方法をとったため、一定していないが、概ね、各対象者が当該地域の現状をどう認識しているのか、何が問題で、それをどうとらえているのか、当該地区の積極的な側面をどうとらえ、どのように受け止めているのか、将来的にどのような生活を送りたいと望んでいるのかなど、いわゆる過疎地域である対象地区の可能性を探る方向性を持ったものであった。

本稿は、上記、予備調査を含めて7回にわたって行われたインタビュー調査のうち、予備調査及び第1回調査つまり各地区を回って、当該地区の自治区長を集めて行われた集団的なインタビューを分析し、各地区の世話役であり、顔役的存在である人々が当該地区をどのようにとらえ、何が課題だと認識し、今後どのような生活を送ること、さらにはどのような地域となることを望んでいるのかを明らかにし、今後の施策を策定するための基礎データを得ることを目的としている。分析の手法は、小規模データ対話型分析の手法により¹⁾、各地区におけるインタビューの内容を、キーセンテンスの抽出と概念化によるストーリーラインの描出によって整理し、各インタビュー対象者が集団として何を言おうとしていたのかを析出する方法をとった。インタビューが非構造的な構成を取っているのは、そのためである。インタビュー対象者一人ひとりが集団的なインタビューの場において、インタビューアの発話だけではなく、参加者相互の発話に触発されながら、集団としてどのような認識に至ろうとしていたのかを、インタビューと応答の全体を一つの対話としてとらえながら、そこで再現される彼らの当該

地区への思いを受け止めようと試みた。

本稿の執筆は、実際に調査に入った東京大学大学院教育学研究科社会教育学研究室のメンバー（牧野篤、佐藤智子、青山貴子、北川庄治、荻野亮吾、歌川光一）の共同によるものであるが、各章草稿の担当者は以下の通りである。はじめに・第1章：牧野、第2章：佐藤、第3章：荻野、第4章：北川、第5章：歌川、第6章：青山、第7章・おわりに：牧野。

（牧野 篤）

第1章 豊田市分権型社会構築の課題と合併町村地区の概況

第1節 豊田市合併町村地区の課題を考える基本的枠組み

(1) 豊田市の合併

豊田市の合併は、中核都市である豊田市が、同じ水系を共有し、かつ豊田市を経済圏とする北東部6町村を合併するもので、2005年度の財政力指数1.57で地方交付税（普通交付税）を受けていない、圧倒的な経済力を誇る人口36万余名の都市が、過疎と高齢化に悩む、約4万4000名の人口が旧豊田市面積の約2倍の地域に散在する町村を吸収するものである。その結果、豊田市は人口約40万4000名で、愛知県の702万7500人の5.8パーセントに過ぎないにもかかわらず、面積では918.5平方キロメートルとなり、愛知県5162.15平方キロメートルの18パーセントを占める広大な自治体へと変貌した。当然、旧豊田市にとってはとくに税金など経済的な面で不利な合併であると見なされ得るが、この合併の理念を豊田市は中核都市としての責任と矢作川水系の環境保全であるとし

て、2005年4月に合併を実現している。

この合併の際、豊田市の行政の基本的な枠組みとして採用されたのが都市内分権である。都市内分権については、合併の基礎作業において次のように説明されている（豊田加茂合併協議会「新市建設計画」）。

都市内分権とは、「地域で可能なことは地域に任せ、その地域で不可能または非効率なものは新市が施行する」という補完性の原則を基本に、地域がある程度の権限をもち、住民が主体となって地域の課題を解決していく新しい自治の仕組みです。

都市内分権による住民自治の強化や行政と住民との共働を推進するため、市域をいくつかに分け、地域自治区（仮称）を設置します。そこに地域の課題などについて地域の皆さんで意見を出し合い、取りまとめる地域会議（仮称）を設置します。

新市では、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文化・観光・コミュニティ活動など、地域の個性や特色を活かした市民参加によるまちづくりを進めていきます。

この新たな自治の仕組みを実現するための鍵は住民の自治意識の高まりにあることは明らかであり、それなくしてこの都市内分権による個性的で多様な価値を持つ新市を実現することは不可能だと認識されていた。

豊田市は、従来のコミュニティ政策を実施するにあたって社会部に設置されていた社会教育・生涯学習関連の部門を、2000年に教育委員会へと移管して、学校と地域社会との関係を処理しつつ、新たなまちづくりに着手していたが、新たな分権型都市を建設するために、2005年4月に再び生涯学習課を社会部へと移管して、生涯学習と自治振興とを組み合わせつつ、新たな分権のシステムを担う住民の意識形成に向けて行政システムを組み換えている。この時、合併町村地区で都市内分権システムを実質化するために、住民への働きかけの拠点と位置づけられたのが、旧町村時代の中央公民館やコミュニティセンター施設で、新市になってから生涯学習センター「交流館」へと位置づけなおされた施設であり、その管理運営を支所にゆだねることで、生涯学習を総合行政的に組み換えて、地域住民の自治意識を高めることが予定されていた。

しかも、豊田市は、上記の「新市建設計画」において市域を地域自治区へと改編し、そこに地域会議を設置して、合併自治体と併せて、市民参加によるまちづくりをめざすと明言しているように、市町村合併によって合併町村地区に住民主体の自治を求めるだけでなく、旧豊田市における行政システムの組み換えをも見通して、新

たな市を構想しているのである。

しかし、現実には、合併町村地区においても、また旧豊田市の地区においても、合併以前にすでに大きな行政課題となっていた高齢化や地域内コミュニティ相互の間の格差の拡大、そして住民の自治組織の動揺・解体と行政サービスの後退という問題に、有効な回答を示すことができないまま、さらに市町村合併にともなう新たな分権システムの構築という課題が覆い被さってきている。これらの課題を集約的に解決するものとして提起されているのが、都市内分権であり、その具体化のための組織としての地域会議というアイデアだと思われるが、新豊田市の行政は、この新たな都市内分権システムのアイデアをどのように実質化して、運用しつつ、住民の自治意識を高めて、都市内分権を実質的なものとして実現していくのか、そのためにどのような具体的な施策があり得るのかという点においては、暗中模索の状態であり、都市内分権は理念や考え方を含めて、いまだその緒に就いたばかりだといわざるを得ない。むしろ、現状では、十全な財政力を持つ豊田市においても、合併後の施策のありように対する評価は、全国各地の合併自治体と同じように、地域住民と行政との距離感が増し、十分な行政サービスを受けられなくなったと住民が評価する厳しいものとならざるを得ない状況が生まれているのである。このことは、市町村合併によって生まれた新たな自治体を真に住民のためのものとして作り上げていくものは、単に財政力の向上にあるのではなく、むしろ地域住民がいかにして自らの住む地域社会に主体的に関わりつつ、その地域社会を大きな自治体の中の自治集団として自律的に作り上げていくことができるのかという点に、大きく依存していることを示唆している。

(2) 政府が国民保護をやめる時代

豊田市の合併も一つの事例に過ぎない基礎自治体の急ピッチな再編は、分権が政治的な焦点へと位置づけられたことを意味している。それはまた、いわゆる「福祉の無意味化」としてとらえることができる。従来のような国家を枠組みとした経済発展の時代が、グローバリゼーションの到来とともに終わりを告げ、税金を投入して民衆の生活水準の向上を保障し、国内市場を拡大することで経済発展を促し、それが税収を増加させることで国家が発展するという国民経済の循環が破綻したのである。つまり、財政を動員することで「福祉」を拡充し、そうすることで経済発展を促し、民衆の忠誠心を購入するシステムが機能不全を来しているのである。産業資本と結びつく国家は、すでに民衆生活の向上に責任を負うために、財政を動員することで「福祉」を拡充することに、

「やる気」を失いつつあるとあってよい。

しかも、現実問題として、国と地方の赤字財政はすでにGDPの1.5倍（約775兆7070億円 [長期債務のみ]、2009年2月23日現在）にふくれあがり、国の財政は税金を投入して、国民生活を保障し得るまでの余裕を失ってしまっている（2009年2月23日現在の日本全体の債務残高は約1084兆円、国民一人あたり849万円）。

政府が、最低限の保障をのぞいては、国民保護をやめる時代がやってきたのだといえる。

(3) 不利益分配型社会と多元的抗争社会へ

「福祉の無意味化」はこれまでのような国内市場の統一と拡大、民衆意識の中心化を進めるための動員型政治の不要化を意味している。つまり、民衆意識を動員し、国民経済を発展させるとともに、国家的な凝集力を高めるための利益のパラマキとしての政治が終焉を迎え、一方で国民を国家的な保障から切り離していくこと（＝利益分配の停止）が、他方でその国民に増税を基本とする「痛み」を分配し、受け入れさせる政治が求められることになる。これを、不利益分配型社会への移行と呼ぶ²⁾。

また、グローバリゼーションの進展と不利益分配型社会への移行にともなって、たとえば規制緩和の実施によって、地元の商店街がシャッター通り化し、地場産業が解体し、かつ企業などの中間集団が人々の帰属を保障しなくなる（リストラ、新規採用停止など）、および物質的な飽和社会の実現によって、人々の意識は、個別化しつつ、自らを普遍へと媒介する中間集団を失って、緩やかな全体へと文化的に結びつけられていく傾向を示していく。

ここから、一つの「正義」（ロールズ）、つまり規範や価値が支配する秩序だった社会は解体され、多元的な抗争を基本とする社会へと、国内社会は移行していくことになる。合意を形成するための分配を基礎とする社会、人々の平等性を基礎とした合理的な財の分配にもとづく、安定した社会から、政治の領域に文化と感情が持ち込まれることによる非合理性が前景化され、決定不可能性を基本とする不利益分配の社会へと社会が移行するのであり、社会の不安定化が常態化することになるのである。社会的に一つの価値が共有され、その価値をもとに社会秩序が形成されていた生産を基本とする社会から、社会的な価値が多分化して、等価になり、社会の秩序が流動化する消費を基本とする社会への移行である。

(4) 自由と民主との矛盾、参加への封じ込めへ

経済的な国家の枠組みの変容は、政治の枠組みの変容を招くことになる。それは、端的には、議会制民主主義

（いわゆる自由民主主義）の動揺・解体として現れる。つまり、政治的な自由主義（人権論など「普遍的」ヒューマニティに基礎をおく）言説と、人民主権的な民主主義（デモスに基礎をおく「境界」の線引きを必然とする）言説との矛盾の激化として表面化し、政治が不安定化するとともに、社会の分散化が促されることになる。すなわち、国家の枠組みにおいて、さらには国家と個人との間の様々な中間集団において、この自由と民主の両者が接合されていた仕組みが解体し、個人が普遍と直結することで自由な存在として立ち回るとともに、文化的な同質性をもって異質を排除する不安定で不確実な社会が到来することとなる。いわゆる新しい〈帝国〉の時代の到来である。

この不確実性・不安定性を回収するのが、劇場型政治として民衆個人と指導者を直結させる政治の個別化であり、かつ自治体における住民の行政への参加である。政治の個別化は、たとえば「小泉劇場」がその典型であろう。それは、指導者と国民一人ひとりを直結させつつ、彼らの感情を動員する手法であり、従来型の利益分配型政治である政党政治を解体に導き、事実上の首相公選制であるかのような錯覚を社会に広めつつ、民衆が不利益を受け入れる仕組みを作り出すこと、すなわち、民衆が自らすすんで「痛み」を受け入れているかのような状況を作り出すことに成功し、自治体における住民の行政参加は、まさに不利益の分配を、住民自らの参加による分配であると意識させる機能を担っている。これを「参加への封じ込め」という³⁾。

(5) 多元的対抗・競闘と利益の創造に向けて

昨今の地方分権とは、上記のような経済的・政治的な変動を受けて、強制的に地方自治体に対して不利益を分配する政治的動きとしてとらえることができる。地方交付税や補助金をカットされることで、地方自治体は不利益の分配を受け入れざるを得ず、そのような自治体においては従来のような地元利益のパラマキによる動員行政はすでに実行不可能となっている。基礎自治体は合併を繰り返して行政の効率化を図りつつ、他方で、住民の参加を求めざるを得ない状況に強制的におかれて行くのである。

しかも、合併し、分権化された後も、自治体は不利益を住民へと分配し、かつ自らの脆弱な財政基盤を強化するために、都市内分権（自治体内分権）を進め、住民の自発的な意思による行政参加の建前をとりながら、行政サービスを住民自身による自己責任へと切り替えて、住民に肩代わりさせていく必要が出てくることになる。自治体は利益の分配による住民意識の動員ではなく、不利

益を受け入れさせるために、住民意識の自発的な参加を求めざるを得なくなっているのである。

このような状況に対峙して、逆説的ではあるが、従来政治の枠組みにあって、国家の枠内で強制的に接合されていた自由と民主、つまり「境界」によって担保されていた「普遍」という関係が、国家的な不利益分配を受け入れつつ、自らの住む地域に対して自発的に貢献しようとする住民意識と感情の発露によって、いわば「普遍」によって担保される「境界」内の多元性として新たに創造される契機をとらえることはできないであろうか。その時の鍵となるのは、自治体の不利益を利益へと再創造する多元性の中の対抗性、つまり住民として認め合いつつ、利益創造において相互対抗的に地域への感情を動員する主体が住民として形成されることである。「境界」によって敵対的關係を作り出すのではなく、「普遍」を基礎に「境界」内を多元的対抗性＝競創・共創として構築し、その利益創造に向けての民主主義を鍛え続ける可能性である。

権利論的には、社会権によって担保される自由権という関係ではなく、自由権こそが社会権を創造・拡充するという関係の創造であり、自治体行政的には、ナショナル・ミニマムがローカル・オプティマムを保障するという関係ではなく、ローカル・オプティマムこそがナショナル・ミニマムを創造的に高めていくという関係の創出の可能性を探るということである。問われるのは、相互を媒介するローカル・ミニマムのあり方である。これが都市内分権の基本的な枠組みとして機能すべきだと思われる。それ故に、ここでは、動員されつつ地域の利益創造へと向かう住民の「地元」への感情とそれを基礎に持ち、かつその基礎ともなる具体的な生活のあり方をとらえることが喫緊と課題となる。地元住民の生活文化を媒介とした地域の利益創造のあり方が検討される必要があるのである。しかも、その住民の生活文化は、地域に固有のものでありながら、それそのものが地縁技術に定礎された普遍的なものであることによって、人々をより大きな社会へと媒介しながら、より活力ある固有性へと自ら展開していくものでもある。つまり、生活文化とは、常により普遍的でありながら、より特色のある地域文化へと展開するという意味において、きわめて普遍的な性格を持ったものとして再生し続けるものなのであり、それをとらえることで、地域の利益創造に向けた方途をとらえる可能性が開かれるものと思われる。

第2節 豊田市の抱える課題の整理

(1) 広がる地域コミュニティ間の格差—合併以前から抱える問題

豊田市は合併前から他の自治体から見れば羨ましいほどの財政力を持ち、地域住民の自治活動や自主活動も活発な都市であった。しかし、そこにはすでに、無視できない様々な問題が存在していたことも見落とされてはならない。それはまた、自動車産業を中心とする急激な都市化と人口の流入に対応するために採用されていた旧来のコミュニティ施策が機能不全を来し、新たな課題に対応しきれなくなってきたことをも意味している。この諸課題は、ひとり豊田市だけの問題ではなく、全国の自治体が抱え込んでいる問題でもある。

それは端的に、地縁型コミュニティに基礎をおく自治組織の解体であり、それにとまう地域コミュニティ間格差の拡大である。

この課題の背景には、日本全国の自治体を覆っている大きな問題が存在する。それは、端的には、既述のような大きな社会変動の波が日本の基礎自治体を洗っているということである。それは、より具体的には、従来の製造業中心の実体経済に基礎をおく産業社会から、サービス業・金融経済中心の経済のサービス化・知識社会への移行にともなって、従来の地域コミュニティで共有されていたある種の共通の価値観が解体し、人々の意識の個別化・分散化が進行していることである。端的には、人々は勤労を価値とおく労働者の価値観から消費を美德とする消費者の価値観へと観念を切り替えてきているのであり、そのような感覚の中では、地域コミュニティを形成している共通の価値観は解体し、人々は分散化し、助け合い、気遣いあうという関係は切断されてしまう。いわゆる大衆消費社会であり、また成熟社会である。人々は地域の住民としてではなく、ひとりの孤独な消費者として、自らの価値観で消費行動をとることがよいことであるとされる社会の到来である。

他方、上記のような価値観の変化に地域組織が柔軟に対応しつつ、自らを組み換えることができない場合、地域組織のもつ秩序や規範そして人間関係は煩わしいものと感ぜられることになり、それがさらに人々の離反を促すことになる。

このような社会では、当然ながら地縁組織である婦人会・女性会、青年団、消防団、子ども会などは衰退し、解体してしまう。その背景には、上記のような価値観の変化とともに、サラリーマン化して、地域の地縁関係からは切れてしまう多忙な青壮年や、地域コミュニティに自足するのではなく、自家用車を運転して、郊外の大手スーパーで買い物をするなど行動半径の広い消費行動を

とる主婦たち、さらには女性の労働者化など、地域コミュニティから人々が離れていくという生活の大きな変化が関わっている。そして、さらにこの背景には、長引く不況と雇用情勢の悪化、さらには構造改革の一環として行われた規制緩和による雇用形態の多様化＝不安定雇用層の急増・長時間労働の常態化や、大規模店舗の出店規制撤廃による地域小売店舗の再編などが存在している。

また、急速に進む少子高齢化も地縁型コミュニティの解体を促している要因である。豊田市は、既述のように自動車産業を中心とした経済力のある若い都市であり、旧豊田市の高齢化率は2000年に9.9パーセントに過ぎず、日本全国の平均17.25パーセントと比較して、極めて低い数字であった。合併町村を算入しても2000年の国勢調査の数字では11パーセントに過ぎず、豊田市にとっては高齢化は問題とならないかのようにみえる。しかし実態は、かなり異なることに注意しなければならない。

つまり、全市平均でみると人口構成が若い豊田市も、各コミュニティごとにはかなりの差があり、とくに高度経済成長期に豊田市に就職し、そのまま定住したいいわゆる団塊の世代が集中している団地・新興住宅街などは、急速な高齢化が進展しており、あるコミュニティ全体が一斉に退職年齢を迎えるというところも珍しくないのである。

さらに、上記のような経済状況を背景として、地域の地縁関係が解体することで、人々の孤立化が一層拍車をかける形で進展している。また、家計の格差拡大と婚姻構造の急変が、いわゆる貧困家庭や母子家庭ほかの要保護家庭を急増させており、彼らが集住する地域を形成している。そこには、また、高齢化した貧困家庭や独居老人なども住んでおり、あるコミュニティ全体が貧困でかつ孤立している状況を呈している事例が生まれてきている。

その上、経済のグローバル化と少子高齢化が招くことになった産業構造の再編は、自動車産業都市である豊田市に大量の外国人労働者を引き入れることになった。つまり、勤勉で廉価な労働力としての外国人、なかでも日系ブラジル人労働者が、とくに中小企業にとってはなくてはならない存在として受け入れられ、豊田市に集住することになったのである。トヨタ自動車本体は今のところ正規の現業労働者として外国人を雇用してはいないが、そのグループ企業や下請けにあたる中小企業では、すでに大量の外国人労働者とくに日系ブラジル人労働者を雇用しており、彼らの存在なくして、日本での経営の維持ができないほどまでに緊密な関係ができあがっている。

そして、この彼らが、社会的には底辺層として、上記

のような日本人の底辺層の集住する地域に割って入るような形で集住をはじめており、外国人集住地域が形成され、生活習慣、文化などの違いから、近隣日本人との軋轢が生じることになっているのである。

加えて、上記のように多様化し、分散化する住民の意識とは裏腹に、地域コミュニティの基本となっている地縁組織・地縁集団の世話役の観念は閉鎖的で、内向きなものであることが多く、しかも、地域コミュニティ維持のために形成されてきた様々な「お役」が、人々の生活上の負担感として重くのしかかり、住民の離反・嫌悪を招いてもいる。地縁組織は多元化し、多様化していく住民の意識を反映しつつ、自らを変革していく力を失ってきてしまったといえる。

過去の高度経済成長期に地域外から大量の若年労働力を受け入れて急速に拡大した豊田市は、地域の人間関係が希薄で、住民相互のコミュニケーションがとれない都市化現象とそれがもたらす青少年の非行問題に対処するために、コミュニティ施策をとり、公民館施設を拡充し、住民相互のふれあいを、地縁組織・集団を基本として、行政的につくり出すことで対応してきた。しかし、いまやそのようなある一定の階層に固定化できる日本人向けのコミュニティ施策だけでは行政的な対応ができなくなる事態が招かれているのであり、さらに、日本人住民そのものの価値観の多様化に対応しつつ、価値多元的な社会を創り出す活力を欠くようになっているのである。

それは、端的には次のような重層構造をもった社会の拡散化である。つまり、市民の価値観が新しい消費社会に対応した形で個別化し、分散化して、豊田市民としての強いつながりの感覚が失われていき、生活における行動半径の拡大と就労構造の変容によって、社会全体の拡散化が促されるなかで、グローバルゼーション、少子高齢化、そしてそれらがもたらしかつ促している雇用の不安定化・長時間化などから、拡散する社会における格差の拡大といわゆる貧困層のある地域への集住、さらには生活習慣も文化も異なる外国人労働者が、貧困層として、ある地域に集住するようになることで、社会全体が拡散しつつ、格差を拡大する方向へと展開していき、さらにこの変化に旧来の地縁コミュニティが対応できないうちに、そのコミュニティそのものが社会を安定させる機能を失いつつあるのである。豊田市の社会は、極めて不安定な方向へと動いていたのである。

(2) 過疎・高齢化と行政の疎遠化—合併後の新たな問題

豊田市は、2005年4月の合併によって、さらに新たな問題を抱え込むこととなった。それは、北東部6町村との合併による合併町村地区のもつ問題がそのまま新豊田

市の行政課題となっただけでなく、合併することによって旧合併町村では問題となっていなかったことが行政課題として顕在化してくることになったのである。

第一は、過疎化と高齢化の問題である。合併町村地区は、合併以前から過疎化と少子高齢化が進んでおり、過疎化と少子化が高齢化を促し、それがさらに少子化を促すという悪循環が形成されている地域が多い。たとえば、旭地区や稲武地区の高齢化率は合併当時すでに35パーセント前後を記録しており、稲武地区では出生者数はここ数年10名台で20名を超えたことはないという⁴⁾。その結果、さらに過疎化が進むが、また合併後にはコミュニティバスの新設など、住民の利便性を向上させる施策が実施され、住民の好評を得ている一方で、学校の統廃合などの合理化が進められることで、地元コミュニティにおける住民の精神的中心・文化的求心力が失われ、それがさらに住民の地域からの流出を促すことになる。過疎化が進展するという結果を招くことになる。

また、従来は自治体の境界が意識されていたがために、安易な離村はなかったといわれるが、合併後は一つの自治体としての心理的なバリアの低下によって、生活環境の悪化や学校・医療施設の不備などが、過疎化を進展させる危険は大きいといわれる。

このような状況は、合併町村にいわゆる産業の集積がなされておらず、生活基盤が不安定であることが一つの背景としてあるが、過疎化の進展は、豊田市の合併の理念の一つである矢作川水系の一体性と水系保護を足下から否定する作用を及ぼすことになる。合併町村で過疎化が進み、水源地区の森林を保護する人々が減少または不在化するなかで、水源が荒れ、結果的に水源再生や保護に膨大な経費がかかる可能性も十分にあるのである。

その上、合併後、合併町村は自治体としての法人格を失い、「地域自治組織」として設置されなおしたため、以前の役場がなくなり、豊田市役所の支所が置かれることとなった。そして、この措置が、住民と行政との距離感を広げることになり、さらに、自治区（いわゆる自治会）の設定を旧来の集落単位から概ね小学校区単位へと切り替えたため、自治区の区域が拡大し、区長が多忙化するなかで、十分な行政サービスを住民に届けることが困難となったり、支所長と区長との間の関係の調整が難しく、住民と行政との関係が疎遠となることで、行政への不満が昂じるといふ事態を招いている。

さらに、このような過疎・高齢化問題と行政の疎遠化問題は、合併後、旧豊田市と合併町村との間で、存在していながらも、自治体の境界によって、行政課題として問題化していなかった、格差問題を白日の下にさらすことになったといえる。経済的にもいわゆる家計の維持の

ためにも、また教育や医療、福祉などの施設や措置についても、行政的な補助がなければ、圧倒的に旧豊田市の方が有利であり、旧豊田市と合併町村との間には雲泥の差ともいえるほどの格差が存在していたのであるが、それを合併町村地区は、合併前、独立した自治体として、国の地方交付税や各省庁の補助金を獲得することで行政的に穴埋めして、住民に手厚いサービスを行い、住民生活を保護することで、自治体を維持してきたのであった。しかし、合併後、豊田市は、このような手厚い住民サービスを廃止し、住民に自立することを求め、住民の自発性を促すことで、地域コミュニティの自治を達成する都市内分権を実施している。その結果、新豊田市という一自治体の内部で、行政サービスと経済格差・生活環境格差が厳然と存在することを顕在化させることとなった。

いわば、各地の合併市町村で生じている、①広域化したため「顔の見えない行政」となり、きめ細かなサービスが困難になった、②規模が大きくなって、住民の声が届きにくくなった、③合併自治体の内部で「地域格差」が生まれた、④財政が困難になった、⑤地域の求心力が低下したなどの問題⁵⁾が、豊田市でも顕在化してしまったのである。それは、行政の合理化による、憲法第25条第1項に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の格差として顕在化している面があるのである。しかも、憲法第25条第2項には次のように規定されており、本来このような格差が生じないように福祉を向上させるのが国の務めであったはずなのである。「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」しかし、「三位一体の改革」以来、国のこの責務を国の保護から放置される地方自治体が肩代わりをせざる得ない状況に追い込まれており、それがさらに、以下に述べるような現場レベルでの市民個人の努力によって支えられるような状況が生まれているのが現実なのである。豊田市においても例外ではない一面がある。

(3) 自治組織の機能不全と自治区長・民生委員の負担増、生活格差の拡大

上記のような重層的な構造をもつ社会の流動化と格差の拡大は、これまでの豊田市の行政を草の根で機能させていた様々な自治組織の解体を導いている。その端的な事例が、機能不全を起こしはじめた自治区の存在である。

豊田市では、合併後、行政システムの組み換えがあり、市役所本庁の他に11の支所（うち6支所は合併町村の旧役場単位に設置）単位に地域自治区が設けられ、地域自

治区内におよそ中学校区を基本単位とする地域会議が設けられ（現在26地域会議）、さらに地域会議と同じ区域を共有するコミュニティ会議が設置されている。コミュニティ会議は、旧豊田市が市域外からの大量の労働者を受け入れ、高度成長を続けていた時期に、市民相互の結びつきが弱く、一体感を生み出しにくかったことや、青少年非行に対応するために、とくに青少年健全育成を目的として、旧来の地縁組織や地域団体さらにはPTAや消防・警察など関係者が集まって連絡調整を行う青少年健全育成組織として立ち上げられ、その後、中学校区を単位とする地域自治区内のさまざまなコミュニティ活動の連絡調整を行うコミュニティ会議へと組み換えられて現在に至っているもので、中学校区に1館設けられている交流館（稲武地域は基幹集落センター）に事務局が置かれている。このコミュニティ会議の下に、いわゆる自治会・町内会組織として、自治区が設定され、行政に協力して、住民生活の安定に寄与している。現在、豊田全市で304自治区が設けられている。

この自治区の一部が機能不全を起こしはじめているのである。

その大きな理由は、自治区の設定のされ方を見てわかるように、校区を基本単位として住民を区分し、その区域内の住民に対して、世帯を単位として行政サービスを提供するというつくられ方となっていることである。これは全国のどの基礎自治体においても同じであると思われる。しかし、既述のように地縁組織が解体し、さらには基礎単位である家庭そのものが溶解しているなかで、自治区そのものが地縁的な関係を基礎につくられていることが、自治区のような機能を剥落させ、住民の生活を保障する機能を低下させることにつながっているように思われる。

このなかで機能が低下する第一の原因は、価値観の多様化と流動化、住民生活の流動化によって、自治区に加入しない世帯が増えることで、行政サービスが届かない家庭が増えていること、第二に、同じく価値観の多様化や生活の困窮・多忙化によって、また高齢化の進展や外国人の流入によって、自治区の役員のなり手が減少し、それが役員の多忙化をもたらすためにさらに役員担当が敬遠されるという悪循環が生まれていること、第三に、自治区全体が高齢化したり外国人集住地域になることで、自治区そのものが住民の自治組織として機能しなくなっているところがあること、第四に、安定している地域でも、価値観の多様化から、自治区への住民意識の求心力が弱まり、地域コミュニティのことを住民自身が考えようとする動きが低下していること、第五に、合併町村地区で、旧来の集落単位の行政区が解体され、小学

校区を基本とした自治区に再編されたために、住民の行政への距離感が増し、また住民としての一体感を保つことが困難となったこと、等を挙げることができる。

合併後、豊田市は2005年10月に「豊田市まちづくり基本条例」を制定し、NPM（New Public Management）の考え方にもとづいて、市民と行政との「共働によるまちづくり」の推進を掲げ、「自己決定・自己責任」原則に基づいて、市民に対して「地域のことは地域の住民が自ら考え実行する」（第17条）ことを規定し、市民に自分の負担を求めているが、この「基本条例」の理念を実現するための基礎組織が機能不全をおこしているのである。

この機能不全をおこしている自治区において、それを下支えしているのが、各自治区の区長であり、民生委員である。区長と民生委員に、住民生活上の諸問題解決のための負担が集中し、彼らをして極めて多忙な状況にしているのが現実なのである。

(4) 地域類型と自治組織の特質・課題

筆者の調査グループは以前、豊田市への訪問調査にもとづいて、自治組織をそのおかれた地域コミュニティの特質に応じて、①自治創造型地域、②小規模農村型地域、③集住混在型地域の3類型に分け、その実態を次のように指摘したことがある⁶⁾。

①自治創造型地域／この地域は、トヨタ系関連企業従業員を中心とする比較的高学歴で、ホワイトカラー層を中心とした世帯で構成されているところが多く、高齢化が進んではいるが、比較的元気な高齢者によってコミュニティが担われている。役員の担い手は積極的とは言い難いが、役割分担をしつつ、持ち回りで役職を担っているところが多い。もともと新たに開発された団地が多いため、一から皆で作上げたコミュニティという感覚が強く、団結力もあるが、反面、豊田市そのものへの帰属意識は希薄で、多様な価値観をもった人々の集合体というコミュニティでもある。自治組織は、地縁関係というよりは理性的に担われており、地縁組織である青年団や女性会・婦人会が機能するよりは、各種の目的志向型のサークルなどが活発だという特色を持っている。また、高齢化の進展にともなって、老人クラブなどの高齢者組織が活発に活動を進めているが、これも地縁組織的な集団として形成されているよりは、一種の高齢者のサークル活動と住民が意識的に担う高齢者の親睦組織という性格をもっている。

現在のところ、この地域で自治組織が急速に衰退するという問題は起こってはいないが、今後、急激に高齢化する均質なコミュニティであり、住民が高齢化して自治

活動が衰退し、行政サービスが後退する前に、住民のネットワークづくりや今後の福祉的なケアのあり方などを検討しておく必要に迫られているといえる。しかも、いくつかのコミュニティでは、権利意識の強いところであるが故の利己的な動きが目立つようになってきており、区長や民生委員が、行政との橋渡しではなく、行政の肩代わりをしていたり、コミュニティの苦情処理係のような役割を負わされたりしている例が見られるようになってきている。

また、行政も上記のような「まちづくり基本条例」の基本的な立場を反映してか、区長や民生委員の訴えかけを真摯に受け止めることなく、地域で処理するように要請したり、さまざまな部署をたらい回しにしたり、さらには行政が担うべき業務を丸投げしていると受け止められているところがある。地域コミュニティに深く関わつつ、そのコミュニティを大切に思うが故に、区長や民生委員を引き受けている人々が孤立化、多忙化し、それが結果的に自治意識の高いこれらのコミュニティの力を削いでしまい、高齢化の急激な進展がそれをさらに促してしまう危険をはらんでいるように見える。

②小規模農村型地域／この地域は合併町村に多く見られるコミュニティで、高齢化がすでにかなり進んでいて、高齢化率が30パーセントを超えるところがほとんどであり、さらに少子化が高齢化を促し、かつ人口減少と過疎化が急速に進んでいるところでもある。しかも、中山間地域であるため、これらの悪循環が形成されているコミュニティでは、生活の基盤に関わる産業とくに農林業の後継者不足が深刻化しており、それがさらに若年者のみならず、高齢者の離村という現象へと結びついていくように見える。

この地域は旧町村時代の行政区の感覚が生きていて、各集落ごとに緊密な人間関係が形成されているため、相互の助け合いのなかで地域コミュニティと住民生活が維持されている。この意味では、自治的な活動は活発であるといえる。しかし反面、高齢化と過疎化によって自治区の役員の担い手がいなくなり、行政の末端としての機能を果たし得なくなったり、合併町村地区で旧来の行政区を小学校区単位の自治区へと再編した結果、住民の生活感覚と自治区とがずれてしまい、自治活動に支障を来したり、さらに金銭的な負担が増大することで、自治区の活動が住民の負担となるなどの弊害が出始めている。加えて、高齢化の急激な進展と住民の減少は、住民どうしの助け合いという旧来の人間関係の中で処理されてきた様々な福祉的な問題の解決が困難となることを示唆している。

単純な再編合理化では自治区本来の活動が進まない

ケースが目立つのであり、住民の生活感覚や行動半径との関わりで、自治区のあり方を考える必要があるのだといえる。

③集住混在型地域／この地域は、市営住宅や県営住宅を抱えている自治区が多く、これらの公営住宅においては、その入居者の多くが福祉的課題を抱えているのが普通である。場所によっては「福祉住宅」と呼ばれ、高齢者世帯、生活保護受給者、母子家庭、身体・精神障害者、そして低所得の外国人などが集住し、これらの人々もたらす問題の解決に民生委員や区長がかかりきりになるという状況が出ている。既述のように、民生委員は、行政的に十分な支援を得ることなく、物的・精神的に多大な犠牲を払いながらこれらの人々の支援を続けており、行政もこれら現場の面倒な問題への対処を民生委員に丸投げしているような状況も見られる。

さらに、これらの人々が集住する公営住宅などでは、自治区の役員の担い手がいないために、自治区が機能しなくなったり、自治区への加入者が減少して、行政サービスが、それを最も必要としているであろう人々に行き届かなくなったりという問題が表面化してきている。実際、現在のところ、自治区が機能しているところでも、区長の自己犠牲的な献身によってかろうじて活動を維持しているところが多く、「自分がやめたら自治区は終わりだろう」という声も各地で聞かれる。

現在のところ機能しているかのようにみえる自治区・自治組織においても、その自治の基盤は極めて脆弱であるといわざるを得ない。つまり、地縁的な人間関係の中で、住民のその地区への暗黙の思いによって現在の自治区は維持されている面が多分にあるといってよいであろう。しかし、反面、このような各自治区の状況が、豊田市内の地域コミュニティ相互の生活水準と治安などの社会的安定性の格差を拡大しており、それがさらに自治組織の機能不全に拍車をかけ、区長や民生委員の負担を増加し、それが地域コミュニティ間の格差をさらに拡大するという悪循環が生まれる可能性は高いといえるであろう。将来、現在、現場で踏ん張っている区長や民生委員が辞めたとき、この状況がさらに悪化することは容易に想像のつくことであり、それが社会のリスクとコストを極めて高いものとするのは疑いを得ない。

第3節 合併町村地区の概況

このような豊田市の中で、とくに大きな問題を抱えているのが合併町村地区である。それは、上記の自治区類型でいえば、主に②小規模農村型地域にあたる。以下、その抱える問題を焦点化するために、合併町村地区の状況を概観する。

(1) 人口・世帯状況

2000年国勢調査によれば、合併町村地区（旧6町村地区、つまり藤岡・小原・足助・旭・下山・稲武地区）の合計人口は44,180人、1985年と比べて約8,000名の増加であるが、そのほとんどは藤岡地区の人口増加によるものであり、ほかは人口減少が進行している。〈表1〉は2000年国勢調査から見た旧豊田市と合併町村地区の人口及び面積の状況である。人口は、1995年と比しても、旧豊田市で2.9パーセントの増加、藤岡町（現藤岡地区）で17.2パーセントの大幅な増加であるのに対して、下山村（現下山地区）で0.2パーセントの微増である以外は、足助の4.5パーセントの減少から旭の8.8パーセントの減少まで、5年間でかなり大幅な減少を来しているといえる。下山地区で人口が微増なのは、旧豊田市街に近い同地区西側の

宅地開発が進み、旧豊田市のベッドタウン化が進行したためだといわれる。これが、今回の調査で、合併町村地区のうち、藤岡地区を除く5地区を対象とした大きな理由である。

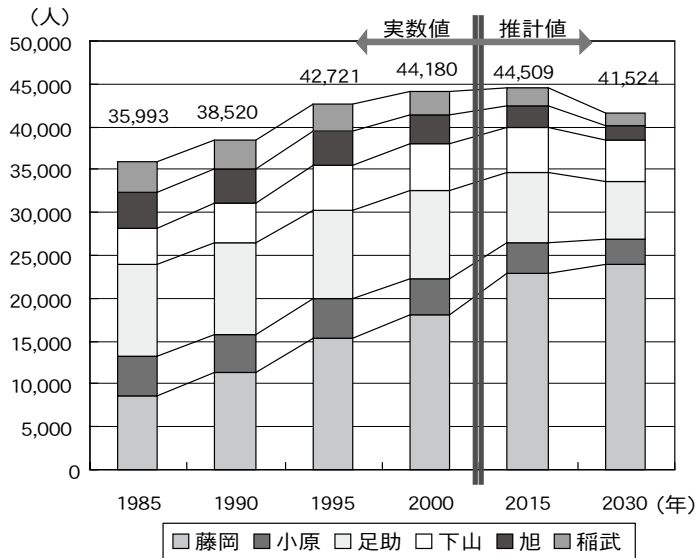
合併町村人口の構成の推移と今後の予測を見たものが〈図1〉である。推計では、2015年前後まで現在の人口増は続くが、その後は急激な減少に見舞われることが予測されており、かつ、人口増は藤岡地区によってもたらされるものであり、そのほかの5地区は人口減が急速に進んでいくことが予測されている。

さらに、各地区の高齢化率を見ると、2008年6月現在の高齢化率は〈図2〉に示すとおりである。2000年と比べてすべての合併町村地区で急激な高齢化が進んでいることがわかる。

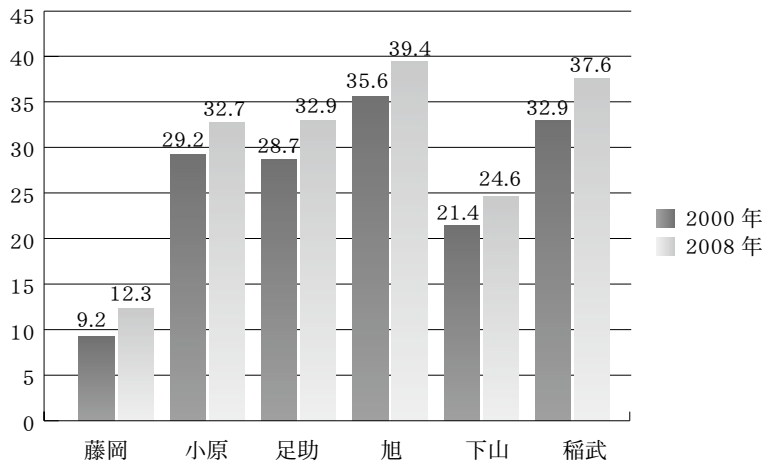
〈表1〉面積・人口の状況（2000年国勢調査より）

	面積 (km ²)	人口 (人)	人口伸び率 [1995-2000年] (%)	高齢化率 (65歳以上人口比率) (%)	人口密度 [人口/面積]人/km ²
豊田市	290.11	351,101	2.9	9.9	1,210.2
藤岡町	65.58	18,005	17.2	9.2	274.6
小原村	74.54	4,302	-5.3	29.2	57.7
足助町	193.27	9,852	-4.5	28.7	51.0
下山村	114.18	5,349	0.2	21.4	46.8
旭町	82.16	3,504	-8.8	35.6	42.6
稲武町	98.63	3,111	-6.1	32.9	31.5

出典：2000年国勢調査（豊田加茂合併協議会ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/gappeikyougikai/>）



〈図1〉合併町村地区人口の推移及び予測
国勢調査より作成



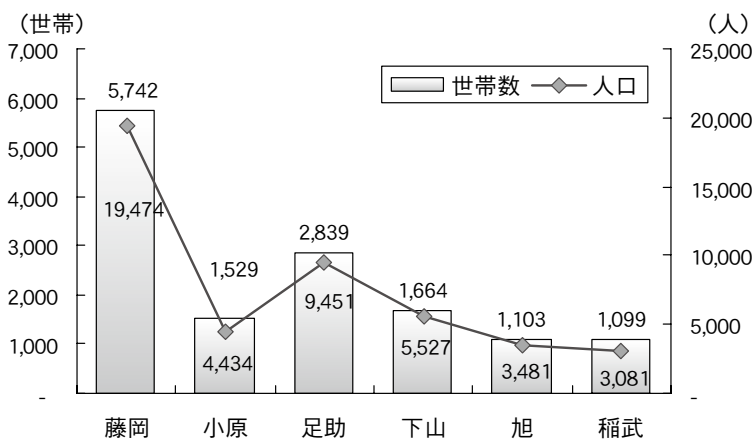
<図2> 合併町村地区2008年高齢化率 (%)

豊田市提供資料・国勢調査より作成

次に、世帯状況を見てみると<図3>のようになる。藤岡地区の人口が多いことが一目瞭然であるが、ここで問題としたいのは、1世帯あたりの人数である。藤岡地区が3.4人、小原地区が2.9人、足助地区3.3人、下山地区3.3人、旭地区3.2人、稲武地区2.8人である。これと高齢化率の高さを重ね合わせると、藤岡地区を除いて、高齢者のみで構成されている世帯、または高齢者の独居世帯がかなりの数に上っていることが予想される。

さらにこれを高齢化率50パーセント以上の集落に限って見た結果が、<表2>である。豊田市の提供資料

によれば、高齢化率30パーセント以上の集落は190あり、そのうち高齢化率50パーセント以上の集落は老人ホームのある足助地区追分自治区岩神町集落を除いて20、これらの集落の平均世帯員数はすべて3以下であり、高齢者のみの世帯、または高齢者の独居世帯がかなりの数を占めていることが示されている。高齢化率30パーセント以上の集落の平均世帯員数の分布を見たものが<図4>である。高齢化率30パーセント以上の集落の平均世帯員数は3.12人、すでに集落や世帯の維持が困難な状況にあると見てよい。



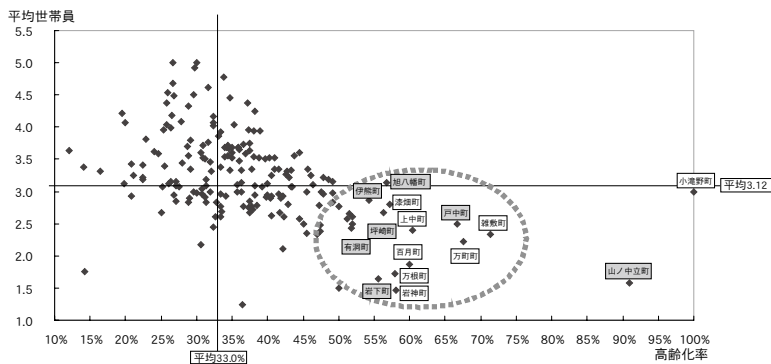
<図3> 合併町村地区世帯数と人口比較

豊田市総務部庶務課資料 (2006年9月1日現在) より作成

<表2> 高齢化率50パーセント以上集落の状況

旧町村	自治区	集落	世帯数	平均世帯員	人口	65歳以上人口	高齢化率
足助地区	椿立	漆畑町	5	2.80	14	8	57.1%
		大蔵連町	4	1.50	6	3	50.0%
	追分	岩神町（老人ホーム有り）	117	1.47	172	100	58.1%
		山ノ中立町	7	1.57	11	10	90.9%
		戸中町	12	2.50	30	20	66.7%
		有洞町	10	2.50	25	13	52.0%
小原地区	矢作	百月町	8	1.88	15	9	60.0%
	小原東	岩下町	11	1.64	18	10	55.6%
	小原中	小原大倉町	20	2.60	52	27	51.9%
	旭	雑敷町	6	2.33	14	10	71.4%
旭地区	築羽	旭八幡町	14	3.14	44	25	56.8%
		坪崎町	6	2.67	16	9	56.3%
		伊熊町	29	2.86	83	45	54.2%
		余平町	13	2.77	36	18	50.0%
	小渡	小滝野町	1	3.00	3	3	100.0%
		万町町	18	2.22	40	27	67.5%
		田津原町	31	2.58	80	41	51.3%
	敷島	万根町	11	1.73	19	11	57.9%
	浅野	上中町	20	2.40	48	29	60.4%
		下中町	23	2.43	56	29	51.8%
稲武地区	川手	川手町	49	2.65	130	67	51.5%

豊田市提供資料より



<図4> 高齢化率30パーセント以上集落の平均世帯員数の分布

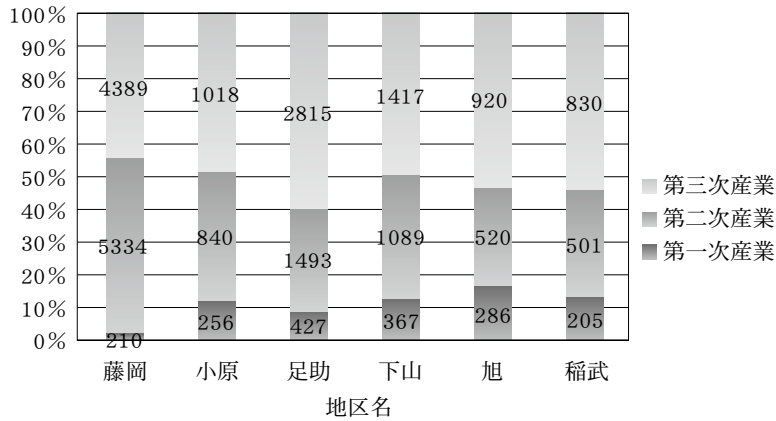
豊田市提供資料より

(2) 産業の状況

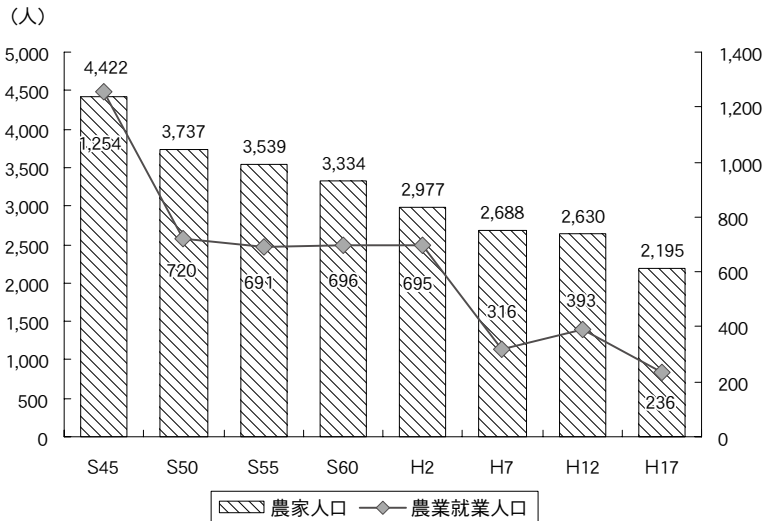
合併町村地区の産業の状況を見ると、その構成は<図5>に示すとおりである。藤岡地区が、旧豊田市街のベッドタウンとして急速な拡大を示し、またトヨタ系関連企業が進出してきているため第二次産業の比率が高く、かつ第一次産業の比率がきわめて小さなものとなっているほかは、合併町村地区は共通して第二次産業の比

率が低く、第三次産業への依存度が高いこと、さらに農林業を中心とする第一次産業が各地区経済の基幹であることが示されている。そして、ここにこそ合併町村5地区の問題が存在している。それは、高齢化と過疎化が招く、農林業の衰退という問題である。

<図6>は合併町村5地区のうち、一例として小原地区を取り上げ、その農家人口と農業就業人口の推移を見



＜図5＞合併町村地区産業別構成
国勢調査より作成



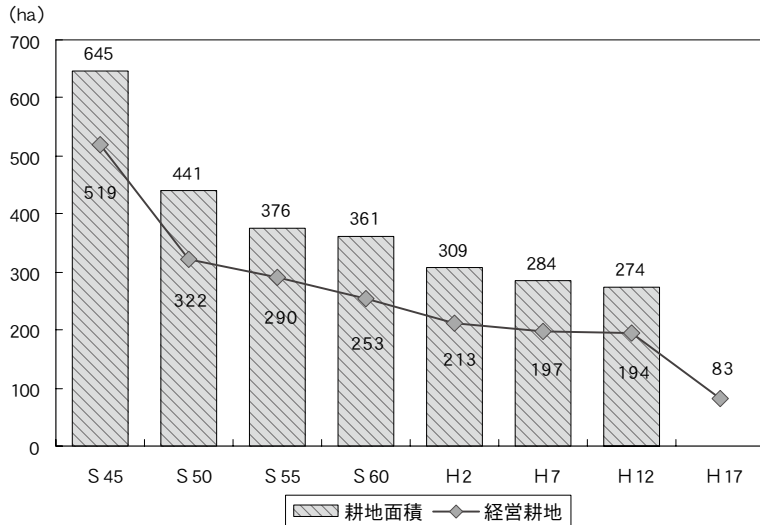
＜図6＞小原地区の農家人口・農業就業人口の推移
豊田市提供資料より

たものである。1970年と比して、2005年は、農家人口で約半減であるにもかかわらず、就農人口は5分の1にまで減少している。これは農家の世帯規模が35年で約5分の2にまで縮小していること、それは農家の高齢化を示していること、また農家とはいっても専業農家はほとんど存在しておらず、第2種兼業農家さらには自給的農家（自宅で食べる分だけ作付けをしている農家）が大多数を占める状況であることを示している。

上記の傾向は、耕地面積と経営耕地面積の推移を見ることで、より鮮明にとらえることができる。＜図7＞は

小原地区の耕地面積と経営耕地面積の推移を示したものであるが、耕地面積の急速な減少と経営耕地面積の急激な縮小を見て取ることができる。合併町村地区の農地の多くは農振法（農業振興地域の整備に関する法律）上、宅地転用が制限されている地域であり、＜図7＞に示される期間に宅地に転用されたとは考えられず、耕地面積と経営耕地面積の急激な縮小は、耕作放棄地の急激な拡大を示しているといつてよい。

このことは、農業（さらには林業も含めた第一次産業）の衰退のみならず、耕作放棄地の増加により、農地



＜図7＞小原地区の耕地面積・経営耕地面積の推移
豊田市提供資料より

が荒れ、人の手が入ることで保たれていた美しい田園風景が失われていくこと、また林業の衰退によって山林が荒れ、水源としての山林の保水力と水質浄化力が損なわれること、植林された杉・檜が管理されないことで痩せて商品価値を失い、それがさらに山林の放棄につながることで、さらには間伐されたまま放置された樹木や立ち枯れした樹木、表土の流出などが、山の保水力を損なって水害を招くとともに、大量の流木と土砂が流域河川へと流れ込む災害をもたらすことにもつながっている。しかも、山林の荒廃は、木の実のなる低木の生育を妨げるため、イノシシなど野生動物の餌不足を招き、それが里山付近の農作物の深刻な獣害を招いている。

単に農作物や材木を生産する農林業が衰退するだけでなく、美しい田園風景としての農山村が消滅し、自然災害をもたらす、さらに農作物の獣害を増加させるという地域資源全体の枯渇をもたらす負のループができあがってしまっているのである。

(3) 地域の間人関係

さらに、ここでは詳述しないが、合併町村地区において上記のような環境で生活を営むために形成されてきた様々な地域社会の慣習や制度化された「お役」、さらにはいわゆる長老支配ともいわれるような年長世代の権限の強さと地域社会の閉鎖性なども、とくに若い人々を中心として、住民から当該地区から離れていく要因であることが指摘される。

1950年代半ば以降、貨幣経済が農山村にも急速に浸透し、またトヨタ自動車の急激な事業拡大に代表される製造業の発展にともなう農山村人口の産業労働者化が進んだが、それはまた合併町村地区のような農山村そのものが労働力の供給源として、農林業を放棄する方向へと住民生活のあり方を切り換えることを意味してもいた。今日、農林業を守っているのは、もっぱら、自らもかつては産業労働者であった退職者たち高年者であり、その子ども世代である住民は、当該地区に住んでいようとも、農林業には従事してはいない。農林業を守るために作られてきた経験を重んじる地域の慣習や「お役」、さらには年長者を重視する人間関係のあり方のもつ合理性が、産業労働者としての若い住民の持つ合理性とは相容れなくなっており、若い住民の反感や離反をもたらすことにもなっているのである。

(4) 文化的中心の喪失

また、合併にともなう進められる学校の統廃合もたらす影響についても触れておく必要がある。各地区は旧町村時代には、基礎自治体として教育委員会を持ち、少なくとも義務教育段階においては最低1校の中学校と集落の分布にあわせた複数の小学校を設置、運営していた。しかし、合併にともない、旧町村役場が廃止となり、教育委員会も豊田市教育委員会へと一元化されて解消されることで、小学校の統廃合が進められることとなった。子どもたちは、長距離の通学となるため、スクール

バスでの送迎が行われるなどの代替・保障措置がとられている。

小学校の統廃合については、子どもの学習権保障などの側面から議論されるが、同時に、この問題が地域住民に対して持つ意味を考えておく必要がある。地域社会のおとなたちにとって、学校は自分の子どもや孫が通う場所であるのみならず、自分が通った懐かしい母校であり、さらに年中行事である運動会や授業参観その他の様々な催しの時には、地域総出で関わりを持つ地域コミュニティの文化的な中心でもある。このような地域住民にとっての文化的・精神的な中心が、経済合理性を理由とする学校統廃合によって失われることで、地域コミュニティが住民からの求心力を失っていくことにもなっていると思われる。

(5) 合併町村地区をとらえる視点

以上のように、豊田市の合併町村地区は、既述のような社会的な構造変容の中にあって、藤岡地区を除いて、すでに自治組織としての体をなさないほどにまで疲弊した集落を抱え込みながら、高齢化と過疎化にあえいでいるといっても過言ではない。このとき、課題となるのは、各地区住民が当該地区においてどのように生きようとしているのかを問うことであり、その問いを通して、豊田市の行政として何を行うことができるのかを、より大きな社会の動きの中で検討し、具体的な施策として実施していくことである。

この視点からは、合併町村地区の活性化を、従来のような規模の経済の論理でとらえ、産業の振興など量的な拡大を求めるのではなく、住民の「地元」への感情や思いを基礎とした「自治」の新たなあり方を模索する中で、まず自治組織としての機能を組み換えつつ、人々が相互にその生存と文化的な生活の保証を得ることができ、「地元」で安心して老いることができる仕組みを考えることであり、それを保障するための、またそれを保障した上で、地域の経済のあり方を構想することが求められる。この作業においては、高齢であること、ゆっくりであること、地域の人的ネットワーク、さらに農業・林業などが新たな生活の価値として再創造され、それを経済的な価値創造へと結びつける仕組みを考えるという方向が導かれることになる。そこではさらに、地域住民相互の学びあいやそれをもとにした地域の伝統に根ざした生活の工夫、伝統工芸品や伝統的な加工食品などが新たな価値を持つような経済的な仕組みを創り出すことが求められる。

それは、地域の住民の生活に即して、彼らの暮らしぶりを新たな経済的な価値へと組み込むことで、高齢化

し、過疎化する地域社会を再価値化し、持続可能な社会を創造するということである。それはまた、こうした再価値化の試みを通して、地域社会の求心力を高め、地域社会の魅力を高める方途を探るということでもある。

以下、この作業を進めるための基礎データを得ることを目的として行われた既述の訪問調査のうち、各地区の自治区長会へのインタビューの内容を紹介しつつ、各地区の世話役であり、顔役である人々が、当該地区をどのようにとらえ、どのような思いを抱いて生活をしているのかを概観する。

(牧野 篤)

第2章 小原地区の概況と住民生活の課題

第1節 小原地区の概要⁷⁾

小原地区は豊田市の北部に位置し、地区面積74.54km²、そのうち8割以上が森林である緑豊かな地域である。小原地区の前身は西加茂郡小原村であり、2005年に東西加茂郡が豊田市に編入される形で合併したことによって、豊田市の一部となった。人口は4,335人、世帯数1,546世帯（2008年12月現在）である。地区内の学校数および児童生徒数は、小学校3校（合計児童数198人）、中学校1校（生徒数123人）となっている（2008年5月現在）。小原地区は「和紙の町」として、襖や屏風、掛け軸、色紙などを生産している。原料となる楮（こうぞ）を染色し、和紙に絵画的な模様を施した工芸和紙である。他に、地域の伝統文化として小原歌舞伎がある。江戸時代に、神社に奉納する芝居として始められたものである。

旧小原村は、1906年に豊原村、福原村、清原村、本城村の4村が合併して誕生した。この頃の小原村の主産業は農林業であり、明治期から大正期にかけて、農林業を主産業としながら養蚕も盛んに行われていた地域であった。他にも製土・製陶業が営まれ、瀬戸や岐阜方面に出荷されていた。また、農閑期の副業として、地元産の楮（こうぞ）を用いた和紙を生産していた。養蚕は、大正期までは全農産物収入の5分の3近くを占め生活の支えとなっていたが、昭和に入ると生糸の需要が陰りを見せ始め、農家の生活は苦しいものとなっていった。

小原村の大部分は森林であり、大半の農家が森林を保有していた。かつて部落有林だった森林も、明治末期頃から私有林へと転換していった。1950年代半ば頃、生活費の大部分は農業以外の収入であったが、山林収入のうち用材の販売については、生活費というよりも、たとえば子どもの学資や結婚資金等の臨時支出としての用途に振り向けられる場合が多かった。当時の小原村は、山間の村としてはテレビや電気洗濯機の普及率が高く、こ

これらの支出も山林収入によって賄われてきた。1959年に小原村が調査した資料によると、ラジオの普及率は92%、蛍光灯64%、電気アイロン51%、テレビ14%であった。「生活改善」といわれた台所や風呂場については、タイルの流しに改善した家が29%、タイル張りの風呂場が34%であったといわれる。とくに、陶土原料を採掘できた部落では導入が早く普及率も高かった。

1960年代からの高度経済成長によって、日本全体が飛躍的な工業発展を遂げた反面、村内からは多くの若者が労働者として都市に流出していった。1950年には7,600人ほどあった村の人口が、70年には5,000人程度にまで減少している。この当時、村では4割程度の世帯が農業に携わっていたが、しかし実際には零細規模の経営がほとんどであった。1960年の農業センサスによれば、小原村の農家の経営規模を見ると、5反～7反未満が33%で最も多く、次いで3反～5反未満が27%、7反～1町未満は22%で、1町以上は4%であったとされている。5反程度の規模でも農民の生活は維持されていたが、それは自給自足程度に過ぎず、現金収入を得るためには村外へ働きに出て行かざるを得ない世帯も多かったといえる。

このような産業構造の変化の中で、芸術家であった藤井達吉は、かつて戦争疎開で移り住んだ小原村の和紙に注目し、この和紙に美術的芸術的な価値を付加した「工芸和紙」を発展させ、村内の若者の指導や育成に尽力した。そもそも和紙の製造技術が最初に村に入ってきたのは室町時代だといわれる。なぜ和紙の技術が小原村に根付いたのか、その背景としては、小原村一帯では原料となる良質な楮（こうぞ）が採れ、また矢作川が村域を流れていたために、加工に利用する水が豊富であったという自然環境に恵まれていたことがある。そして、和紙作りが農閑期の仕事として適当であったことなども考えられる。昭和に入り農村不況の打開策として副業が求められ、和紙作りが盛んに行われたが、その後、機械でつくられた安価な和紙に圧倒され、またビニール製の傘や雨合羽などの普及によって和紙の需要が低迷し、1950年代には、和紙作りは廃れている状態であった。そこで、このような手すき和紙の衰退を何とか打開すべく工夫されたのが小原工芸和紙であった。とくに、職人の技術であった小原の和紙づくりを芸術の域に高めたのが、藤井達吉であった。

1972年には豪雨災害によって大きな被害を受けた小原村であったが、全国からの支援等により復興を成し遂げ、豊田市近郊の農村として多くの自然を保持してきた。



<図8> 和紙のふるさと「和紙良いフェスタ」

第2節 小原地区の調査概要

1. 調査日程と訪問先

調査チームが、2008年8月3日（日）に、小原地区を訪れたのは、一連の5地区調査の初日だった。午後3時に小原支所に集まり、豊田市職員の方々に、和紙のふるさと、緑の公園、生涯学習センター小原交流館を案内していただいた。午後6時から小原支所において地域会議の委員13名、自治区長12名の方々に集まっていただき、会議が行われた。夜は飲食店「宝仙奈」にて30代～40代の若い世代の方5名のお話を聞くことができた。

会議では、最初に自治振興課長の挨拶が行われ、次に調査チームを代表して牧野教授から今回の調査についての趣旨説明があった。そこで、日本全体の少子高齢化や過疎の進行、過疎化の要因、農山村の抱える課題と都市部との共生の必要性、農山村特有の価値などへの言及がなされた。その後、参加した院生の自己紹介を簡単に行い、それに続く意見交換のなかで、参加者から様々な意見、あるいは小原への想いや居住部落における事例紹介などが話された。

意見交換のなかでは、1950年代半ば以降に多くの若者が、より高額な現金収入を得るために村を出て、都市部で生活をしながら働いていた状況や、あるいは小原に暮らしながらも農林業以外の仕事で生計を立ててきた様子が話された。会議出席者のなかには、そのようにして小原村から出て行ったが、長男だからという理由で、あるいは退職を機に、小原に帰ってきて現在住んでいる人が多かった。一方では、当時からずっと小原に住み続けた人、あるいは小原村以外から移り住んだのち何十年も小原に住み続けてきた人もいた。そのような人たちの意見としては、とくに出身者でない場合に、最初は「よそ者」という目で見られたが、趣味を通して次第に溶け込んだ様子や、小原の人の人柄や自然環境が好きで住み続けてきたことなどが紹介された。現代の若い世代がなぜ小原地区内に住まずに地区外へ転出するのかという点に

については、小原地区内に職場が少ないこと、小原地区内には高校や大学がなく、子どもの教育や通学、自らの通勤等の事情から、地区外に住まいを求める場合が多いという指摘がなされた。また、生活上の不便さ、病院や銀行が近くにないこと、自家用車以外の交通手段が不便なことなども挙げられた。他にも、高齢者世代と若い世代とのコミュニケーションの不足や難しさにも言及がなされた。

地区全体としては人口減少の傾向にあっても、その一方で、集落によっては、若い世代が大勢帰ってきているところもある。逆に、小原に魅力を感じて移り住んできたが、近隣の人々の好意が仇となって関係作りがうまくいかず、再び転出していった例も紹介された。

最後に、小原工芸和紙についての議論が出た。かつて、小原に残っていた和紙作りの技術を工芸和紙として新しく芽吹かせた藤井達吉氏の言葉から、小原にも再び、新しい魅力づくりと、その先導者の存在が必要であるという意見が出された。

2. インタビュー・対話から見たストーリーライン

(1) 小原の生活

50年前の小原村には子どもがたくさんいた。当時は一生小原村に住んでいても生活ができていた。近隣の者同士、助け合って生きていくという考え方を強く持っていた時代だった。稲作をやりながら、林業や養蚕をしたり、薪を作ったりして生計を立てることができた。当時、高校や大学に進学する者はほんの一握りであり、豊かな家庭に育った優秀な者だけにそれができた。比較的大きな規模の農家の跡取りでない限りは、多くの子どもたちは中学校を卒業すると丁稚奉公に出て修行を積み、いずれ自分の店を持てるようになると帰ってくる、といった状況だった。1955年から70年ごろになると、小原村の生活も都市化し、それなりの生活水準を維持しながら、子どもたちに十分な教育機会を与えてやるためには、小原村での農林業だけでは立ち行かない状況となった。このため、多くの若者が村外の会社へ勤めに出るようになり、またそのうち居住地も村外へ移す者が増えていった。人口減少にともなって、農林業だけではなく、自営業を営んでいる世帯の収入も減り、とくに若い男性にとっては適齢期の女性と出会えないがために村外へ勤めに出るといった動機もあった。農林業だけで生計を立てていくことが容易ではなくても、長男だから家の跡を継ぐ、という考え方は根強くあった。しかし、次男三男になると耕す農地も持てない場合が多く、それ以外の働き口を小原村の中で得ることもまた困難であったために、積極的に村外へ働きに出るような流れがあった。こうして、人口は

1955年頃から減少し始め、現在、集落ごとに差異があるものの、総じて、少子高齢化の傾向が顕著となっている。

このように様々な事情によって村外へ出て行った人たちは多いが、しかし、しばらく経ってから小原に戻ってくる人も少なくない。また小原出身でなくても小原に移り住む人もいる。会議に出席していた人たちの気持ちの中には、小原への愛着があることが強く感じられた。過疎化の進む小原の今後を心配している様子が言葉の中に感じられた。

年を経てくるに従って、やはりこの土地というものへの愛着といますか、そんなものがあるわけです。

難しい課題を抱えている小原のなかで、私たちとしてはですね、新しい元気のある小原をどうしようという、そういうことで頑張っています。そこでですね、(中略:執筆者)新しい魅力づくりというのが必要ではないかというふうに思うんですね。

このように彼らは、小原の活性化のために何とかしたいという思いでいる。

(2) 人口減少の要因

現在、小原地区に暮らしている高齢者層のなかでも、若かった頃には豊田市や名古屋市など村外にある市街地で生活していた者が多く存在する。このような人たちのなかには長男であった者もいるが、都市で生活をしながら、そこで結婚をし、息子や娘もそこで育てた場合も多い。あるいは、息子や娘の世代についても、ある程度の年齢まで小原に暮らしていても、高校や大学進学、あるいは就職を契機として小原村を出て行き、そのまま豊田市や名古屋市などの都市部で家庭を持ち暮らしている場合も少なくない。

若い時代に小原村を離れた者たちのなかには、父親が亡くなり自分が長男である責任として小原へ帰ってきた者がいる。あるいは、長年勤めてきた会社を定年退職したタイミングで帰ってくる者もいる。ただ、その際にも、小原村を離れた後で結婚した場合に、夫が自分の実家のある小原に帰りたいと思っても、妻にとっては見知らぬ土地であり、小原へ移り住むことを妻が受け入れられない場合もある。現在、Uターンして小原に戻ってきた人たちはこの問題を乗り越えた人たちであり、この理由で今も小原に戻れない人たちがいる可能性はある。

一方で、都会生活を経験した上で今小原に住む高齢者ばかりではなく、生まれてからずっと小原に暮らしている者、あるいは小原村以外から移り住んできた者もい

る。1950年代、多くの若者が進学や就職を機に、高額な現金収入を求めて出て行った中で、逆に若い頃に小原に来て住むようになり、その後ずっと小原村に暮らしながら、小原を愛し、また小原での生活に何の不便さも感じてこなかったという人もいる。小原村から豊田市内の職場に長い時間をかけて通勤し、豊田市に住んでいる同僚からは、職場近くに引っ越せばよいのに、といわれたこともあるという話が出された。

こんな毎日毎日通わんでも、マンションなり、うちを造られて、何回いわれたことか。だけど僕は小原が気に入っておるし、空気もきれいで、水がきれいで、朝日もきれいで、これが気に入っておるので、誰が何と言っても私は小原から離れたことは一日もありません。あの、誇りを持っておるわけですね。(中略：執筆者) 小原を離れるつもりはないし、小原を良くしたいと常に考えておるもんですからね。そういう人も小原にはたくさん現実におりますのでね。

このように小原村の外から移り住んだ人、とくに都市部や愛知県以外から嫁いできた女性にとっては、当初は慣れない土地で苦労も多かったようだ。最初は、周囲の反応が自分を「よそ者」という目で見ていると感じられ、そのことが精神的な負担になる場合もあった。小原の人の感覚として非常に親切な行為であるが、都市部の生活に慣れた人から見ると、それがお節介に感じたり、過干渉に感じたりすることがあるようである。そういった時に、趣味などを通して自らの居場所や友人が得られれば次第に溶け込めるということであったが、そうではない人にとっては、いつまでも住みづらいつと感じることになる。

なぜ小原に住み続けているのか、あるいはなぜ小原に帰ってきたのか、について、もう一つの見解として、小原の「裕福さ」がある。人口減少傾向にあるが、それでもかつての小原村は、トヨタ自動車系列の会社の多い豊田市に近いことで、いくらでも働き口が得られたようである。このような、農林業だけではない職が得やすい環境にあったため、片方では人口流出を招いたが、別の見方をすれば、その時代にサラリーマンとして多くの現金収入を得ることができたため、その貯えによって、退職後の現在でも不自由なく暮らしていくことができて、という面がある。また、帰って来られるだけの立派な家屋と先祖から受け継いだ土地が小原にはあった、ということもある。

高齢者のケースではなく、現代の若者が、なぜ通勤圏内であっても小原を出ていくのか。なぜ都市部に住みた

がるのか。大学等への進学によって小原を離れたとしても、なぜその後戻ってくることを躊躇うのか。それら点について様々な意見や感想、あるいは自らの息子の例などが出された。最も多く出された見解が、小原地区内には職場が少なく、わずかな農地があっても農林業では生活していけない、という点である。また、職場に通えたとしても、日常的に生活する上での大きな不便さの問題である。地区内に住んでいると、銀行や郵便局が近くにない。病院も近くにない。自家用車で遠くまで行くしかないが、高齢者で運転が難しい場合、あるいは子どもの通学などについては、家族の誰かが送迎をしなくてはならない。その他の交通手段としてバスがあるが、バス停まで遠い集落もあり、またバスの本数も限られている。地区内には高校や大学がなく、また村外の職場に通勤している人も多いため、通学通勤について不便さがある。買い物をする際には、もちろん村内で揃うものも多いが、肉や魚などの生鮮品は遠くまで買いにいかねば手に入らない。それ以外にも、高齢世代と若い世代との価値観の違いに言及した意見もあった。若い世代は親との同居を嫌がり、高齢者の言葉に耳を傾けない、わがままになった、という声も聞かれた。

その一方で、一旦は小原村外に出て行き、結婚し、生活をしてきた若い世代が、その子どもが保育園に入る前に帰ってきている集落の例が紹介された。その集落では、現在ある31世帯のうち、65歳以上だけの世帯は3件のみであるという。

あの、結婚して帰ってくる人もいるし、養子でわざわざ入ってきてくれた方もあるんです。私が住んでおるところは幸せなところだという感じがします。理由はわかりませんが、どうしてこういうふうになるのか。(中略：執筆者) 前ね、あすこも帰ってきたで、まあそろそろお前も帰ってこいよと。

小原地区全体としては過疎化や高齢化が進んでいる中でも、このように良い連鎖反応のような形で、若い世代が多く戻ってくる集落も存在する。

(3) 産業

最後に、新しい小原の魅力づくり、これからの小原の地域振興に関連して、小原の工芸和紙をどのように活かし、アピールしていくかの議論が行われた。すでに繰り返し書いてきたように、現在、零細な農地と管理の行き届かなくなった山林を基盤とした農林業では、生活は成り立たなくなった。農地や山林を荒れさせないために、高齢者が中心となって収支の見合わない状況で管理して

いるというのが実態である。小原工芸和紙の創設者といわれる藤井達吉は、もともとは、特定の芸術家だけではなく、地域の産業としてこの工芸和紙を立ち上げようと盛んにいていた。小原には紙すきの技術が培われてきた歴史がある。小原には良いもの(=和紙づくりの技術)があるのに眠っている、ということである。この和紙づくりの技術に、新しい視点から付加価値をつけようということで、藤井達吉によって工芸和紙が考案された。当時、藤井は「小原野に春は来にけり、うぐいすの、起きよ起きよと声を限りに」という言葉で、小原の人々を叱咤激励したといわれる。

しかしながら、小原工芸和紙を今後の地域活性化のためにどのように活かしていくのか、という点については、まとまった議論ができないままとなった。小原工芸和紙を芸術作品として生み出す有能な芸術家を育成することで地域を活性化するのか、あるいは一部の芸術家だけに期待するのではなく、より地域に根ざした産業として商品開発を行っていくのか、これらはどちらか一方ということではなく双方を同時に考えていかなくてはならないものの、その具体的方向性が見えないまま、今回の会議は終了時刻となってしまった。このあたりの論点については、今後の地域会議等での議論に委ねられることになるだろう。



＜図9＞小原支所での意見交換会

第3節 まとめと考察

小原地区の過疎化や高齢化について考える時、それにどういった要因を想定するのか、そして地区に住む若者を増やしたいという時、どういった対象を想定するのか、ということが重要である。

まず、過疎化や高齢化の要因であるが、もちろん一番大きな問題は、小原で生まれ育った若者たちが、職場への通勤が可能であるにも関わらず、転出していくケースである。そして、小原に残ったその親世代が次第に高齢化していき、過疎化につながるというものである。しかし、今回の会議で話を聞いていくと、いま小原地区に住

んでいる高齢者の中にも、彼らが若かった時代には都市部をはじめとして小原以外の土地で暮らしていた人たちが相当数いるということが話題にのぼった。つまり、彼らは1950年代から60年代に、生まれ育った小原を離れ、小原以外の土地で結婚したり子育てをしており、その後、自分の父親が亡くなり長男だから跡を継ぐためという理由で、あるいは、定年退職したという契機で、再び故郷である小原に帰ってきたのである。このケースでは、彼らの息子や娘は、必ずしもずっと小原で生まれ育ったとはいいがたい。幼少期だけ小原に住んでいた、あるいは都市部に住みながら休みの時だけ祖父母の家のある小原に遊びに来ていた、ということになる。このような子ども・若者の世代にとって小原に住むか否かという問題は、「故郷である小原に帰って来る」というよりも、「縁のある小原に移り住む」ということであり、「長男だから」、「故郷だから」ということを動機として小原に転入するということは難しい。このような若者を対象として考える場合には、「義務」や「責任感」による帰郷の可能性は薄いので、より積極的な「住みやすさ」や「居心地の良さ」を整えることを検討していくことが求められる。小原が、都市部のような「便利さ」において「住みやすさ」をアピールすることのできない以上は、自然環境のよさも然ることながら、その魅力を人と人のつながりのなかから産出していくしかないと考える。

高齢化の原因としてもうひとつ考えることは、農林業が衰退していくなかでも、1950年代～60年代に一旦出て行った当時の若者が、近年になって帰ってきている実態が指摘できる。つまり、若い時代に転出した人々の多くが、50代や60代になってから小原に戻ってくるとすれば、それは高齢化につながるが、過疎化には歯止めとなる。彼らの大半がそのまま帰ってこなかったとすれば、現在の過疎化はもっと深刻で絶望的であったに違いない。なぜ彼らは、一旦は小原を出て行ったにも関わらず、また帰ってくることに決めたのか。その理由を、「長男だったから」、「年老いた母親だけにできないから」、「先祖から受け継いだ土地と家屋があったから」という。彼らの価値観の中には、「長男は家の跡を継がなくてはならない」という強い責任感があり、それが今の若年世代には薄らいできた考え方もかもしれない。

しかし、別の見方をすれば、1950年代、彼らが若かった時代に小原を離れ、都市で勤めながら収入を得てきたからこそ現在小原に戻って生活に困窮することなく暮らせているのである。またその一方で、彼らがかつて都市で家庭を持ち便利な環境で暮らしていた頃、小原村ではその両親が家屋と農地を守りながら暮らしていたに違いないのだし、また小原村に残った一部の若者たちが、小

原村の農地や産業をかううじて維持してきたからに他ならない。

過疎化が進行する小原地区のなかでも、多くの若い世代が乳幼児年齢の子どもを連れて帰ってくる集落がある。こういったケースは、その集落の立地条件の良さが要因として大きいことは容易に想像がつくが、それ以外にも、集落に住んでいる人たちのなかに、新しく若い世代が入ってきたり帰ってきたりすることへの受け入れ体制が整っているのだろう。高齢者世代と若年者世代がコミュニケーションを円滑に採り、お互いを理解し思いやりを持って接していけるというのは、それほど容易なことではないのかもしれない。

過疎化問題への対策を考える際には、都市の便利さを評価する価値観においては見落とされてしまう「田舎の良さ」に目を向けることが大事である。それと同時に、都会であっても田舎であっても、その地域が固有に持っている「価値」というのは存在するのではないか。それは、思うに、その土地の文化であり、培ってきた歴史であり、そこに住む人の人柄や繋がりである。これらの良いところをどのように保存し維持していくのか、という課題がある。それと同時に、これらを状況に応じて柔軟に変化させ、よりよいものへと変革していくにはどうしたらいいのか、を考える必要がある。それぞれ個人が自らの立場を主張するだけでなく、自らの得意とするところを発揮しながら他者には自分の不得手な部分を補ってもらえる関係が望ましい。小原の持つ資源を活かしながら、いかに効果的な人と人とのつながりを築いてけるかが鍵となる。若い世代は高齢者世代の持っている経験や地元への貢献度に感謝することが大事であろうし、逆に高齢者世代は、若い世代の行動力と創造性に期待をかけて、その声に耳を傾けることが大事であろう。すべての住民が相互依存関係によって繋がっているのだ、そのような認識が、若い世代のみならず、それ以外の世代の間にも等しく浸透していけばよいと感じた。そうすれば、コミュニティとしての一体感が生まれ、地域活性化のためのアイデアを創造する原動力となるに違いない。

(佐藤 智子)

第3章 足助地区の概況と住民生活の課題

第1節 足助地区の概要⁸⁾

足助地区とは、2005年に豊田市に編入された旧足助町のことを指す。足助地区は豊田市の東部に位置する。地区面積は約193km²であり、このうち山林が86.7%を占め、平地は巴川とその支流の足助川に沿ってわずかにひらけている程度であり、標高1,121mの寧比曾岳を頂点

とする比較的険しい山の谷間に小さな集落が点在している。この地区は、戦国時代から江戸時代にかけて太平洋沿岸の尾張・三河と中部山岳地帯の信州・美濃を結ぶ交通の要衝として栄えていた。三河から足助を通して信州に運ばれる塩が有名であったことからそのルートは「塩の道」と呼ばれ、中継馬の多さから「中馬街道」とも呼ばれていた。現在でも中心市街地には歴史のある町並みが残っている。

1889年に町村制の施行により足助村が誕生し、その後1955年4月に東加茂郡足助町、盛岡村、賀茂村、阿摺村が合併してできたのが足助町である。足助町は2005年4月に、市町村合併の流れの中で、藤岡町・小原村・旭町・稲武町・下山村と共に豊田市へと編入された。

足助地区では戦後、建築用木材や薪材の需要の増加による、林業の活性化が見られた。農業については農地改革を通して、自作農を営む農家が増加した。また養蚕業も農家の大きな現金収入源となっていた。しかし、昭和30年代～40年代の高度経済成長期に産業構造が大きく変化し、農林業の担い手だった若者が現金収入を求めて、トヨタ自動車を中心として豊田市内に通勤・転居するようになった。足助地区は豊田市への通勤時間が30～40分程度であることも大きな要因であった。これに伴い、兼業農家が増加し、林業も薪炭林業から植林林業に切り替わっていった。

この時期から足助地区では人口の流出が急激に進むこととなり、1970年には過疎地域の指定を受けた。その後も人口は緩やかな減少を続け、2000年には人口1万人を下回ることになった。同時に少子高齢化も進展し、過疎化・高齢化が地区の大きな課題となっている。2008年6月1日現在、人口は9,299人であり、1950年ピーク時の人口17,342人と比較すると大きく減少している。このうち65歳以上の高齢者人口は3,040人であり、高齢化率は32.9%と非常に高い割合となっている。地区内には15の自治区が存在するが、この中の幾つかの自治区では高齢化率が40%台後半～50%となっており、自治区の活動や農地・山林の維持が困難となってきている。

教育面では、足助地区には2008年現在、こども園1校、小学校10校と中学校1校、高校1校が存在する。小学校は、最も大きい足助小学校でも全校生徒数は105人であり、複式学級が複数の学校で導入されており、今後学校の統廃合が課題になってくると考えられる⁹⁾。

産業について、2005年度の就業者数を見ると、足助地区の15歳以上の就業者数は4,735人で、産業別に見ると、第一次産業就業者が427人（9%）、第二次産業就業者1,493人（32%）、第三次産業就業者が2,815人（59%）となっている¹⁰⁾。トヨタ自動車関連会社を中心に、旧豊田

市内への就業者が多いが、観光業も盛んであり、豊田市内の他の合併町村と比べて第三次産業従事者数が多いことが特徴である。

観光面では、足助地区には様々な観光資源が存在する。一番の集客力を誇るのが「香嵐溪」と呼ばれる紅葉の名所であり、秋のシーズンには周辺地域だけでなく遠距離からの観光客も多く訪れる。この他に、山村の生活文化を伝え、機織りや炭焼き、木工、和紙などの伝統的な手仕事を再現している「三洲足助屋敷」（1980年オープン）や、高齢者福祉と観光を結びつけた「足助町福祉センター・百年草」（1990年オープン）、「足助城」（1993年オープン）などユニークな施設が点在し、また季節に応じて「中馬のおひなさん」祭り（1998年開始）や「たんころりん」（2002年開始）、「足助ルネッサンス」（1981年開始）、「足助夏祭り」など、地域資源を利用した、観光客をひきつけるための行事やイベントが頻繁に開催されている。まちづくりの特徴として、1975年に結成された「足助の町並みを守る会」の景観保全の活動や、当時の観光課長を中心としたアイデアにあふれる観光開発が挙げられる¹¹⁾。

さらに、過疎化対策として、「定住促進プロジェクト」への取り組みがなされている。1995年10月にはおおくら台で分譲が開始された。しかし、定住促進の課題として、定住希望者と地元住民の相互理解の不足が挙げられることもあった。この課題に対して、定住希望者が地域にとけ込んでいくプロセスを重視する「高嶺下住宅地区開発」（1998年～）の試みが始まった。この他にも、集落ごとに2、3戸を分譲する「二戸二戸（にこにこ）作戦」（2002年～）や、空き家を紹介する「スマイルしょうかい」（2003年～）が行われている。また新盛自治区では、2008年度から都市部と中山間地の交流事業として「里山耕流塾」が行われている。



<図10> 足助の風景



<図11> 五平餅の串づくりの様子
(休憩所「どどめきの里」)

第2節 足助地区調査について

1. 調査日程と訪問先

2008年8月4日（月）の午後、豊田市足助支所の職員の方の案内で足助地区の見学を行った。まずおおくら台やイーハトーブの里といった分譲地や、「二戸二戸作戦」で定住した方のお宅を拝見した。その後、地元の物産品を販売する「どどめきの里」で働く高齢者の方にお話を伺った。その他に「里山耕流塾」の取り組みなどについてお話を伺い、農林水産省からの補助金によって作られた施設を見学した。同日はあすけ里山ユースホテルに宿泊し、椿立自治区のお話などを伺った。翌5日（火）には「香嵐溪」や「香積寺」、「三洲足助屋敷」など、地区の代表的な観光地を見学した。

足助地区の意見交換会は4日（月）の19時～21時に足助支所において行われた。出席者は足助地区の自治区長14名、豊田市自治振興課の職員4名と、東京大学牧野ゼミの調査者7名だった。

最初に、調査趣旨の説明が行われた。それは、今後の社会において、少子高齢化が進展し人口が減少する一方で、都市圏に人口が集中し、都市と中山間地の健全な関係が見出せなくなる中、人間的なつながりを回復し、今後の社会のあり方を描いて行くためにも、過疎化の原因を明らかにする作業が必要であるというものであった。院生は、自らの都市と中山間地に関する見方を提示しつつ、足助地区に住んでいる方のお話を率直に伺いたいという趣旨の自己紹介を行った。その後、14名の自治区長から、足助地区の現状についての説明がなされ、そこに至るまでの地区の歴史が個人のライフヒストリーと関連しながら語られた後、最後に改善策について議論がなされた。

自治区長の間では、足助地区の問題は大きく分けて、子ども・若者の流出による過疎化と、農業の問題として捉えられていた。まず、(A)「過疎化の要因」として、

(a)物理的な住みにくさ・生活環境の悪さ、(b)教育環境の悪さ、(c)自治会の体制などが挙げられた。同時に、居住者自身のわがままさや昔ながらの風習や土地・田畑への固執といったことも反省すべき課題として提起された。一方で、(B)「農業の問題」は、(a)赤字経営、(b)後継者のなさ、(c)「趣味」としての農業という形で定式化された。その原因としては農業政策と社会構造の変化が挙げられた。

自治区長のライフヒストリーを通じて、このような(C)「生活構造の変化」は1960年前後に起こり、それまでの農林業中心の生活からトヨタ自動車への勤務を中心とした給与中心の生活への変化として説明された。この時に出て行った若者の中には現在地域に戻って来て農業を営んでいる人もいるが、同じことを子どもや孫の世代に期待することは難しいという認識は共有されており、これが今後の展望のなさにつながっていると考えられる。

このように、意見交換会では、足助地区の過疎化・高齢化に関する様々な問題が指摘された。一方で、問題点を挙げるだけでなく、(D)「今後の改善案」を出すことも必要だという課題提起もなされた。具体的には、(a)定住者に居住環境を知ってもらうための猶予期間を設ける、(b)地区内の特定の空間を整備していくような体制を作る、(c)自治会の体制を変革していくといった案が示された。

2. インタビュー・対話のストーリーライン

意見交換会における発言内容のストーリーラインは以下の通りである。

(1) 過疎化の要因

この会議の最も大きな話題は足助地区の「過疎化はなぜ進んだのか」であった。その要因は何点かにまとめられる。第一に、足助地区の住みにくさとして、立地の悪さが指摘された。

実は中入ってみると本当にこの足助町はあまり良い所ではないんですわ(笑)。本当に今という谷底でね、何の取り柄もない。ただ山が、山林があるだけ。

第二の要因として、銀行や病院などの公共的な施設の少なさや移動の不便さなど、生活環境の悪さが挙げられた。この問題は、市街地の便利さと対照的に語られた。

わずか2、30分で通えるところですので、そういった面では地域としてもまだまだ何とか頑張ってるんじゃない

いかと思っておるわけです。でも実際には、病院の問題ですとか、地域の公共の施設とかが少ないものですから、学校に行く子どもたちも大変だと思うし。

第三に挙げられたのは教育環境の悪さである。子どもの友達が少なく、遊び相手が少ないことから、親はより良い教育環境を求めて市街地へと移り住んでいくことになると思われる。

うちに集落は213戸あるんです。213戸あって子ども園の子ども、保育園のことを言いますけれども、保育園に行っている子どもが16人。それでそのうちのうちで兄妹が行っているという家庭がありまして実際には9軒、213戸のうち9軒が、子どもが保育園に。あとは年寄りばかりで。

嫁に家に戻って来て入ってくれんかやという話を度々やるんですけど、やはり子どもの教育のことが非常に心配だと。小さな学校で友だちもない、そういった環境下でライバル心と言いますか競争心がなくなってしまうという心配から。…そんな環境の中でやはり孫たちに戻ってこいと言いつた切れない、そういう部分があるんですね。

このような思いは「子どもに良い暮らしをさせたい」という親の純粋な思いとも重なっているため、一概に否定できないものである。そのことが、過疎化の問題を難しいものとさせているのである。一方、児童数の減少を理由に、学校の統廃合を進めていくことには、地域の中心としての学校がなくなるということで、批判的な意見が寄せられた。

四点目に地域の自治会の組織体制の問題が挙げられた。これは、人口の減少や活動を担う若者の流出という事態にも関わらず、自治会の編成が旧態依然で変化せず、少ない人数で地域のお役や寺社の管理をこなさねばならず、住民に過剰な負担や忙しさが生じているという問題である。さらにこのことと関係して、地域の自治会では、若い世代の意見や活動が押え込まれるという問題があることも指摘された。そこでは昔からの「風習」や「集落根性」も根強いとされる。

40くらいの時に、…町会、寄り合いですね、こんなものに顔を出して。例えば、何かについて発言しようもんなら、「おまえなんか若いもんだから黙っちゃれ」ということをはつきり言われるんですね。そういうことで今こんなもんに出てつてもつまらないからというのが頭の中に埋め込まれてしまったといいますかね。

田舎の寄り合いがあって出て行かなきゃならんし、お役があるし、昔の古い習慣がそのまま残っているというのがあります。出て行ってもぐちぐち言われるし、そういう悪い風習も残っております。

さらに過疎化の原因を居住者の「わがままさ」、「親のエゴ」など、地域住民の心理面に求める見解も示された。

こんなに近くなのになぜ過疎になるのかという話。これは足助の人間のわがままさ。簡単に出てすぐに戻ってこれるという気がするんですよ。だから本当に山村の奥から出て行くのとまるで違うと思うよ。都会に出て豊かな生活をするわけだ。…私はわがままな人が多いと思う。豊かだと思っているんですよ。

親のエゴでもあって、うちの娘、息子は農家に嫁がせん、息子は役所が嫌なら都会が良いかといって出しちゃう。ある程度自分が歳を取って来てもらって要するに作業や重労働ができなくなると、あー、先祖伝来の田畑を守らなきゃ行けないから帰って来てくれや、と。それじゃ、遅いわけですね。…じゃあIターンで足助住みたいですよと来た人に、自分たち先祖の農地やら田畑やらを提供して貸すかということこれは拒む。貸しちゃうとどうなるか分からんと言って、貸さない。ものすごく残しておきたい。…わがままですよ。

これに対し、区長たちが足助地区に住んでいる理由としては、「先祖代々の土地を守るため」や「しがらみ」であるという消極的な理由が挙げられた。

自分は先祖代々からずーっとこの部落におるもんでずから仕方なくおるだけです。はつきり言って出て行こうと思えば出て行かれるんですよ、街の方に家を作って。だけれどもやっぱり先祖代々から、今言われたようにそういう土地もある田んぼもある畑もある、そういうのがあるからこれを守って行こうということで、私はずっと住んでおりますけどね。

(2) 農業の問題

次に、過疎化の問題と関連しながら、大きな問題として示されたのが農業の問題である。

まず、農業の採算の合わなさや赤字経営の問題が指摘された。

今はトラクター1台300万で買うよりは米買った方が一生食べちゃう。こんな時代だから難儀してトラクター買っ

て借金して一生懸命米作って赤字出して難儀するなら米作らん方が良い。この年になっても使ってくれさえすれば自分で働いた方が生活が何とか楽にできるということです。

この問題と関連して深刻とされるのが、農業人口の減少である。特に若者の少なさ、高齢者・退職者への集中という問題が指摘される。そして現在のように高齢者・退職者で農業を維持していくことは、数年後には難しくなることも指摘された。

今実際に過疎になっていくのは農業取り組んでって生活が成り立たんから、年寄りが自分のところ食うだけを一生懸命頑張ってやってみえるけれども、その人たちが年をとっていくとだんだんやめていって、農業やらなくなっちゃう。若い人はトヨタが、承知のように今までは景気が良かったので、みーんなそちらの方に働きに行っちゃって、うちで米を作るならトヨタ1日行けば1年間食べるくらいのが買えるような時代になっちゃった。だから農業やってもやればやるほど赤字になっちゃって生活が成り立たないと、こういうような時勢で若い人が農業取り組むという状態じゃない。

そこで農業人口を増やそうと考えたとしても、後継者の育成は非常に困難であるとされる。

我々は親の姿を見て育ってしまうので、農業でも林業でもどういったことをやるというのは目で見て分かっているんですが、今の子ども、息子たちの世代というのはそれぞれ野菜1つ、米1つ作ることを知らない、そういう世代の子にあまり期待をかけても無理だろうというように思っております。

このような状況の中、展望が見えないまま、各家庭で「持ち出し」を行いながら、田畑を維持しているというのが現状であるとされる。それはやや揶揄的に「趣味」であると表現される。しかし「趣味」であっても、自分が農業を辞めると、隣の田畑が荒れてしまうという理由から農業を継続せざるを得ない様子がうかがえる。

勤める傍ら農業やったり林業やったり、「業」じゃないですね、ほとんど「趣味」ですね。…お金になるというのはほとんどありませんで、全て持ち出しですね。ですから私も「趣味」だと考えてやっております

一ヶ所のうちの田んぼが荒れるとまた隣の所までそういう動物が来てやっぱり荒らすものですから、次から次へと

耕地が、耕す面積が少なくなっちゃうということで悪循環になっちゃう。

(3) 生活構造の変化

このような状況が始まったのはいつか、つまり生活構造が大幅に変化したのはいつかという点に関しては、1955年～60年の間という認識が自治区長の間で共有されていた。それ以前には農林業で生計を立てられていたが、1960年前後の農業政策の転換によって農業が行き詰まりを見せ、地域の若者の多くがトヨタ自動車を中心として、豊田市内に働きに出ることとなったのである。

当時の農業であったなら、豊田市やトヨタ自工に行かなかったわけですが、あまりにも農業を見捨てちゃって、もうこれ以上というところまで来て。皆さん農業やら林業では腕がある人ばかりなんです。ただ林業も駄目、農業も駄目、野菜もとにかく全部駄目だと。もうみんな豊田に出ちゃった。

これに伴って、生活構造が大きく変化したことが指摘される。具体的には農林業で収入を得る不安定な生活から、毎月の定額の給与による生活への変化である。このような家庭で育った子どもの世代、孫の世代は都会の生活に順応し、地域から都会に出て行くことになる。このことが、過疎化の傾向にさらに拍車をかけているとされる。

35年、40年代ですよね、高度成長期でいろいろ右肩上がりの時代で、おじいさんおばあさん、親の年代、うちに自治区の地域においてもトヨタ自工の季節工ということで、否応無しに、否応無しというよりはマイクロバスで送り迎えをして来てくれていたわけですね。それで現金を取ることを覚えちゃった、金を取るということを覚えちゃった。そういうことが1つのぜいたくの始まりなんじゃないかなと。…社会がどんどん変わって行って現金収入がなくなっちゃ生きていけないよ、こんな所におっても、というこれが家庭的にも皆そういう状況になってきたということは事実だと思います。そういう家庭で育った子どもはそういう教育されちゃうから、もう山のなか住めないよと、どうせ生活の中で現金が取れる都会に出て行こうと、どんどん出て行って都会の生活を覚えるしかなかった。金が取れる生活を覚えたのが第一の原因かなと。

(4) 今後の改善案

このような過疎化と農業の問題についての具体的な対策としては、(a)20年程前からの農業分野における営農

組合の取り組みや、(b)10年程前からの定住策の取り組みがあるが、それぞれに課題があることが指摘された。特に、定住構想が進められている地域では、定住者を選べないことから、生活環境が悪化するという懸念も見られた。このような中、「若い人はもう帰ってこない」、「金になるものは地域にない」、「良いことは何一つない」といった諦めの発言も見られた。

このように足助の現状が否定的に捉えられる中、今後の可能性として、静かな地域を好んで居住して来る若者や、農業をやりたいという人の存在が指摘された。しかし、現実にはこのような人たちを受け入れる環境が整っていないことが問題であり、地区の問題点ばかりを挙げるのではなく、「出来る範囲内でやっていくこと」、「何が有効か」を考えること、具体的な改善案を示すことが重要であることが指摘された。

例えば、行政による支援の必要性、特に資金面のバックアップの重要性が指摘された。

行政が支援していかないと、一緒に地域と協働でと言ったってやる資金がない、山村には。そういうのを行政的に支援していかないと、楽しい集落というのもできていかなと思うよ。そういうものが行政に必要だと思うよ。地域づくりでやれやれとはばっかりかけられても、動く人、動く資金そういうのがなければできないよと。

その他に具体的な改善案として、地区の環境を知ってもらうための猶予期間を設けること、特定の空間を整備していくような体制を作ること、自治会の組織体制を改善していくことなどが示された。

30、40で面白いということで、ちょっと足助まで行ってみようかということで、来づらいと思いますよ。やっぱり、1年住んでね、どういう環境か知ってもらって住んでもらうとかそういう考え方でみえれば別です。

全部の田畑じゃなくてもいいわけだから、特定の空間だけを整備していけば良い。

お宮でも何でも、10軒やそこの集落で1つのお宮をするんじゃなくて、ある程度自治会、自治区単位くらいでそういった適切な規模にすればいろんなお役に出て行くにしても非常に労力が軽減されるし、付き合いも少なくてすむということから。…自治会そのものを範囲を大きくしてですね、なるべく大勢の方がいろんな活動ができるようなそういう組織にしていきたいなど。そういった所を考えております。

また、これ以外に調査側からの課題提起もなされた。それは、(a)新規定住者にとって魅力がある田畑を荒れさせることなく維持していくこと、(b)新規定住者の多様性を尊重すること、(c)受け入れ側の意識を変革すること、などであった。



＜図12＞足助支所での意見交換会

第3節 まとめと考察

以上の調査から、中山間地の活性化のために考えるべきこととして以下の三点が指摘できる。

第一に、地域における「他者」への適切な対応の必要性である。定住希望者や農業後継者を受け入れるにあたって、ネックとなるのは、受け入れ側と定住希望者の側の感情の齟齬であると考えられる。受け入れ側の感情としては、見知らぬ人が地域に入ってくることへの排他的な感情、「自分の」土地や家が荒らされてしまうことへの漠然とした不安感、しかし自分の子ども・孫には田舎の暮らしをさせたくなく、戻ってこなくて良いとしてしまう自己矛盾などが挙げられる。一方、居住希望者の思いとしては、家や土地を買うのに大きな投資を行うことへの不安感や、その地域を新しい居住地に選ぶための決め手の無さ、そしてその土地に住む人のことや、慣習や地区の活動について分からないことへの気後れなどが挙げられる。これらの感情は全て「自然」なものである。そのため、どちらかの感情や思いを一方的に変化させようとするのではなく、双方の感情的な対立を緩和させつつ定住希望者の受け入れを行っていくことが重要である。

この時求められるのは、新たな定住者を受け入れずに排他的な秩序として地域社会を編成しようとするのではなく、地域社会の秩序や景観の維持を省みずに新規定住者をむやみに受け入れることでもない。現在の居住者が新たな定住者と関係を結ぶことで、相互に意識の変化が起こり、その中から地域づくりが行われ、中山間地の暮らしが維持されていくという新たなビジョンである。つま

り「包摂」でも「排除」でもない、見知らぬ「他者」との適切な関係の結び方という観点から、地域づくりのあり方について考えていくことが重要になる。

第二に、過疎化に取り組むシステム・組織の必要性である。意見交換会では現状把握に多くの時間が割かれた。そこでは地域を良くしたいという積極的な気持ちと、どうにもならないという諦めの思いが重なり合って表現されていたと言える。同時に、積極的・具体的な改善案がほとんど見られなかったことも事実である。ここから、決定的な改善案ではないにせよ、これ以上の人口減少を食い止め、田畑や山林などの地域の資源を維持しながら、都市と中山間地の交流を促進する具体的な提案が強く求められていると考えられる。

地域の様々な課題は、家や土地への愛着、子どもや孫への思い、地域を存続させていきたいという気持ちなどが複雑に絡み合い、解決の糸口すら見えない様相を呈している。しかし、それらの思いを尊重しながら、解決の方法を探っていくことは不可能ではない。例えば、先祖伝来の土地を守りたいという感情と、信用できる人物ならば土地を貸しても良いという感情、誰にも土地を貸したくないという感情をどのように調和させていくべきなのだろうか。信用できる人に貸したい、きちんとした人に使ってほしいというならば、それを保証するようなシステムを自治会と行政の協力の中から構築していくことが求められる。また農林業の後継者育成については、親の耕作する姿を見ていないから若い人には無理だと決めつけ、自分たちだけで田畑や山林を維持しようとするのではなく、農林業の後継者育成のシステムを整えていくが必要になるだろう。また少子化に伴う学校の統廃合の問題についても、生徒数という一律の基準の適用に反対するだけでなく、地域に学校が存在することの社会的な価値をどのように打ち出していくかを考えることが求められる。

さらに、これらの問題を別々に考えるのではなく、定住促進、田畑や山林の維持、教育環境の整備などを一体的に開発していく組織を立ち上げていくことが必要であると考えられる。その理由は、第一に地域づくりという点で目的は共通しており、それぞれ別個に事業を行っていくことは効率が悪いからである。定住希望者には適切な居住環境が提供され、農業に取り組みたい人には後継者育成のためのプログラムが示され、子育てをする人には適切な環境が整えられていくことが求められているのであり、ここから、このような多様なニーズに応じることができる、一元化された過疎化対策・地域振興の組織の必要性が示唆される。第二に、地域づくりを、個々の住民の努力や思いに還元するのでは、特定の個人に負担

がかかり、地域づくりの継続性が保てないということが挙げられる。確かに地域づくりにおけるリーダーやコーディネーターの存在は重要であるが、人が代わっても、長期的なスパンで取り組みがなされるように、地域づくりのシステムや組織を整備していくことも重要である。

第三に、地域づくりへの行政の支援のあり方の根本的な転換が必要である。地域では、依然として公共施設や道路の整備などハード面での行政によるバックアップの不足を指摘する声も強い。しかし現在の財政状況では、中山間地のハード面に重点的に財政投資を行っていくことは難しい。都市部の災害対策、食糧供給地として、中山間地の活性化を図っていくという視点からすると、重要になるのは中山間地の環境や景観を維持するための活動への支援、特に創意あふれる個人や団体の活動へのソフト面でのバックアップになるのではないかと考えられる。

従来の、道路や下水道の整備を中心とした「社会資本」への投資と比較すると、このような行政の支援のあり方は、地域づくりを支える「人と人のつながり」の部分への投資、つまり「社会関係資本（Social Capital）」への投資を示すものである。この転換を説明するには「資本」の構造の多層的な理解が必要となる。まず「社会資本」と「自然資本」の両者を一体的に「社会的共通資本」として捉え直す必要がある。これは、道路や水道の整備といった「社会資本」が「自然資本」に支えられながら、「社会資本」の開発が、「自然資本」を破壊し作りかえて行く活動であるという相互規定的な関係を示している。そして、現在の中山間地に必要なのは、「社会資本」の整備を行うことではなく、地区の「自然資本」に注目し、それを維持していくことであるという共通認識が形成される必要がある。そのためには、この「社会的共通資本」が、特定の「制度」によって大きく規定されていることに注目すべきである。つまり、現在の都市と中山間地の関係（これも一種の「制度」である）が、中山間地のあり方を大きく規定しているという側面への注目である。ここに至って、この「制度」自体の再編の必要性も視野に入ってくる。ここから、「制度」の基盤をなす人々の関係のあり方、「社会関係資本」を作り替えて行くという方向が示される。具体的には、都市と中山間地の人々の交流を促進し、それぞれの価値が認識されることで、中山間地への投資への合意が広まり、新たな「社会的共通資本」が形成されていくという方向である¹²⁾。以上のことから、現在、中山間地の活性化のために行政に求められている支援のあり方は、根幹にある人間関係の部分への投資、つまり「社会関係資本」への投資であるとまとめられる。リーダーやコーディネ-

ターへの支援も、この「社会関係資本」の組み替えという点から肯定される。

さしあたって行政には、従来の「社会資本」に重点化した支援のあり方を転換することについて、地域住民に説明し理解を求めていく姿勢が求められる。市町村合併に伴い、行政の定める基準や行政からの支援のあり方が変化する中で、地域住民の中には行政への不信感や戸惑いを表明する人も少なくない。そこに、地域住民の現状への理解の無さを見てとることは簡単であるが、同時に行政が地域づくりにどのような方針で望んでいるかが分からないという地域住民の率直な思いも感じとられるべきである。行政には、リーダーやコーディネーターの育成・支援を行うだけでなく、それらの人々の活動を支えるような人々に対しても、積極的な説明と対話を行い、方針への理解を進めていく姿勢が求められていると言える。

一点調査側の課題を付け加えると、足助地区の実状を知るための調査を継続していくことが挙げられる。一度の調査では調査対象者が調査者を信頼するのは難しいため、今回の交換会での消極的な発言は留保を置いて受け止める必要がある。調査を続けることによって発言の内容にも変化が見られると考えられる。これは調査実施者と対象者の関係性（ラポール）の問題であり、継続的な調査や関わり合いが求められていると言える。

（荻野 亮吾）

第4章 旭地区の概況と住民生活の課題

第1節 旭地区の概要

旭地区は、愛知県北東部の岐阜県との県境、矢作川上流域に位置する。地区面積は82.16km²、美濃三河高原に含まれる標高約100～870mの山間地域にあり、地区の約8割が山林に覆われている。矢作川、矢作川の支流沿いに刻まれた深い渓谷など、豊かな自然環境を有し、地区の一部は、1970年に愛知高原国定公園に指定されている。また、2005年度には、全国「水の郷・百選」に認定されている¹³⁾。

2005年4月に豊田市に編入される以前は、愛知県東加茂郡旭町であった。旭町の沿革としては、1906年（明治39年）、能見村・生駒村・芥木村・築羽村が合併し、旭村が発足した。1955年（昭和30年）には、岐阜県恵那郡三濃村の一部が旭村に編入された。その後、1967年（昭和42年）に町制が施行され、愛知県東加茂郡旭町となった。

現在旭地区では、過疎化の進行により人口の高齢化が急速に進んでいる。地区外への就労の場を求める若者の流出や、少子化も進んでおり、新たな人口増加対策が課

題となっている。2009年1月時点での旭地区の人口は3359人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は1296人、実に38.58%に達しており、旧合併6町村の中でも最高となっている¹⁴⁾。

旭地区の経済圏は主に旧豊田市であるが、足助地区(旧東加茂郡足助町)や岐阜県恵那市なども経済圏となっている。牧野は、旭地区の経済圏と高齢化・過疎化の関係について、「多くの若者が旧豊田市へ仕事のために転出しており、その結果、高齢化と過疎化が進展するという関係にある。親世代も、子どもが旧豊田市に就職すると、家の購入のために頭金を出すなどの援助をしており、それがさらに若者の転出を促す結果となっている。」と述べている¹⁵⁾。

旭地区には、小学校が3校(築羽小学校、小渡小学校、敷島小学校)、中学校が1校(旭中学校)ある。生徒数は減少傾向にあり、平成20年度の児童数¹⁶⁾は、築羽小学校12名、小渡小学校57名、敷島小学校48名、旭中学校は98名である。地区内には高校が無いため、旧豊田市の豊田西高校や豊田北高校、または岡崎市に出て岡崎高校などに進学する生徒が多い。女子の場合は、愛知県安城市の安城学園などにも進学しており、義務教育を終えた子どもたちが地域内に極めて少ないという状況を招いている¹⁷⁾。

地区内の観光資源としては、集客力の面では「旭高原元気村」が筆頭に上げられ、笹戸、小渡、榊野といった温泉地も、古くから湯治客に親しまれている。また、旭カントリークラブ(ゴルフ場)も強い集客力を持っている。しかしながら、旭地区への観光入り込み客数は1996年(平成8年)の70.4万人をピークに、以降急速に減少している。

豊田市商業観光課による2007年の「とよたおいでんプラン 豊田市観光交流基本計画」では、旭地区の観光交流振興計画の課題として、「1. 自然学習・体験プログラムの充実による滞留時間の向上」、「2. 地域資源を活用した観光地のストーリーづくり」、「3. 観光客が立ち寄れる拠点施設の整備」の三点を挙げている。また、観光交流推進目標として、「1. 緑豊かな母なる川・矢作川の水の郷」、「2. 暮らしの知恵と技が光る山里」、「3. 幸運を呼ぶ、川面に映える夢かけ風鈴の里」の三点を掲げている¹⁸⁾。



<図13> 夢かけ風鈴祭り

第2節 調査の概要

1. 旭地区調査について

報告者らは、2008年8月6日、旭支所の職員の案内で、旭地区内を見学した。旭地区内の主要な施設としては、築羽小学校、旭中学校、旭高原元気村、つくば工房や築羽会館などであり、さらに最光院の梅園や増福寺の夢かけ風鈴などを見学した。また、自然資源としては、奥矢作湖や貞観杉(樹齢1000年を超える県下最大の杉)などをめぐり、その他にも、築羽自治区内の限界集落の様子なども見る事ができた。

同日の夕方より、豊田市役所旭支所において、旭地区の5つの自治区(浅野、小渡、笹戸、敷島、築羽)の区長らにお越しいただき、意見交換会を持った。

旭地区の調査は、小原、足助、下山に続き4カ所目の意見交換会となる。これまでの地区の自治区長らからうかがった話からは、ただ人口が減っているというだけではなく、豊田や名古屋といった都市部との関係の中で、地区の生活が成り立っているということが感じられた。今回の意見交換会では、「都市部との関係の中での暮らしにおいて、何が問題になっているのか」が重点的な話題となった。

また、地区内での普段の日常生活、とくに自治会活動について聞くとともに、この20年くらいの間の、社会全体の生活の変化と、旭地区の各地域での生活の変化の関係についても聴取した。

過疎化の問題としては、20代30代の若者がなぜ都市部に出て行ってしまったか、旭に残っている若者はなぜ残っているのか、また、若者たちは旭で何をされていて、自治区長らの年代の人々からはどのように見えるのかについて尋ねた。

旭地区の地域文化に関しては、まず農業について、同地区での地産地消への取り組みや、加工品の生産、地域の食文化などが話題に上り、また、都市部と比べインフラ整備が十分でない土地で暮らしていくための技術や知

恵についても聴くことができた。

今回の意見交換会では、旭地区において、「人と人との繋がり」がこれまでの日常生活を支えてきたものであり、何よりも重要視されるものであることが、印象的に物語られた。また、その繋がりも、「ウチ」や「先祖伝来の土地」を中心として、コミュニティの内側に向かうほど強くなり、重視されるものであることがうかがえた。

この「人と人との繋がり」が失われ、生活が変化していく過程で、「自分も一度都市部に出ていたから、自分の子どもも都市部に出そうとする→自分で子どもを都市部に出しておきながらも、帰ってこない、家を継がないと嘆く→しかし、自分も体験したことであるからある程度諦めの気持ちがある。」という、ジレンマが生まれている。これは、旭地区だけでなく、豊田市の旧合併町村全体に見られるものである。



<図14>つくば工房



<図15>旭の風景

2. インタビュー・対話のストーリーライン

(1) 旭の農業の特色

旭地区では、休耕田を利用した梅の栽培が盛んである。築羽自治区の最光院の梅園、梅まつりは観光資源に

もなっている。そのため、梅の実が非常に豊富であり、また地域には、とくに高齢者の女性の間に、高い漬物の技術が残っている。梅干は加工や保存が容易なこともあり、目標を持って梅干を生産することが高齢者の生きがいになっている。

梅が主たる資源で、かなり毎年いっぱい、私は売っております。それをうちでね、昔流の作り方で、梅を作っておりますんで、すばらしい技術を持っておるんです、梅を漬けることについてはね。わしも知らんことをたくさん教えてもらった。

また高齢者は、中山間地で少ない農地ではあるが、先祖伝来の田畑を維持していくことに強い責任感を持っており、ほとんどが赤字であっても稲作を続ける者が多い。そのような現状の中で、旭地区では余剰米をどうにかして地産地消できないかと試行錯誤している。

じいさんばあさんが、ウチの田んぼを營々と守って、「残った米はどこへ売るかなあ」と、いうことも考えながら生活しておる。今考えとるのは、米を何とかね、豊田さんがやってくれるかやってくれんか判らんけど、「産地で作ったものは産地で消化しようじゃないか」と、一つの考えを持っておられますので、ミネアサヒちゅう美味しい米を、豊田市の中でね、売っていただければありがたいなど。だから、たくさんは出さんけど、5キロや10キロね、じいさんばあさんが育てた米をなんとか上手いこと産地で消化して、地産地消ですね。まあそんな夢を皆さんに話しながら、お互いにだまされつつ、年寄りが頑張るとる。

(2) 高齢化と過疎化

以前は、農林業では地域の相互扶助が不可欠であったが、市場経済の浸透による現金収入の必要性から、労働力が都市に流出し、先祖伝来の田畑が継承されなくなってきた。これに対して、高齢者の多くは半ば諦めの気持ちであり、新住民誘致のための試みも成功はしていない。その根底には、地域の生活全般に残る長老支配的な慣習や僻地性がある。

高齢者の交流の場には多くの人が集まるが、現状に対する不満の発散の場となってしまうている。地域のリーダーは、これではいけないと考えているが、諦めの気持ちと、現実とのジレンマがある。

人と人とのつながり、隣同士のつきあいだとかね、そういうものが、昔はあったわけなんです。百姓ばっかり、林

業ばかりでしたから、一軒のウチでは、なかなか手が回らんもんですから、お互いに助け合ったということなんですけどね。ですけども、それだけでは、だんだんと町の方が豊かになってくると、町の生活を自分のウチに取り入れるためには、現金収入がなくてはいけないということなんですよね。ちょうどそこに、豊田に自動車関連事業で、働き手をものすごく必要としたわけですよ。40年代後半になるのかな？ どんどん現金収入を求めていったわけですね。そうすると、洗濯機は入るは、テレビは入るは、いろんなものが買えて、生活が一見良くなった。それから、帰りにスーパーで晩御飯のおかずを買って帰ってくるというようなね。働きにいけば当然、土日の百姓になる。そうすると、どうしても農業がやってくれないもんですから、機械化にする。お金はあるから機械は買える。そうすると、今度は自分の子供たちに農業を体験させない。だから、自分の子供たちが百姓家に生まれて、百姓を知らんで街の方へ行ってしまっ、街で生活する。帰ってきて、それを続けていく気持ちが、以前に比べると薄れてきているということですね。それから、ウチを守っていく、継いで行くちゅう気持ちが無くなって、街の人たちと一緒に生活をする魅力が、田舎におるよりも高いということですね。今60後半から70、80代の人たちは、息子が百姓を継いでくれない、もうウチの田んぼは百姓はやれない。自分が高齢化してできなくなったら、もうやれない」という、あきらめの気持ちが、つながると思いますね。

地域のリーダーの家庭でも、跡継ぎが仕事を求めて都市部に出て行き、そのまま定着してしまう。両親の姿を見て、いずれ地元に戻ってきて、家を継いで欲しいという希望は強く、その様な教育も必要と考えている。しかし、跡継ぎが戻ってくることは、ほとんど諦めてしまっている。積極的な姿勢ではないが、高齢者同士が励まし合ってカラ元気を出しているというのが現実である。

旭では働くところがない。そりゃ止むを得んことですよ。働くところが無い、外へ出て行く、そこに定着するわけじゃないけど、「息子に家を譲れば、いずれは帰ってくるだら」というひとつの希望を、私は持つんですが。そういった傾向が、ちらちらと見えます。ありがたいことですが。いわゆる親の姿を見てね、やっぱり育てた子供ならね、「お母さんが働けなくなったら助けます」といいうのは当然のことだ。そういう、過去に教育してないんだめだなど。

(3) 高齢化社会・過疎化地域における「協働」

合併により、豊田市が様々なサポートを設けてくれた

反面、やる気のある自治区と無い自治区で格差が現れている。豊田市は「協働」ということを強調するが、高齢化社会・過疎地域における「協働」とはなにかということに焦点を当てて施策を考えなければならない。そもそも働き手が不足しており、「協働」しようにも限界がある。

協働ちゅうことを、豊田市の人はむちゃくちゃいうんです。「こんな山の中で、働く人がおらへんよ」ゆうたら。働けばいくらでもお金くれる。一生懸命私たちがやる気になれば。ところがね、汗を流す人がね、いないですよ、みんなもう、高齢化しちゃってね。そこをなんとかしないとね。協働ちゅうのはね、もっとこの、「協働とは何か。高齢化社会における、過疎化地域における協働とは何か。」ちゅうところに焦点を当てて、施策を考えていただかないと、もう頑張れんよ。

都市部と違い、旭では老人クラブは半強制加入であり、参加しなければ疎外されてしまう。参加する高齢者の多くは、農作業との両立のために疲労も大きい。「お役」や、それ以外の地域での様々な役目も、若者は仕事との両立が困難である。結局、高齢者がそれらの役目を担うことが多いが、それが長老的支配に繋がっていくというジレンマがある。

老人クラブが元気だちゅうて、本当に元気か？豊田市と比べて。豊田市の老人クラブの元気さと、こちらの老人クラブの元気さは、ものすごく質が違うんです。一日中暇で、体をもてあましてる豊田市の老人は、老人クラブ入るけども、どえらい活躍しとる。こっちの老人クラブは、百姓の合間に老人クラブの活動をするだもんでね、こりゃあもう、疲れきつとる。

豊田市の町の部分はね、入りたい人が入るとる。こちらから、入りたくない人も入れられて。これを改革せにゃあねえ、こんな田舎はもう、ますますだめになる。

さらに、合併によって支所の人員が削減されたため、様々な仕事を自治区が担うことになり、区長の負担はますます増加している。

支所の人数を減らして、自治区に押し付けとる。

若い人に「やってください」といえんもんだから。定年前にたくさん役職もたすと、そりゃやっぱり会社の成績が、「じゃあしょうがないで」って、定年したもんが、あんま

りがんばりすぎると長老的支配といわれるんだらうが。

(4) どのような若者に旭に来て欲しいか

自治区長の多くは「若い人に来て欲しい」と望んでいるが、具体的にはどのように考えているのか。

旭地区における高齢化については、世帯数はあまり変わらないが、跡継ぎが地元を出て行くことで、高齢化率が高くなっている。そのため、地元から出て行った跡継ぎが戻ってくれば、解決すると考えており、それを一番に希望している。

しかし地元から出て行った跡継ぎを戻ってこさせることは、いろいろな要素があり難しい。それならば、旭に魅力を感じ、働く意思と働く場所がある若者に来て欲しいと望んでいる。

今こちらにウチがあるところの、若い人たちが帰ってくれば、このあたりは、良いわけなんです。今度はその次に、そういう人たちがほとんど来んならば、先ほど森林組合の話が出たですけども、若い力、魅力を持って働く意識があって、働き場もある、そういうところへ来てほしい。そういう人たちは望む、そういうことになるうかと思いますね。

産業構造と生活スタイルの変化の中で、農村からの労働人口流出は、戦前からずっと続いている。

(5) 旭地区の魅力の再発見

最近では、都市部に住む若者の中にも、農業に興味を持ち、手伝おうとする人が現れてきている。地元で農業をやっている人の側が、自分の農業に興味を持つ若者を見て、農業の魅力を見出すこともある。

娘の婿さんがきた。というのは、百姓やりにきたんです。…そういう人も、ある人はある。…「あれ、やりたくなつたのかなあ？」と。じゃあ、魅力がちつとはあるのかなあ、という。

(6) 旭地区に新しく入ってくる人の条件

田舎に新たに住もうとする人は、地元で溶け込もうとする努力が必要である。地元で存在する様々な「しきたり」を、地元の人が上手に伝えるシステムがあればよいが、「しきたり」とは人が生きていく上での常識でもある。常識の無い人、コミュニケーションの取れない人は、地元で受け入れてもらえないし、受け入れる側も働きかけができない。

こういう田舎ですと、近所づきあいがあるんですよ。『あの人そっぽむいて、自分だけでやとるわ』という、もう田舎の人には嫌われちゃうんですよ。で、「おはようございます！」ってね、汗をこぼして、隣の人の荷物を担いでね、そうすると、みんなが受け入れちゃう。そういう、ここに田舎の社会があるんですよ。なんで、田舎に飛び込むには、やっぱり本人なんですよ。

人間の常識だもんね、しきたりって。みなさんおっしゃるけど常識なんです。常識がないと、みんなに嫌われちゃうだけのことで、目上の人にあつたら、『おはようございます』でしょ？そりゃしきたりじゃないですよ。その辺のことが、普通にあるだけの話じゃないかなあと思うんです。それから、人が困ってたら助けてやるとか、これを知らん顔して、『じゃあ、オラあ仕事が忙しいで行っちゃうよ』。仕事が忙しいけども休んで隣の人を手伝ってあげる。それが普通だと思ふ。

第3節 まとめと考察

以上の意見交換会のストーリーラインや、ストーリーラインには組み込まれなかった言説から浮かび上がってくる今後の課題としては、以下のようなものが挙げられる。

まず、相互扶助に対する考えの変化を、新しく入ってくる住民に上手く適用していくにはどうしたらよいか、ということである。これまでは「常識」であった地域の相互扶助の仕組みや「しきたり」を、地域の高齢者などが、新しく地域に入ってくる人に上手に教えていけるシステムを作っていくことが必要であろう。また新しく入ってくる住民、特に若者の方からも、自らの考え方の違いを旧来の地域住民に理解してもらえるように働きかけていくことも必要である。

ある自治区長は、地域に残る「長老支配的な慣習」について、以下のように述べている。

この自治区では、非常に前向きな市の方針に従ってね、都市と山村の交流とかいうもんで、それを真に受けてね、そういうことをやりかけたんです。それでまず、空き家、空き農地の調査なんかを真剣にやってね、調べて、空き農地なんかウジャウジャあるんですよ。それから、空き家もウジャウジャありますよ。で、さあ来てくださいといってやりましたらね、空き家に入りたいという人があるんですよ。「ほれじゃあどうぞ」っていったらね、この土地の人たちがね、みんなNOっていうんですよ。来て欲しいといつときながら、NOっていうんですよ。そういう僻地性がここにはいっぱいある。「長老支配的な慣習」ちゅ

うやつだね。そういうのが根強く、いろいろな衣食住、すべての中にね、僕は根底にあると思う。

都市部から移り住んでくる人にとって、大きな問題になると思われる地域との協働作業、いわゆる「お役」や、その他もろもろの地域の人との交流についても、この「僻地性」は根強い。それをお互いに理解しあっていく努力は不可欠であるが、同時に、新住民の誘致の失敗や、労働力の流出の原因が、市場経済の浸透や、地域の長老支配的な慣習以外にも何かないだろうか、ということも考えなければならない。

また、跡継ぎが戻ってこないという諦めの気持ちの中で、地元に残った高齢者たちが、いかにして積極的に地域を創っていくかということも重要である。これにおいては、高齢化社会・過疎化地域における「協働」とは何かを考えていかなければならないだろう。高齢者が地域の様々な役目を半強制的に担わざるを得ない現状を解決していくことも、非常に重要な課題であろう。

さらに、豊田市は旭地区の観光交流振興策として都市と農山村の交流事業を挙げているが、地元の人と都市部の若者が、お互いに地域の魅力（特に農業）を発見し合うためには、どんな方法がありうるかについても、地域の高齢者の現状、農業の現状を踏まえつつ、模索していかなければならないだろう。

(北川 庄治)

第5章 下山地区の概況と住民生活の課題

第1節 下山地区の概要

下山地区（合併前の旧下山村）は豊田市の南東部、愛知県のほぼ中央部に位置し、設楽町・新城市・岡崎市に接する、面積114.18km²、海拔約290～1030mの山林地域である。美濃三河高原に属し、山地となっている北東部を除けば、平坦な地に集落が散在している。地区の南東部には愛知県下最大の灌漑用人造湖の三河湖、そして羽布ダムを控えており、野原川、巴川、郡界川などの豊かな水系を有し、四季折々の自然を「香恋の里」として地区の（観光）テーマに掲げている。また東西の横の道として国道420号線、337号線、301号線が平行して、南北の縦の道として国道473号線、420号線が敷かれており、交通の便は特別悪いわけではない。旧下山村は合併後、旧町が花山、大沼、田平沢、阿蔵、羽布、和合、三巴の7つの自治区として再編された。

人口に関しては、2009（平成21）年1月1日現在5452人、世帯数は1699で、ここ数年で見れば人口は微減、世帯数は微増となっている。平均年齢は44.14歳と、

今回調査した他の地域に比べ、やや若い。下山地区の年齢人口構成の分布は、70～80代、その子どもの世代だと考えられる40～50代、さらにその子ども世代だと考えられる10代～20代が大きな山を形成している点で特徴がある。高齢化率は24.7%だが、自治区単位で見るとかなりの差がある（花山自治区17.2%、阿蔵地区は41.3%）。地区内の学校数および児童生徒数は2008年5月現在、小学校3校（合計児童数299人）、中学校1校（生徒数226人）であるが、2006年3月には東側の5つの小学校を統廃合して1校にした経緯がある。また中学校に関しても、高度経済成長の只中であつた1971年に、人口減少のため2校を現在の1校にせざるを得なかった¹⁹⁾。

産業構成としては第一次産業・第二次産業・第三次産業の順に13%、38%、49%となっているが、経済圏が従来の岡崎から豊田に移り、旧豊田市部への通勤が増えたため、農業に関しては、第二次兼業農家の割合が約半分で、今回の調査における他の地域に比べかなり高い。専業農家として米（ミネアサヒ）や菊やシクラメンの栽培が一部行なわれているが、主力とは言い難い。観光業として、三河湖を利用した貨ポート、ドライブコースや、食品関係として五平餅やアユ・アマゴなどの川魚やうなぎの飲食店、手作り工房「山遊里」でのウィンナーの手作り体験などが展開されている他、緑の中の香りをテーマにした「香恋の館」、射撃場や牧場、バンガロー村、キャンプ場などが国道沿いを中心に点在している。

2008年10月現在、下山地区を含む、豊田市と岡崎市にまたがる山間地でトヨタ自動車が新たなテストコースの建設計画を進めている。敷地内に周囲6km、直線部分2kmのコースをつくるもので、同社の国内のテストコースでは士別試験場（北海道）に次ぐ大きさとなる。2010年度から着工し、2013年度以降、研究施設を順次稼働させる計画で、将来5000人の雇用を見込んでいる。2008年10月現在、同社から依頼を受けて土地を造成する県企業庁を中心に、豊田・岡崎市が地権者と用地買収の交渉中で、複雑な相続問題が絡む交渉やテストコース建設に反対する環境保護団体との協議など、未解決の課題も少なくない²⁰⁾。

このテストコースは下山地区の南西部の一部を含む計画であるが、この波及効果に着目したまちづくり構想が出されている。具体的には、700～1000人の新たな定住者を見込んで、定住促進プロジェクト（空き地・空き家の提供・需要者のニーズに合った住宅供給、田舎暮らしのPR、支所周辺への居住誘導）、基盤整備プロジェクト（道路・上下水道・情報基盤などのインフラの整備、生活支援サービスの整備）、産業振興プロジェクト（工事関係者に対するサービス・対事業所サービスの提供、高

齢者・女性等による農作物などの生産事業、地域ブランドの開発・強化)、交流促進プロジェクトなどが計画されている²¹⁾。



<図16>廃校となった阿蔵小学校



<図17>バケ丘小学校 (2006年合併開校)

第2節 下山地区の調査概要

1. 調査の訪問先と会議

下山地区には、2008年8月5日に伺った。調査には牧野篤教授と大学院生・学部生6名(以下「調査者」)が参加し、2006年3月に廃校になった三巴小学校跡、羽布小学校跡、阿蔵小学校跡、そしてそれらを吸収する形で2006年4月に開校したバケ丘小学校の他、ハム・ソーセージ・アイスクリームの工房を有し、特産品や野菜の直売を行う山遊里、ハーブの他にポプリ教室の開催や郷土資料館・ギャラリーを併設する香恋の館、サラブレッド療養の牧場、おがくず堆肥を精製するパーグパーク、ブルーベリーの里、昆虫の森などを訪問した。また、夜は三河湖近くの腰掛山荘に宿泊し、翌日6日は三河湖のドライブコースを周回した。

5日の19時より、下山交流館11会議研究室にて、調査者と6自治区長(1地区欠席)との「生活文化(ひとの暮らしぶり)に着目した中山間地域の調査研究における意見交換会」が行われた。会議の概要としては、はじめに牧野教授からの趣旨説明、出席者の自己紹介が行われ

た後、自治区長のライフストーリーの形を取りつつ、過疎化の背景を再考するようなものであった。牧野教授から、特に、地域におけるここ30年くらいの動き、自治区長自身の経験(たとえば、両親が農林業を行っている一方で村外へ就職した際の様子など)などが尋ねられた。

意見交換の中では、1950年~60年代当時、現金収入を得る必要性もあり、実家の農林業を継ぐという選択肢は考えられていなかったことがうかがえる。また、高校進学の際に必然的に村外に出ることが、意識的・無意識的に関わらず、大学進学、都市部での就職を促がした。このような生い立ちから、現在、自分の子どもや地区の若者が都市部へ流出することは、当然のものとして受け入れられている。一方、今後の過疎化対策・まちづくりに関しては、テストコース構想に取り掛かっているという事情から、特に具体的な議論に発展しなかったが、基本的には農業を中心としたまちづくりが期待されていることが分かる。同時に、単に田舎暮らしに憧憬を覚える者、地元のしきたりを理解しない者を警戒するような発言も散見された。

2. インタビュー・対話のストーリーライン

下山地区の会議では、具体的な過疎化への懸念とそれへの対策というよりは各自治区長の素朴な経験から、どのように過疎化が起こったかについて推測するような性質のものであった。従って、ここではライフストーリーから確認しておきたい。

(1) ライフストーリー

自身の経験から語られることの多くは、産業構造、生活構造の変化の中で、実家の農林業を継がずに都市部に出、俸給生活を送れるようにすることが、当時いかに当然のことと受け止められたか、ということである。

私もそんなこと(農林業で生計を立てること―筆者)は一寸も考えておらん…何しろ中学校を卒業したら岡崎の高校へ行くと…(本人も含め何人か笑う)、自分も決めておっ
たし、うちの〇〇(息子の名前―筆者)も決めていた、で
岡崎に、高校にまきに行ったわけですよ。そして、卒業
するとですね、自然と大学に行く。大学行くとですね、卒
業して、就職だ、なんていうことで考えたわけですが、う
ちへ帰って百姓やるとか、林業やるとかいうことは、おく
びにも、頭の隅に何にもない、無かったんじゃないかと私
は思います。

まず、産業構造、生活構造の変化ということに関して、当時のことは以下のように振り返られる。

私が中学生、高校生ぐらいのときはまだ、山林としてもある程度は収益はあって、まあ、まあまあ、何とかそれをやってけば、あの一、収入になって、まあまあ生活は多少できたかもしれないですけど、まああの一、当時は、自分としてはまああの一、そういう、農業とか林業とかやる、まあ兼業としてですね、兼業としてやるのは……主業としてやる気持ちはなかった……で、就職をしたという……。

例えば昔ですと、まあ自分の家で百姓をしてね、米を作り、今度は冬は炭焼きをする。そういう、こう、自給自足の生活をしていて、自分が大学に居る頃は、〈中略〉もう多分車なんて一生持てないというぐらいの、〈中略〉価値だったんですね。〈中略〉テレビも、それこそお金持ちのうちへ行って（見ていた一筆者）。子供の頃は…それが、全部のうちにカラーテレビが入ったり、やっぱり、そういうこう時代の、こう変化の中で、やっぱりお金が無ければもう文化的な生活していけないというような感覚に、まあ自然のうちにこうなってきた。

当時はね、現金収入が無くてもね、何とかこの、それこそ……何とか食べれた……今は、子どももやっぱり、ほとんどの子が、高校はもう当たり前ですね90何%進学するでしょ。それから大学もその、うちの赤ん坊ぐらいきつと進学する。そういう世の中ですから、そういう子どもに対しても、ものすごくお金がかかるわけですね。やっぱりそれは親としては何らかのお金を手配するのをせないかんわけですから……。

以上のような状況下において、下山には高校が存在しないため、高校進学などの理由で必然的に県を中心に、時には寮生活を送る必要がある。しかし、単に必要なだけでなく、都市部での寮生活が憧れの対象でもあった様子が窺える。

（週末に自宅から下宿先まで一筆者）自転車で、行きなら1時間もかけないで行っちゃう、バス通りをだあつとね。岡崎前ね。で、行くときはね、何か炭やね、コンロでご飯を炊いていくという、米を持って、それから向こうでちいと買って、で何かお金もらって、で自炊やって下宿をする。それをね、当たり前だと僕は思っていた。で、高下駄を履いてね、これね、それで自転車に乗るのがね、得意なポーズだった。〈中略〉僕はおじさんがおつとね、5つ上の。同じ家で、兄ちゃん兄ちゃんと言つとつたんです。親父の一番下の弟。それがそういう生活をしとつたので、えらい憧れてね。いやー、兄ちゃんのようになるだ、と。

当時の一般的な状況として、教師を含む公務員や大工職人などの職業に就かない限りが当然という認識があったという。また、実際に俸給を得ることについて、以下のような印象が強調される。

今まで苦勞してですね、何も知らないで一生懸命汗水たらして、田植えをして、えー、手で草を刈ってですね、そういう人たちがですね、一遍現金収入の道を味わってしまうと、もう元には戻らないわけです。汗かいて田んぼに入ってますね、稲刈りをしてどうかなんてことはですね、絶対、人間一遍変わったらですね、再び、ということは、まあ、全部が全部すべての人種がそうじゃないとは思いますが、ほとんどの人がもう戻らなくなってしまうんですね。

一方で、自身が下山地区に戻ってきたことに関して以下のように述べる。

えー、40歳までそちらであの一、岡崎市内で住んでまして、それからあの一、40歳のときにこちらへ帰ってきました。まあ何で帰ってきたかちゅうと、あの一、ご他聞にもれず私も長男ですから、あの一、親父とお袋が耄碌したで、まあ、あの一、ある意味ではしょうがないないちゅうことで帰ってきた……別にあの、こちらにあまりそう魅力があつて帰ってきたもんでございませぬ（何人が笑う）。

まあ、たまたまあの、退職してから、あの一、まあ多少なりとも、幅広く……それこそ、趣味程度に……やはりやって、山も間伐もあの一、それこそ洪水の元を作っちゃいかんということで、まああの、少しはですね、高く木が育つて、山が的受けになって、下に、木が生えなくなって洪水を起こしたらいかんですけど、まあ、間伐もやってはおりますけどね。

長男だから、という理由に加えて、親の老いや下山の環境整備の必要性を感じたことが大きな要因になっているが、これらに通底するのは、先祖代々の土地を守ろうという漠然とした意識である。また、現在土地を活かす方法として、「趣味」としての農業を楽しむ様子も述べられている。

えー、7年前前から茄子を作っておりますが、今日も茄子の出荷をやつてきたわけです。300本のあの、茄子をですね……もう面白くて仕方ないですね！ 茄子は文句を言いませんから。えー、そしてですね、できればですね、お金になるんですね。それがいい評価になってくるわけです。

こんな楽しいことはありません。

(2) 過疎化について

では、実際の「過疎化」についてどのように認識しているだろうか。

まず、「過疎化している」と認識されることに対して、必ずしも好意的に受け止めているわけではないことも示された。

まああの、過疎過疎って言われるけど、ある意味非常に住みやすいんですよね、これ。あの、はっきり言えば旧下山の方がもっと住みやすかったなあと。〈中略〉こんなこと言うと怒られるかもわかりませんが、本当に、もっともって下山には補助金がよく貰えたけども、豊田市になって補助金もなーんももらえへんくなったし、で所得税はぼんぼんぼんぼん上がってちゃうし、もう、本当に住みにくくなって……。

えーとまあ、若者が出ていくという風な考え方は僕はあんまり好きではないですが、まああの私もそうですけども、結局、高校なり大学行くという段階になると、その、家から通えないんですよね。だからどうしても街へ下宿するなりってというような状況だったんですけども、で、一逼出してしまうと、やっぱり街のこう便利さというものに、その、若いですからね。その魅力に取り憑かれてしまうというかね。だからそういう部分がやっぱり今の子どもたちにもあるような感じがするから、だから田舎が嫌いが出て行くんじゃないくて、やっぱり自分の故郷だから好きだと思っただけね……。

過疎化が問題だとは、僕はそうは思わないんだけども、ただ、人数が減っていく、その地域の祭りにしても、何にしてもですね、こう活力ですね、活性化というか元気が無くなってくるから、まあそういう面ではやっぱり寂しいなという思いがありますので。

上記のように、世帯数の減少、若者の流出に対して“寂しい”という認識がある一方で、その流出自体は、都市部の便利さから、当然のものとして理解され、それに対して改めて「過疎化」とされることには抵抗があるようである。

では、下山地区の住みにくさに対してはどのように認識されているだろうか。

第一に、農林業の衰退によって生計が立てられない、という認識が挙げられる。菊や野菜の栽培によって“相当な収益”を挙げている農家を除けば、兼業農家として

土地を維持することしかできない状況が続いていること、林業において補助金を得ることができたとしても、“手入れ”などの経費になるのみで採算が合うことはない、という。

今あの、農業、林業もほんとに低迷をしております、林業も、切って売れば赤字になるというような状況だけでも、なんとか田んぼも守っていかなくちゃいかん、山も守っていかなくちゃいかんということで、機械化をするわけです。で、その機械を払うために会社へ勤める、年金をつぎ込む、そういうのが実態なんです。で、ただ金銭的な面だけでこの下山を考えた場合にはホントに魅力のないまちだと思っし……。

また、そもそも、下山地区では、農林業専門で生計を立てられる程の規模の山林を持ち合わせる家庭が多くなく、農林業に希望を見出しづらい状況が窺える。

第二に、教育的・文化的環境に対する不安である。

僕も息子が阿崎で下宿しとったわけですけども、まあ親父も年になったで、子どもが学校上がるからということで、うちに入ってくれたんですけど、〈中略〉本当に寝泊りするだけで、豊田へ通ってる。で、百姓なんかどんなに忙しくても、子どもと海水浴に行っちゃったり、休みってうちに居ないんですよね。じゃあそんなのが、ここに住んでおっても何の意味があるかなって……。

まあ、子どもができてりすると、やっぱり都会の方が、子どもたちもいい環境で、〈中略〉その、塾なんかにも通わせるのが、あとスイミングだったような……そうすると、もう親が必ず、親が送ってってじゃあ迎えはおじいちゃんかおばあちゃんが迎えに行っってね。これ、そういう生活してると、今の時代ね、〈中略〉やっぱり子どもをそういう風に送って塾へ行かされるんだから、そういうことでまあ、街に住んでもアパート借りてお金払ってもそう変わらないので、結局出て行ってしまっって、そこに住みつくというような状況も……。

学校教育に対しては特に触れられていないが、都市部においてお稽古事やレジャー産業にアクセスしやすい状況が、とくに親側の不安を煽っているとの認識が見られる。

第三に、地区の慣習的な役回りに対する違和感である。

〇〇に働いておって帰ってきて20年、約20年になるわけ

ですけど、一番馴染めない、馴染めないというか、こう嫌だなと思って感じたのは、あの、その生活、価値観が昔のままなんですよ。それは、いい悪いは別にして、その一、すべてその、百姓、農業林業でやってきた、その……うちの地域はね、よそは知りませんが、うちの地域はすべてその、価値観すべてその、地域の行事がすべてそこに基いて、その一、計画されてくわけですよ。そうすると我々民間の会社に勤めてる人間にとっては、それを100%こなすというのは、非常になかなか難しい面が出てくる。会社の人に迷惑かけなきゃいけない、同僚に迷惑かけなきゃ休めない、だから、その一、俺……今度休むというと、周りから白い目で見られると、何で出て来んだというような話になっちゃう。〈中略〉しかし、3世代、4世代住んでいるうちもある。現実としてはある。その人たちの、要するに、なんっちゃうかな、まあ長いこと住んでみて、その中の実力者っていうか、そういう人たちになかなか楯つけないっていうか（吹き出しながら）。

以上のような「住みにくさ」が挙げられたが、いずれも近年急速に起きた事態ではなく、中山間村では以前から特徴的だったものと考えられる。「過疎化」に対して必ずしも意識しているわけではなく、(1)で見たように、自らが躊躇なく都市部に出たのと同様に、現在の若者が出て行ったという把握がされている。これらの認識に基づいて、自分たちが今現在、会社を退職して地元に戻ってきたように、自分の子どもや若者も自然と地元に戻るといったような期待も見え隠れする。

まあ僕としては、僕が働けなくなったら百姓継いでくれるんじゃないか、やってくれるんじゃないかっていう期待があるわけです。事実僕も、親父が百姓やっている間はあまりお手伝いもせんと、この一、勤めに出とったわけですので、そういうローテーションっていうか、繰り返して、上手くつながつていけばそれでもいいのかな、というようなことを思っております。

(3) まちづくりに対して

一方、具体的な過疎化対策として、若年夫婦や、就農希望者の受け入れが考えられるが、将来の新たな住民に対しては、以下のような認識がある。

まああの、(若者が一筆者) 帰ることや、下山の地区にですね、住んでいただくことについてはですね、あの一、新しい方がどんどん入っていただくことはいいわけですけど、ただあの、こちらから別にあの、下山の者がお願いし

て是非、あの一、来てくださいということではなしにですね、まあ下山の中で、下山地区の人たちと馴染んで住もうという方が来ていただくということが一番望ましいことだと思います。

自治区長の意識として、調査者も含め、いわゆる「田舎の田園風景」に憧れる「都会人」の田舎観は警戒すべきものとして立ち現れる。

そういう、〇〇とか大都市に住んでる方にとっては、田舎に住むっていうのは確かに魅力かもしれないですけど、あの、あまりそれ、(地元の人間にとっては一筆者) 当たり前の中の話ですから、あまりその魅力を感じないかな、と思います。

自然というのはどういうことかという、人がですね、汗水垂らしてですね、そして作り上げて、見たところに、皆さんは、自然が美しい、というんですね。私に言わせればそれは自然じゃないわけですよ。人工なんですよ。

まあその、何て言うか、皆さん(調査者一筆者)が見た自然ということ、それから田舎風景とか、そういう言葉にですね、感わされてはならないと。実際に暮らしてみると、そんなもんじゃないという厳しさがあるということですね、えー、しっかり認識しなきゃならないなということをいつも私、個人で思ってます。

しかし、まちづくりに対して展望を持っていないわけではない。既述のトヨタのテストコース構想に関しては“まち挙げて”取り組むべきだと考えられている。また、近年の「食の不安」といった状況を踏まえて、地元で採れる米“ミネアサヒ”などの例を挙げ、“地産地消”の“楽しみ”がある、といった可能性も述べている。

第3節 まとめと考察

下山地区では、過疎化は必ずしも喫緊の課題とは映っていないようであるが、その要因としては、テストコース構想が具体化されつつある、という事情以外に、若者に対する認識の仕方に要因があるようである。

第一に、若者の都市部への流出に対して、自らが就職時に一旦都市部へ出たことと並行的に認識されていることである。確かに、今回会議に参加した自治区長の青年期から今日に至るまで、国家的規模で農林業が衰退し、現金収入を得る必要が出てくることから、都市部への流出は合理的ではあるが、当時と今日の世代差を考えれば、必ずしも都市の魅力の感じ方が同じとは考えられな

い。また、今現在、自分たちが下山地区に帰ってきていることに関しても、並行的に理解されることが、自分の子どももいずれは帰ってきて土地を継ぐだろう、という漠然とした期待につながっている。無論、今回の会議は必ずしも過疎化対策を具体的に提供する類のものではなかったため、そのように、若者の意識を類推して議論が展開した、という側面もあるだろうが、まちづくりに関して、少なくとも形式的には取り仕切る立場になると考えられる自治区長が、「若者が都市部に出（たが）るのは当然」といった認識によって、一種の思考停止に陥いる可能性が示唆される。

第二に、外部の若者、特に近年増えつつあると考えられる就農希望者らが抱きやすい農村への憧憬が、厳しく戒められている点である。確かに、単に憧れを抱いた者に地元の土地を荒らされたら困る、といった感情は当然であるが、そのような憧れをまちづくりの端緒ととらえて農林業を活性化し得る方途もあるだろう。このように「都市vs地方」という対立図式が強固に保持された場合、まちづくりの妨げになる可能性も考えられる。実際には、自治区長自らも、趣味としての農業を楽しんでいるのであるから、そのようなライフスタイルは都市、農村に関係なく提示されることが可能なのではないか。

下山地区では、テストコース構想を契機にまちづくりが企図されているが、上記のような意識が保持されれば、まちづくりのプランも行政の押し付けのように映りかねない。内部・外部の若者の意識への共感を高める議論が必要であろう。

(歌川 光一)

第6章 稲武地区の概況と住民生活の課題

第1節 稲武地区の概要

稲武地区は豊田市の北東部、長野県と岐阜県との県境に位置する山間地域である。地区面積は98.63km²で、その9割弱が標高300~1200mの山林によって占められている。地区を流れる矢作川は、下流の矢作川水系の諸河川の源流となっており、「矢作川の水源のまち」として知られる。名倉川と矢作川の合流地点として、かつては三州街道沿いの宿場町として発展した。豊田市の中心部までは約45kmと都市部への交通の便は良いとはいえないが、地区の中心部は東西に走る国道153号線と南北に走る国道257号線が交差しているため、現在でも三河山間地域の交通の要衝となっている。

稲武地区は1940（昭和15）年に、稲橋村と武節村が合併してできた稲武町が母体となっている。2003（平成15）年に所属郡が北設楽郡から東加茂郡に変更、同時

に所属地域が東三河から西三河に変更したが、2005（平成17）年に藤岡町、足助町、小原村、旭町、下山村と共に豊田市へと編入され、現在にいたる。

人口・世帯数等については、地区全体で3000人余り、人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は34%を超えており、旭・小原・足助などとともに高齢化の進んだ小規模集落である。戦後直後には6000人を超えていた人口も、高度経済成長期に減少を続け、1975年には4000人を下回り、2005年には3000人も下回った。現在は微増傾向も見られるが、高齢化率は上昇を続けており、少子高齢化対策が喫緊の課題として掲げられている。

人口減少に伴う少子化の影響は学校数からも読み取ることができる。現在、稲武には県立田口高校の稲武分校、稲武中学校、稲武小学校と、高校・中学校・小学校が1校ずつしかない。戦後に徐々に人口が減少してくるにつれ、昭和30~40年代に押川分校、大野瀬分校が稲武中学校に統合、昭和50年代には、稲橋小学校、同野入分校、押川小学校、黒田小学校、大野瀬小学校、小田木小学校が稲武小学校に統合されることとなった。現在では、遠隔地からの通学生徒のために、通学バス運行が行われている。

稲武地区の産業については、大規模な農地となるような平地が少ないことから、戦後は主に林業が基幹産業とされてきた。しかし、高度経済成長を契機に、地区住民の所得構造は農林業からトヨタ自動車を中心とする都市部の給与所得にシフトしていき、輸入木材の増加や木材価格の低迷もあいまって、現在林業は低迷状態にある。また、林業従事者の高齢化にともなう放棄森林の増加は、洪水の原因など、環境保全面からもその危険性が指摘され、産業・環境の両側面から捉えるべき問題となっている。

一方、稲武地区では、豊かな自然を活かしたまちづくり政策も積み重ねられてきている。具体的には、しだれ桜、紅葉、国定公園に指定された原生林などの観光スポットに関するPR、どんぐりの里を始めとする、稲武の特産品の直売所の整備、週末帰農や定年帰農、農業のある暮らしに憧れる若い世代の人々を対象とした帰農者滞在施設の整備などがすすめられてきた。

稲武の地域資源としては、四季折々の豊かな森林資源を利用した、ハイキング・農林業体験・味覚体験・伝統工芸体験など各種の稲武里山体験事業が挙げられる。どんぐり工房では竹細工や郷土料理体験などの地元根ざした文化体験の拠点としてのみならず、地元の人々との交流の拠点にも位置づいている。吟醸工房の「ほうらいせん」(図20)は、酒造りの体験・見学場として人気がある。また、道の駅と温泉施設が隣接した複合施設「ど

んぐりの湯」では、温浴場・山里料理レストラン・地元野菜の直売所「どんぐり横町」(図19)を同時に利用でき、国道の交差点に位置していることもあり、休日には多くの利用者でにぎわうスポットとなっている。

このような「訪れたいまちづくり」を推進しながらも、一方で稲武地区に暮らす人々は、自分たちにとっても「住みよいまちづくり」も必要としている。以上のような地域資源の活用と地域課題の解決を、どう連携させながらすすめていくかが問われているといえるだろう。



<図18> 稲武の風景



<図19> どんぐり横町の地元野菜



<図20> 吟醸工房「ほうらいせん」

第2節 稲武地区調査について

1. 稲武地区調査の概要

稲武地区の調査は、2008年8月7日(木)に行われた。まず、報告者らは、稲武地区内の主要な観光施設として、どんぐりの里の直売所、郷土資料館「ちゅ〜ま」、吟醸工房「ほうらいせん」などを見学した。また、稲武市役所の職員の方の案内で、名古屋市稲武野外教育センターの牧場地や、長野県にほど近い面ノ木原生林に設立された面ノ木風力発電所、森林を中心とした体験型観光の振興を目的に造られた「稲武やまあい倶楽部」などを見学させていただいた。

つづいて同日夜19時~21時に稲武支所の会議室にて、稲武の自治区長の方々と意見交換会が行われた。稲武地区の各自治区から13名の自治区長にお越しいたいただき、豊田市自治振興課の職員も交えての交換会となった。意見交換会では、まず今回の調査の趣旨を簡単に説明したうえで、稲武地区をはじめとする合併町村の抱える問題を、地域の人々の暮らしぶりから掘り起こし、人々の思い入れや感情なども考慮しながら、人と人のつながりによって地域課題の解決をさぐりたい、との調査者の意向が自己紹介とともに伝えられた。

続いて、稲武地区の自治区長の方々に、ここ数十年の稲武での暮らしぶりや稲武地区の現状・課題などについて、自身のこれまでの生活や体験談を交えながらお話いただき、そこから暮らしに根ざした地域課題を掘り起こしと今後の対応策などについて議論がなされた。

議論においては、自治区長の方々のライフヒストリーをうかがうことから始まり、進学や就職にあたって、地元である稲武と都市部との距離をどのようにとってきたのか、自分たちが歩んできた暮らしを子どもたちの世代には引き継いでほしいのか否か、過疎の原因としての農林業の衰退、交通・情報網の発達による若者の地元離れの現状、外部から農業をしにやってくる人々(=Iターン者)へ農地や空き家を貸し出すことへの抵抗感、過疎化対策の本音と建前のズレなど、かわされた議題は多岐にわたった。

自治区長の方々は、各自治区のとりにまとめ役でもあり、地区が抱える課題についてよく把握しており、自治区長同士でも何度も話し合いを積み重ねてきている印象を受けた。一方で、年齢層や性別に偏りがあること、稲武に長く住んでおられるがゆえに気付きにくい稲武の魅力や課題について報告者ら院生が意見をjする場面も見られ、こうした「異質な他者」ゆえにお互い刺激を得ることもできたのではないかと考えている。以下、各トピックごとに、より詳しく議論を振り返ってみたい。

2. インタビュー・対話のストーリーライン

(1) ライフヒストリーについて

まずは、稲武のここ数十年の暮らしぶりについて、ご自身の体験談を中心に振り返ってもらった。主に、進学、就職、結婚、子育てについて、稲武と周辺都市部との出入りを含めて語っていただいた。以下のように、多くの自治区長の方々が、進学・就職時に稲武を一時離れるという点で同じようなライフヒストリーを共有していた。

私は地元で中学をでてすぐトヨタ自動車に入りました。ずっと向こうに住んでおいて、子どもが保育園に入るころに帰ってきて、小学校に行ける範囲のところに戻ってきました。だから32~33（歳）くらいで帰ってきました。トヨタのほうには車で40分~1時間くらいかけて通勤していました。いっさい家庭には関知せず仕事オンリーできて、定年したもんで地域への恩返しとして自治区長やらしてもらってます。

私は18歳のときに、大学まで行きたいという気もちがあったものですから、名古屋の高校に進学しました。高校卒業時に父に帰ってこいと言われて、(中略) 田んぼも1ヘクタールあったので、自由にやれと言われて、しいたけなどいろいろ手を出しました。

私のところは代々農家でして養蚕を長年やってきました。20年ほど前にやめたんですが。私は稲武の外の農業高校を出て、地元で菊を少しやって、それから勤めに出たんです。

地元を離れる時期については、中学・高校進学時、就職時などさまざまであるが、生まれてから稲武を一度も離れたことのない方はほとんどおらず、一度は稲武から外に出て、子育て、帰農、介護などそれぞれの理由で稲武に戻ってきていることが分かった。進学に関しては、中学・高校は豊田や岡崎など稲武外の周辺市街地に進学するパターンが多く、その後の就職に関しては①豊田市など稲武外の市街地に勤める、②長男などは両親に説得され稲武に戻る、③役場など稲武内に就職する、などのパターンがみられた。

また、子育てについては車で豊田市まで通勤することも可能なため、結婚・子育てを機に稲武に戻ってくる人などもおり、そのような選択をする人は都市の競争的な学校風土よりもじっくり丁寧に教育してもらえる地元の教育風土を好んでいるようである。

とはいえ、やはり稲武に戻ってくる人々は少数であり、就職や結婚を機に都市部に住み続ける人々が増えてきた結果、現在のような過疎化が進んでしまったという。

(2) 過疎化について

過疎化の問題に関して、自治区長の方々の意見は、高度経済成長期における農業の衰退によって地元産業の後継者が減少してしまったという点で、おおよそ一致している。

昭和30年代にテレビや耕耘機など入ってきて、いわゆる従来の農業経営のスタイル変わってきたんです。40年代になると自動車が入ってきて、所得にも格差が出てくるようになって。そういうもんで、どうしても農業林業は衰退していく原因になったんですね。そういう影響で後継者も地元におれないということで、高校生のほとんども地元を出て行く状況になって、地元で生活が成り立たない状況がおおくて、それが過疎化につながっていったわけです。親の人たちも、こどもに住んでもらいたい気持ちはあっても住んでいけない状況で。(中略) 競争に勝てなければやっていけない社会になっているもんでね。

(私は一報告者補足) 高校3年の時に父から百姓になるように帰ってこいと言われました。まあ半分だまされましてね、帰ってきたら車を買ってやると言われて。昭和34年当時は林業はよかったですね。(中略) 今度は子どもの時代になって、農業はだめになってしまった。

こうした発言にみられるように、産業構造の変化により地元で職がなくなってしまったことが最大の過疎化の原因であるという。農業収入では生活が立ちゆかなくなっている現状がうかがえる。

また、自分たちの代の暮らしと現在の子どもたちの代の暮らしとでは、就職、結婚、子育てなどのライフスタイルが異なる、農業に対する意識が異なるなど、価値観の違いによって地元離れに拍車がかかっているという意見も複数きかれた。

テレビやインターネット見れば、すごくいいもんがちらちらちらちらするから。町に行けば何かいいもんがあるって。今は便利がよすぎてかえっていかんのじゃない。

農業はかっごよかないもんね。(若いもんは一筆者補足) 涼しい中でネットでもたたいいのがいいんじやろう。

以上のような通信情報技術の発達の弊害、若者の農業への無関心を指摘する声がある一方、若者が都市部に流出してしまった要因は自分たち自身にあるという意見も聞かれた。

息子に「親父帰らなければだめか」といわれ、いやいやよ、そちらで生活できる基盤をつくれということで、子どもを出してしまった。子どもはいま40歳くらいですが、帰ってくるとしたら定年退職のときだろうかと。可能性は非常にうすいですが、そういう状態で過疎の原因を作ってしまったないかなと。

以前ならば、一度都市部に進学しながらも農業を継ぐために家族の声掛けもあって地元に戻ってくる場合が多かったが、現在はその声掛けも地元での生活基盤が危うい以上、できないという現実がある。子どもの世代に対しては、地元に戻ってほしい気持ちはありつつも、かつて自分たちがされたような強い声掛けはできないというジレンマがあるのである。

以上、過疎化についての自治区長の方々の意見を総括するならば次のようになる。稲武の経済状況は1950年代半ばくらいから農林業経営のスタイルが変化し、地元で職が少なくなってきたので稲武を離れる動きが加速した。現在では、子どもに稲武に戻ってきてほしいが、働き口がない以上仕方がないという諦めの気持ちが大半である。また、自分たちのそうした姿勢や選択が過疎をすすめてしまった一面も否定できない。

(3) 農業について(1)―Uターン者への視線

過疎問題とともに地域課題として挙げられているのが、農地を耕す者の不在という問題である。自分たちの世代で先祖伝来の田畑が荒れてしまうのは避けたいが、上述したように、自分の子どもに農業を継がせたり、実家の田畑を守ってくれと言ったりすることがなかなかできない。自分たちはUターンして地元に戻ってきたが、自分の子どもたちにUターンしろとは言えないのである。また、子どもの生活を考えると、子どもたちは都市部へ出て、自分たちは稲武でのんびり暮らせばそれでいい、というような意見も聞かれた。

私の息子は豊田消防署に勤めてますがね。結婚して、「しばらくは外で暮らせ」と私が言ったら「金がない」と「家に入る」と。金ももつたいないんだと。で、嫁さんもらったら子どもがひとり増えて、こっちが忙しいが、それでも「おればいいか」という気持ちです。困ることは、うちの農業やっとりますが、若いものがそういうことに関心がないことですね。農業は親父がやりゃあいいという感覚。

年寄りが力を合わせていくのも、子どもたちも年齢があがってくれば、稲武の生活もいいんじゃないかと思うかもしれない。そういう生活してればいい。自給自足の安心し

た生活できれば。

昔へ戻って自給自足でするのがいいんじゃない。(中略) 逆に、そっとしておいてほしいなあ。年寄りも年寄りでかたまって力をあわせていったほうが。

〔「息子が継がないと田畑は荒れていく、次世代のことについてはどうするのか」と問われて一報告者補足) そんな先のことは考えて生活はできんね。

現在、子ども世代と同居している方については、子ども世代が田畑に関心を示さなくても地元で「居てくれたらいい」という感覚であり、田畑が荒れてしまうことに関しても危機意識が薄い。「そっとしておいてほしい」「そんな先のことは考えられない」といった言葉からは、自分たちの現在の生活にはそれなりに満足しており、その後の事は分からないしどうなっても仕方ないといった投げやりな雰囲気がある。何とかしたいという意識が希薄な印象を受けた。

(4) 農業について(2)―Iターン者への視線

農業経営が成り立たなくなってしまった現在、自分たちが所有している田畑に関しては、赤字を覚悟で趣味で耕している状態にある。一方で、外から農業を始めたいとやってくる若者たち(=Iターン者)に対しては、農地や空き家を貸す事に対して抵抗感を示す声が多く聞かれた。

空き家を貸してほしいと言われて、2~3軒聞いたんですけど、人に貸すっちゃうのは、なかなかできないみたいですよ。

できませんね。盆正月に戻ってきて、それ以外で貸すというのも絶対嫌。

片付けるのもえらいことだもん。貸せるような人はおらんでしょ。よそかや見れば貸してくれてもいいじゃろと思うかもしれんけど、かたすのもえらいことだもん。(中略) 全然知らん人には貸せない。よう知ってる人でも、断ってるだもの。

「よそ者」に対しては、普段使っていない農地や空き家でも貸す事に対しては抵抗感があるようだ。この背景には、先祖代々の土地を他人に乱されるのではという心配の他にも、これまで外部から農業を志してきた人々が、うまく根付いた例が少なかった状況から、そんなに

農業は甘くない、安易な気持ちで来ているのではないかと、という不信感があるようだ。

わたしのところにも相談が来てね。土地を貸していただけないかということで仲介しましたが、特殊な作物で需要もあるということならいいですけどね、ただ百姓やりたいと言われても厳しいのではないですかね。米などでは1反2反やってたって自立はできません。本当に、いまは田畑を荒らさないために作ってるだけで、できれば作らない方がいいと思ってやってるんです。これなら利益があがるだろうというものをもってくればいいかもしれないが。ただ百姓やりたい、きゅうりやナス作りたいうんじゃあ、じゃあ販売はどうしますかってね。そこまで考えないといけないし、自分たちもそこまで考えていない。

外から来たものだと、どうしても手抜いてって思うのだからと思うしね。生活のためじゃないと。

借りる方は安くかりたい。ただみたいでいいじゃないかという感覚もあるじゃろう。

タダ同然ならそのまま草ぼうぼうの方がいいという感じじゃないかね。貸してくれる人も、コミュニケーションがあればね。

農業だけで生計が立たない現状のなかでは、土地を貸すにもどうせ趣味だろうという意識があるようだ。また、他人はもちろん、知り合いであっても、自分の土地を貸すことには抵抗がある。もちろん、「やる気があればいいけど。田畑はいくらでも余ってますから。作ってくれるならどうぞ。」という声がある一方で、

いざ貸してくれっていうとね。実際自分のこと考えてみても貸してくれと言われて貸せるかどうか。みんな「いい」とは言うけど実際はどうなんじゃろうか。

と、本音と建前は別といった意見や、

外からやってきた者は、「そーんなことやって、金にやるか？」ということやる者ばかりだね。たいがい収穫する時期を夢見て、その夢ばかり追って、その下準備が大変なんだけど、それがやになっちゃう。

というように、農業に対する認識の甘さを指摘する声が根強い印象を受けた。

第3節 まとめ・今後の課題

今回の聞き取り調査でのトピックは、改めて以下のよう

にまとめられる。まず、稲武の自治区長のライフサイクルとしては、＜進学＞中学・高校で市街地に進学、＜就職＞①そのまま市街地に就職、②稲武から車通勤、③稲武で農林業、④稲武で給与所得者、＜帰郷＞①子育てを機に帰郷、②定年を機に帰郷、といったパターンがみられた。

過疎の原因については、1950年代半ばを境に農林業経営が成り立たなくなり、稲武に仕事口がなくなってしまったこと、自分の子どもたちに地元に残るような強い働きかけをしなかったことなどが挙げられる。現在所有している田畑については、自分たちの代までは赤字でも荒れない程度に耕すが、その後については荒れてしまっても仕方がないと考えている。外部から来た人々への貸与については非常に否定的である。全体的に、閉塞的で保守的な姿勢の背景には、現在それほど生活に困っていないこと、過疎化といっても生活がまわっていていることが原因とみられる。

これらをふまえたうえで、稲武地区の過疎化問題について改めて今後の課題を提示するならば、以下のようにまとめられる。すなわち、信頼関係を築きながら、貸与できるシステムづくりの提案に対しても、積極的ではなく、稲武地域の将来を見据えて自分たちが積極的に動いていこうという意識が希薄であること、危機意識があまりなく自分たちの行動や選択が地域全体の将来にどのように影響するのかをあまり問題視していないことが一番の課題である。また、過疎化は仕方ないという意識には、地元で生計を立てる手段がないことが主要因として挙げられたが、従来の農林業経営ではなく、情報基盤や他の経営スタイルと組み合わせ、新しい生活スタイルを提示したり、農村に魅力を感じるような都市からみた新しい価値観から地域を見直すよう働きかけるといったことが求められるだろう。

このように、今回の意見交換会では、過疎化に伴う農地の荒廃問題に関して、産業構造の変化に伴う農林業の衰退という前提となる社会状況に向き合うなかで、人口の減少に関しては、流出・流入の双方から問題点が指摘された。すなわち、自分たちの子ども世代が流出してしまふことに関しては、地元で働く場所が不足していること、通信情報技術の発達によって若者にとって「魅力的な」都市部の情報が入りやすくなっていること、などが指摘され、Iターン者の流入に関しては、農業に対する認識の甘さや、自分の土地を提供することへの抵抗感という心理的要因などが指摘された。

もちろん、地元の農地が放棄され、景観が荒廃して

いってしまうことに対する懸念や、過疎化の進行についての認識はあるものの、以上のような発言の根底には、とりあえず現状の生活が困ってしまって立ち行かないという訳ではない、といった現状肯定的な認識や、「そんな先のことは考えて生活はできんね。」「そっとしておいてほしいなあ。年寄りには年寄りでかたまつて力をあわせていったほうが。」というような「いま、ここ」の状況を守る事を志向する傾向があるようだ。こうした考えは地元の和は保つには適しているかもしれないが、少子高齢化や農地の荒廃問題といった巨視的に取り組む必要のある問題の解決にはつながらず、むしろ閉塞感を強めてしまう恐れがある。Iターン者の受け入れ態勢の再考を含め、長期的に問題を捉える視野と「一歩を踏み出す」姿勢が必要であると感じた。



＜図21＞稲武地区の聞き取り調査の様子

なお、今回のインタビューは年配男性の自治区長というカテゴリーでの現状認識であったが、他の世代や立場の人々の意識と総合して地域課題と人間関係の構造について考えていく必要があるだろう。

(青山 貴子)

第7章 課題の整理と今後の方向性

第1節 基本的課題

以上、豊田市合併町村5地区の自治区長たちへのインタビューを基本とした対話の記録を分析し、彼らがいわんとしていること、つまり当該地域の過疎化と高齢化、さらには農林業の衰退と地域の自治組織の解体、そしてそれらがもたらすであろう生活の崩落という状況を、彼ら自身がどのようにとらえ、どのような思いを抱いているのか、をとらえようと試みた。この分析においてとらえられた合併町村地区の課題を改めて整理すると、以下ようになる。

- ① 合併町村地区で、急激な過疎化・高齢化が進展していること

- ② 自治体行政の末端である住民の自治組織の解体が著しく、行政サービスが末端まで行き渡らない問題があること
- ③ その背景には、地域の地場産業である農林業の衰退があること
- ④ 農林業の衰退は、単に地域経済の衰退を意味するだけでなく、耕作放棄地の急速な拡大に見られるように、美しい田園風景という地域資源の衰退であり、かつ生活をきちんと律していく住民相互の扶助機能の衰退として現れていること
- ⑤ 役場の支所化・学校の統廃合は地域の心理的紐帯を切断し、地域コミュニティの求心力を殺ぎ、地域住民の文化的つながりとそのコミュニティへの帰属感を衰弱させていること
- ⑥ これらを含めて、地域資源の急激な枯渇化が進展しており、合併町村地区は人が住むに魅力のない地域へと変容しつつあること

これらの諸課題と密接に絡み合っているのが、自治区長という地域コミュニティの世話役であり、また顔役である中高年男性のある種の消極性、つまりある種のあきらめにも似た無力感である。そして、それはまた、理由のないことではない。上記のような豊田市合併町村地区が今日直面している諸課題は、それが合併後突如として立ち現れたものではなく、合併によって、旧来の町村が解体されて、豊田市というより大きな自治体の一地域自治区へと再編された結果、旧来の町村が独立した自治体として覆い隠してきた、しかし、いずれは人々が目の当たりにせざるを得ないはずの諸問題であったのであり、それは今日の若者たちが地域社会を離れ、また合併によって都市内分権が進められることで自立を迫られ、その結果、突如として現れた新しい課題なのでもなく、現在、自治区長を担っている彼らの世代やその親の世代がよかれと思って行った生活上の選択の一つの帰結だという性格を持っているのである。

後述するように、豊田市の合併町村地区を含めて日本の農山村は、政治的に都市の発展を支える後背地としての役割を担い、つねに日本の経済発展の動向に翻弄されてきたという歴史を持っている。この歴史の動きの中で、住民たちは自らの生活の向上のために、農林業を営み、賃金労働者となり、産業労働者となること、貨幣経済に身をゆだねること、子どもを都市の学校に送り出し、都市で生活を営めるように支援し、結果的にその故郷である農村が衰退することを受け入れてきたといっても過言ではない。彼らやその親の世代の人々は、時代の流れに身をゆだねながら、自らその時々最善の選択を繰り返しつつ、生活の向上を図ってきた、きわめて当然

の人生選択を行ってきたとあってよい。この意味において、農山村は常に都市化しようとするのである。この選択を、後の世代が、間違っていたと非難することは、誰にもできないし、してはならない。

自治区長へのインタビューと対話からも明らかなように、彼らのほとんどが、賃金労働者として地元を離れ、豊田市内や名古屋市などその他の都市での生活を経験して、親が年老いて、呼び寄せられたり、定年退職後に土地家屋を維持するために、地元に戻ったりした人々である。農山村の衰退をいうのであれば、彼らの世代において、既に農山村は衰退の道を早足で歩んでいたといわざるを得ない。

繰り返すが、今日の農山村の危機的な状況は、彼らの人生選択の一つの帰結であり、時代の流れの一つの必然でもあったといわざるを得ないのである。

しかしそれでも、故郷の衰退は彼らの心を痛めないではない。だからこそ、彼らはその土地の慣習を重んじ、お役を重んじ、長老支配と呼ばれるような内向きの論理に閉塞し、よそ者を排除することで、その地域をみずからの美しい故郷として保とうとしているかのように見える。そして、これも理由のないことでない。上記のストーリーラインの分析でも示されたような、彼らの投げやりな発言とあきらめきったような意見、さらにそうでありながら新しいものを拒否しようとするかたくなさは、彼ら自身が地元を自分たちの世代で終わりにしようとしていることの表出のようにも見受けられる。つまり、自らの生活のために親と地元と農林業を離れた自分たちが、この地域に最後の宣告を下すことで、自分の最期とともに、その地域を終わりにしようともしているかのように受け止められ得るのである。

ただし、彼らとの対話からは、そうはいつでも、やはり自分の故郷が故郷として次の世代へと引き継がれていってほしいという思いを捨てきれない、そういう複雑な感情を読み取ることができる。そして、ここにこそ、私たち調査者はこの地域の可能性を見たい気がする。またさらに、そのような思いを基礎にして、彼ら地域の世話役が、自分が生きてきたような時代の波に乗って生活を立て直し、豊かにしていくことの意味を新たに、時代の流れをうまくとらえることで再生していく新しい農山村のあり方を実現することを願いたい。彼らが時代の波に乗って、農山村出身の産業労働者として、日本の経済発展を支えてきたのであるならば、今日、農山村の衰退に対して、たとえば豊田市は行政として自らの責任の果たし方を模索し、今回の調査を私たちに委託してきている。これまでの経済発展を基調とする観点からは農山村の衰退は仕方のないことであったが、今や都

市そのものが生き残ろうとするときに、農山村の問題は都市の問題でもあるようになったのである。また、社会では食の安全が問題となり、さらにこれまでのような規模の大きさや効率性を競う経済発展のあり方ではない、質と価値の多元性を重視するような経済のあり方を模索する動きが強まっている。こういう流れをとらえることで、農山村は、これまでとは異なる価値を創造し、それら新しい価値を発信して、人々に対して次の生き方を提示することができるような、自らの潜在力を獲得することができる。

この方向への転換のあり方を具体的なイメージとして提示しながら、地域コミュニティを担う新しいアクターとしての住民を育成していくこと、これこそが、私たちがなさなければならない新しい課題であるといえる。この過程で、地域の世話役であり顔役である人々が、自らそうしたように、時代の流れをとらえて、価値を転換していくことが期待される。

第2節 過疎化の原因と要因

上記の課題の背後にあるものは、何であるのか。それは、概略、以下ようになる。

(1) 巨視的要因

a. 経済的要因

たとえば、日本が自らを近代産業国家として建設し始めて以来、農山村は産業社会である都市の後背地として位置づけられてきた。それは二つの意味での「供給源」であった。一つは、原材料の供給地であり、二つは労働力の供給地であった。農林業従事者は、産業が新たな発展を遂げるたびに、囲い込まれて、離村を促され、産業労働者として都市部に出て行くことを余儀なくされてきた。とくに、1950年代後半から60年代半ばにかけて、日本の産業が軽工業から重工業・重化学工業へと転換する過程で、原料の供給地としての役割は終焉を迎え、農山村は廉価な労働力の供給源としての役割を担うことになった。合併町村地区も例外ではなく、トヨタ自動車の事業拡大にともなって、多くの町村民が出稼ぎ・季節労働者から正規労働者へと移り、雇用されて、村を出て行くことになった。

原料としての農林産物が価値を失い、生計を立てるに困難となること、および毎月安定したサラリーを手にする生活を覚えることで、農山村の生活も貨幣経済に組み込まれつつ、人々の意識も都市の産業労働者になることが出世であるという方向へと転回していった。多くの家庭で働き盛りの男性が産業労働者となるとともに、子どもたちを都市労働者にするための学歴需要が高まり、子

どもたちは高校から地元を離れることとなった。

このような動きと連動して、農山村は第三の機能を獲得することになる。つまり、労働力の供給源であるとともに、貨幣経済が浸透することによる市場としての機能であり、農山村は現金収入がないと生活できない、都市と変わらない市場として自らを再形成することを迫られるようになるのである。

こうして、農山村の住民が安定したより豊かな生活を求めることが、結果的に人々の離農を促し、今日の急激な高齢化と人口減の要因をつくり出した。この図式は、今日でも変わっていない。

b. 政策的要因

政策的にも、農山村は都市にとっての二つの供給源として位置づけられており、常に農山村に住む人々の生活を都市化することで、人々を産業労働者として都市に流出させてきた。とくに、1960年以降の農業基本法政策のもとで、多くの農山村で小規模自営農が解体されて、産業労働者として都市へと流出することとなった。そして、その結果、農山村は上記のような第三の機能を獲得することにもなっていった。

昨今の農業政策も、基本は変わらず、農産物の輸入とともに国内市場の流通において寡占が進み、農作物価格の上昇は政策的に不可能な状態になっている。需給関係において決まるはずの農作物出荷価格は、実際には大手流通産業の市場寡占によって、小売価格から逆算して決められており、農林業では生活が維持できないほどに、農家は困窮している。

c. 意識の問題

上記のような生活の変化において、農山村に住む人々の生活様式も変わり（貨幣経済に組み込まれ）、安定したよりよい生活を求めて、産業労働者になること、農山村を出て、都市に住むこと、より高い学歴を得て、よりよい企業に就職することを、価値あることと見なす意識が生まれ、それが離農・離村を促すことともなった。

d. 経済のグローバル化の問題

日本の産業社会としての発展の過程とともに、昨今のグローバル化の動きも、農山村の疲弊に大きな影響を与えている。とくに、農作物市場の開放と一部独占資本の市場占有率の高まりは、競争力に劣る日本農業をさらに痛めつけることになった。

その上、新自由主義的な構造改革は、農業に対する保護を切り下げることになり、それが農家の生活をより不安定なものとしている。

e. 急激な少子高齢化・人口減少の問題

また、少子高齢化と人口減少が、上記の要因を背景として、農山村で急速に進展しており、それが農山村を疲

弊させ、さらに農山村の高齢化と人口減少を促してしまうという負のスパイラルが形成されている。

(2) 微視的要因

a. 地域自治組織の問題：「お役」

農山村維持のために形成されてきた地域の自治組織が、高齢化・人口減少で解体する一方で、その自治組織維持や村そのものの維持のための「お役」の負担が住民にのしかかっており、日常生活維持のための負担が急速に増えている。この「お役」の負担とそのあり方が、地域に住む産業労働者としての若者たちの生活のあり方と矛盾を来しており、それが若者たちの離村を促してきたし、現に促している。とくに、夏の草刈りや道普請、消防団などはかなりの負担であり、サラリーマンとしての生活とともにこれらの役を担うのは困難だとされる。

b. 地域自治組織の問題：長老支配

地域の自治組織において長老支配が見られ、若者たちを抑圧していると受け止められている面があり、それが若年者の離村を促している面が強い。とくに、地域の「お役」を通じた抑圧とともに、地域経済のあり方についても、若者の意見を吸い上げることができず、結果的に若者が地元を見捨てるという事例がかなりある。

c. 地域自治組織の問題：閉鎖性・よそ者排除

長老支配・「お役」とともに顕著であるのが、よそ者に対する不信感の強さと排除の傾向である。人口が減ることへの危機感は共有しており、後継者難であることも自覚されているが、いわゆる「よそ者」に対しては警戒感が強く、受け入れることが困難な状況にある。「よそ者」を排除するつもりはないとどの地区の顔役もいうが、入ってくる以上「お役」を分担してもらわなければ困る、こちらの習慣に合わせられない人は来てもらう必要はない、こちらが新しく来る人に合わせる必要はないという意見がほとんどであり、実質的な排除となっている。

このような傾向が、さらに、若者たちの流出を促すことにもなっている。

d. 土地・家屋への執着

よそ者への警戒感・よそ者排除の感覚と分かちがたく結びついているものに、農家の土地と家屋への強い執着がある。すでに耕作放棄地となっている農地や、空き家になっている家屋を他人に賃貸したり、譲渡することにより、強い警戒感があり、流通を妨げている。都市部から農山村に魅力を感じ、空き家を探している人も多くなっているが、農家の土地・家屋への執着心・警戒感の強さが、これらの人々の流入を阻害している。

e. 生活の利便性の後退

すでに過疎化と高齢化が進んでおり、生活の利便性はかなり後退していて、これが過疎化・高齢化へとつながるという負のスパイラルが形成されている。とくにスーパーマーケットの撤退、医療機関の不在、学校の統廃合など、生活のインフラに関わる場所での利便性の後退は、かなり不利に作用している。

また、上記の閉鎖性とも関わるが、インターネットやケーブルテレビなどに対する警戒感も強く、外部の情報が入ることで若者が却って外に憧れて出て行くので、有害無益なものには要らないという意見が強固に存在するなど、生活の利便性を向上させるための障害となっている。

f. 限界集落の問題

過疎化と高齢化により、いわゆる限界集落が各地に出現しており、高齢者の基本的な生活保障のための手立てが必要となっている。自治会組織（自治区）も機能不全を起しつつあり、行政サービスが末端まで届かない状況が現れている。

g. イノシシなどの被害

山が荒れることで、餌となるドングリその他の生育が阻害され、イノシシが里に出て畑を荒らす被害が続出している。私たちも、訪問中に幾度か、公道を走行中にイノシシに遭遇したことがある。こうしたことも、農業を困難なものとしている。

(3) 負のスパイラル

豊田市の中山間村の過疎化と高齢化は、経済的な要因を背景として、上記のような様々な要因が絡み合って生み出されたものであり、すでにそれは若年者の減少・高齢化・人口減少・産業の衰退・生活基盤の解体が相互に絡み合って、それを促進するような負のスパイラルに陥っている。

さらに、ここに、残された人々の頑迷な意識やある種のあきらめに似た意識・感情などが作用することで、一層、展望のないものとしているように見える。

この負のスパイラルは、地元で事業体を営んでいる若者にも影響を与えており、疲れ切ったような、あきらめのような意見が彼らから多く聞かれている。

第3節 住民の可能性

しかし、上記のような中高年男性からなる地域の世役たちの悲観的な観点を形成する負のスパイラルに対して、より積極的な要素が見受けられたことも確かである。

(1) 女性グループ

一つは、地元を根を下ろして活動している女性たちである。彼女たちは、うまく地元に適応できていない一部転入者を除いて、ほぼ例外なく活発に活動を広げており、ネットワークも豊かで、相互に情報を交換し合いながら、農山村の生活を楽しんでいるように見える。ある地域での懇談で、女性グループから、もし離婚するようなことになったら、夫に出て行ってもらう、私たちはこの土地をとてども気に入っている、という話が聞かれたほどであった。

彼女たちのつながりは、経済的な利害関係ではなく、むしろ人的な、信頼関係を構築することで、相互に援助しあうような関係によって形成されている。価値観も、モノを持つこと、所有することを優先するのではなく、よい自然環境に住めること、そこで子育てできること、少人数学級で指導を受けられること、農山村の濃密な人間関係の中で子育てを支援してもらえること（反面、家の中まで介入されてうっとうしいとの感覚を持っているが）など、いわゆる従来の都市部の感覚・価値観ではない新たな価値観にもとづいて生活を楽しんでいる様子がかがえる。

また、女性だけの集まりやサークルなど、地元での人間関係が広がっており、孤立することなく、生活を営むことができている。このネットワークから、趣味サークルや伝統芸能の伝承、伝統工芸の伝承、さらにはまちづくり運動などが行われており、女性たちが積極的な担い手として立ち現れている。

今後の合併町村地区の活性化については、女性のこのような新しい動きが一つの鍵となる可能性は十分にあると思われる。

(2) 子どもたち

子どもたちも、新たな価値観を持ち始めているように見える。高校になれば、この土地を出て行かなければならないが、できれば帰ってきたいし、住み続けたいという思いを語る中学生たちの存在が知られている。彼らは、貨幣経済の中で成長しながら、逆に、モノを持つことへのあこがれから、この土地の自然環境や人間関係に意味を見いだそうとする新しい価値観を持ち始めているようである。子どもたちが所有を優先するのではない、人的なネットワークに価値を置くような感覚を持ち始めていることがうかがえる。この点は、女性たちの新しいネットワークの価値と通底するものがあるといえる。

また、学校における少人数指導についても、おとなたちが指摘するような、競争心がつかない、仲間関係が固定してしまい、向上心が身につかないという否定的なと

らえ方ではなく、きちんと教えてもらえるし、学習塾やお稽古事には通っているので不自由していない、また土地の人たちとのふれあいの中で大事にされていると感じているので、小規模であることに特段問題を感じてはいないとの見方をしている中学生たちも多数存在している。

この彼らの思いを、どのような形で地域コミュニティの新しいあり方へと練り上げていくのが課題だといえる。

(3) 高齢者

高齢者は、過疎化・高齢化さらには若者が帰ってこないという問題を抱え、一面で、意気消沈している面がある。しかし、他方で、日常生活において、新たな活動を始めているところもある。たとえば、各家庭に伝わる伝統的な方法による漬物加工で収益をあげて、旅行を楽しむなどの動きが、地元のリーダーたちの指導の下で、出始めている。生活を楽しみながら、地域にも貢献し、実利も得ようとするような生き方が既に可能となっているといってもよいであろう。

第4節 外部環境のもたらす優位性と脆弱性

社会は確実に変化しており、従来の規模の経済から質を問う経済のあり方へと転換している。そこでは、生活の質が重視され、市民の意識も所有よりは存在やネットワークを重視する方向へと転換している。しかし、この社会的な変化は、いまだに過渡期にあり、とくに中山間村はこのような社会の大きな変化が現実のものとなる前に疲弊し、衰退していくように見える。

農林業においても、世界的には食糧危機にあり、今後、日本が従来通りの食料輸入に頼っていられるかどうか不安要素が高まっている中、農業の優位性は確実に高まるものと思われるが、現下の農政のもとでは、農業が産業として自律し、従事者の生活を支えることができるまでに構造改革が進む以前に、農山村は衰退してしまうように見える。

また、既述のような一部独占企業の市場寡占状態が続く限り、農業が産業として再生されても、農業そのものが独占企業によって支配され、雇用の創出や農山村の環境整備・生活の質の向上につながるものとなるのかどうかは不透明である。むしろ、都市部消費者との間に、これまでの規模の経済や効率の経済とは異なる価値によって結ばれた、新しい流通のあり方をつくりだすことで、農山村の持つ潜在的な優位性を発揮させるような仕組みを構築する必要があるといえる。それはまた、現在のところ、都市部への通勤圏であることが、地域社会の負の

要素となっている面がありながら、本来的には、それが優位性となるような、都市との近さを積極的な要因へと転化させる施策をつくりだすことでもある。

第5節 考えるべき視点

(1) 少子高齢化の進展と都市・農村の関係

従来、既述のように農村は都市の産業発展のための後背地としての役割を担い、都市に原料と労働力を供給し続けてきた。また、第二次産業の発展には「外部経済」としての水や空気、さらには人間の労働力の回復など、市場での交換になじまないものが介在することで、利益をもたらす構造が存在している。この「外部経済」を担ってきたのが農山村である。

今日、日本の産業社会の変化は急であり、都市・農村部ともに急激な少子化と高齢化に見舞われ、しかも製造業を基本とする第二次産業は海外移転を進めており、雇用の創出も困難となりつつある。産業社会は常に、生産力を上げることで、余剰労働力をつくり出しつつ、廉価な労働力を雇用するという循環をつくり出してきたが、今日、この循環が一部崩れ始めている。都市における余剰労働力がフリーターとして都市に滞留することで、都市の治安の悪化その他の機能不全を起こしつつあり、それを都市周辺農村部が回収することで、社会全体の安定を保っている一面が現れ始めている。

また、都市で大量に定年を迎える高齢者の存在も、都市部に多量の非雇用者を滞留させることになり、彼らが今後、何らかの社会不安要因とならない保障はなく、彼らをどこで吸収するのかも、大きな社会問題となりつつある。

(2) 環境問題・農業問題と都市・農村

水源問題・治水問題として、従来の農山村・都市間の関係はとらえられてきた側面があり、この一面は、昨今のゲリラ豪雨による被害のもたらされ方を見てもその重要性は変わらない。都市が、物理的に機能するためにも、農山村が整備されている必要がある。

また、昨今の環境問題及び食の安全の問題から見ても、都市から目に見える範囲における農林業を振興することは、都市民の生活の安全を考える上でも重要であり、都市からの何らかの形での農林業振興のための利益環流がなされる必要がある。

さらに都市と農村の関係は、上記の治安・社会的な安定・経済面だけではなく、人的な交流による都市民の生活の質の向上にとっても、重要な役割を果たしつつある。

(3) 新たな価値を実現するための農山村

都市民の中には、これまでのような産業社会での生活ではなく、むしろ自然環境を重視し、人間関係を重視した、新たな生き方、端的にはロハス（LOHAS）的な生き方を志向する人々が増えてきている。ロハス的な生き方とは、それがLifestyle Of Health And Sustainability と呼ばれるように、健康で持続可能な生活スタイルのことであり、人間の手が入っている自然のあり方が前提となっている。ロハス的な生き方を志向する人々は、原生林に住みたいのではなく、人の手が入った田園に住みたいのであり、自分は市場社会に片足を突っ込みつつ、もう片方の足で、豊かな自然の中での生活を満喫したいと願っている。

この条件を満たしているのが、都市近郊の中山間村である。この意味では、都市近郊の中山間村の人の手に入った田園風景は、人を引きつける価値を持ったものであり、従来の水源・保水・治水・環境、さらには労働力の供給源としての農山村のみではなく、都市にとって新たな価値、つまり景観・人の手に入った人と自然の共生態としての農山村という新たな価値を持つものとしてとらえ返される必要がある。

農山村は「公共財」であるという価値を社会的に定着させるような新しい産業の枠組みが必要となっているのだといえる。

(4) 高齢化・限界集落ととらえる

上記のような新たな価値を実現するためには、農山村が抱えている象徴的な問題である高齢化と限界集落の問題をとらえ、この問題を女性や子どもたちと還流させながら、新たな仕組みにおいて解決する方途を考える必要がある。

(5) 市場と外部経済とを架橋する仕組みを

以上を勘案すると、今後、農山村の問題を考える場合には、従来の公共投資や福祉などのように、市場の外部で行政が所得の再分配を行うことで農山村を底支えするようなあり方ではなく、また、いわゆる新自由主義的な市場における競争をそのまま肯定して、一部独占資本による市場の寡占を放置するのではなく、都市を支える農山村として、人と自然の共生態としての農山村という価値を生み出すような仕組みをつくり出す必要がある。

それは、市場を否定するものではなく、また市場のみに依存するものではなく、市場の機能を活用しつつ、外部経済としての自然と市場とを架橋するような仕組みの創出である。

その観点は、以下のものとなると思われる。

1. 農山村内部を人的なネットワークで結ぶことで、新たな生活の価値を生み出す仕組みを構築すること
2. 都市と農山村との間を架橋するような人的なネットワークを、都市部で大量に社会へと送り出される退職高齢者や若年労働者の価値観とそれにもとづく生活のあり方と関わらせて構築すること
3. 市場と外部経済とを架橋する事業体を形成し、市場での収益が、外部経済へと環流しつつ、事業体本体そのものが収益をあげ、雇用を創出することができるような仕組みを構築すること
4. これらを総合して、農山村を新たな公共的な価値として立ち上げる仕組みを構築すること。

第6節 具体的イメージ（施策）

(1) 市場と外部経済を架橋する事業体の創成

- ① 市場と外部経済、都市と農山村を架橋する公共的な事業体を形成する。
- ② この事業体は、一方で市場における活動を通して営利を求め、他方でその営利の一部を農山村事業に環流させ、農山村の公共財としての価値を担保し、そうすることで、農山村の市場価値を高めるための活動を行う。
- ③ 事業体には既存の企業の活用を検討してもよい。市場経済の中で、地域コミュニティに貢献する事業を立ち上げつつ、正当な対価を得るという性格を身につけた営利企業の可能性を追求することで、市場経済における農山村の可能性を問うことへとつながる。

(2) 事業体の性格

- ① 既存の公社その他を活用すること、またはNGOなどの組織体、既存の企業が地域アクターとして変成されたものとして形成する。
- ② 市場における営利活動とともに、この事業体の理念を担保するための研究機能を持たせ、常に市場と外部経済との環流のあり方を検討しつつ、事業体としての経営を進める。
- ③ 社会への貢献が市場における正当な対価となって還元される社会企業としての性格の強い事業体を構成する。

(3) 事業体の事業

企業体には、市場において経済活動を行って利益をあげる営利部門と、その営利にもとづいて、農山村の公共財としての価値を高めることで市場的な価値を創出する公共部門、それにこの事業体の理念を維持し、かつ常に

社会情勢・経済情勢を見極めつつ、事業体の経営を行う研究・経営部門の3つの部門が置かれることが望ましい。

a. 農業

- * 新たな市場における収益を、公共財としての農山村に環流させ、農業振興事業その他のための機構を組織し、雇用を創出する。
- * 農業のための雇用を創出するとともに、職員を農山村に住まわせ、草刈り・棚田の整備など、田園風景・景観の創出を行う。
- * 農業は基本的に請け負いとし、農家から農地を借り上げて、生産を行い、収益の一部を農家に還元するとともに、生産物は従来の市場を通さずに、消費者とより直接的な関係の中で流通させる方途を考える。
- * 農家との間には、自家用野菜の流通ネットワークを形成することで、高齢者でも無理なく生産活動に参加でき、かつ見守りにもつながるような流通のあり方をつくりだす。
- * さらに、「ホワイトカラー女性と農村」「癒しと農業」「知的な農業」などのコンセプトで、農村環境の整備・保全と「野菜ソムリエ」「農山村交流コーディネータ」など農林業をテーマとする新しい職種と産業をつくりだす。
- * 農業に関する高付加価値産業を誘致・開発し、市場産業として育成することで、新しい産業形成の核を農山村に埋め込む。

b. 高齢者

- * 高齢者とくに限界集落への対応として、事業体が職員を巡回させながら「対話」と見守りを重ねることが考えられる。
- * 上記の新しい農作物流通ネットワークの中で、高齢者とのふれあいを組織することで、見守りの実質化を図る。
- * 将来的に条件が整ったところで、保険事業その他のサービスと関わらせて、成年後見制度を活用した、高齢者見守り制度として運用し、保険という市場経済の中に、高齢者への見守りシステムを組み込む。この制度には、このほかに訪問を基本とする市場（たとえば、新聞・郵便・信用組合・乳酸菌飲料配達その他）を組み込むことも可能である。

c. 学校・教育

- * 学校の統廃合は、教育事業費負担のみを考えれば合理性があるが、学校は地域社会の文化的中心であり、かつ精神的中心でもある。学校を統廃合す

ることで、地域社会の人間関係が切断され、その結果、高齢者の寝たきりが増えるなどの弊害が顕著となっている地域がある。また、子どもたちも統廃合によってスクールバスによる送迎となり、地域社会の人間関係から切断されることで、豊かな地元のネットワークを活用できなくなる危険もある。

- * この意味で学校の統廃合には慎重である必要がある。統廃合が基本的に教師の件費の問題であるとするならば、中心学校制度のようなものをつくり、中心学校から各分校に教師が派遣されて、授業を行い、かつ指導を行う制度などが考案されてもよいと思われる。

- * また、統廃合後の学校については、地域の文化センター・人間関係のセンター的な機能を果たせるように、事業体が何らかの経営を行うことが求められる。

d. 農地・空き家

- * 耕作放棄地や空き家など、都市民の農山村への転居希望の増大とともに、関心が高まっており、有効な手立てを講じて、流通させる仕組みをつくり出す必要がある。農家の人々のよそ者への警戒感・よそ者排除の感覚なども考慮しつつ、何らかの公的または公的なものに準ずる形での保証人制度などの形成が求められる。

- * また、農地や空き家の貸借関係におけるルール作りが必要である（貸す農民の側と借りる都市民との間で相互の信頼関係を醸成できるようなルールを、農家の感情も考慮した上でつくり出す必要がある）。

e. 自治の基盤組織

- * 自治の基盤組織である自治区や組そのものが機能不全を起こしている地域がある。この地域への行政サービスの提供なども、上記の訪問・見守りサービスの提供事業とともに考えられる必要がある。とくに、限界集落化している集落の自治組織をてこ入れしつつ、高齢者の生活を保障するような人的な配置を行うための仕組み作りが求められる。

- * コミュニティ・コーディネータ、地域社会主事のような人材の育成と配置が求められる。これを既述の農林業をテーマとした産業の担い手と絡めることも可能である。

f. 広報機能

- * この事業体が市場における営利活動とともに公共財としての農山村の価値を高める活動を進める上

で必要な広報がなされる必要があり、そのための措置が求められる。

- *それは、農地・空き家情報の発信や、都市からの転居希望者と農山村住民との間を取り持ちつつ、相互交流を進める機能でもある。

g. 都市・農山村、市場・外部経済、高齢者・産業界の媒介

- *この事業体が果たすべき役割は、都市と農山村とを媒介して、都市と農山村との相互依存関係を強化すること、また市場と外部経済とを媒介して、農山村のもつ公共財としての価値を市場において高めることであるが、さらに、それはより具体的には、農山村の高齢者のもつ技能や生活様式を新たな価値へと創造して、市場と結びつけるとともに、彼らのニードを産業界へと反映させることでもある。
- *それはまた、農山村に伝わる伝統工芸や伝統芸能に新たな光を当て、市場価値を高めることへとつながるものである。
- *この役割を担う機能を、事業体が果たすべきであり、そこでは都市の若者や大量定年を迎える団塊世代などを活用し、新たな雇用を創出するとともに、新たな都市・農山村交流を進めるような人材の育成へと結びつけられるべきものである。
- *この人材をコミュニティ・インタプリタ(地域間の相互翻訳者)、またはコミュニティ・コーディネータと暫定的に呼ぶ。
- *このコミュニティ・インタプリタやコミュニティ・コーディネータの育成は、交流館などと連携して進められるべきである。

h. 交流館事業の再編

- *上記の事業体を基本とした各方面にわたる都市・農山村交流、市場・外部経済交流、そして高齢者・産業界の交流を進めるためには、営利事業や実践の展開とともに、住民に対する広報や啓蒙、さらには住民自身の学習活動が必須であり、都市・農山村において新たな価値を生み出していくことが求められる。
- *豊田市は、中学校区に1館の生涯学習施設=交流館を配置し、専任職員を配備して、手厚い生涯学習行政を行ってきており、交流館が各行政サービスの出先的な機能を果たしている。とくに、旧市街部では、交流館とコミュニティ行政とが密接な関係を持っており、地域自治に大きな役割を果たしてきた。
- *合併町村地区においても交流館の整備が進められ

ており、また各集落に置かれている集会所などをネットワークすることで、地域住民に対するきめの細かい行政サービスが可能となるが、都市内分権の趣旨から見て、それが住民によって担われることが望ましい。

- *都市内分権の進展にともなって、「わくわく事業」など、地域住民の自発性にもとづく自治の進展が見られ、その活動拠点として交流館が位置づけられる必要が高まっている。
- *上記の事業体が活動を進め、新たな社会を創造していくためにも、とくに合併町村地区における交流館の機能を再編成し、この事業体との連携を強めることが求められる。

(4) 事業体の組織

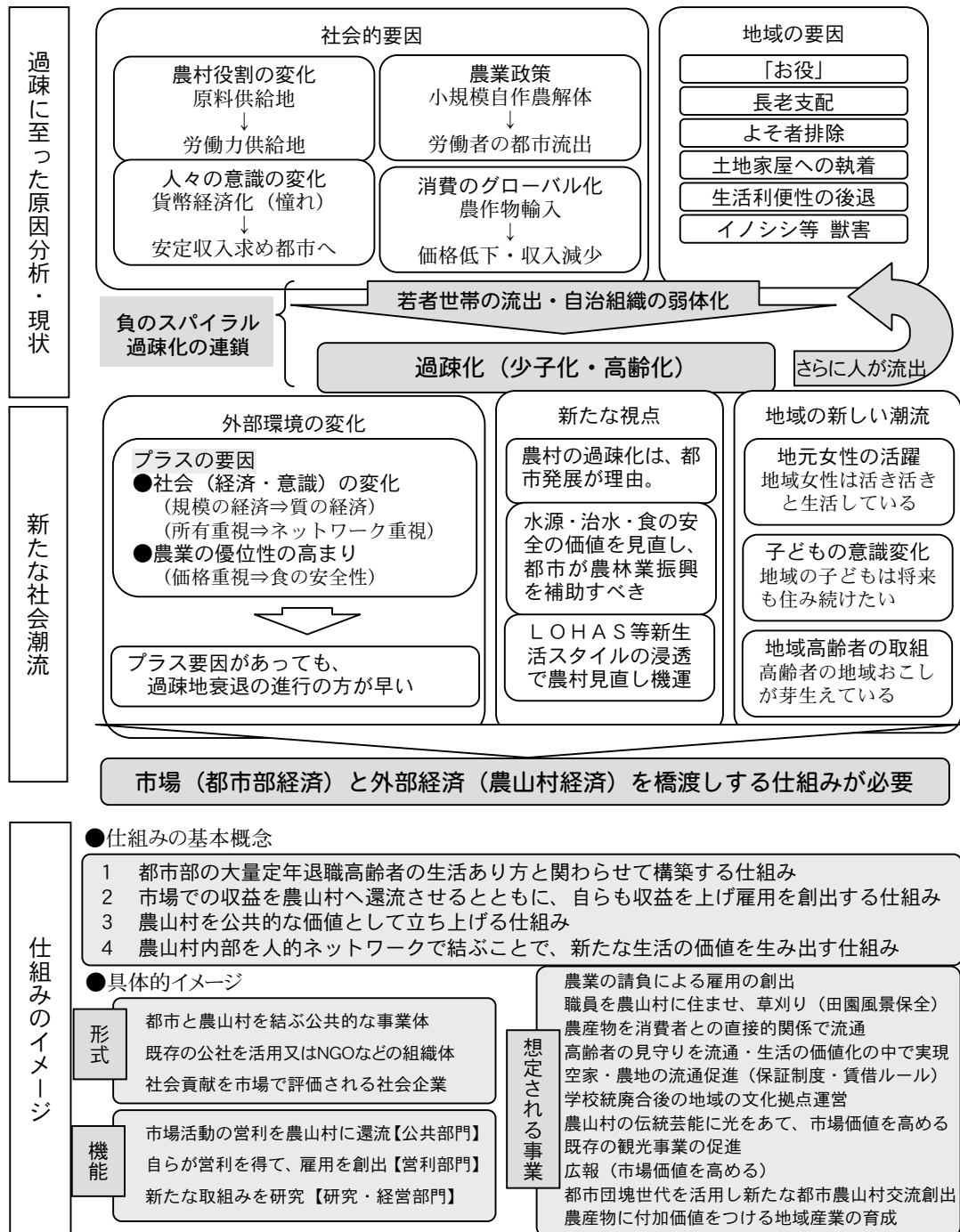
- *権限と権力・富の集中は望ましくないが、都市と農山村を結びつけ、新たな公共財としての農村の価値を高める事業体は、わかりやすいもの、そこに行けば何とかなる、何とかしてくれる、という、住民意識の核となるような存在として、つくられる必要がある。
- *民間企業・行政・大学が連携をとりながら、事業体の各部門・現業部門が自立的・自律的な経営を進めることで、農山村が新たな社会価値を生み出し、公共財としての存在意義を高めていくような事業体として形成される必要がある。
- *理念主導型の緩やかな部門連合体として、組織が形成されるべきである=「社会企業」として自らを位置づけるヘッドクォータを組織する。

以上を図示すると<図22>のようになる(イメージ)。(牧野 篤)

おわりに

人々が生活を営む場所には、経済が生まれ、そして文化が形作られる。この二つは相互に絡み合いながら、人々の感情を規定し、また感情によって規定されるものとなる。この三者が一つの相互規定の関係をつくりだし、それが人々の生活を豊かにしていく環が作られるとき、その場所は人々にとってかけがえのない故郷となる。

しかし、この故郷はひとり孤立して、閉塞的に存在することはできない。それは常にその場所を取り巻くより大きな経済の動きや文化に規定されながら存在し、その動きの影響をその場所へと持ち込むものが人々の生活に対する思いや感情であるという関係が形成されている。



<図22> 豊田市農山村活性化事業の考え方

人々は常に、自分の生活の持つ論理にもとづいて、その時々でもっとも合理的な判断をしながら、より大きな経済や文化の動きを取り込んで生活を営み、それがまた故郷の経済と文化を豊かにしていく。このような連関が作られているとき、その故郷である地域社会は、人々にとっての生活世界全体となる。

ところが、この連関は、地域社会とそれを取り巻く外部社会との経済構造のずれによってゆがみが生じ、人々の生活の論理が外部世界の発展の論理を採用することで、破綻へと歩みを進めることになる。人々の生活の論理とそれにもとづく感情が、外部社会の論理を取り込みながら、地元の経済と文化を組み換えるのではなく、より大きな経済の構造的な変容が、地元経済と齟齬を来すとき、または地元が依拠している経済のあり方が構造的に古く弱いものとなっていくとき、人々は故郷であったはずの地元を放棄する形で、自らの生活を豊かにする方向へと踏み出すことになる。このとき、人々の帰属は、故郷ではなく国となる。それは、つまり、都市化の論理が社会に貫徹しつつ、その動向に後れた地域社会が切り捨てられていく過程でもある。都市は国家であり、農山村は常に都市化せざるを得ないのである。

それ故に、この過程においては、農山村の疲弊は必然となり、かつ国家全体の都市化によってそれは賄われるべきこと、つまり国家的な保護・保障の対象として、利益分配を受けるべき存在へと転じていくことになる。従来の地方交付税と補助金を基本とした農山村への利益分配と人々の意識の動員はそのことを如実に物語っている。これがいわば第二次産業、製造業を中心とする産業社会をベースとした国家のあり方であった。そこでは、農山村居住者は、産業労働者つまり工場で働く賃金労働者になることで、生活の糧を得、農山村社会に貨幣経済が浸透して、廉価な労働力の供給源であると同時に、都市の市場として機能することが農山村には期待された。

そして、さらに国家は民衆の欲望を組織しながら、次の段階へと歩みを進めていく。つまり金融と消費を基本とする金融経済・大衆消費社会ベースの国家へと展開し、トーキョーが国家化し、国家はグローバル化しながら、トーキョー以外の国内地方を切り捨てていく。都市化した農山村が、都市もろとも地方化され、周縁化されるのである。これが昨今のグローバリゼーションと構造改革の一つの形であり、平成の大合併の姿でもある。

このような動きは、人々が生活の改善のために選択を重ねた結果、疲弊してしまった農山村を、さらに崩壊へと導くだけでなく、人々が故郷を捨てながら自らの帰属先として選択していった国家そのものを解体へ導く。つまり、国家の保護が後退するため、人々は外部世界へと

開かれているはずの感情を閉じ、内部へと閉塞していくこととなる。その一つの現れが、本稿でも析出した合併町村地区の自治区長たちの閉塞感であり、またあきらめにも似たかたくなな守旧的な態度・感情であるといつてよい。

しかし、このような構造的な変動は、地域住民が感情を国家から回収し、自らの足下であるコミュニティへと感情を置き直しながら、従来の産業社会において整備されたインフラを利用して、都市化した農山村を、公共財としての都市・自然の共生空間へと組み換え、自立的で持続的な社会を構成していくことにつながる可能性を秘めたものである。それこそが、国家中央から切り捨てられ、自立を迫られて、否応なく合併を選択させられることになりながら、その中で合併の理念を実現していこうと呻吟している各地域コミュニティのもつべき力なのではないであろうか。

本調査研究で問いたいのは、このコミュニティが持つべき潜在的な力を導く論理のあり方である。本稿で扱ったのは、豊田市合併町村地区における世話役であり顔役である自治区長たちとのインタビュー・対話であるが、その消極的で、内向的な論理においてさえも、新しい積極的な論理へと展開していく一つの可能性を見ることができるよう思われる。この調査では、自治区長たちへのインタビューの後、第2回調査から第6回調査まで各地区を回って、様々な関係者へのインタビュー・面談を繰り返しており、彼らとの対話の中で、この新しい社会の創造を可能とするような、地域住民の持つ潜在力を物語る生活の論理がより鮮明にとらえられることとなった。その具体的な内容については、今後まとめられる調査報告書に記される予定であるが、本稿の分析からでも、疲弊し、衰退しているかのように見える農山村は、その実、その内部で新しい息吹の胎動が始まっているのだといえる。本稿になにがしかの価値があるとすれば、そのかすかな動きをとらえることができたということであろう。

今後、豊田市合併町村地区における調査結果をまとめるとともに、豊田市だけでなく、日本全国各地で同じような状況に置かれている地域の動きをとらえつつ、新しい社会をつくりだす力を探り出し、それを形あるものへと練り上げていくための私たちの役割を考察することができればと思う。

豊田市の調査においては、豊田市役所社会部専門監・水野孝之氏、同自治振興課課長・天野正直氏、同係長・寺田剛氏ら行政関係者の方々、および地元で私たちの訪問を快く受け入れてくれた各地区の関係者の方々に大変お世話になった。心よりお礼申し上げる。この調査が、

少しでも地域社会で生活を営む人々の希望を紡ぐことになるのであれば、望外の喜びである。

(牧野 篤)

<注>

- 1) 小規模データ対話型分析については、大谷尚「4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案－着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き－」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第54巻2号, 2007年, pp.27-44 を参照した。
- 2) たとえば、高瀬淳一『不利益分配社会－個人と政治の新しい関係－』, ちくま新書, 2006年。但し、本書の著者はこのような不利益分配社会における個人と権力との直結を新しい政治として宣揚しようとする。
- 3) 渋谷望『魂の労働』, 青土社, 2005年 など。
- 4) 牧野篤・上田孝典・松浦崇・古里貴士「生涯学習と都市内分権－交流型コミュニティの構想－(豊田市合併町村地区交流館施設調査報告)」, 『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第53巻第1号, 2006年, p.192, p.197など。
- 5) たとえば、保母武彦『「平成の大合併」後の地域をどう立て直すか』, 岩波ブックレット, No.693, 2007年, p.6 など。
- 6) 牧野篤・松浦崇・上田孝典・古里貴士・鈴木希望・水野真由美「自治体改革における分権型社会構築の課題・方向と生涯学習－豊田市「分権型社会における地域力向上調査」報告－」, 『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第53巻第2号, 2007年3月。
- 7) 小原村誌編集委員会編『小原村誌』(復刻版), 1977年, 小原村教育委員会 参照。
- 8) 足助地区の概要については、足助町合併50周年記念誌編集委員会編『足助物語－昭和30年の合併から50年』2005年, 豊田市商業観光課編『とよたおいでんプラン－豊田市観光交流基本計画－』2007年を参照した。
- 9) 豊田市教育委員会編『平成20年度豊田市の教育』2008年 参照。
- 10) 『平成18年度豊田市統計書』2006年, pp.102-103 参照。
- 11) 捧富雄「先進観光地における観光地づくりの要点－愛知県足助町と大分県湯布院町を事例として－」『岡山商大社会総合研究所報』第23号, 2002年, pp.165-181 参照。
- 12) 「社会資本」, 「社会的共通資本」, 「社会関係資本」の関係については、諸富徹『環境』岩波書店, 2003年 参照。
- 13) 豊田市商業観光課編, 前掲, p.122。
- 14) 豊田市ホームページ「全市・地区別男女別年齢別人口(総人口・日本人・外国人)」(http://www.city.toyota.aichi.jp/division_n/ab00/ab01/tanto/toukeijinkousyousai/2009-01/m315.xls), 豊田市, 2009。
- 15) 牧野篤・上田孝典・松浦崇・古里貴士, 前掲, p.192。
- 16) 築羽小学校ホームページ(<http://www.toyota.ed.jp/s-tsukuba/>), 小渡小学校ホームページ(<http://www.toyota.ed.jp/s-odo/>), 敷島小学校ホームページ(<http://www.toyota.ed.jp/s-shikishima/>) より。
- 17) 牧野篤・上田孝典・松浦崇・古里貴士, 前掲, p.192。
- 18) 豊田市商業観光課編, 前掲, p.125。
- 19) 牧野篤・上田孝典・松浦崇・古里貴士, 前掲, p.195。
- 20) 「(愛知)トヨタ テストコース建設の課題」『読売新聞』2008年10月4日。
- 21) 下山地域まちづくり推進協議会・豊田市パンフレット『豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の波及効果を活かした下山まちづくり構想～みんなが元気な香恋の里～』

2008年度研究室活動記録

2008年度講義内容一覧

【生涯学習基礎論Ⅰ】 担当：教授・牧野 篤

「社会教育とは何か」という根底的な問いを出発点として、まず戦後社会教育論を振り返ったのち、宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』を手がかりに、明治期以来の社会教育論の再検討をおこなった。具体的には、山名次郎、佐藤善次郎、井上亀五郎など初期社会教育論者の著作を検討した。

【生涯学習基礎論Ⅱ】 担当：教授・牧野 篤

生涯学習基礎論Ⅰに引き続き、明治大正期の社会教育論の再検討をおこなった。宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』に沿うかたちで谷本富、吉田熊次、湯原元一らの社会教育論を検討対象とし、行政社会教育の成立前夜における社会教育概念の形成過程を確認することを試みた。

【社会教育学基礎理論Ⅴ】 担当：非常勤講師・鈴木敏正

『生涯学習の教育学』の各章について参加者が発表を行い、それに対する質疑応答を中心に授業が展開された。学習論・教育形態論・実践論・計画論を主体形成論という観点から統合する試みが示され、社会教育・生涯学習の研究における体系化の重要性と課題が提起された。

【社会教育学基礎理論Ⅵ】 担当：非常勤講師・長澤成次

近年の、地方分権・市町村合併・規制緩和の動向のもとでの社会教育・生涯学習関連政策について、参加者の関心に基づいた発表が行われた。具体的には社会教育法や図書館法・博物館法の改正、放課後子どもプランや学校支援地域本部事業の実施などのトピックについて、学校教育・家庭教育・社会教育の関係の再編のあり方を視野に入れた議論が交わされた。

【生涯学習論文指導】 担当：教授・牧野 篤

月に一度程度ペースで実施し、修士論文構想、博士論文構想、調査研究計画等、参加者による研究近況報告を行った。それぞれの参加者の報告をもとに、教員や院生らがコメントを述べるかたちで報告された研究について議論し、参加者一同の研究の方向性を検討する機会となった。

学位論文

(修士論文2009年3月)

古壕典洋「日本における遠隔教育の変遷と特質 —成人

学習支援の観点から—」

熊川安理「高齢者像の変遷から見る高齢者政策の課題についての一考察」

王美璇「台湾における社区大学の理念と変遷 —市民意識啓発の観点から—」